F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事

建築工事				電気設備工事		機械設備工事	
意匠				E-01	電気設備工事　特記仕様書1	M-01	機械設備工事　特記仕様書1
A-00	タイトル、図面リスト	A-46	外部階段図（2）【既設解体】	E-02	電気設備工事　特記仕様書2	M-02	機械設備工事　特記仕様書2
A-01	建築改修工事特記仕様書1	A-47	外部階段図（3）【既設解体】	E-03	電気設備工事　特記仕様書3	M-03	機器表、工事内容
A-02	建築改修工事特記仕様書2	A-48	1階倉庫柱補修箇所調査図	E-04	電気設備工事　特記仕様書4	M-04	配置図　給水・消火設備
A-03	建築改修工事特記仕様書3	A-49	1階倉庫壁補修箇所調査図	E-05	配置図　単線結線図	M-05	1階平面図　給水・消火設備【改修後】
A-04	建築改修工事特記仕様書4	A-50	外壁劣化調査図（ひび割れ）	E-06	配置図　1階動力設備図	M-06	2階平面図　給水・消火設備【改修後】
A-05	建築改修工事特記仕様書5	A-51	外壁劣化調査図（爆裂、欠損及び浮き）	E-07	2階・屋根動力設備図	M-07	屋根伏図　給水・消火設備【改修後】
A-06	建築改修工事特記仕様書6	A-52	外壁劣化調査数量表（参考数量）	E-08	1階電気設備図	M-08	屋内消火栓設備計算書
A-07	建築改修工事特記仕様書7	A-53	仮設計画図（参考図）	E-09	2階電気設備図	M-09	1階平面図　既設撤去図【改修前】
A-08	建築改修工事特記仕様書8			E-10	3、4、5階電気設備図、屋根伏図	M-10	2階平面図　既設撤去図【改修前】
A-09	建築改修工事特記仕様書9			E-11	火災報知設備系統図	M-11	3、4、5階平面図、屋根伏図　既設撤去図【改修前】
A-10	建築改修工事特記仕様書10			E-12	1階火災報知設備図		
A-11	建築改修工事特記仕様書11			E-13	2階火災報知設備図		
A-12	建築工事特記仕様書	構造		E-14	3、4、5階火災報知設備図、屋根伏図		
A-13	解体工事特記仕様書	K-01	基礎伏図【改修前】				
A-14	案内図、付近見取図　求積図、面積表	K-02	基礎詳細図【改修前】				
A-15	配置図（現況図）	K-03	2階梁伏図【改修前】				
A-16	配置図（改修後）	K-04	3階梁伏図【改修前】				
A-17	仕上表、工事概要	K-05	4、5、R階梁伏図　外階段配筋図【改修前】				
A-18	1階平面図【改修前】	K-06	軸組図1【改修前】				
A-19	2階平面図【改修前】	K-07	軸組図2【改修前】				
A-20	3、4、5階平面図、屋根伏図【改修前】	K-08	軸組図3【改修前】				
A-21	1階平面図【改修後】	K-09	軸組図4【改修前】				
A-22	2階平面図【改修後】	K-10	軸組図5【改修前】				
A-23	屋根伏図【改修後】	K-11	軸組図6【改修前】				
A-24	立面図1【改修前】	K-12	軸組図7【改修前】				
A-25	立面図2【改修前】	K-13	軸組図8【改修前】				
A-26	立面図3【改修前】	K-14	軸組図9【改修前】				
A-27	立面図【改修後】	K-15	柱リスト、梁リスト1【改修前】				
A-28	断面図【改修前】	K-16	柱リスト、梁リスト2【改修前】				
A-29	断面図【改修後】	K-17	梁リスト3【改修前】				
A-30	建具表1	K-18	鉄骨詳細図（3階）【既設解体】				
A-31	建具表2	K-19	雑配筋図【既設解体】				
A-32	建具表3	K-20	開口閉鎖補強要領図　庇梁伏図、庇取付要領図				
A-33	建具表4	K-21	深層混合処理工法特記仕様書				
A-34	建具表5						
A-35	部分詳細図1						
A-36	部分詳細図2						
A-37	部分詳細図3						
A-38	屋外階段詳細図【改修後】						
A-39	矩計図（大会議室屋根）【改修前・後】						
A-40	矩計図（議場、中庭屋根）【改修前・後】						
A-41	階段、エレベーター詳細図【既設解体】						
A-42	信号船籍室、無線室詳細図【既設解体】						
A-43	天井伏図【既設解体】						
A-44	信号鉄塔詳細図　無線アンテナ鉄柱詳細図【既設解体】						
A-45	外部階段図（1）【既設解体】						

PROJECT TITLE

F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図

REMARKS

〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267
三重県知事登録第1-800号
株式会社エクシア
一級建築士登録第110742号　服部厚生

MANAGER

DRAWN BY

DRAWING TITLE

タイトル、図面リスト

SCALE

1：-

1：

DATE

12・06・12

SHEET NO

A／00

axya

工事特記仕様書（建築、改修）

Ⅰ．工事名称　F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事

Ⅱ．工事概要

1　工事場所　四日市市千歳町9番地他

2　敷地面積　－　㎡

3　工事内容

棟名称	F上屋（千歳庁舎）
構造	鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造　5階建　→減築後2階建
建築面積	2,077.23　㎡
延床面積	4,572.65　㎡　（減築後：3,996.06　㎡）
工事項目	耐震補強及び改修工事

Ⅲ．建築改修工事仕様

1　共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「改標仕」という。）による。

2　特記仕様

(1)　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2)　特記事項は、○の付いたものを適用する。

○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

特記事項に記載される内容が複数ある事項については○印の付いたものを適用し※印の付いたものは適用しない。

章	項目	特記事項
一般共通事項	(1) 適用基準等	※ 1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成22年版） ※ 2) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成17年版）
	(2) 施工条件 (1.3.5)	(・) 監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 (・) 別途工事との工程調整 調整項目（仮設及び工事用道路等の調整、施工順序の調整） 別途工事（防潮扉改修、西側道路内水道管布設） (・) 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 制限する工種名（倉庫1・2内の工事工種、倉庫1・2への出入に影響ある工事工種） 施工時期、施工時間（別途協議） 施工方法（本工事は1階倉庫1・2を使用しながら行う。制限する工種を施工する際には、倉庫1又は倉庫2いずれか一方は使用できるように工事を行う。） (・) 他機関との協議が未完了 協議が必要な機関名（倉庫1・2使用者）
	(3) 発生材の処理等 (1.3.8)	・　本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
造成等	・ 有 (・) 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	(・) 有 ・ 無	・手作業 (・)手作業、機械作業の併用
上部構造部分・外装	(・) 有 ・ 無	・手作業 (・)手作業、機械作業の併用
屋根	(・) 有 ・ 無	・手作業 (・)手作業、機械作業の併用
建築設備・内装等	(・) 有 ・ 無	・手作業 (・)手作業、機械作業の併用
その他（　　）	・ 有 (・) 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用

	・　引き渡しを要するもの ※・　なし　・ ・　特別管理産業廃棄物　※・　有(　　) 処理方法（　　） ・　現場において再利用を図るもの （　　） (・) 再生資材の利用を図るもの (・) アスファルトコンクリート塊 (・) セメントコンクリート塊　(・) 建設発生木材 ・　引渡を要するもの、再生資源の利用を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 (・) 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員に報告すること。 （マニフェストA、B2、D票を提示し、E票については写しを提出すること。） ・　成形板等の解体・撤去にあたっては、事前にアスベスト含有に係る施工調査を行う。 含有が判明した等の場合、改標仕(9.1.3)に従い処理する。
(4) 建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、請負者は受注時において工事請負代金額が１億円以上の工事については、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出する。 また、工事完了後にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へ実績報告を行うこと。
(5) 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
(6) 電気保安技術者 (1.3.3)	適用する
(7) 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。
(8) 施工数量調査(1.5.2)	調査範囲及び調査方法　・工種別の特記による
9　調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法　※・　図示　・
(10) 建築材料等	※ 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」（最新版）（以下「評価名簿」という。）と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 ※ 2) 本工事では三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に認定製品を使用すること。入手困難な場合等においては監督員と協議すること。

11　化学物質の濃度測定 (1.6.9)	測定対象化学物質（●で示したものとする。）

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
	学校，教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
	その他	●	●	●	●	●	

測定対象室及び測定個所数（※・図示　・　　）

測定方法（※・　パッシブ法　・　アクティブ法）

報告書提出部数　２部

(12) 特別な材料の工法	公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
(13) 騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用する。
(14) 工事写真	工事写真の撮り方／建築、及び同／建築設備に従い撮影する。 電子納品とし、次のものを提出する。 CD　部数は「17 電子納品」を参照 全写真のサムネールを印刷したもの（A4版）　１部 代表的写真を抽出し、L版相当サイズで印刷（A4版用紙に１ページあたり３枚）印刷したもの　１部
(15) 完成図 (1.8.2)	作成する（※・　完成図　※　保全に関する資料　・　） 完成図作図範囲 （配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等　） 完成図はＣＡＤにより作成することとし、著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。
(16) 完成写真	デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。（Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）　１部 箇所数は外観４面各室２面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ・　アルバム　１部 （大きさ335㎜×290㎜程度、カラー）
(17) 電子納品	工事写真は、「四日市港管理組合CALS電子納品運用マニュアル、営繕工事納品要領（案）国土交通省大臣官房官庁営繕部、工事写真の撮り方（建築、設備編）」等に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数　※・　２部　・　部） 工事完成図書は、「四日市港管理組合CALS電子納品運用マニュアル、営繕工事納品要領（案）国土交通省大臣官房官庁営繕部、建築CAD図面作成要領（案）」に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数　※・　２部　・　部）
(18) 設備工事との取合い	施工範囲 ・　図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・　図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・　自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・　駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ・　設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。
(19) 既存部分への処置　(1.3.12)	工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならい補修する。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部　厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 建築改修工事特記仕様書1	SCALE 1：- 1：	DATE 12・06・12 SHEET NO A／01

① 一般共通事項

⑳ 事故報告

工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

㉑ 県内企業優先

本工事において、下請け契約を締結する場合には、当該契約相手方は三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

㉒ 総合評価方式

本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の１割を減点します。

㉓ 消防提出書類

消火器の設置届については、電気及び機械設備にて設置届が不要な場合は、建築にて設置届を提出するものとする。
防火対象物使用開始届については書類の作成
（建築図面の用意及び建築に関する部分の記述）を行うこと。

㉔ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
検査終了後の期間
検査完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

㉕ 工事の一時中止に係る計画の作成

契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

㉖ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第２項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

㉗ 工事実態調査

四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。

② 仮設工事

① 足場
(2.2.1) 内部足場 ※・きゃたつ ・ 足場板 (・) 移動足場
(表2.2.1) 外部足場の種別 ※・ A種 ・ B種 ・ C種
保護シート等による養生 (・) 適用する ・ 適用しない
※ 設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月策定）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

③ 既存部分の養生 (2.3.1)
既存ブラインド・カーテンの養生
養生方法（ ）
保管場所 ・ 構内既存施設内
固定された備品、机、ロッカーの移動
・ 行う ・ 行わない

4 仮設間仕切り (2.3.2)(表2.3.1)
・ A種 ・ B種 ※・ C種
合板 厚さ ※・9㎜
せっこうボード 厚さ ※・9.5㎜
合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ※・ 行わない
仮設扉の設置箇所 ※・図示

5 監督員事務所 (2.4.1)
・ 構内建物内の一部を使用する。
・ 設置する ※・ 設けない
監督職員事務所の規模(単位:㎡)
面積 ・ 10㎡程度 ・ 20㎡程度 ・ 35㎡程度
・ 65㎡程度 ・ 100㎡程度
監督員事務所の仕上げ

部位等	仕上げ
床	合板張り又はビニール床シート張り
内壁・天井	合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り
屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

6 監督員事務所の備品等 (2.4.1)(b)

種類	机・椅子	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	組	台	個	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー
数量	足	着	個	個	台
種類	消化器	掃除具	請負者加入	冷暖房器具	インターネット
数量	個	個	台	台	台

⑦ 仮設便所
構内既存の施設
・ 利用できる ※・ 利用できない

⑧ 工事用水
構内既存の施設
(・) 利用できる（※・ 有償 ・ 無償） ※・ 利用できない

⑨ 工事用電力
構内既存の施設
・ 利用できる（※・ 有償 ・ 無償） ※・ 利用できない
有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

⑩ 交通誘導員
配置 ※・ 図示
延べ人数 約 （ 199 ） 人・日

⑪ 交通安全施設等
(・) 別途協議

③ 防水改修工事

1 アスファルト防水 (3.1.4) (3.3.3) (表3.3.3～表3.3.10)

工法	種別	施工箇所
・ P1B	・ B-1 ※・ B-2	
・ P1E ・ P2E	・ E-1 ※・ E-2	

(3.3.2)(h) 断熱層工法の断熱材（P1BI、P2AI及びT1BI工法）
材質 ※・押出法ポリスチレンフォーム3種b（スキン層付）
厚さ ・
(3.3.3)(b)(2) 脱気装置（M3D,POD,POD1,M3DI,M4DI）
設ける（設置数量 ※・ 図示、材質 ） ・設けない
(3.3.3)(d) 保護層 ・ 設ける ・ 設けない

2 改良アスファルトシート防水 (3.4.3) (表3.4.1～表3.4.3) (3.4.3)(2)(3)

工法	種別	施工箇所
・ M4AS	・ AS-1 ・ AS-2 ・ AS-3	

脱気装置（M3D,POD,POD1,M3DI,M4DI）
設ける（設置数量 ※・ 図示、材質 ） ・設けない

③ 合成高分子系ルーフィングシート防水 (3.5.3) (表3.5.1) (3.5.2)(b) (3.5.3)

工法	種別	施工箇所
(・) S3S ・ S3SI	・ S-F1(SI-F1) (・) S-F2(SI-F2)	中庭

絶縁用シート ※ 発砲ポリエチレンシート
脱気装置 ・ 設ける(設置数量 ※・ 図示、材質)(・) 設けない

④ 塗膜防水 (3.6.3) (表3.6.1) (3.6.3)(a) (3.6.3)(b)

工法	種別	施工箇所
・ POX	・ X-1 ・ X-2	
(・) L4X	・ X-1 (・) X-2	屋上B
(・) T1X	(・) X-1 ・ X-2	屋根Ⅰ、Ⅱ
(・) P1X	・ X-1 (・) X-2	屋上A

脱気装置 (・) 設ける(設置数量 ※・ 図示、材質)・ 設けない

（屋根Ⅰ、Ⅱ）

工法	種別	施工箇所
・ P1Y ・ P2Y	・ Y-2 ・	

保護層 ※・ 図示

⑤ 既存塗膜防水層表面の仕上塗装の除去 (3.2.6)(c)(2) (3.2.6)(c)(6)
(M4AS,M4ASI,M4C,M4DI) ・ 行う ・ 行わない
(L4X) (・) 行う ・ 行わない

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER / DRAWN BY	DRAWING TITLE / SCALE / DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事 設計図		〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号 服部厚生		建築改修工事特記仕様書2 1：- 1： 12・06・07 SHEET NO A／02

③ 防水改修工事

⑥ シーリング用材料 (3.7.2) (表3.7.1)

材料

種別	材種	施工箇所
・ SR-1	シリコーン系	
・ SR-2	シリコーン系	
(・) MS-2	変成シリコーン系	外部建具廻り、SUS笠木、手摺柱
・ PS-2	ポリサルファイド系	
・ PU-2	ポリウレタン系	

(3.7.4〜7) 工法
・ シーリング充填工法
(・) シーリング再充填工法
・ 拡幅シーリング再充填工法
（拡幅幅　　㎜、拡幅深さ　　㎜）
(・) ブリッジ工法
屋根SUS笠木：一時撤去、復旧

(3.7.8) シーリング材の試験
※・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ・ 行わない

7 とい (3.8.2) (表3.8.1)
材種　※・ 図示による

8 アルミニウム製笠木 (3.9.2)(c) (表3.9.1) (3.9.2)(d) (3.9.3)(b)
部材の種類
・ 押出し250形 ・ 押出し300形 ・ 押出し350形
・ 板材折曲げ型（本体幅　　㎜、板厚 ・ 2.0㎜）
固定金具の間隔　　㎜
固定方法　・
表面処理 ・ A-1 ・ B-1

④ 外壁改修工事

① 施工数量調査
※・ 行う ・ 行わない
調査範囲 (・) 全面
調査項目 (・) ひび割れ部
(・) 幅0.2㎜、(・) 0.2㎜〜1.0 ㎜、(・) 1.0㎜以上）
(・) はがれ及びはく落部分
(・) 浮き部
調査方法 (・) 打診、目視及びクラックスケール等
(・) 足場 ・ ゴンドラ）
報告書　２部
（立面図等に記載、必要に応じて写真添付）

② 改修工法の種類 (4.1.4)

外壁	種類	改修工法
・ コンクリート打放し仕上げ外壁	・ ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法
	・ 欠損部	・ 充填工法
(・) モルタル塗り仕上げ外壁	(・) ひび割れ部	(・) 樹脂注入工法 (・) Uカットシール材充填工法 ・ シール工法
	(・) 欠損部	(・) 充填工法 ・ モルタル塗替工法
	(・) 浮き部	(・) アンカーピンニング (・) 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法

外壁	種類	改修工法
(・) タイル張り仕上げ外壁	・ ひび割部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法
	(・) 欠損部	(・) エポキシ樹脂モルタル充填工法
	・ 浮き部	・ アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ エポキシ樹脂タイル固定工法 ・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法
	・ 目地	・ 目地ひび割れ部分改修工法 ・ 伸縮目地改修工法 ・ 薄付け仕上塗材塗り
・ 塗り仕上げ外壁	・ 新規仕上げ	・ 厚付け仕上塗材塗り ・ 複層仕上塗材塗り ・ 可とう形改修用仕上塗材塗り ・ 各種塗料塗り ・ マスチック塗材塗り

③ 改修工法等

(4.2.2)(a) (4.3.4) (4.4.5) (4.5.5) (4.2.2)(b) (4.3.5) (4.4.6) (4.5.6) (4.2.2)(c) (4.3.6) (4.4.7) (4.2.2)(d) (4.3.7) (4.4.8) (4.2.2)(g) (4.4.9) (4.2.2)(e) (4.4.10) (図4.4.1) (4.2.2)(e) (4.4.11) (図4.4.2) (4.2.2)(e) (4.4.12) (図4.4.2) (4.2.2)(f) (4.4.13) (図4.4.2) (4.2.2)(e) (4.4.14) (図4.4.2) (4.2.2)(e) (4.4.15) (図4.4.2)

(・) 樹脂注入工法
※各クラックのひび割れ巾により拡散面積を計算し、注入量を決定すること。
種類(・) 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
注入量（ 25ｌ ）注入口間隔（ 200〜300㎜ ）
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法
注入量（　　）注入口間隔（　　）
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法
注入量（　　）注入口間隔（　　）
材料
エポキシ樹脂JIS A6024（建築補修用注入エポキシ樹脂）
(・) 低粘度形 ・ 中粘度形
コア抜取検査 ・ 行う (・) 行わない
・ 抜取り個数　（　　）
・ 抜取り部分補修方法（　　）

(・) Uカットシール材充填工法
材料 ・ シーリング用材充填
（ ・ ＰＵ－２ ・　　）
(・) 可とう性エポキシ樹脂充填
シーリング材の上にポリマーセメントモルタル充填
・ 行う ・ 行わない

・ シール工法
材料 ・ パテ状エポキシ樹脂
・ 可とう性エポキシ樹脂

(・) 充填工法
材料 (・) エポキシ樹脂モルタル
・ ポリマーセメントモルタル

・ モルタル塗替え工法
材料 ・既製目地材の適用及び形状（　　）
仕上げ厚 （　　）

(・) アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
アンカーピンの配置　※・ 標準
材料 (・)アンカーピン （ ステンレス製 ）

・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
アンカーピン及び注入口の配置　※・ 標準
材料 ・ アンカーピン （ ステンレス製 ）

・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
アンカーピン及び注入口の配置　※・ 標準
材料 ・ アンカーピン （ ステンレス製 ）

・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
注入口付アンカーピンの配置　※・ 標準
材料 ・ 注入口付アンカーピン （　　）

・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
注入口付アンカーピンの配置　※・ 標準
材料 ・ 注入口付アンカーピン （　　）

・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
注入口付アンカーピン及び注入口の配置　※・ 標準
材料 ・ ポリマーセメントスラリー （　　）
・ 注入口付アンカーピン （　　）

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 建築改修工事特記仕様書3	SCALE 1：- 1：	DATE 12・05・11 SHEET NO A／03

④ 外壁改修工事

(4.2.2)(h)
(4.5.7)

- タイル部分張替え工法

材料
- ポリマーセメントモルタル
- 変成シリコーン樹脂、エポキシ樹脂、ポリウレタン樹脂

形状寸法	きじ	釉薬	色
	・ 磁器	・ 施釉	・ 標準色
	・ せっ器	・ 無釉	・ 特注品

- 役物（・一体成形　・接着加工）
- 試験張り　・行う　※・行わない
- 見本焼き　・行う　※・行わない

(4.2.2)(h)
(4.5.8)
(表4.5.3)

- タイル張替え工法

タイルの種別	タイルの大きさ	工法	塗り厚(mm)
・ 外装タイル	・ 小口以上二丁掛け以下	・ 密着張り	5～8
		・ 改良積上げ張り	4～7
		・ 改良圧着張り	下地側 4～6 タイル側 3～4
・ ユニットタイル	・ 25㎜角を超え小口未満	・ マスク張り	3～4
	・ 小口未満	・ モザイクタイル張り	3～5

(4.5.15)
- 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
  注入口付アンカーピンノ配置（　　本／㎡）

(4.2.2)(h)
(4.5.16)
- 目地ひび割れ部改修工法
- 伸縮調整目地改修工法
  伸縮調整目地
  （位置　　寸法　　×　　）
  検査　シーリング接着性試験
  ・ 行う（・ 簡易接着性試験）　・ 行わない

(・) 外壁複合改修構工法（ピンネット工法）
施工箇所　(・) 図示
(・) 建設技術評価証明書を得ているもの。
(・) 10年保証

④ 塗り仕上げ

(4.2.2 (j))
(表4.2.3(その1))
(その2))

種　類	呼び名	仕上形状		工　法
薄付け仕上塗材	(・) 外装薄塗材E	・ 砂壁状		(・) 吹付
		(・) ゆず肌状		
		・ 平たん状 ・ 凹凸状		・ こて
		・ ゆず肌状 ・ さざ波状		・ ローラー
		・ 着色骨材砂壁状		・ 吹付け ・ こて
厚付け仕上塗材 JIS A 6909（建築用仕上塗材）	・ 外装厚塗材C	スタッコ状	・ 吹放し 凸部処理	・ 吹付け
			・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし	・ こて
	・ 外装厚塗材Si ・ 外装厚塗材E	スタッコ状	・ 吹放し 凸部処理	・ 吹付け
			・ 平たん状 ・ 凹凸状	・ こて ・ ローラー
複層仕上塗材 JIS A 6909（建築用仕上塗材）	・ 複層塗材ＣＥ ・ 複層塗材ＲＳ ・ 防水形複層		・ ゆず肌状	・ ローラー
	(・) 防水形複層塗材E		・ 凸部処理	・ 吹付け
	・ 複層塗材ＲＥ ・ 防水形複層塗材ＲＥ		(・) 凹凸模様	(・) 吹付け
可とう形改修用仕上塗材	・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材ＲＥ		・ 平たん状 ・ さざ波状	・ ローラー
	・ 可とう形改修塗材ＣＥ		・ ゆず肌状	・ 吹付け

(表4.2.5) 複層仕上塗材の上塗材の種類

樹脂種類	溶媒種類	外観
(・) アクリル系	・溶剤系	・ 艶有　・ 艶無　・ メタリック
	・弱溶剤系	・ 艶有　・ 艶無
	(・) 水　系	(・) 艶有　・ 艶無
・ シリカ系	・水　系	・ 艶無
・ ポリウレタン系	・溶剤系	・ 艶有　・ 艶無　・ メタリック
	・弱溶剤系	・ 艶有　・ 艶無
	・水　系	・ 艶有　・ 艶無
・ アクリルシリコン系	・溶剤系	・ 艶有　・ 艶無　・ メタリック
	・弱溶剤系	・ 艶有　・ 艶無
	・水　系	・ 艶有　・ 艶無
・ ふっ素系	・溶剤系	・ 艶有　・ 艶無　・ メタリック
	・弱溶剤系	・ 艶有　・ 艶無
	・水　系	・ 艶有　・ 艶無

（注）　つやなし及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。

(4.6.3) 既存塗膜等の除去及び下地処理

工法	処理範囲
・ サンダー工法	
・ 高圧水洗工法 30MPa以上	
・ 塗膜剥離剤工法	
(・) 水洗い工法 ・ デッキブラシ (・) 高圧ポンプ 10～15MPa	外壁、巾木、パラペット

(4.6.4) 下地調整
(・) C1　・ C2　・ CM-２　・ E
(RC、ALC)

建具改修工事

⑤ アルミニウム製建具

(5.1.3) ① 改修工法
- ・ かぶせ工法
- ・ カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法
- ・ 撤去工法
- ・ はつり工法 ・ 引抜き工法

2 防火戸 (5.1.4)
- ・ 例示仕様 ・ 個別認定（認定番号 ）

3 見本の製作 (5.1.5)
- ・ 製作する ・ 製作しない

4 ブラインドカーテンボックス等 (5.1.6(c))
- ・ 再使用する ・ 再使用しない

⑤ アルミニウム製建具
- 性能等級等
- (5.2.2) ・ A種 ・ B種 ・ C種
- (表5.2.1) ・ 防音ドアセット、防音サッシ （等級 ）
- ・ 断熱ドアセット （等級 ）
- ・ 耐震ドアセット （等級 ）

(表5.2.2) アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別
- ・ 外部に面する建具
  - ※・ B-1 ・ B-2
- ・ 内部に面する建具
  - ※・ C-1 ・ C-2

6 網戸 (5.2.3(e))
- ※・ 可動式 ・ 固定式

防虫網の材質
- ・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製
- ・ ステンレス(SUS316)製

網目
- ・ 16メッシュ ・ 18メッシュ

7 鋼製建具
- 鋼製建具の性能等級
- (5.3.2) ・ 簡易気密性ドアセット
- (表5.3.1) ・ 外部に面する建具の耐風圧
- (表5.2.1) ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6
- (5.2.2(b)) ・ 防音ドアセット、防音サッシ （等級 ）
- (5.3.3) ・ 断熱ドアセット （等級 ）
- (5.3.4) ・ 耐震ドアセット （等級 ）
- ・ H>2400 または W>950 の建具
  - 鋼板類の厚さ ※・ 図示

8 鋼製軽量建具
- 鋼製軽量建具の性能等級
- (5.4.2) ・ 簡易気密性ドアセット
- (5.2.2(b)) ・ 外部に面する建具の耐風圧
- (5.4.3) ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6
- (5.4.4) ・ 防音ドアセット、防音サッシ （等級 ）
- ・ 断熱ドアセット （等級 ）
- ・ 耐震ドアセット （等級 ）
- ・ H>2400 または W>950 の建具
  - 鋼板類の厚さ ※・ 図示

表面仕上げ
- ・ 塗装
- ・ ビニル被覆鋼板
- ・ カラー鋼板
- ・ ステンレス鋼板 （※・ HL ・ 鏡面 ）

9 ステンレス製建具
- ステンレス製建具の性能等級
- (5.5.2) ・ 簡易気密性ドアセット
- (5.3.2) ・ 外部に面する建具の耐風圧
- ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6
- ・ 防音ドアセット、防音サッシ （等級 ）
- ・ 断熱ドアセット （等級 ）
- ・ 耐震ドアセット （等級 ）
- (5.5.3) 材料 ・ SUS304 ・（ ）
- (5.5.4) 表面仕上げ ・ HL仕上げ ・（ ）
- (5.5.5)

曲げ加工 ※・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ

⑩ 建築用金物
- (5.6.2) 金物の見え掛かり部等の材質
- ※・ 改標仕表5.6.1(その1)(その2)による
- (5.6.4) マスターキー ・ 製作する ・ 製作しない
- 引渡用鍵箱 ・ 必要 ・ 不要

11 自動ドア開閉装置
- ・ スライディングドア
- (5.7.3) ・ スイングドア
- (5.7.3)
- (表5.7.3) （ ）

開閉方法
- (5.7.3(f)) 凍結防止措置 ・ あり ・ なし

センサの種類

12 自閉式上吊り引戸装置
- 自閉式上吊り引戸装置の性能値
- (5.8.3) ※・ 改共仕表5.8.1による ・ （ ）

13 重量シャッター
- 種類
- (5.9.2) ・ 一般重量シャッター ・ 外壁用防火シャッター
- ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター
- 耐風圧強度 （ Pa以上）
- (5.9.2) 開閉機能
- (表5.9.1) ・ 上部電動式（手動併用） ・ 上部手動式

14 軽量シャッター
- 開閉形式
- (5.10.2) ・ 上部電動式（手動併用） ・ 手動式
- 耐風圧強度 （ Pa以上）
- (表5.10.1)

スラットの材質及び形状
- ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形

15 オーバーヘッドドア
- 型式及び機構
- (5.11.2) セクション材料
- ・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ
- ・ ファイバーグラスタイプ

耐風圧強度 （ Pa以上）

開閉方式
- ・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式

収納形式
- ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形
- ・ ハイリフト形 ・ バーチカル形

(5.11.3) ガイドレール
- ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板

⑯ ガラス
- (5.12.2(a)) 板ガラス

種 別	材料板ガラスの種類及び署き等		
・ フロート板ガラス			
・ 型板ガラス	F4		
・ 網入板ガラス	FW6.8		
・ 線入板ガラス			
・ 合わせガラス			
・ 強化ガラス			
・ 熱線吸収板ガラス			
・ 複層ガラス			
・ 熱線反射ガラス		反射膜	・室内側 ・室外側
・ 倍強度ガラス			

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事 設計図		〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号 服部厚生			建築改修工事特記仕様書5	1：- 1：	12・03・29 SHEET NO A／05

⑰ ガラス留め材 (5.12.2(b))

ガラス留め材

建具の種類	種　　類
アルミニュウム製	・ ガスケット (・) シーリング材
鋼製	・ シーリング材　・ ガスケット
ステンレス製	・ シーリング材 ・ ガスケット

18 ガラスブロック積み

ガラスブロック
　表面形状、寸法、厚さ　※・　図示
　金属枠、補強材、　※・　図示
(5.12.5)　化粧カバー　※・　図示
工法
　・　図示

6 内装改修工事

① 一般事項

(6.1.3(b)) 既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改修範囲
・ 天井	図示による
・ 壁	図示による
・ 床	図示による

(6.1.3(c)) 天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲
（・ 図示による　・　　）

(6.1.3(f)) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修
（・ 図示による　・　　）

2 既存床撤去、下地撤去
(6.2.2(a)(1))
(6.2.2(a)(2))
(6.2.2(c))

既存床仕上げ材の除去等
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去
天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修
・ 行う　・ 行わない

合成樹脂塗り床材の除去等
・ 機械的除去工法　・ 目荒し工法

改修後の床の清掃範囲
※・ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲
・ （　　）

3 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2)

既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法
・ （　　）

4 木下地等下地補修
(6.5.1(c))
(表6.5.1)
(6.5.2(a)(1))
(表6.5.2)

表面仕上げ　・ A種　※・ B種　・ C種

木材の含水率（工事現場搬入時、質量比）

部材名称	種　別
構造材	※ ・ A種　・ B種
下地材	※ ・ A種　・ B種
造作材	※ ・ A種　・ B種

(6.5.2(a)(2)(ⅱ)) 保存処理木材　※・ 図示による

(6.5.2(a)(2)(ⅲ)) 構造材及び下地材の等級
※・ 改標仕6.5.2(a)(2)(ⅲ)による

(6.5.2(a)(2)(ⅲ)) 造作材の等級
※・ A種　・ B種
樹種

部位	樹種	県産材

(6.5.2(a)(3)) 代用樹種の使用　・禁止する　・禁止しない

(6.5.2(b)(2)(ⅰ)) 集成材等
・ 構造用集成材又は単板積層材

部材名称	品名	強度等級	材面の品質	接着性能	樹種名	寸法又は厚さ

(6.5.2(b)(2)(ⅱ))
・ 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は単板積層材

部材名称	材面の品質	樹種名	防虫処理	寸法または厚さ

(6.5.2(c)) ・ 床張り用合板等

部材名称	樹種名	接着の精度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ

(6.5.2(h)) ・ 防腐処理
　種類品質等（　　）

(6.5.2(i)) ・ 防蟻処理
　種類品質等（　　）

⑤ 軽量鉄骨天井下地
(6.6.2)
(表6.6.1)
(6.6.3)

野縁等の種類
・ 屋内　※・ 19形　・ 25形
(・) 屋外　・ 19形　※・ 25形

形式及び寸法
(・) 屋外　※・ 図示
・ 耐震天井　※・ 図示
・ ふところ＞3m　※・ 図示

既存埋込みインサート
(・) 使用する　・ 使用しない

既存埋め込みインサート、あと施工アンカーの引き抜き試験
・行う (・) 行わない

⑥ 軽量鉄骨壁下地
(6.7.2)
(6.6.4(a)(1))

スタッド、ランナーなどの種類
※・ 図示

7 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り
(6.8.2)
(6.8.2(a))
(6.8.2(b))

材料
・ ビニル床シート　【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色　柄	厚　さ	備　考
NC	無地	2.5mm	

・ ビニル床タイル　【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種　類	厚　さ	備　考
半硬質ビニル床タイル	2.0mm	

(6.8.2(c)(1)) ・ 帯電防止床シート、床タイル

種　類	性　能	厚　さ	備　考
		2.0mm	

(6.8.2(c)(2)) ・ 視覚障害者用床タイル

種　類	形　状	備　考

(6.8.2(c)(3)) ・ 耐動荷重性床シート

種　類	性　能	厚さ	備　考

(6.8.2(e)) ・ ゴム床タイル

種　類	厚さ	備　考

工法
下地
・ モルタル下地　・ 木下地
・ その他（　　）

ビニル床シート張り
熱溶接工法　・ 適用する　・ 適用しない

8 カーペット敷
(6.9.3(a))
(表6.9.1)

・ 織じゅうたん

種　別	パイル形状	帯電性	品質の程度
・ A種 ・ B種 ・ C種	・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用	※・ 人体耐電圧 3kV以下	

品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)

(6.9.3(b))
(表6.9.2)

・ タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長(mm)	帯電性	工　法	品質の程度
・ カットパイル ・ ループパイル ・ レベルループパイル 、ループ併用		※・ 人体耐電圧 3kV以下	※・ 全面接着工法 グリッパー工法	

(6.9.3(c)) ・ ニードルパンチカーペット

厚さ (mm)	帯電性	備　考
	※・ 人体耐電圧 3kV以下	

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部 厚生			建築改修工事特記仕様書6	1：- 1：	12・05・11 SHEET NO A／06

(6.9.3(d))
(表6.9.2)

・ タイルカーペット

種 別	パイル形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度
	・ カットパイル ※・ ループパイル	※・ 500 x 500 ・	※・ 6.5 ・	・

(6.9.3(e)) 下敷き材 ※・ 第2種第2号、厚さ 8mm

(6.9.4(e)) 敷き方

平 場	※・ 市松敷き ・ 模様流し
階段部分	・ 市松敷き ※・ 模様流し

9 合成樹脂塗床

(6.10.3(b))
(表6.10.3)
(6.10.3.(c))
(表6.10.4.～6.10.7)

弾性ウレタン塗床の仕上げ種類、工程
※・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ

エポキシ樹脂塗床の仕上げ種類
・ 薄膜流し展べ仕上げ ・ 厚膜流し展べ仕上げ（・平滑 ・防滑）
・ 樹脂モルタル仕上げ（・平滑 ・防滑） ・ 防滑仕上げ

10 フローリング張り

(6.11.4)
(表6.11.1)

・ モルタル埋め込み工法
フローリングブロック（単位 mm）

材 料	厚 さ	大きさ	備 考
※・ なら	15	303 x 303	辺材部分には防虫処理を行う
・			

(6.11.5)
(表6.11.3)

・ 釘留め工法

材 料	類 別	種 別	樹 種
・ フローリングボード（根太張用）			※・ なら
・ 複合フローリング（根太張用）	・ 1種 ・ 2種 ・ 3種	・ A種 ・ B種 ※ ・ C種	・

(6.11.6)
(表6.11.1)
(表6.11.2)
(表6.11.4)

・ 接着工法

材 種		樹 種	厚 さ	大きさ
・ フローリングボード（直張用）		※・ なら ・		
・ フローリングボード（直張用）				
・ 複合1種フローリング（直張用）	・ A種 ・ B種			
・ 複合2種フローリング（直張用）	※ ・ C種			
・ 複合3種フローリング（直張用）				
・ 複合フローリング（直張用）		・	・	・

(6.11.7(b)) 塗装
※・ ウレタン樹脂ワニス塗り（１液形、B種）
・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り
・ 生地のままワックス塗り
・

11 畳敷き

(6.12.2)
(表6.12.1)

種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種

12 石膏ボード、その他ボード及び合板張り

(6.13.2)
(表6.13.1)

材 種	種 別	厚さ (mm)
・せっこうボード		壁 ・9.5 (準不燃) ※・12.5(不燃)
		天井 ※・9.5 (準不燃) ・12.5(不燃)
・化粧せっこうボード	・ トラバーチン模様	※・9.5 (準不燃)
	・ 木目模様	※・9.5 (準不燃)
・ロックウール化粧吸音板	・ 普通	※・9
	・ 立体模様	
・けい酸カルシュウム板	※ ・ タイプII 0.8FK	

(6.13.2)(h) 遮音シール材
・シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド

(6.13.3)(e)(3) 合板類の張付け
・ A種 ・ B種

(6.13.3)(g)(1) せっこうボードの目地工法
(6.13.5) ・ 継目処理 ・ 突付け ・ 目透し

13 壁紙張り

(6.14.2)

施 工 箇 所	品質の程度	防火性能
		・不燃 ・準不燃
		・不燃 ・準不燃
		・不燃 ・準不燃

14 モルタル塗り

(6.15.3)

既製目地材
・ 使用する（形状 ）

15 タイル張り

(6.16.2)
(6.16.3)

伸縮調整目地
位置 ※・ 図示

タイルの種類

施工箇所	形状寸法	工法	区分 I類（磁器）	区分 II類（せっ器）	区分 III類（陶器）	うわぐすり	役物	耐薬品性	特注色

(6.16.3)(a)(3) 試験張り ・ 行う ※・ 行わない
見本焼き ・ 行う ※・ 行わない

16 セルフレベリング材塗り

(6.17.2)

・ せっこう系 ・ セメント系
塗厚 mm

17 断熱材

(9.5.2)

断熱材打込み工法
種類 ※・ A種 ・ B種

種 類	種 別	厚さ (mm)	施工箇所
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム			
・ 押出法ポリスチレンフォーム			
・ 硬質ウレタンフォーム			
・ フェノールフォーム			

(9.5.3) 断熱材現場発泡工法（吹付硬質ウレタンフォーム）

種 類	厚さ (mm)	施工箇所
※ ・ A種1 ・A種2 ・ A種3		※・ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所

PROJECT TITLE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事 設計図

REMARKS

〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267
三重県知事登録第1-800号
株式会社エクシア
一級建築士登録第110742号 服部 厚生

MANAGER

DRAWN BY

DRAWING TITLE
建築改修工事特記仕様書7

SCALE
1：-
1：

DATE
12 ・ 03 ・ 29

SHEET NO
A／07

axya

塗装改修工事

⑥ 材料 (7.1.3)(b)

※ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・ 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所　　）

① 下地調整 (7.2.2～7.2.7)(表7.2.1～7.2.7)

種別

下地	種別
・ 木部	・ RA種 ※ ・ RB種 ・ RC種
・ 鉄鋼面	・ RA種 ※ ・ RB種 ・ RC種
・ 亜鉛めっき鋼面	・ RA種 ※ ・ RB種 ・ RC種
・ モルタル、プラスター面	・ RA種 ※ ・ RB種 ・ RC種
・ コンクリート、ALCパネル面	・ RA種 ※ ・ RB種 ・ RC種
・ コンクリート、押出成形セメント板面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種
・ せっこうボード、その他ボード面	・ RA種 ※ ・ RB種 ・ RC種

③ 錆止め塗料塗り (7.3.2) (表7.3.1) (7.3.3) (表7.3.3～7.3.4)

錆止め塗料種別
鉄鋼面
※ ・ A種（屋外） ※ ・ B種（屋内） ・ C種
亜鉛めっき鋼面
※ ・ A種 ・ B種 ・ C種
錆止め塗料塗り種別
鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ※ ・ C種
亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ※ ・ C種

④ 合成樹脂調合ペイント塗り (7.4.2) (7.4.3～7.4.5) (表7.4.1～7.4.3)

塗料種別 ※ ・ 1種 ・
種別

下地	種別
・ 木部	・ A種 ・ B種 ・ C種
・ 鉄鋼面	・ A種 ※ ・ B種 ・ C種
・ 亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種

5 クリアラッカー塗り (7.5.2) (表7.4.1)

種別
木部 ・ A種 ※ ・ B種

6 フタル酸樹脂エナメル塗り (7.56.2～7.56.3) (表7.56.1～7.56.2)

種別

下地	種別
・ 木部	・ A種 ※ ・ B種 ・ C種
・ 鉄面及び亜鉛めっき鋼面	・ A種 ※ ・ B種 ・ C種

7 アクリル樹脂系非水分散形塗料 (7.7.2)(表7.7.1)

種別
・ A種 ※ ・ B種

⑧ 耐候性塗料塗り (7.8.2～4) (表7.8.1～3)

種別
・1級（フッ素系） ・2級（ｼﾘｺﾝ系） ・3級（ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系）

下地	種別
鉄鋼面	・A種 ・B種 ・C種
亜鉛メッキ鋼面	・A種 ・B種 ・C種
コンクリート面及び押出成形セメント板面	・A－1種 ・A－2種 ・B－1種 ・B－2種 ・C－1種 ・C－2種

9 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (7.9.2～5) (表7.9.1～4)

種別

下地	種別
コンクリート、モルタル、プラスター せっこうボード、その他ボード面	・A種 ※ ・B種 ・C種 しみ止め（　　）
木部（屋内）	・A種 ※ ・B種 ・C種
鉄鋼面（屋内）	・A種 ※ ・B種 ・C種
亜鉛メッキ鋼面（屋内）	・A種 ※ ・B種 ・C種

10 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP) (7.10.2) (表7.10.1)

種別
・ A種 ※ ・ B種 ・ C種
しみ止め （・　　）

11 合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T) (7.11.2) (表7.11.1～3)

種別
・ A種 ※ ・ B種 ・ C種

12 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC) (7.15.2) (表7.15.1)

種別
・ A種 ※ ・ B種

13 ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗り (7.13.2)

(表７．１３．１参照)

14 木造保護塗料塗り(WP) (7.14.2) (表7.14.1)

種別
・ A種 ※・ B種

15 ﾏｽﾁｯｸ塗材塗り (7.15.2) (表7.15.1)

種別
・ A種 ・ B種

PROJECT TITLE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図

REMARKS

〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267
三重県知事登録第1-800号
株式会社エクシア
一級建築士登録第110742号　服部厚生

MANAGER

DRAWN BY

DRAWING TITLE
建築改修工事特記仕様書8

SCALE
1：-
1：

DATE
12・03・29

SHEET NO
A／08

axya

⑧の1 耐震改修工事 共通事項

（一般事項）

①適用範囲

(8.1.1) 工事内容

- ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- ・ 鉄骨ブレースの設置工事
- ・ 柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）
- ・ 柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法）
- ・ 柱補強工事（連続繊維補強工法）
- ・ 耐震スリット新設工事
- ・ 免震改修・制震改修工事

(8.1.1)(8.1.2) 工事種別

- ・ 施工調査（施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修）
- ・ 撤去工事（設備機器配管及び仕上げの取り壊し、撤去（下地の一部又は全てを含む）、構造体のはつり）
- ・ 鉄筋工事
- ・ あと施工アンカー工事
- ・ コンクリート工事
- ・ 鉄骨工事
- ・ グラウト工事
- ・ 連続繊維補強工事
- ・ スリット新設工事
- ・ 免震改修、制震改修工事

（施工調査）

2 施工計画調査

(1.2.2)(1.2.4)(1.3.1)(1.5.1) 施工計画調査

項 目	内 容	記録事項等

3 施工計画調査

(1.2.2)(1.2.4)(1.3.1)(1.5.2) 施工計画調査

項 目	内 容	記録事項

⑧の2 耐震改修工事 撤去工事

（既存部分の撤去等）

①既存仕上げ等の撤去

(8.19.2)(8.20.2)(8.21.2)(8.22.2) 既存仕上げ等の撤去

撤去の範囲

※・ 図示

- ・ 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分
- ・ 既存コンクリート撤去範囲に面する部分
- ・

(8.19.2) 既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置

(8.20.2)(8.21.2)(8.22.2) 本工事の範囲

- ・ 設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分

※・ 設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。

- ・

撤去範囲 ※・ 図示 ・（ 3・4・5階 ）

②既存構造体の撤去

(8.19.2)(8.20.2)(8.21.2)(8.22.2) 既存構造体の撤去

撤去範囲 ※・ 図示 ・（ ）

(8.19.2)(8.20.2)(8.21.2)(8.22.2) はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置

既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断

鉄筋の切断	範 囲	適用
・ 既存鉄筋は切断せず残す	※・図示 ・ 全ての撤去部分 ・ ・ 適用なし	
・ コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する	※・図示 ・ 全ての撤去部分 ・ ・ 適用なし	開口閉鎖
・ コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する	※・切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲 ・	解体（3・4・5階、PH階、庇、倉庫、屋外階段）

はつり出した鉄筋の処置

※・ 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。

・（ ）

はつりだした鉄骨の処置

※・ コンクリート等を除去し鉄面を表す。

・（ ）

（既存部分の処理）

③既存構造体コンクリートの表層目荒らし

(8.19.3)(8.20.3)(8.21.3) 既存構造体コンクリートの表層目荒らし

目荒らし範囲

※・ 既存コンクリートとの打継ぎ面全面

※・ 既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充填部の接合面

※・ 図示 ・（ ）

目荒らし程度

※・ 平均深さ5～10㎜で最大深さ15㎜程度の凹凸を100㎜間隔程度で施す

※・ 図示 ・（ ）

⑧の3 耐震改修工事 鉄筋工事

（鉄筋工事材料）

①鉄筋

(8.2.1)(表8.2.1) 材料(表8.2.1)による

種 別	径 (㎜)
・ SD295A	D10
・ SD345	
・ SD390	
・	

2 溶接金物

(8.2.2) 網目の形状寸法及び鉄線の径

網目の形状寸法	鉄線の径(㎜)

③鉄筋の継手

(8.3.4)

	径	部位
重ね継手	※・D16以下	開口閉鎖部分
ｶﾞｽ圧接	※・D19以上	

④各部配筋 ※・ 図示

5 ｶﾞｽ圧接

(8.3.8) 圧接完了後の試験

超音波探傷試験

・行う ・行わない

（現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ壁増設工事及び鉄骨ﾌﾞﾚｰｽの設置工事等）

6 割裂補強筋

(8.19.6)(8.20.7) 割裂補強筋の適用

種類	材料	材種	径	本数,ﾋﾟｯﾁ	適用箇所
※・ｽﾊﾟｲﾗﾙ筋	※・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用棒鋼 ・	※・SR235 ・	※・6φ ・ 9φ ・	ｽﾊﾟｲﾗﾙの径(㎜) <75、135> ｽﾊﾟｲﾗﾙのﾋﾟｯﾁ(㎜) < 50 >	※・図示 ・
※・はしご筋	※・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用棒鋼(異形鉄筋) ・	※・SR295A ・	※・D10 ・	壁内方向筋 < > 壁面外方向筋 < >	

8の4 耐震改修工事 コンクリート工事

(ｺﾝｸﾘｰﾄ工事一般事項)

①ｺﾝｸﾘｰﾄの種類及び強度 (8.1.3)

ﾚﾃﾞｨﾏｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの種別 (8.1.3)
(・) Ⅰ類 ・ Ⅱ類

普通ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度 (8.10.1)

設計基準強度 Fc(N/mm²)	適用範囲
(・) 21	開口閉鎖部分
・	

軽量ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度 (表8.10.1)

設計基準強度 Fc(N/mm²)	種 別	適用範囲
・ 21	・1種 ・2種	
・		

(普通ｺﾝｸﾘｰﾄ)

②普通コンクリートの材料 (8.2.5) (表8.2.3)

セメントの種類
※・ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種
・ (　　)

骨材
アルカリシリカ反応性による区分
※・ ＡＬ（コンクリート中のアルカリ総量を規制）
なお、ALで規制できない場合は、Aとし、その試験は、施工着手前、工事中１回／６ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者が生コン工場のストックヤードから試料を採取して試験を行うこと。

(現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ壁の増設工事、溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖ﾌｰﾌﾟ巻き工法)

③ｺﾝｸﾘｰﾄの打込み工法等 (8.19.8) (8.21.5)

部位別のコンクリートの打設工法の指定

補強工法	打設工法	部位
現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ壁の増設工事	(・) 流込み工法 (8.19.8(a)(1)(b))	(・) 全ての増設壁 ・ 図示 ・
	・ 圧入工法 (8.19.8(a)(1)(c))	・ 全ての増設壁 ・ 図示 ・
	・ 工法指定なし	・ 全ての増設壁 ・ 図示 ・
	・	・ 図示
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖ﾌｰﾌﾟ巻き工法	・ 流込み工法 (8.19.8(a)(1)(b))	・ 全ての増設壁 ・ 図示 ・
	・ 圧入工法 (8.19.8(a)(1)(c))	・ 全ての増設壁 ・ 図示 ・
	・ 工法指定なし	・ 全ての増設壁 ・ 図示 ・
	・	・ 図示

(8.21.5)

柱頭柱脚の隙間部間の型枠
※・ 発泡プラスチック保温材等を埋込む
・ (　　)
柱頭柱脚の隙間寸法
※・ 図示 ・ (　　)
打ち込み打ちコンクリート又はグラウトの厚さ
※・ 図示 ・６０㎜ ・ (　　)

8の5 耐震改修工事 あと施工アンカー工事

(あと施工ｱﾝｶｰ)

①あと施工ｱﾝｶｰの材料 (8.2.4) (表8.2.2)

種　類
(・) 金属系　セットの方式　※・本体打込み式(・)改良型・従来型)
(D10)　径及び埋込み深さ　※・ 図示 (・) 50㎜)
　　引張耐力　※・ 図示 (・) 14.7kN)
　　せん断耐力　※・ 図示 (・) 21.0kN)

(・) 接着系　カプセル型　※・有機系　・無機系
(D19)　径及び埋込み深さ　※・ 図示 (・) 200㎜)
　　引張耐力　※・ 図示 (・) 50.4kN/本)
　　せん断耐力　※・ 図示 (・) 68.4kN/本)

②あと施工ｱﾝｶｰの施工 (8.11.2) (8.11.4) (8.11.5)

穿孔
埋込み配管等の探査の範囲及び方法
範囲　※・ 図示 ・ あと施工アンカー施工部分全て
・ (　　)
方法　※・ 鉄筋探知機(金属探知機)により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。
・ はつり出しによる。
・ (　　)

あと施工アンカーの施工確認試験
・ 実施する ・ 実施しない

確認試験方法及び試験数
※・(8.11.5)による ・(　　)
確認強度 (8.11.2)
・(　　)

(場所打ちｺﾝｸﾘｰﾄ壁の増設工事)

③シアコネクタ (8.2.4) (8.3.4) (8.7.9)

場所打ちコンクリート壁の打増部に用いる既存部とのシアコネクタ

種類　※・ 金属系あと施工アンカーの異形差筋アンカー
・ 接着系あと施工アンカーの異形差筋アンカー
径(㎜)　※・ Ｄ１０
長さ(㎜)　※・ 増打壁厚－４０ ・ (　　)
彫込み深さ(㎜)
※・ ５ｄ(d: ｼｱｺﾈｸﾀの径)以上 (　　)
間隔(㎜)　※・ ５００×５００

シアコネクタとセパレーターの兼用
※・ 兼用してもよい ・兼用しない ・(　　)

8の6 耐震改修工事 鉄骨工事

(鉄骨工事一般事項)

１ 鉄骨製作工場 (8.1.5)
㈱日本鉄骨評価センター又は(社)全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工事の性能評価 基準」に定める、下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
・ Ｊ ・ Ｒ ・ Ｍ ・ Ｈ ・ Ｓ

２ 施工管理技術者 (8.1.5)
施工管理技術者（鉄骨製作管理技術者、鉄骨工事管理責任者等）の適用
・ しない ・ する

３ 高力ﾎﾞﾙﾄ (8.2.8)
高力ﾎﾞﾙﾄの適用
※・ トルシア形高力ボルト 2種（S10T）
・ JIS形高力ボルト2種（F10T）
・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト1種（F8Ｔ相当）

(鉄骨工作)

４ 仮組 (8.12.9)
仮組の実施
・ 実施する (　　) ・ 実施しない

５ 技能資格者 (8.14.3)
溶接作業における技能資格者の技量付加試験
・ 実施する (　　) ・ 実施しない

６ 溶接部の試験 (8.14.11)
完全溶込み溶接部の超音波探傷試験
工場溶接の場合
※・全数試験とする
・公共建築工事標準仕様書(平成22年度版)(7.6.11(b))による。
平均出検品質限界(AOQL) ※・4.0% ・ 2.5%
検査水準 ※・第６水準 ・ (　　)
ロットの構成 (　　)

工事現場溶接の場合
※・全数試験とする
・公共建築工事標準仕様書(平成22年度版)(7.6.11(b))による。
平均出検品質限界(AOQL) ※・4.0% ・ 2.5%

９ 耐火被覆材の種別及び性能 (8.17.2) (8.17.3)

部 位	種 別	仕 様

| | | |

8の7 耐震改修工事 グラウト工事

(グラウト工事)

① モルタル及びグラウト材

(8.2.10) 構造体用モルタル
※・(8.2.10)及び(8.5.10)による。
・

(8.5.10) 無収縮モルタル材
※・(8.2.10(b))による
・

(表8.5.2) グラウト材
※・(8.2.10(C))による。

(表8.5.8)

② 既存構造体との取合部の処理方法

(8.19.9) (8.20.7) 増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造体との隙間の処置方法

部位	処理方法	備考
・増設壁の上部	※・無収縮モルタル材を注入 ・	※・寸法は図示による
・	・	・

(連続繊維補強工事)

1 連続繊維シート等による工法

(8.21.7) 連続繊維による補強、補修工法
※・(財)建築防災協会の評価を受けた工法とする。
・

2 連続繊維シート及び含浸接着樹脂等の材料

(8.2.11) 連続繊維の材料
・(　　)

工法
・(　　)

引張強度(含浸硬化後)
・(　　)

ヤング計数(含浸硬化後)
・(　　)

3 連続繊維シートの施工準備

(8.21.7) 仕上げモルタルの除去
※・既存構造躯体面まで除去する。
・モルタル除去は行わない。
・

既存モルタルの圧縮強度測定
・行う(　　)
・行わない。

柱の隅角部の面取り
・(　　)

連続繊維補強工事

4 炭素繊維シートの施工

炭素繊維の目付量
※・図示　・２００g/㎡
・３００g/㎡　・

炭素繊維シートの巻き数
※・図示　・１巻き
・２巻き

5 連続繊維補強材の強度試験

(8.21.7) 引張強度試験
・実施する(JIS 7073に準拠する)
※・実施しない。
試験数量(　　)

付着強度試験
・実施する(JIS 6909に準拠する)
※・実施しない。
試験数量(　　)

8の9 耐震改修工事 スリット新設工事

(耐震スリット新設)

1 スリットの種類

(8.22.1) (8.22.2) 耐震スリットの種類及び形状

完全スリットの形状

	一般型	一面せん断型	
記号			
形状	※・図示	※・図示	
幅W(㎜)	※・図示　・	※・図示　・	
既存鉄筋の処理	・既存鉄筋はつり出し ・切断してよい ・	・切断してよい ・	

部分スリットの形状

	片側ｽﾘｯﾄ	両面ｽﾘｯﾄ	
記号			
形状	※・図示	※・図示	
幅W(㎜)	※・図示　・	※・図示　・	
目地部の残存厚さts(㎜)	・壁厚の1/2以下かつ70㎜以下	・壁厚の1/2以下かつ70㎜以下	
既存鉄筋の処理	・存置する ・既存鉄筋はつり出し ・切断してよい ・	・存置する ・切断してよい	

2 ｽﾘｯﾄの施工

ｽﾘｯﾄ部の配管等の調査
範囲　※・ｽﾘｯﾄ新設部に伴う鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄの撤去範囲全て。
・図示

方法　※・鉄筋探知機(金属探知器)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。

ｽﾘｯﾄの逃げ位置
壁上端部　・梁との接合部
壁の柱きわ部　・柱の仕上げを逃げたきわ部
壁下端部　・床仕上げ上部　・床体上部

充填材
・耐火材　使用箇所(　　)　仕様(　　)
・遮音材　使用箇所(　　)　仕様(　　)

8の10 耐震改修工事 その他工事

※・免震改修、制震改修に関する仕様は、図示する。

PROJECT TITLE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図

REMARKS

〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267
三重県知事登録第1-800号
株式会社エクシア
一級建築士登録第110742号　服部厚生

MANAGER

DRAWN BY

DRAWING TITLE
建築改修工事特記仕様書11

SCALE
1：-
1：

DATE
12・05・19

SHEET NO
A／11

axya

Ⅰ．建築工事仕様

1．　共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、三重県公共工事共通仕様書及び公共建築工事標準仕様書（「建築工事編」平成22年版）（以下「標準仕様書」という。）による。

2　特記仕様

(1)　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2)　特記事項は、○の付いたものを適用する。

○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

特記事項に記載される内容が複数ある事項については○印の付いたものを適用し※印の付いたものは適用しない。

※適用部位：屋外階段、庇、1階倉庫土間、軒天、屋上タラップ、バルコニー手摺、コンクリート舗装

9 土工事

① 埋戻し 及び盛り土 (3.2.3)(表3.2.1)	種別	・ A種　※ B種　・ C種　・ D種
② 建設発生土の処理 (3.2.5)	※ 自由処分 ・ 処分地指定　処分地（　　）	
3 山留めの撤去 (3.3.3)	・ 撤去 ・ 存置	

10 地業工事

1 杭の施工管理	杭工事特記仕様書による。
2 試験杭 及び試験堀り (4.2.2)	・ 試験杭　　位置、本数及び寸法は図示による。 ・ 試験堀　　位置、本数及び寸法は図示による。
3 杭の支持地盤	支持地盤の位置、種類　※　図示　・（　　）
4 水平方向の位置ずれ	（　　）mm以下
5 杭の載荷試験 (4.2.3)	試験方法　　・ 鉛直載荷　　・ 水平載荷 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置　　※ 図示　・　　載荷荷重（　　kN） 報告書　　※ 提出部数 2部
6 地盤の載荷試験 (4.2.4)	試験方法　　※ 平板載荷 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置　　※ 図示　・　　載荷荷重（　　kN） 報告書　　※ 提出部数 2部
7 既成コンクリート杭 (4.3.2)	・ PHC杭　　・ A種　・ B種　・ C種　・ D種　・ E種　・ F種 ・ SC杭 ・ PRC杭 ・ 上記以外の建築基準法に基づく杭
(4.3.3)	施工方法 ・ 打込み工法　（設計支持力　　） （打込み杭の推定支持力の算定方法　　）
(4.3.4)	・ 打撃工法 ・ プレボーリング打撃併用工法 （掘削深さ 設計GL-　　m　掘削径　　mm）
(4.3.5)	・ セメントミルク工法 ・ オーガーの支持地盤への掘削深さ（　・　（　）m　・　図示） ・ 杭の支持地盤への根入れ深さ（　・　（　）m　・　図示）
(4.3.7)	・ 特定埋込杭工法（建築基準法に基づく埋込杭工法とする。） 継手　　※ アーク溶接　　・ 無溶接継手　（工法　　） 杭頭の処理　　※ 行う　　・ 行わない
⑩ 地盤改良	・ 柱状改良：深層混合処理工法　コラム径φ600 改良深さ：GL-5,000マデ ※六価クロム溶出試験（環境告示第46号溶出試験） ※室内配合試験 ※一軸圧縮試験
⑪ 砂及び砂利地業 (4.6.3)	厚さ(mm)　　※ 100　・ 120 ※ 仕上がりレベルを計測し、記録すること。
⑫ 捨コンクリート地業 (4.6.4)	厚さ(mm)　　※ 50　・ 30 ※ 仕上がりレベルを計測し、記録すること。
13 床下防湿層 (4.6.5)	※ ポリエチレンフィルム（厚さ ※ 0.15mm以上　・　　） ※ 防湿層の重ね幅、基礎梁へののみ込みは、250mm以上とする。

11 鉄筋工事

① 鉄筋の種類 (5.2.1)

鉄筋の記号	径	備　考
※ SD295A	※ D16以下	
・ SD295B		
※ SD345	※ D19以上	

・ 建築基準法第37条の規定に基づく認定を受けたもの

② 溶接金網 (5.2.2)
網目の形状、寸法
鉄線の径(mm)　　・ 4　・ 5　⊙ 6
寸法(mm)　　・ 100×100　⊙ 150×150

③ 継ぎ手の位置 (5.3.4)

	径	部　位
※ 重ね継手	D13	屋外階段基礎
※ ガス圧接		

④ 各部配筋 (5.3.7)　※　図示

5 圧接完了後の試験 (5.4.9)　抜取試験方法　※ 超音波探傷試験　・ 引張試験

6 特殊な鉄筋・継手 (5.5.2)
・ 機械式継手　種類（　　）
・ 工法（　　）
・ 品質の確認方法（　　）
・ 修正方法（　　）
・ 溶接継手

12 コンクリート工事

① 普通コンクリートの強度・スランプ (6.1.3) (6.2.2) (6.1.4) (6.2.3)

設計基準強度　Fc	適　用　箇　所	気乾単位容積質量	スランプ
⊙ 21　(N/mm²)	屋外階段基礎、1階倉庫床	2.3　t/m³	※ 18
・ 18　(N/mm²)			※ 15
⊙ 24　(N/mm²)	コンクリート舗装		※ 8

② レディーミクストコンクリートの類別 (6.1.5)
類別
※ Ⅰ類　・ Ⅱ類

③ コンクリートの仕上り (6.2.5)
合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別
・ A種　⊙ B種　・ C種

④ セメント (6.3.2)(表6.3.1)
種類
※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントA種

⑤ 骨材 (6.3.3)
アルカリシリカ反応性による区分
※ AL（コンクリート中のアルカリ総量を規制）
・ A（安全と認められる骨材を使用）
なお、ALで規制できない場合はAとし、その試験は、施工着手前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機幹関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立会いのもと、試験を行う者が、生コン工場のストックヤードから試料を採取して試験を行うこと。

6 暑中コンクリート (6.8.2)　構造体強度補正値（S）
※ 6N/m2

⑦ 型枠 (6.9.3)
材料
※ 複合合板　（厚さ　※12　・　　）
打増し厚さ
※ 図示
誘発目地、打継ぎ目地、化粧目地の位置、形状及び寸法
※ 図示

⑧ コンクリートの強度試験 (6.10.4)
圧縮強度試験の供試体の材齢
※　材齢28日
・　型枠脱型用
※　材齢28日を超え91日以内

9 軽量コンクリート (6.11.1)(表6.11.1)　種別　・ 1類　・ 2類
適用箇所（　　）

10 寒中コンクリート (6.12.1)　適用箇所（　　）

11 無筋コンクリート (6.14.1)
適用箇所　標準仕様書 6.14.1 による
・ 上記以外の適用箇所（ 捨てコンクリート　　）
設計基準強度　※ 18　(N/mm²)　・　(N/mm²)
スランプ　※ 15cm　・ 18cm

13 鉄骨工事

① 施工管理技術者 (7.1.4)　※ 適用する

② 製作工場 (7.1.3)
（株）日本鉄骨評価センター又は（社）全国鉄鋼工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
・ J　⊙ R　・ M　・ H　・ S

③ 鋼材 (7.2.1)　材質　※ 図示

④ 高力ボルト (7.2.2)
種類　※ トルシア形高力ボルト2種(S10T)
・ JIS形高力ボルト2種(F10T)
・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト

⑤ アンカーボルト (7.2.4)(7.10.3) (表7.10.1) (表7.10.2)
材質　構造用　※ 図示
建方用　※ SS400
⊙ 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み
※ A種　・ B種　・ C種
⊙ 柱底均しモルタルの工法・厚み
・ A種（　）mm　⊙ B種（ 50 ）mm

6 デッキプレート (7.2.7)　材質、形状及び寸法　※ 図示
(7.7.8)　溶接方法　※ 図示

⑦ 溶接部の開先 (7.6.4)　開先の形状
※ 図示

⑧ 溶接施工 (7.6.7)　エンドタブの切除　・ 無し　・ 有り（適用箇所　※ 図示）
スカラップの形状　※ 図示

⑨ 溶接部の試験 (7.6.11)　試験の種別
※ 超音波探傷試験　・

溶接区分	AQL (%)	検査水準	備　考
現場溶接	・ 2.5 ※ 4.0		※ 計数連続生産型抜取検査
工場溶接	・ 2.5 ※ 4.0	※ 6	

10 耐火被覆 (7.9.2)

部　位	種　別	仕　様

14 屋根及びとい工事

1 長尺金属板 (13.2.2) (13.2.3) (表13.2.1)

屋根葺形式	材種及び形状	厚さ (m)	下　葺	備　考
	※ 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板	※ 0.4	※ アスファルトルーフィング940	

② 折版葺 (13.3.2)

緊結方法	厚さ (m)	山の高さ (m)	山のピッチ (m)
⊙ 重ね形 ・ はぜ締め形	⊙ 0.6 ※ 0.4	※ 88	※ 200
	材種	軒先面戸板	
	⊙ ガルバリウム鋼板 ・	※ 使用する ・ 使用しない	

3 粘土瓦葺 (13.4.2)

種　類	大　き　さ	産　地	役物の種類	棟の工法

・ 雪止め瓦を使用する
・ 瓦桟木の材種・寸法　※ 杉又はヒノキ 21×15
・ 棟補強用芯材　※ 杉又はヒノキ 40×30

④ とい (13.5.2) (表13.5.1) (表13.5.5) (13.5.3) (13.5.2)
材種　※ 硬質塩化ビニル管（カラー）　・ 配管用銅管(白管)

15 金属工事

① あと施工アンカー (14.1.3)
・ 引抜き耐力の確認試験を行う
※ 引張試験　・

2 ステンレス (14.2.2)
・ 表面仕上げ
※ HL仕上げ　・ 鏡面仕上げ

③ 鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.3)(表14.2.2)
種別
・ A種　⊙ B種　・ C種　・ D種　・ E種
（タラップメッシュ部）

④ 軽量鉄骨天井下地 (14.4.2) (表14.4.1) (14.4.3)
野縁などの種類
屋内　※ 19型　・
屋外　※ 25型　・
形状及び寸法
⊙ 屋外（※　図示）
・ 天井ふところ＞3.0m（※　図示）
・ 耐震天井（※　図示）

5 軽量鉄骨壁下地 (14.5.3) (表14.5.1)　スタッド、ランナーの種類
※　図示

6 金属成形板張り (14.6.2) (14.6.3)

施工箇所		
材　種	・ アルミニウム　・ ステンレス　・ 鋼	
形　状	・ スパンドレル形　・ パネル形	
表面処理	・ B-1　・ B-2	

7 アルミニウム製笠木 (14.7.2) (表14.7.1)
部材の種類　・ 175型　・ 300型　・ 350型
表面処理　・ B-1種　・ A-1種

⑧ 手すり (14.8.2)

材　種	表面処理の種別	施 工 箇 所
アルミニウム	・ 表14.2.1の種別(　-　種) ・ メーカー仕様	
銅	・ 表14.2.2の種別(　　種)	2階バルコニー
ステンレス	※ HL程度 ・	

⑨ タラップ (14.8.3)

材　種	表面処理の種別	施 工 箇 所
銅	※ 表14.2.2の種別(　　種)	
⊙ ステンレス		2階中庭

⑩ 天井見切縁　材種　・ アルミニウム合金製　⊙ 塩化ビニル製

11 点検口

取付箇所	材　種	寸　法	形　式
・ 天井	・ アルミニウム製 ・	・ 450角 ・ 600角	・ 額縁タイプ ・ 目地タイプ
・ 床	・ アルミニウム製 ・ ステンレス製	・ 450角 ・ 600角	・ 床シートタイプ ・ モルタル充填タ イプ ・ フローリングタイプ

16 左官工事

① モルタル塗り (15.2.2)
・ 既製目地材を使用する
形状(　　)

2 セルフレベリング (15.4.2)
・ せっこう系　・ セメント系

3 仕上塗材仕上げ (15.5.2)
建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量
※ F☆☆☆　・ F☆☆☆

種類	呼び名	仕上形状	工法	上塗り材
薄付仕上塗材	・ 外装薄塗材E ・ 防水形外装薄塗材E	・ 砂壁状 ・ 着色骨材砂壁状 ・ 凹凸模様	※ ・ 吹付け	
	・ 内装薄塗材E	・ 砂壁状ジュラク		
複層仕上塗材	・ 複層塗材E ・ 複層塗材RE ・ 防水型複層塗材E ・ 防水型複層塗材RE	・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様	・ ・ 吹付け ロ ラ	
軽量仕上骨材塗材	・ 吹付用軽量骨材仕上塗材	・ 砂壁状		

(表15.5.2)　複層仕上塗材の上塗材の種類

樹脂種類	溶剤種類	外　観
・ アクリル系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ シリカ系	・ 水系	・ 艶無
・ ポリウレタン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ アクリルシリコン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ フッ素系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無

4 ロックウール吹付け (15.7.2)　・ 仕上げ吹付厚さ（　　）mm

PROJECT TITLE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図

REMARKS

〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267
三重県知事登録第1-800号
株式会社エクシア
一級建築士登録第110742号　服部 厚生

MANAGER

DRAWN BY

DRAWING TITLE
建築工事特記仕様書1

SCALE
1：-
1：

DATE
12・06・02

SHEET NO
A／12

axya

解 体 工 事 特 記 仕 様 書

Ⅰ．工事名　　F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事
Ⅱ．工事概要
　1　工事場所　四日市市千歳町9番地他
　2　工事内容
　　棟 名 称：F上屋（千歳庁舎）
　　構　　造：鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造　5階建て　→減築後2階建
　　建築面積：2,077.23 ㎡
　　延 面 積：4,572.65 ㎡　（減築後：3,996.06 ㎡）
　　工事項目：耐震補強及び改修工事
　　（3～5階、庇、屋外階段、外部倉庫、屋上手摺、EV、付属電気・機械設備解体撤去工事）
Ⅲ．解体工事仕様
　1　共通仕様
　　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、三重県公共工事共通仕様書
　及び建築物解体工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修、平成18年版）による。

　2　特記仕様
　　1)　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
　　2)　特記事項は、○印の付いたものを適用する。
　　○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　　特記事項に記載される内容が複数ある事項については○印の付いたもの
　　を適用し※印の付いたものは適用しない。

A.一般共通事項

	項　目	特　記　事　項
①	適用基準等	※産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）及び「三重県建設副産物処理基準」に基づき適正に処理すること。
②	発生材の処理等	・　本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 　工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
建築設備・内装材等	⊙有　・　無	・手作業 ⊙手作業、機械作業の併用
屋根ふき材	⊙有　・　無	・手作業 ⊙手作業、機械作業の併用
外装材・上部構造部分	⊙有　・　無	・手作業 ⊙手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	⊙有　・　無	・手作業 ⊙手作業、機械作業の併用
その他（　　）	・有　⊙無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用

※引渡しを要するもの（※無　・　）
・特別管理産業廃棄物　※有（　　）
　処理方法（　　）
・現場において再利用を図るもの（　　）
⊙再資源化を図るもの
　⊙アスファルトコンクリート塊
　⊙セメントコンクリート塊
　⊙建設発生木材
※引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書作成し監督員へ提出すること。

※引渡しを要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告する。（ﾏﾆﾌｪｽﾄA、B2、D票を提示し、E票は、写しを提出すること。）

③	建設副産物情報交換システムの利用	※請負者は受注時において延べ面積が80㎡以上の解体工事については、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出する。また、工事完了後にはJACIC（（財）日本建設情報総合センター）が運用する「建設副産物情報交換システム」へ実績報告を行うこと。
④	三重県産業廃棄物税	※本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

⑤	疑義	※設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督員と協議しその指示を受けてから施工すること。
⑥	施工条件	⊙　監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 ⊙　別途工事との工程調整 　調整項目（仮設及び工事用道路等の調整、施工順序の調整） 　別途工事（防潮扉改修、西側道路内水道管布設） ⊙　施工時期、施工時間及び施工方法の制限 　制限する工種名（倉庫1・2内の工事工種、倉庫1・2への出入に影響ある工事工種） 　施工時期、施工時間（別途協議） 　施工方法（本工事は1階倉庫1・2を使用しながら行う。制限する工種を施工する際には、倉庫1又は倉庫2いずれか一方は使用できるように工事を行う。） ⊙　他機関との協議が未完了 　協議が必要な機関名（倉庫1・2使用者）
⑦	官公庁手続	※工事に必要な手続きは請負者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は請負者負担とする。
⑧	危険災害の防止	※工事期間中、現場内入場者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬよう注意すること。万一、紛争が生じた場合は、請負者が誠意をもって解決すること。 　なお、近隣等との折衝はあらかじめその概要を監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく監督員に報告する。 ※重機搬出入時、発生材搬出時、仮設材搬出入時には、交通整理のための誘導員を配置すること。
⑨	工事進入路	※重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し監督員の承認を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工事用進入路を汚した場合は速やかに清掃を行うこと。
⑩	工事写真	※着工前：解体建物・敷地周辺・付近道路・工作物の撮影を行うこと。 ※工事中：随時撮影を行うほか、監督員の指示による。 ※上記すべてL版（89×127程度）で一部提出すること。
⑪	完成写真	※デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 (A4版用紙に1ページあたり3枚) ※全景写真のほか、監督員の指示による。
⑫	電子納品	工事写真は、 四日市港管理組合CALS電子納品運用マニュアル、営繕工事納品要領（案）国土交通省大臣官房官庁営繕部、工事写真の撮り方（建築、設備編）」等に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数　※・　２部　・　部） 工事完成図書は、「四日市港管理組合CALS電子納品運用マニュアル、営繕工事納品要領（案）国土交通省大臣官房官庁営繕部、建築CAD図面作成要領（案）」に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数　※・　２部　・　部）
⑬	事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員に提出すること。また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。
⑭	提出書類	※施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、マニフェスト(E票)の写し、その他監督員の指示するものとする。
⑮	産業廃棄物	※施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他監督員の指示するものを添付すること。
⑯	県内企業優先使用	※本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
⑰	主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	現場施工に着手するまでの期間 　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 検査終了後の期間 　検査完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

B.解体工事

①	仮設トイレ	構内既存の施設 ・　利用できる　※　利用できない
②	仮囲い	⊙位置（※図示　・その他（　　）） ⊙仕様（※図示　・成形鋼板H=3000　・成形鋼板H=2000　・その他（　　））
③	工事用水	構内既存施設　⊙利用できる　⊙有償　・無償　）　※利用できない 取出位置　※図示
④	工事用電力	構内既存施設　・利用できる（・有償　・無償　）　※利用できない 取出位置　※図示 ※本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。
⑤	飛散防止	⊙周辺への飛散防止を行うこと。（位置及び仕様　※図示　）
⑥	仮設鉄板敷	⊙工事用進入路の養生として、鉄板(t=22)を敷き、養生を行うこと。 （位置　※図示　）
⑦	使用重機	※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
⑧	散水養生	※解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。
⑨	足場	※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、 足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
⑩	解体撤去後	※砕石(C-40)にて周辺地盤まで埋め戻すこと。 ・再生クラッシャラン(RC-40)にて周辺地盤まで埋め戻すこと。 ・山砂にて周辺地盤まで埋め戻すこと。 ・モルタルにて補修を行うこと。 ・立上りは土間レベルとし、極力平滑とすること。 ⊙コンクリート舗装とすること。
⑪	損傷を与えた場合の対応	⊙　解体工事により、解体建築物で解体工事後に残存する部分、解体建築物以外の建築物や舗装、樹等に損傷を与えた場合には、監督員に報告するとともに請負者の責任において原形復旧を行うこと。
⑫	解体工法	⊙　ワイヤーソーイング工法、又はウォールソーイング工法との併用 （3～5階　鉄筋コンクリート部分）
⑬	水養生	⊙　解体工事中に、屋根（スラブ開口部等）より漏水しない様に、屋根面へ仮設シート防水及び釜場を設置し漏水対策を行うこと。 ⊙　飛散防止を行うこと。
⑭	作業者、第三者への危険防止	⊙　作業者、第三者に対する危険防止対策を行うこと。 ワイヤーソーイング工法による解体工事作業区域内には、防護カバーを設けること。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部　厚　生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 解体工事特記仕様書	SCALE 1：- 1：	DATE 12・06・07 SHEET NO A／13

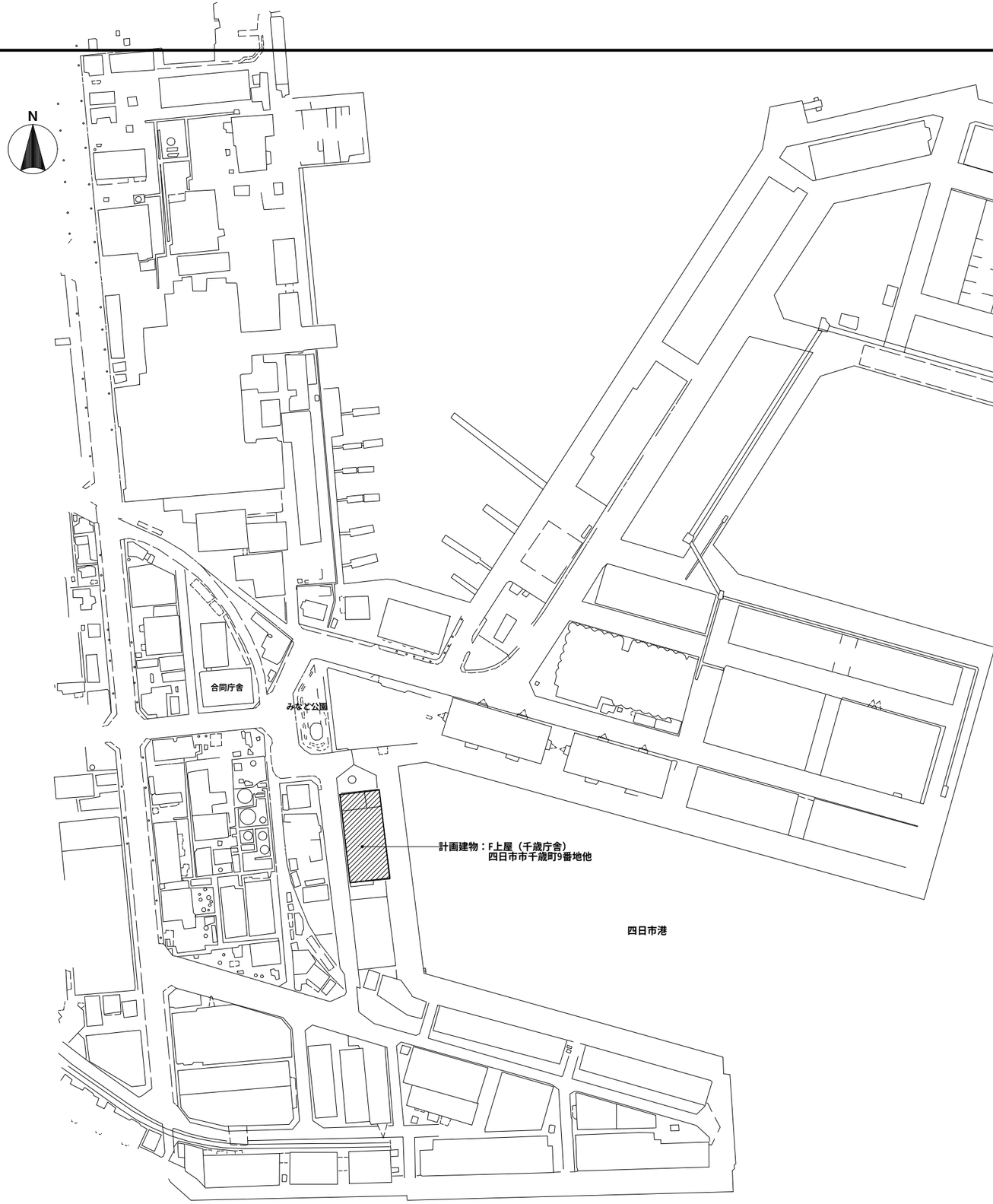

案内図、付近見取図　1：2500

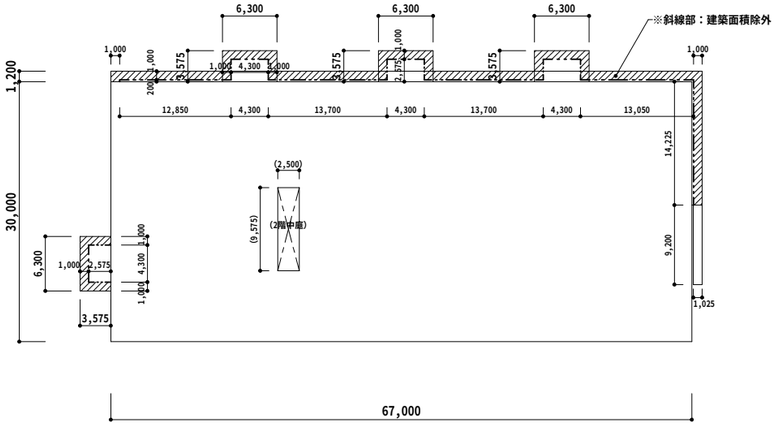

◆面積表（㎡）		
＜ 延床面積 ＞		
2階	67.0 x 30.0　- (2.50 x 9.575)	1,986.06
1階	67.0 x 30.0	2,010.00
	合計	3,996.06 ㎡
＜ 建築面積 ＞		
67.0 x 30.0		2,010.00
(12.85+13.70+13.70+13.05+14.225) x 0.2		13.505
(4.30 x 2.575) x 4		44.29
1.025 x 9.20		9.43
	合計	2,077.23 ㎡

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生			案内図、付近見取図	1：2500	12・05・19
					求積図、面積表	1：500	SHEET NO A／14

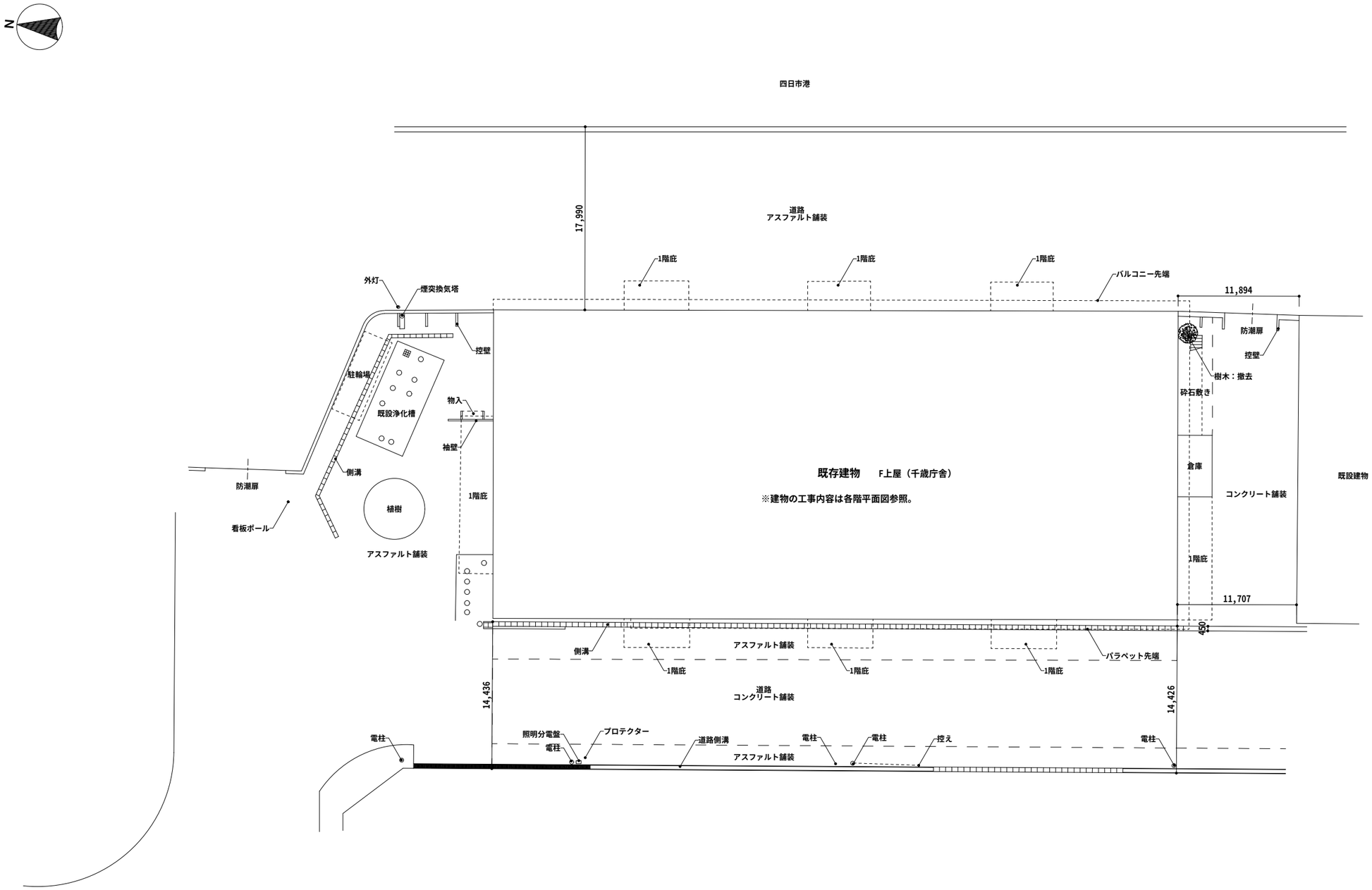

配置図（現況図）　1：300

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 配置図（現況図）	SCALE 1：300 1：	DATE 12・05・19 SHEET NO A／15

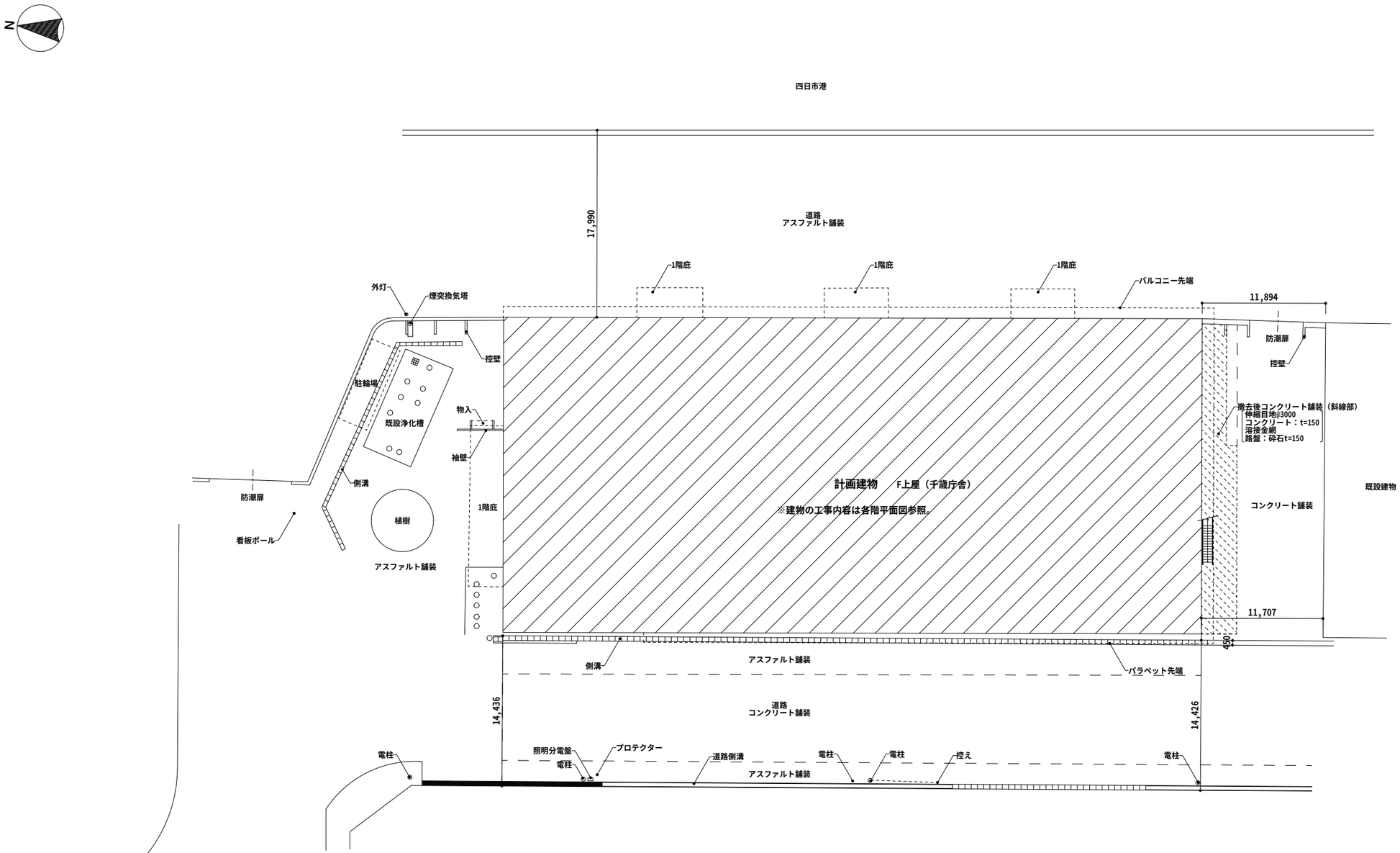

配置図（改修後）　1：300

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 配置図（改修後）	SCALE 1：300 1：	DATE 12・05・19 SHEET NO A／16

外部仕上表

屋 上 A	既設	コンクリート下地　アスファルト防水　シンダーコンt　100	笠木、水切（屋根）	既設	SUS笠木　一時撤去 SUS水切　一時撤去	庇	既設	鉄筋コンクリート造庇　撤去
	新設	ウレタン系塗膜防水　新設　　一部スラブ開口閉鎖 X-2工法　　改修ドレイン　新設		新設	SUS笠木　復旧　　ジョイントシーリング（MS-2）新設 SUS水切　復旧		新設	鉄骨造庇　新設 屋根：折板葺き　ガルバリウム鋼板t=0.6　H=88 鉄部：ポリウレタン樹脂塗装 軒樋：ガルバリウム鋼板t=0.4　W=200 竪樋：塩ビ75φ　カラー
屋 上 B	既設	ウレタン系塗膜防水	手摺（バルコニー）	既設	鋼製手摺　一部撤去			
	新設	ウレタン系塗膜防水　新設 X-2工法		新設	鋼製手摺　一部新設　ポリウレタン樹脂塗装 鋼製手摺塗替：ポリウレタン樹脂塗装			
屋 根 I	既設	ALC下地　断熱露出　改質アスファルト防水	開 口 部	既設	アルミサッシ：見込み70　　サッシ廻りシーリング（MS-2）撤去 スチール建具：見込み80	屋外階段	既設	鉄骨造、鉄筋コンクリート造階段　撤去
	新設	ウレタン系塗膜防水　新設 X-1工法　　改修ドレイン　新設		新設	アルミサッシ：見込み70　　サッシ廻りシーリング（MS-2）新設 カバー工法（アルミ）		新設	鉄骨造階段　新設 鉄部：ポリウレタン樹脂塗装
屋 根 II	既設	ALC下地　断熱露出　改質アスファルト防水	竪 樋	既設	SGP（白）125φ			スチール製手摺　新設
	新設	ウレタン系塗膜防水　新設 X-1工法　　改修ドレイン　新設		新設	ポリウレタン樹脂塗替			
中 庭（床）	既設	玉砂利　一時撤去 塩ビ系シート防水　撤去				その他	既設	-
	新設	玉砂利　復旧 塩ビ系シート防水t=2.0　新設　　ステンレスタラップW=450　新設					新設	屋上A：消火補給水槽基礎（コンクリート）1,400×400×400H - 2本（建築工事）
外 壁（モルタル面）	既設	モルタル刷毛引き　リシン吹付　腰壁色替				防潮扉 ※別途工事	既設	枠、扉取外し
	新設	① 水洗い工法、防水型複層塗材E（凹凸模様）吹付　　※ひび割れ・浮き、爆裂、欠損補修 ② ピンネット工法の上防水型複層塗材E（凹凸模様）吹付　※爆裂、欠損補修					新設	枠、扉改修　復旧及びポリウレタン樹脂塗装
外 壁（タイル面）	既設	施釉磁器タイル貼り						
	新設	ピンネット工法の上防水型複層塗材E（凹凸模様）吹付　※爆裂、欠損補修						
パラペット	既設	モルタル刷毛引き　リシン吹付						
	新設	① 水洗い工法、防水型複層塗材E（凹凸模様）吹付　　※ひび割れ・浮き、爆裂、欠損補修 ② ピンネット工法の上防水型複層塗材E（凹凸模様）吹付　※爆裂、欠損補修						
軒 天	既設	フレキシブル板t=4　底目地VP塗装						
	新設	① 下地調整の上外装薄塗材E吹付 ② 煙突撤去あと：ケイ酸カルシウム板t=6（LGS天井下地共）　　天井廻縁：塩ビ						
巾 木	既設	モルタル刷毛引き						
	新設	現況のまま						

内部仕上表

階	室 名		床	巾 木 h	腰	壁	天 井	天井高	備 考
1	倉 庫 1、2	既設	スロープ床アスファルト舗装　一部撤去 スロープ床タイル　一部撤去	→	コンクリート打放し　塗装	コンクリート打放し 簡易間仕切（木下地+ブルーシート）　撤去	コンクリート打放し	CH=6120	-
		新設	スロープ床コンクリート　刷毛引き仕上　一部新設	→	現況のまま	現況のまま 壁ひび割れ補修	現況のまま		柱出隅樹脂モルタル補修、柱面塗装（600□、H　5.8m、下地調整共） 柱出隅アングル：L-75ｘ75ｘ6　L=1800（FL+50より取付）、塗装
	階 段（中2階）	既設	-	-	-	-	-	CH=2400	-
		新設	-	-	-	階段閉鎖：LGS65+片面PBt=9.5　壁新設	-		
		既設							
		新設							
		既設							
		新設							
		既設							
		新設							
		既設							
		新設							

使用材料：内装制限のかかる箇所は全てF☆☆☆☆とすること。　　SOP：合成樹脂調合ペイント塗

※水洗い工法は15MPa程度とする。

< 工事概要 >
- 3~5階、庇、屋外階段、外部倉庫、屋上手摺、EV、付属電気・機械設備解体撤去及び撤去後の補修
- 屋外階段新設
- 庇新設
- 中2階外壁開口部一部閉鎖
- 屋上防水全面改修
- 外壁全面改修（タイル面、モルタル面）
- 外部建具取替（カバー工法）、建具廻り他シーリング打替え及び塗装
- バルコニー軒天、手摺一部撤去新設
- 屋上スラブ開口閉塞
- 屋上タラップ新設
- 1階倉庫床、柱、壁改修
- 1階倉庫内部簡易間仕切壁撤去
- 中2階階段閉鎖壁（乾式）新設
- 屋外階段撤去あとコンクリート舗装新設
- 1階防潮扉補修（部材等の取替、扉体等の塗装等）※別途工事

※電気設備工事、機械設備工事はE、M図面を参照すること。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部 厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 仕上表、工事概要	SCALE 1：- 1：	DATE 12・05・21 SHEET NO A／17

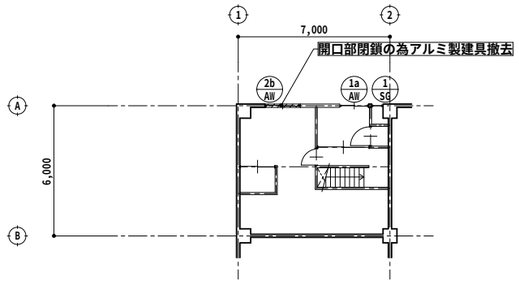

中2階平面図　1：200

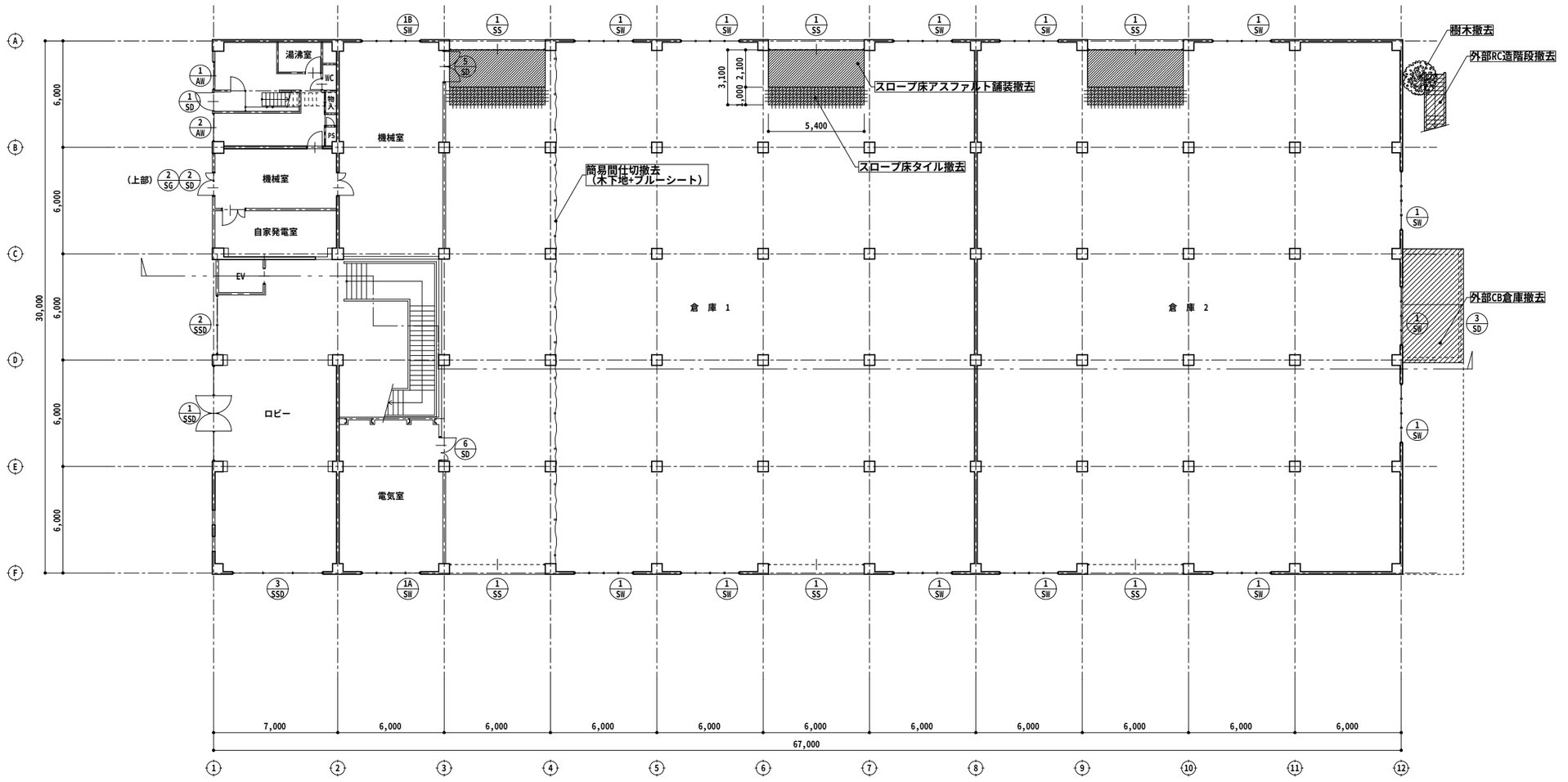

1階平面図　1：200

< 凡例 >

：撤去

1 AW ：建具符号を示す。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 1階平面図　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 11・09・13 SHEET NO A／18

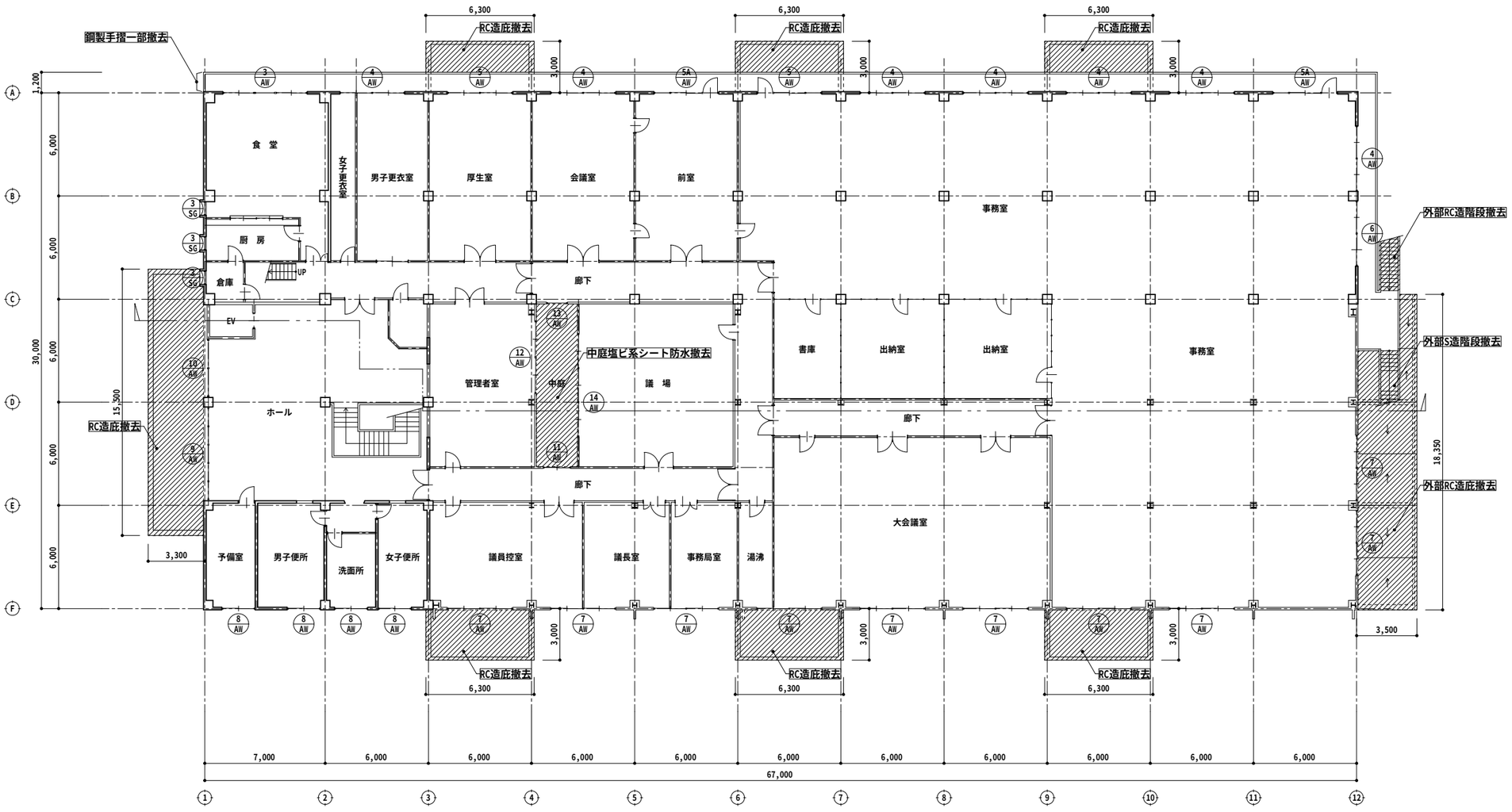

2階平面図　1：200　※2階内部工事無し

< 凡例 >

：撤去（RC造庇）

：建具符号を示す。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 2階平面図　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 11・09・20 SHEET NO A／19

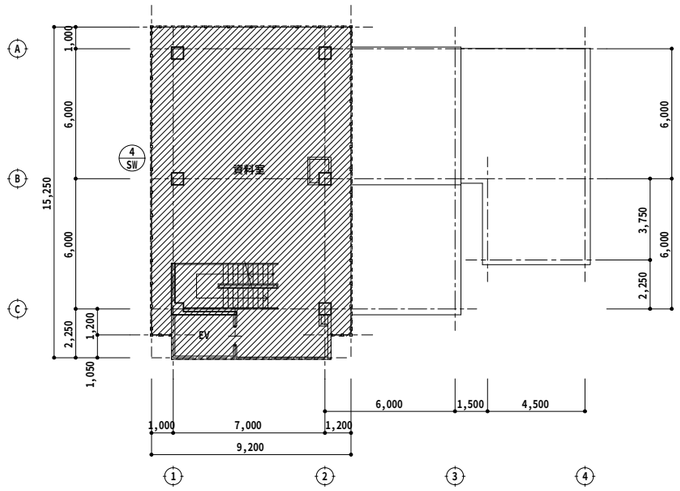

4階平面図　1：200

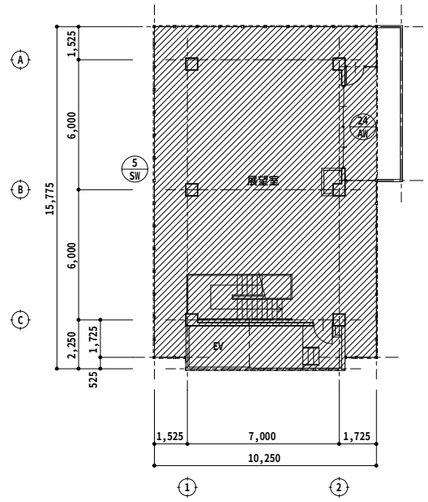

5階平面図　1：200

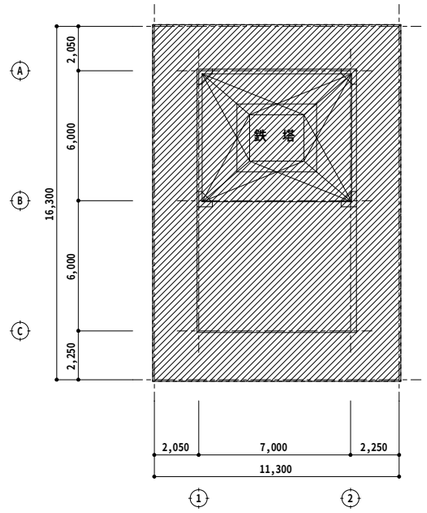

屋根伏図　1：200

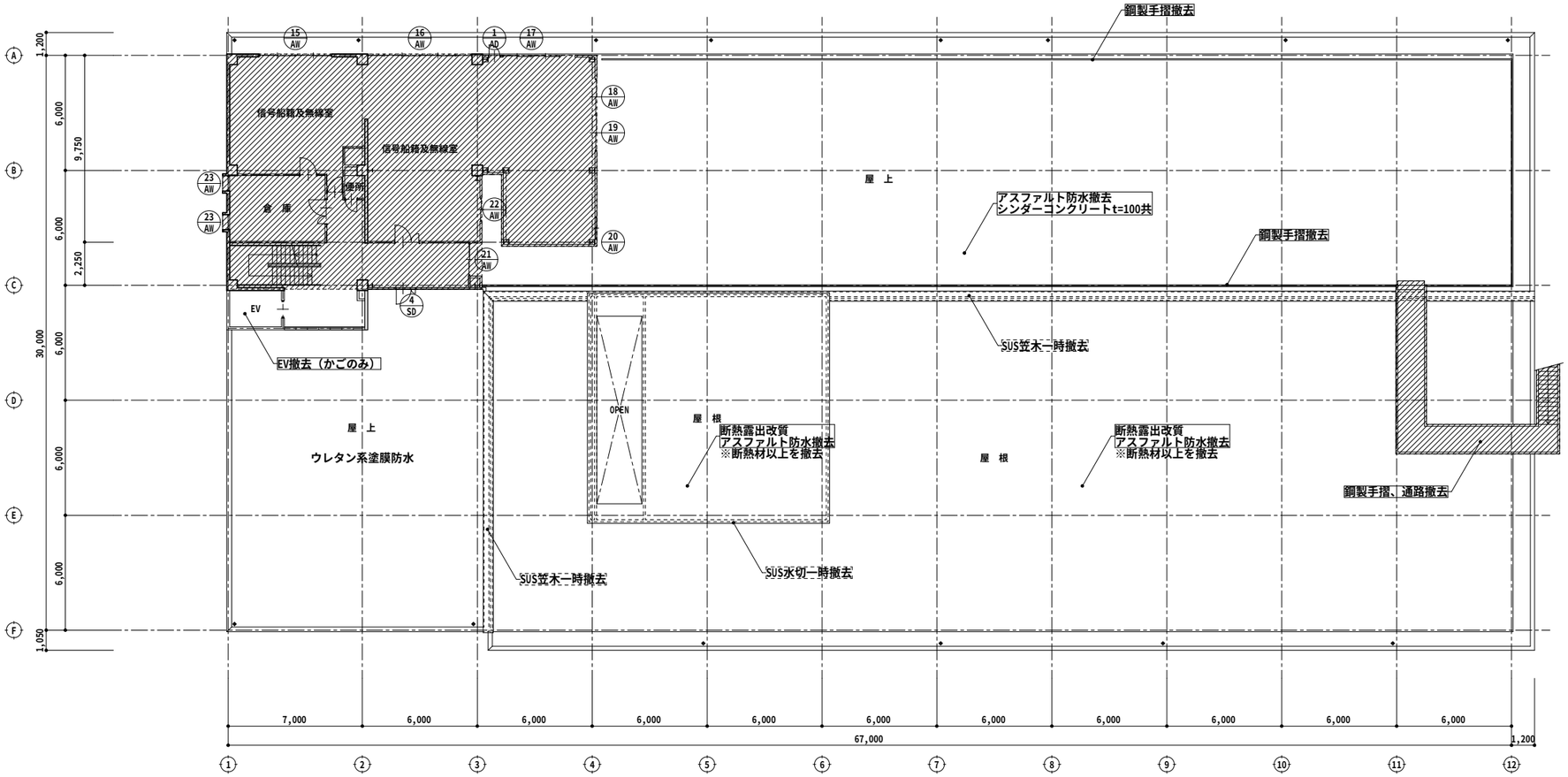

3階平面図　1：200

< 凡例 >

：撤去（3～5階、鉄塔）

：建具符号を示す。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部　厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 3、4、5階平面図、屋根伏図　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 12 • 05 • 19 SHEET NO A／20

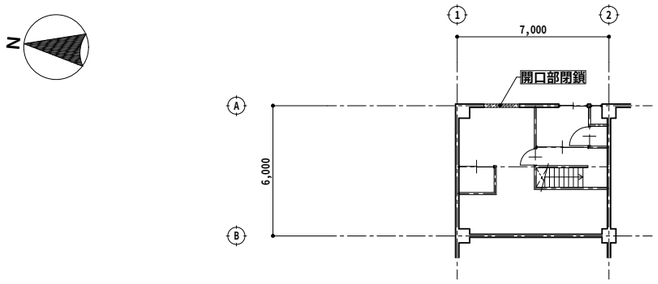

中2階平面図　1：200

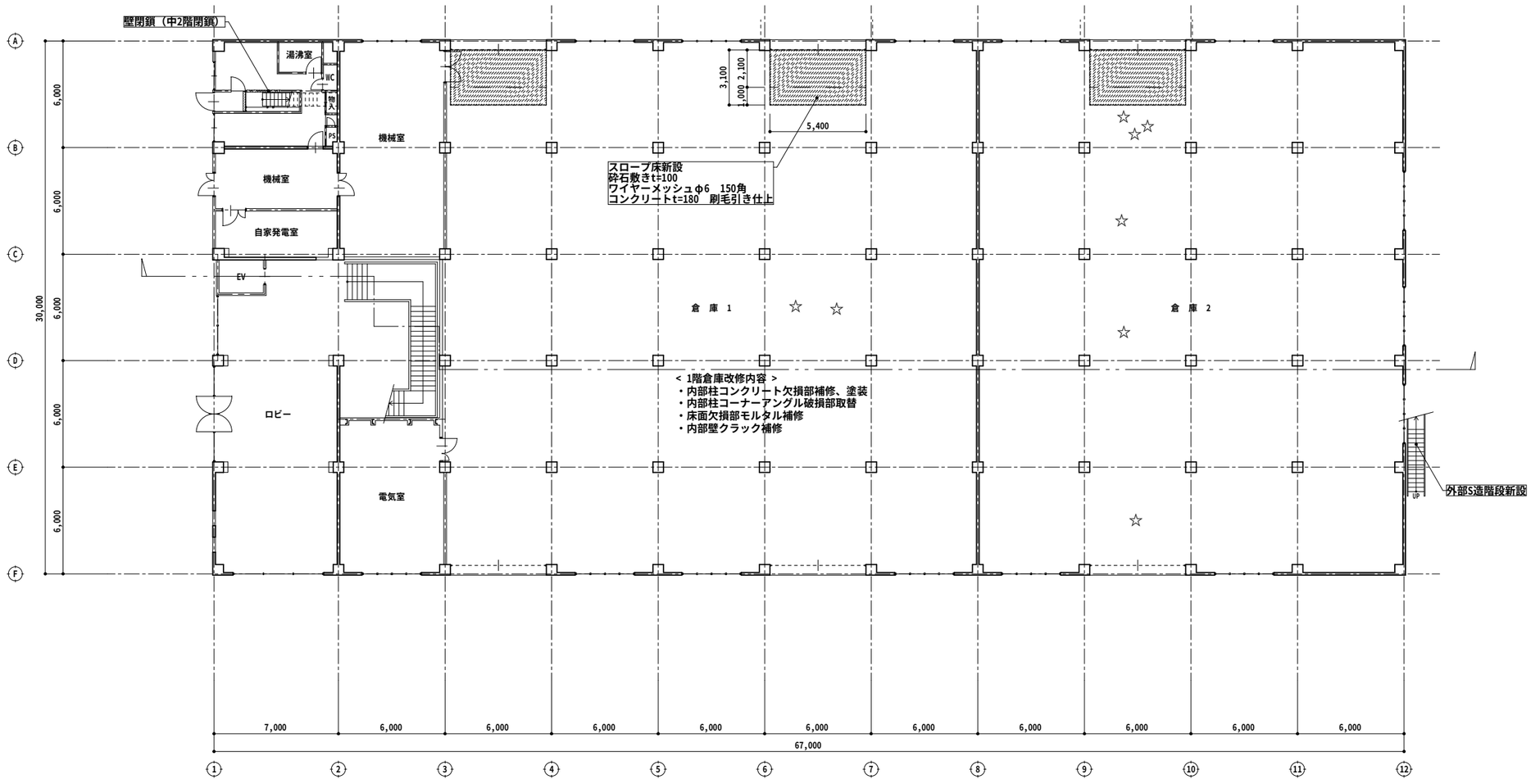

1階平面図　1：200

< 凡例 >

：新設

☆　：床面欠損部モルタル補修
※施工前に数量調査を行うこと。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 1階平面図　【改修後】	SCALE 1：200 1：	DATE 12・05・11 SHEET NO A／21

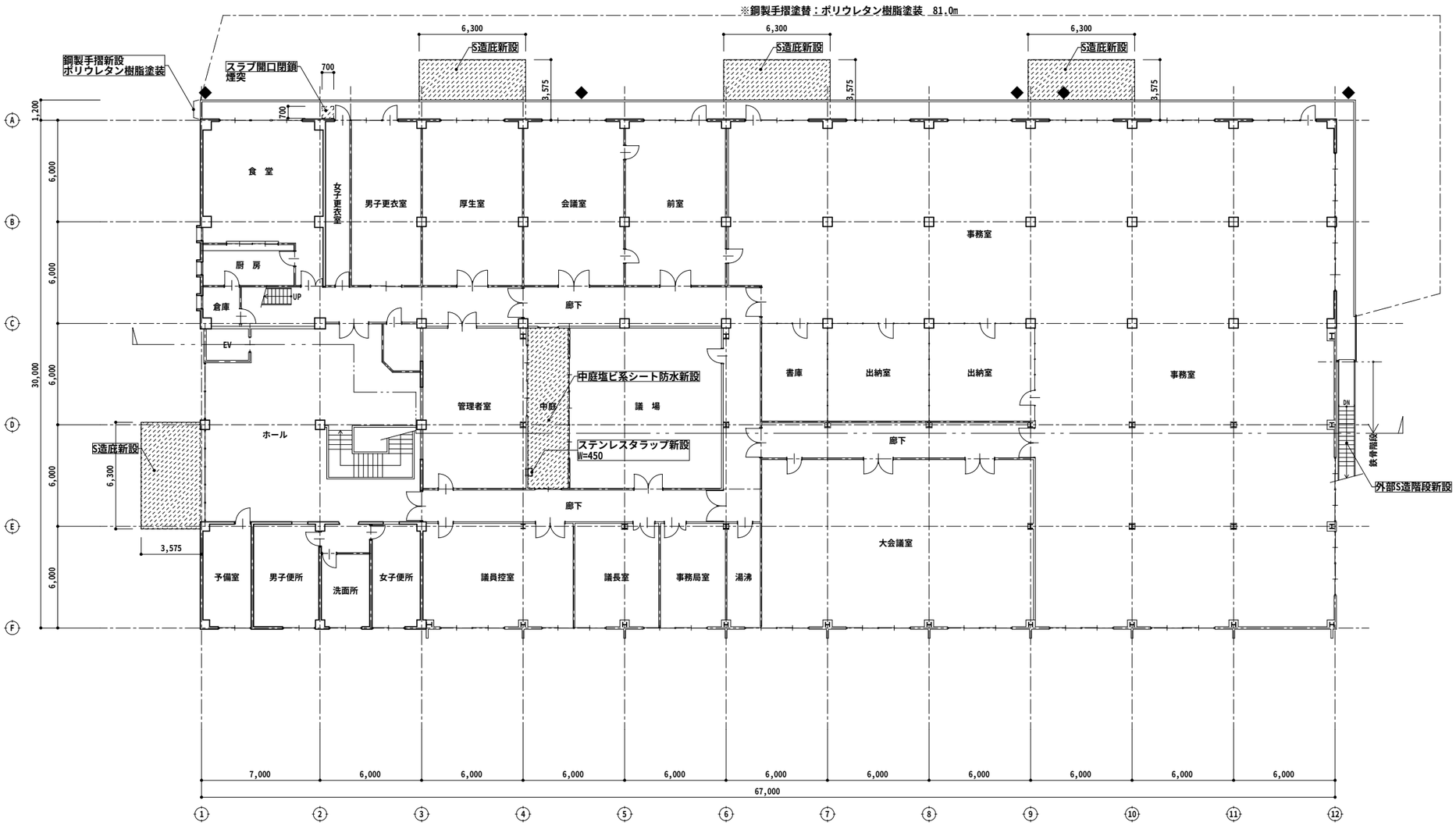

2階平面図　1：200　※2階内部工事無し

< 凡例 >

：新設（S造庇）

◆ ：バルコニー手摺立上り欠損部モルタル補修
※施工前に数量調査を行うこと。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部　厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 2階平面図　【改修後】	SCALE 1：200 1：	DATE 12・03・28 SHEET NO A／22

N

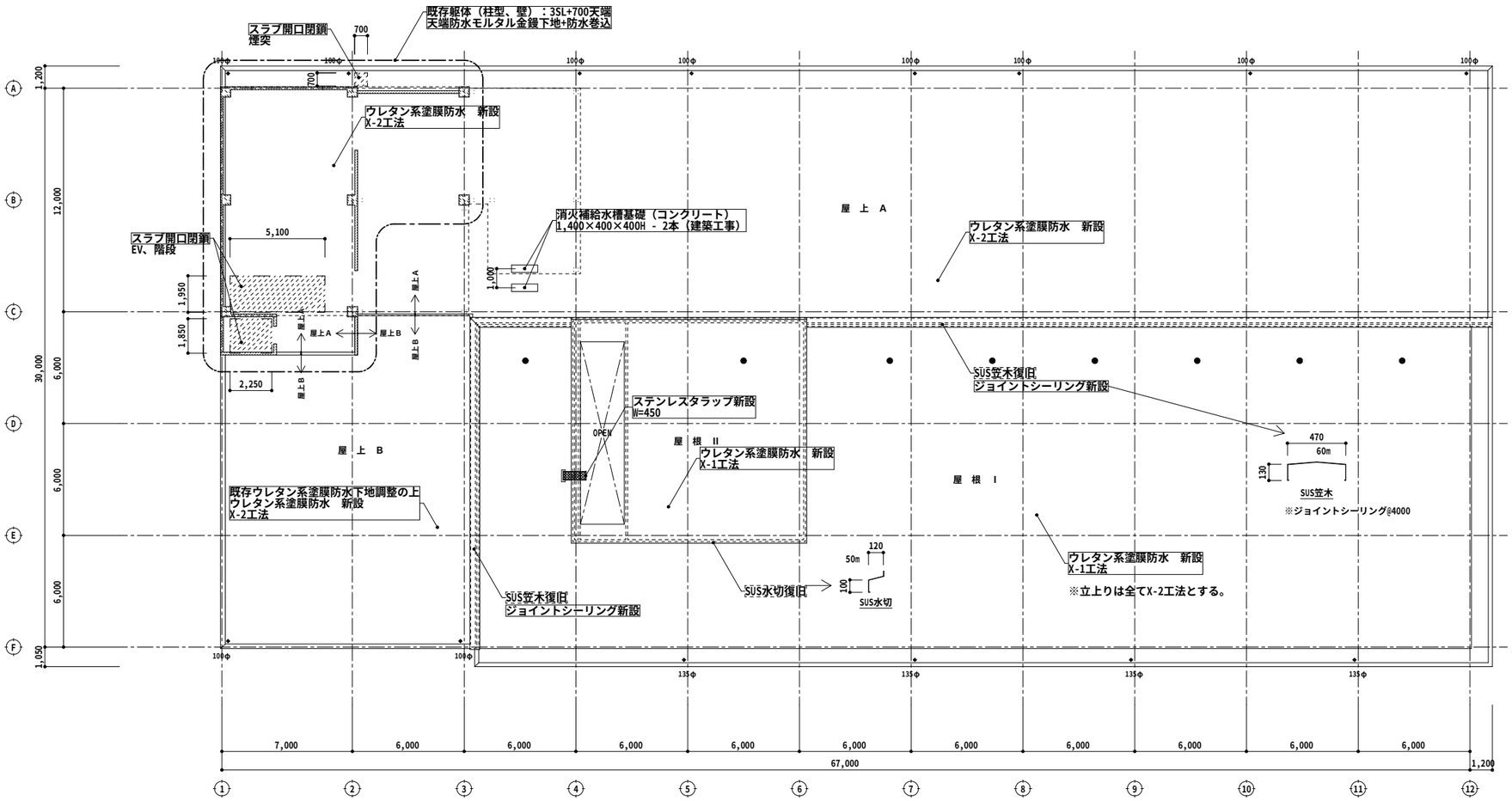

屋根伏図　1：200

< 凡例 >

- ● 脱気筒：ステンレス製（8ヶ所）
  （100㎡/ヶ所）水上端部　2.0mの位置に設置
- ◆ 改修用鉛ルーフドレイン設置（14ヶ所）
  ルーフドレイン上モルタル撤去補修共

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部　厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 屋根伏図　【改修後】	SCALE 1：200 1：	DATE 12・03・28 SHEET NO A／23 axya

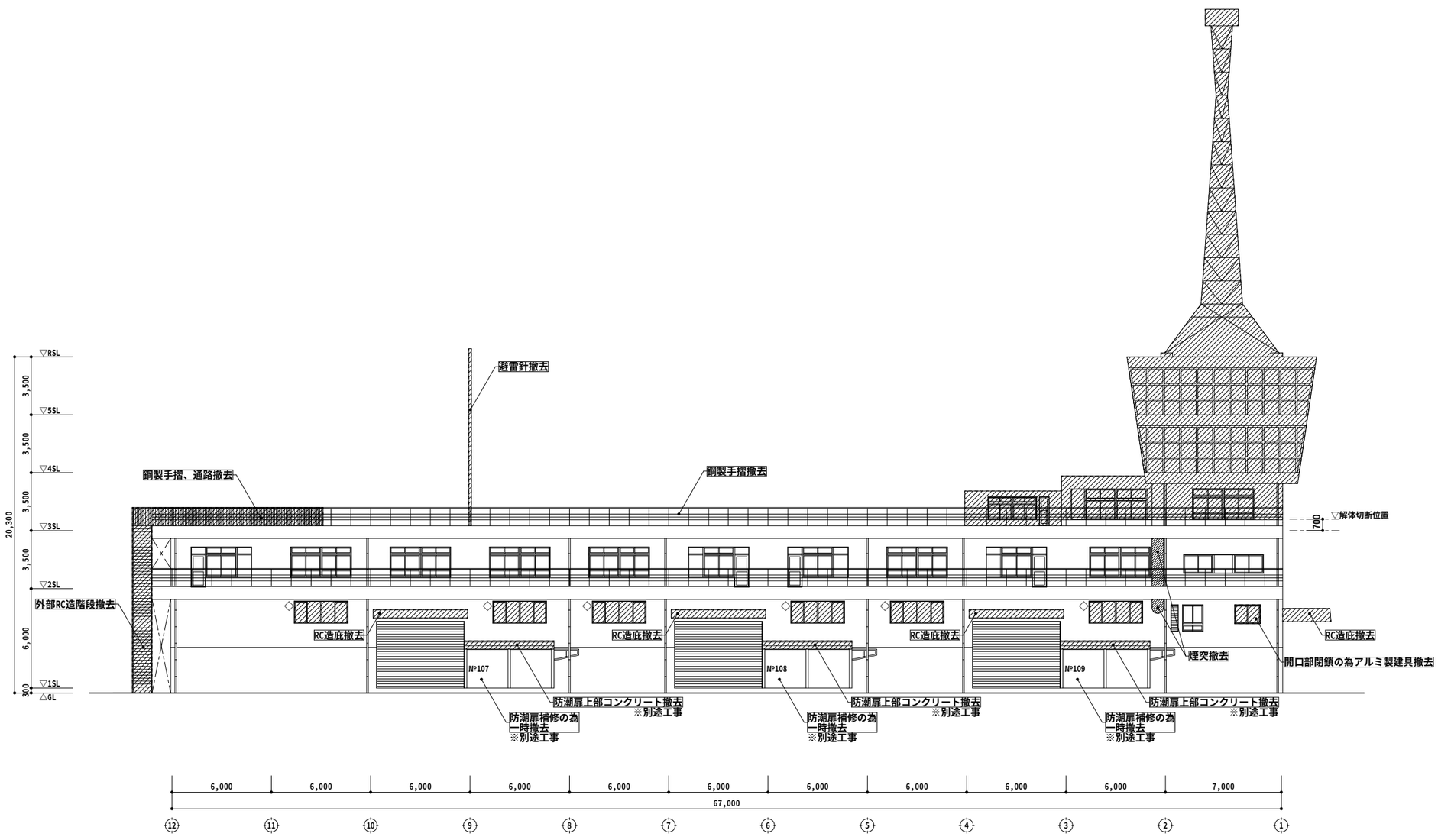

東　立面図　1：200

< 凡例 >

：撤去（3～5階、鉄塔）

◇　：建具改修（カバー工法）

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 立面図1　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 12・05・19 SHEET NO A／24

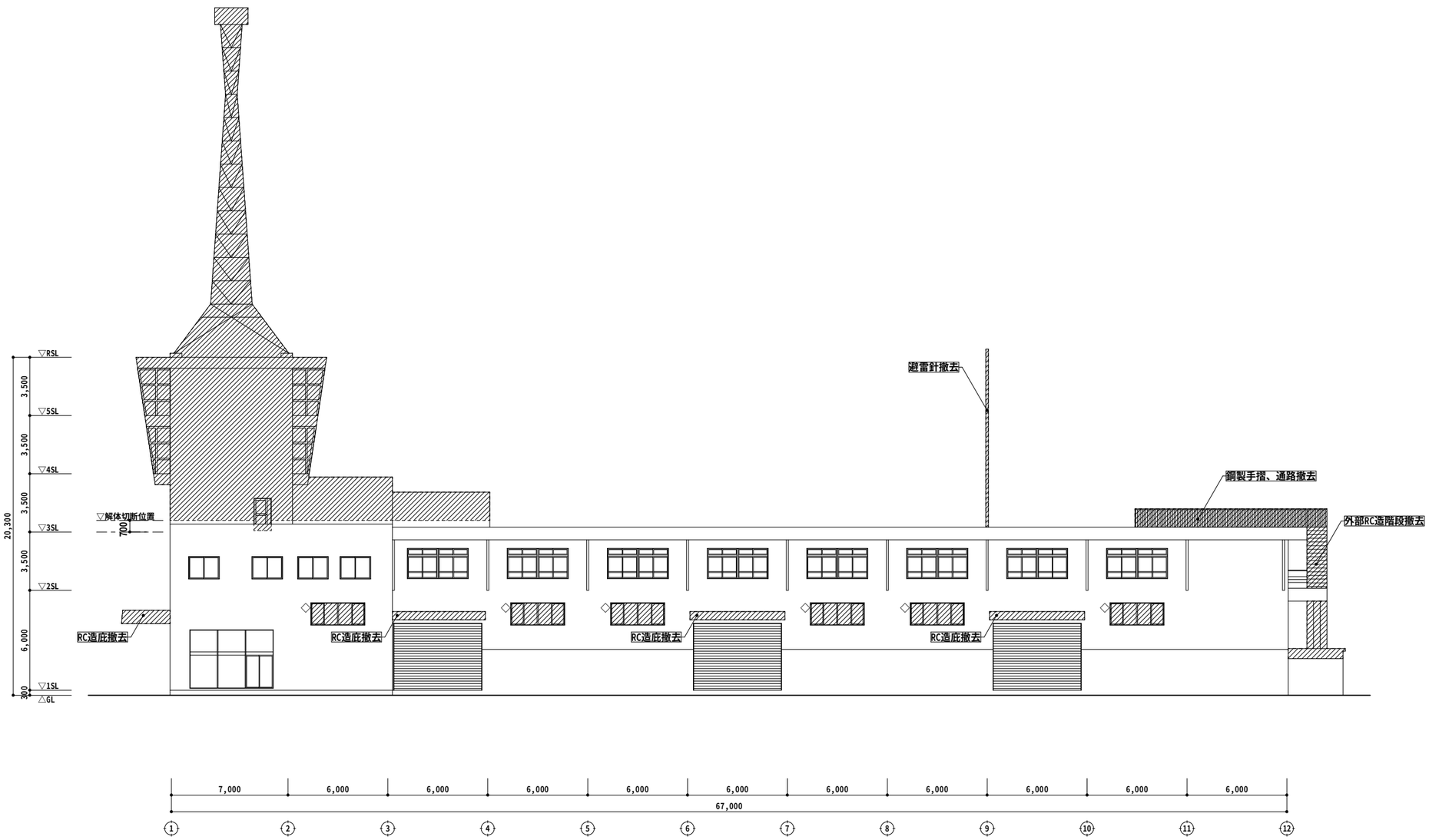

西　立面図　1：200

< 凡例 >

：撤去（3～5階、鉄塔）

◇　：建具改修（カバー工法）

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 立面図2　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 11・09・13 SHEET NO A／25

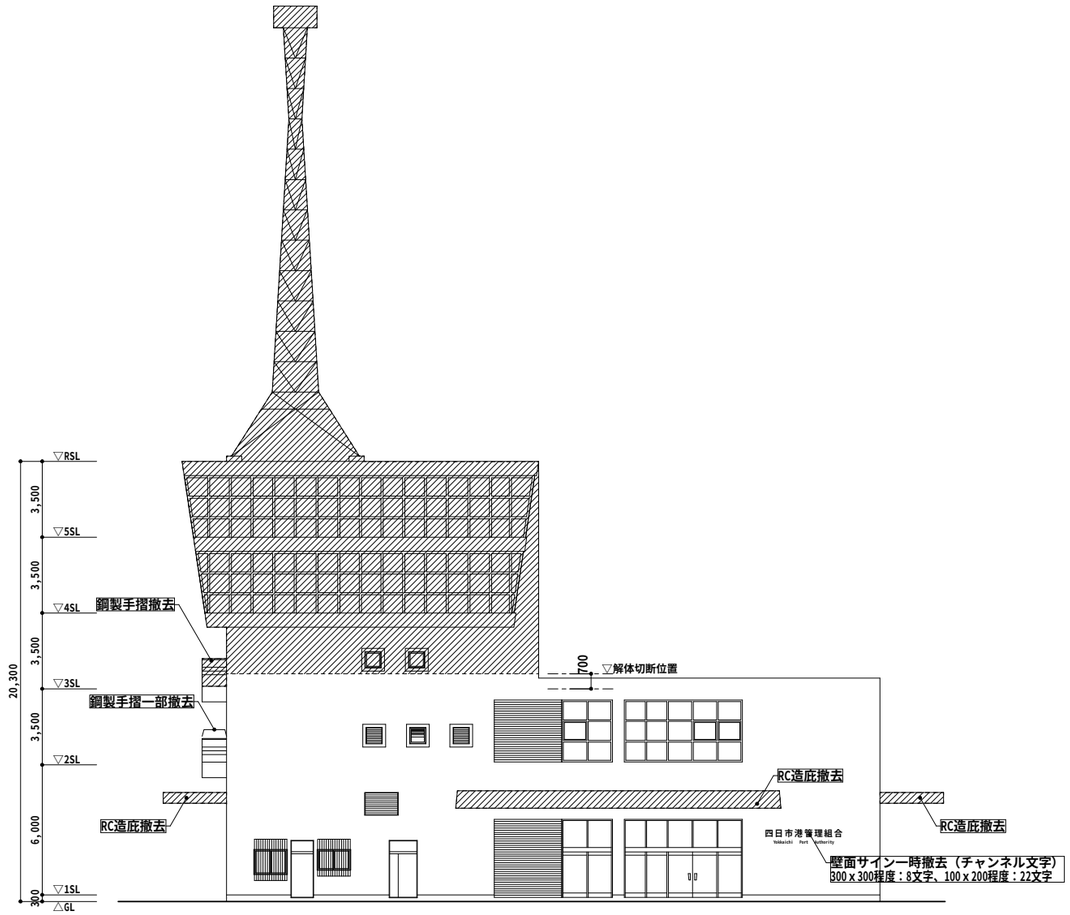

北　立面図　　1：200

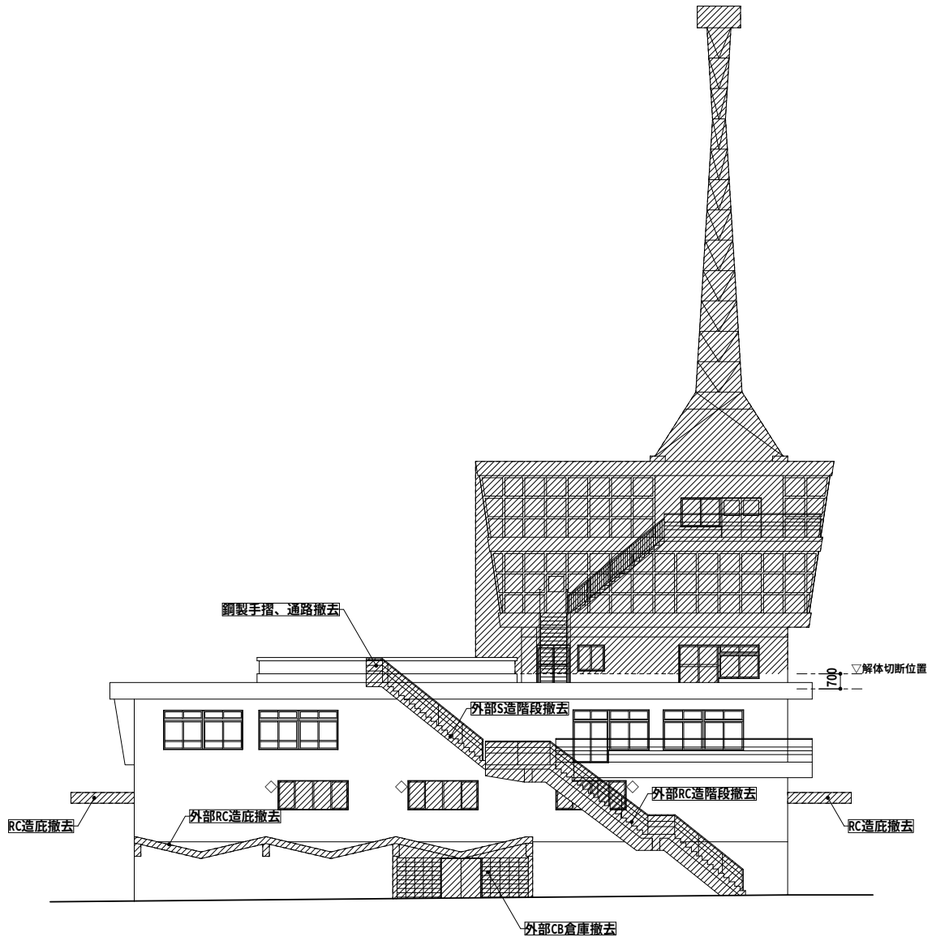

南　立面図　　1：200

< 凡例 >

：撤去（3～5階、鉄塔）

◇　：建具改修（カバー工法）

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生			立面図3　【改修前】	1：200 1：	12・05・31 SHEET NO A／26

※鋼製手摺塗替：ポリウレタン樹脂塗装

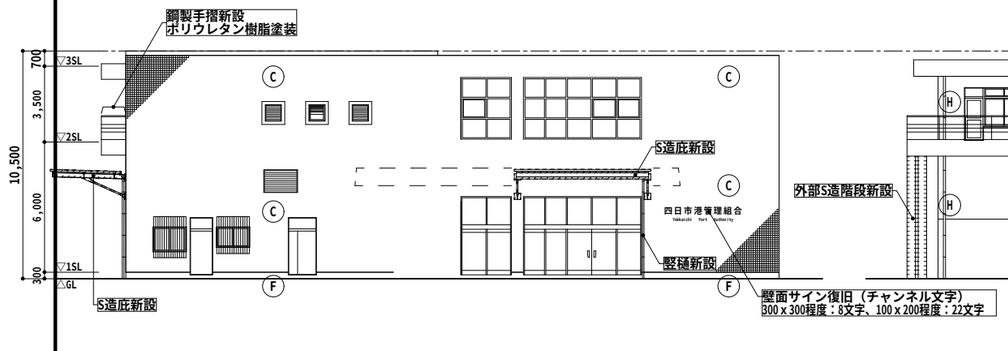

北　立面図　1：200

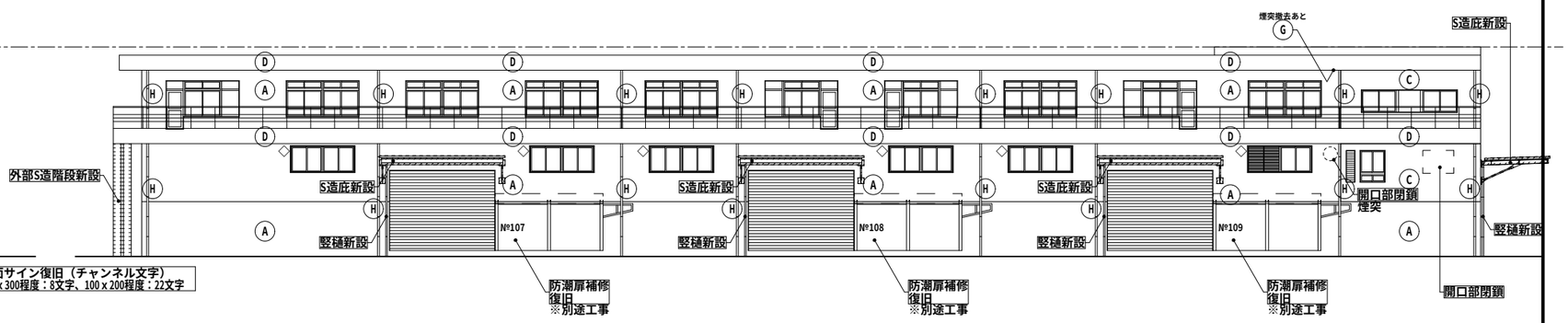

東　立面図　1：200

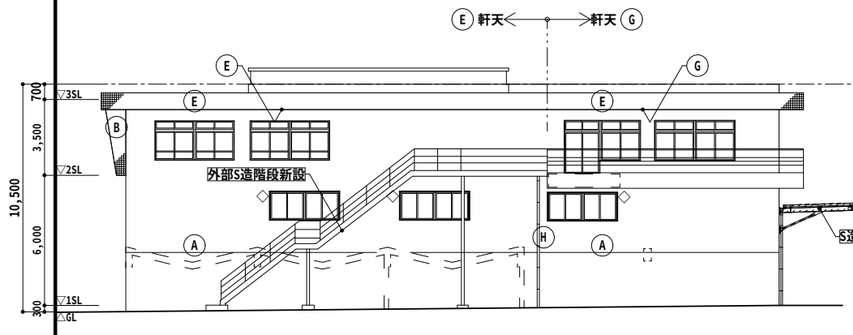

南　立面図　1：200

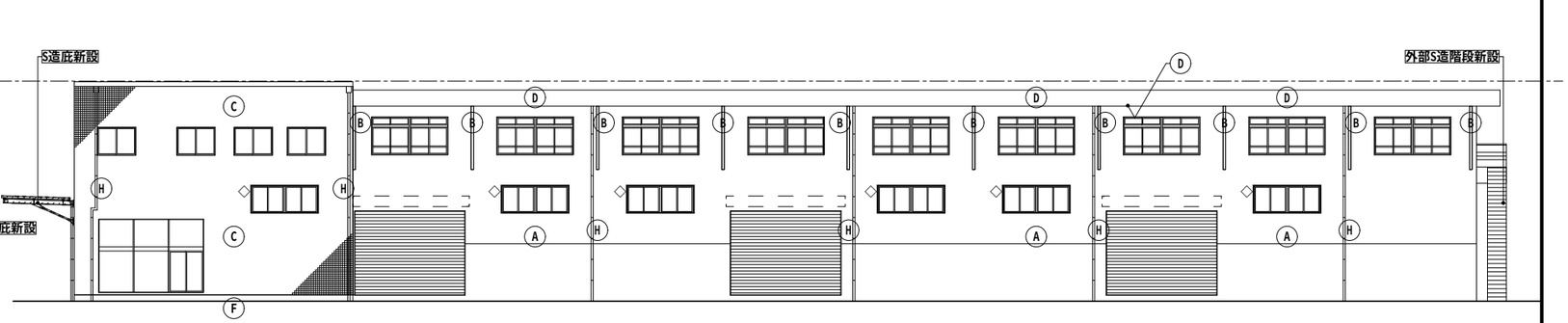

西　立面図　1：200

< 外壁補修 >　※外壁劣化位置は別図（外壁劣化調査図）参照

名称	改修仕様・形状
U：浮き（モルタル面）	アンカーピンニング　（一部ピンネット工法） 部分エポキシ樹脂注入工法
U：浮き（タイル面）	ピンネット工法
C：ひび割れ（モルタル面） 幅0.2mm以上1.0mm未満	自動式エポキシ樹脂注入工法　（一部ピンネット工法）
Ct：ひび割れ（タイル面） 幅0.2mm以上1.0mm未満	ピンネット工法
爆裂、欠損	防錆処理+エポキシ樹脂モルタル充填工法

※工事前には全範囲再調査を行い、監督職員の確認、承認を受けること。

凡例		現　況		改　修　後
	A	外壁：モルタル刷毛引き　リシン吹付　腰壁色替	→	水洗い工法、防水型複層塗材E（凹凸模様）吹付
	B		→	ピンネット工法の上防水型複層塗材E（凹凸模様）吹付
	C	外壁：施釉磁器タイル貼り	→	ピンネット工法の上防水型複層塗材E（凹凸模様）吹付
	D	パラペット：モルタル刷毛引き　リシン吹付	→	水洗い工法、防水型複層塗材E（凹凸模様）吹付
	E		→	ピンネット工法の上防水型複層塗材E（凹凸模様）吹付
	F	巾木：モルタル刷毛引き	→	現況のまま
	G	軒天：フレキシブル板t=4　底目地VP塗装	→	下地調整の上外装薄塗材E吹付 煙突撤去あと：ケイ酸カルシウム板t=6（LGS天井下地共）
	H	竪樋：SGP（白）125φ	→	ポリウレタン樹脂塗替 ※新設庇竪樋：塩ビ75φ　カラー
			→	※共通：外壁ひび割れ・浮き（ピンネット工法施工部分を除く）、爆裂、欠損補修

※水洗い工法は15MPa程度とする。

< 凡例 >

：新設（S造庇）

：撤去あと壁モルタル補修（庇、屋外階段、倉庫等）

◇　：建具改修（カバー工法）

※共通：外壁面の管類は塗装を行うこと。

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生			立面図　【改修後】	1：200 1：	12・05・31 SHEET NO A／27

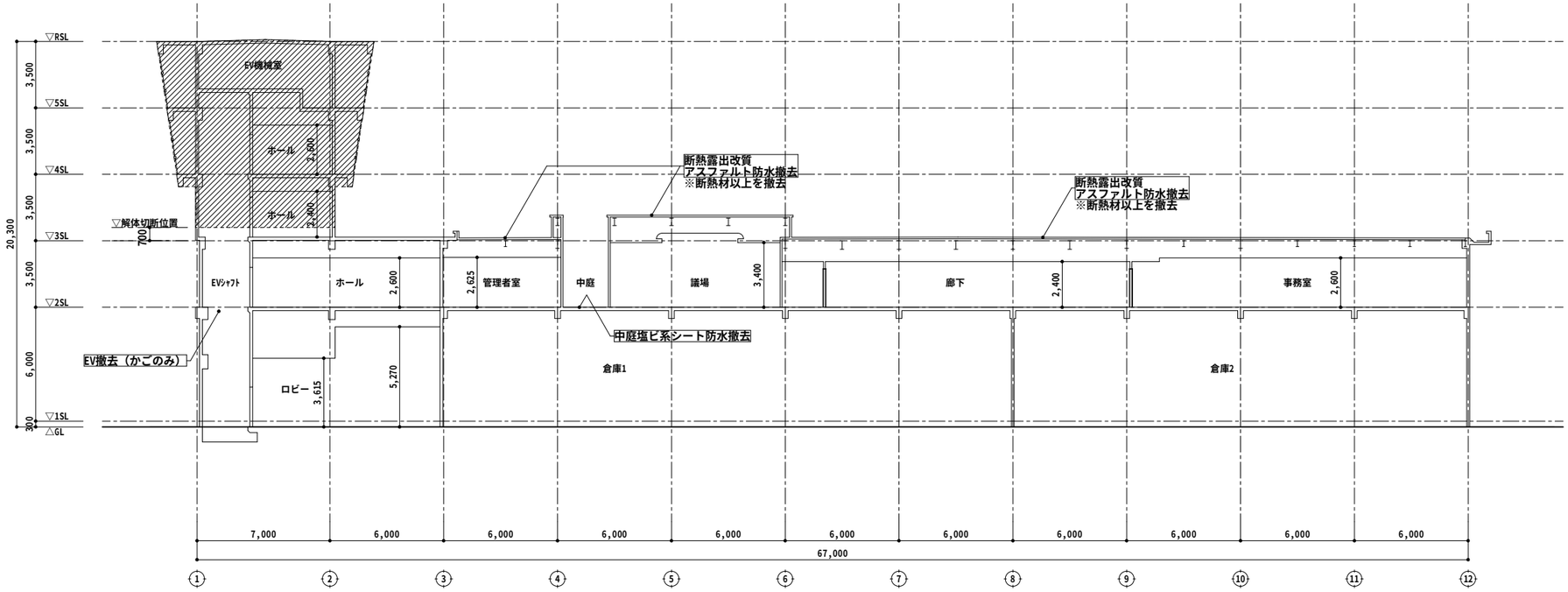

断面図　1：200

< 凡例 >

：撤去（3〜5階、鉄塔）

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 断面図　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 12・05・19 SHEET NO A／28

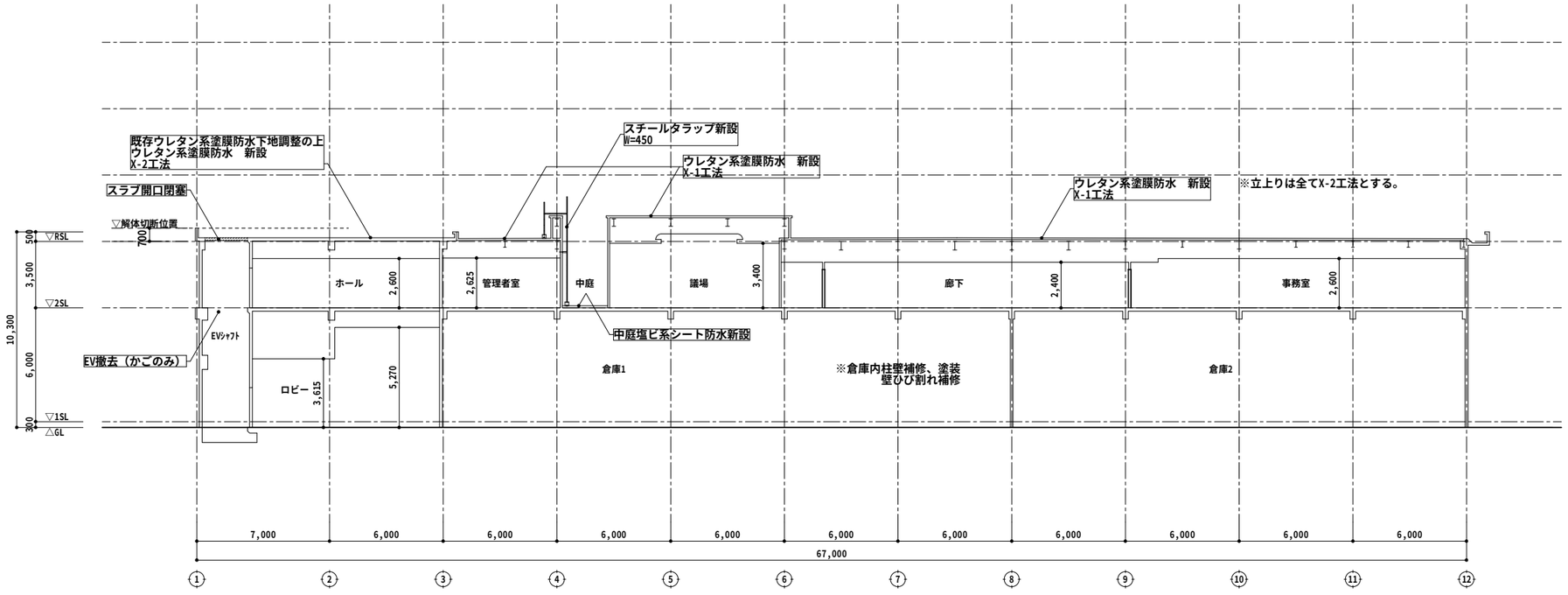

断面図　1：200

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 断面図　【改修後】	SCALE 1：200 1：	DATE 12・05・19 SHEET NO A／29 axya

記　　号	SD-1　　1ヶ所	SD-2　　1ヶ所	SD-3　　1ヶ所	SD-4　　1ヶ所	SD-5　　1ヶ所
姿　　図	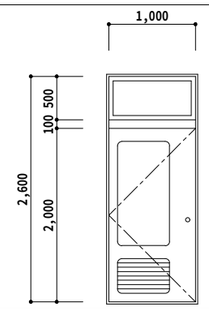	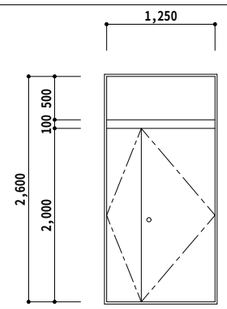	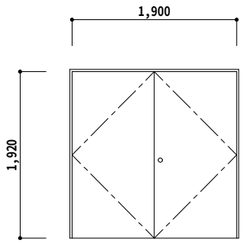	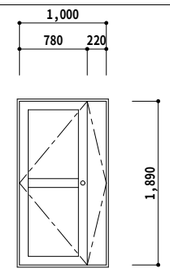	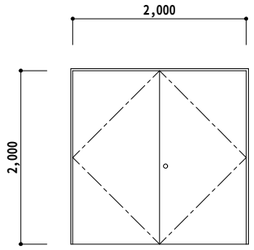
型式・場所	ランマ付片開き戸	ランマ付親子開き戸	両開き戸	親子開き戸	両開き戸
材質・見込	スチール　80	スチール　80	スチール　80	スチール　80	スチール　80
仕　　上	SOP塗装	SOP塗装	SOP塗装	SOP塗装	SOP塗装
ガ ラ ス	型網入ガラス6.8㎜	型網入ガラス6.8㎜		型網入ガラス6.8㎜	
金　　物	付属金物一式、ガラリ	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
改修内容	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設 ポリウレタン樹脂塗替（枠共）	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設 ポリウレタン樹脂塗替（枠共）	撤去	撤去	ポリウレタン樹脂塗替（枠共）

記　　号	SD-6　　1ヶ所	AD-1　　1ヶ所		SW-1　　13ヶ所	
姿　　図	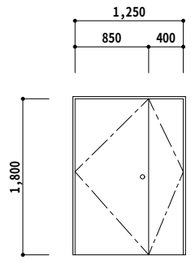	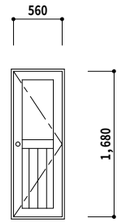		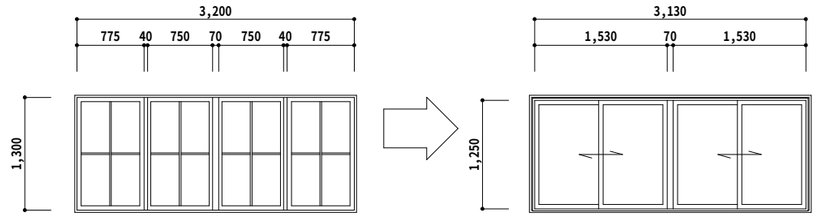 < 改修前 > < 改修後 >	
型式・場所	親子開き戸	片開き戸		4連突出し窓	2枚引違い連窓（カバー工法）
材質・見込	スチール　80	アルミ　70		スチール　80	アルミ　70
仕　　上	SOP塗装	SOP塗装		SOP塗装	
ガ ラ ス		型板4㎜		型板4㎜	型板4㎜　南側屋外階段近接建具（1ヶ所）→屋外階段詳細図参照 型網入ガラスt=6.8㎜
金　　物	付属金物一式	付属金物一式		付属金物一式	付属金物一式
改修内容	ポリウレタン樹脂塗替（枠共）	撤去		撤去（障子）　※下地スチール枠は存置 建具廻りシーリング（MS-2）撤去	新設　※下地スチール枠は既存利用 建具廻りシーリング（MS-2）新設

記　　号	SW-1A　　1ヶ所	SW-1B　　1ヶ所	
姿　　図	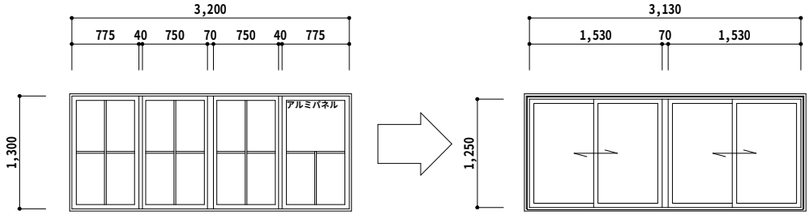 < 改修前 > < 改修後 >	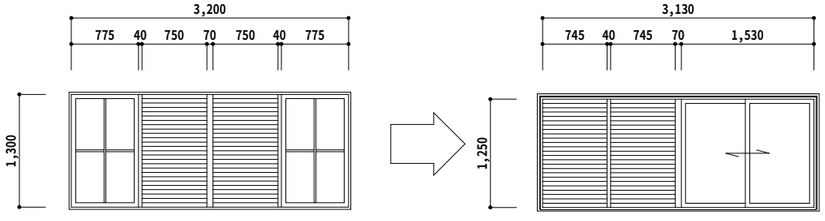 < 改修前 > < 改修後 >	
型式・場所	4連突出し窓	2枚引違い連窓（カバー工法）	4連突出し窓（ガラリ付）　2枚引違い窓（ガラリ付）（カバー工法）
材質・見込	スチール　80	アルミ　70	スチール　80　アルミ　70
仕　　上	SOP塗装		SOP塗装
ガ ラ ス	型板4㎜	型板4㎜	型板4㎜
金　　物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式　SUS網戸（ガラリ内側）
改修内容	撤去（障子）　※下地スチール枠は存置 建具廻りシーリング（MS-2）撤去	新設　※下地スチール枠は既存利用 建具廻りシーリング（MS-2）新設	撤去（障子）　※下地スチール枠は存置 建具廻りシーリング（MS-2）撤去　新設　※下地スチール枠は既存利用 建具廻りシーリング（MS-2）新設

PROJECT TITLE

F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図

REMARKS

〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267
三重県知事登録第1-800号
株式会社エクシア
一級建築士登録第110742号　服部厚生

MANAGER

DRAWN BY

DRAWING TITLE　建具表1

SCALE　1：50　1：

DATE　12・05・22

SHEET NO　A／30

axya

記　　号	AW-1a　　1ヶ所	AW-2b　　1ヶ所		AW-1　　1ヶ所	AW-2　　1ヶ所
姿　　図	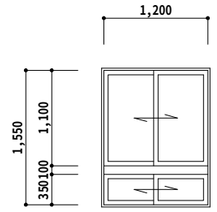	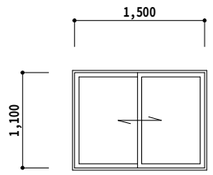		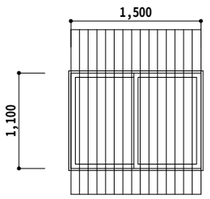	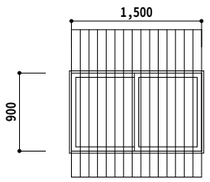
型式・場所	2枚2段引違い窓	2枚引違い窓		2枚引違い窓	2枚引違い窓
材質・見込	アルミ　　70	アルミ　　70		アルミ　　70	アルミ　　70
仕　　上	シルバー	シルバー		シルバー	シルバー
ガ ラ ス	型板4mm	型板4mm		型板4mm	型板4mm
金　　物	付属金物一式	付属金物一式		付属金物一式、面格子（スチールSOP塗装）	付属金物一式、面格子（スチールSOP塗装）
改修内容	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	撤去		建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設 面格子：ポリウレタン樹脂塗替（枠共）	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設 面格子：ポリウレタン樹脂塗替（枠共）

記　　号	AW-3　　1ヶ所	AW-4　　7ヶ所	AW-5　　2ヶ所 AW-5A　　2ヶ所	AW-6　　1ヶ所	AW-7　　10ヶ所
姿　　図	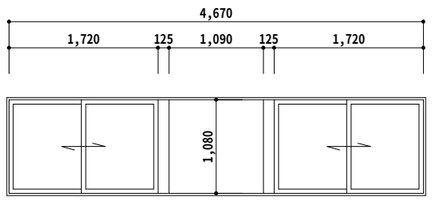	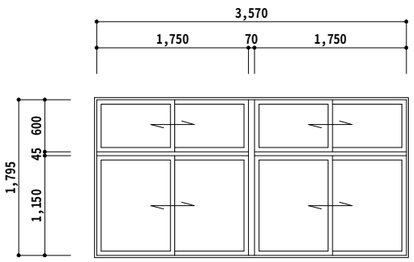	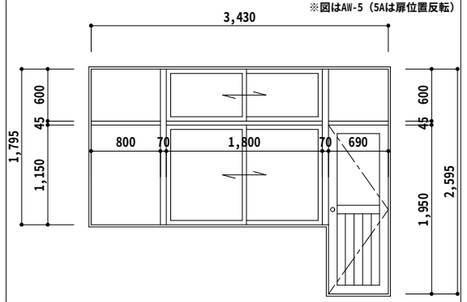	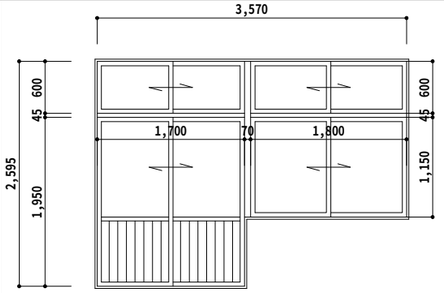	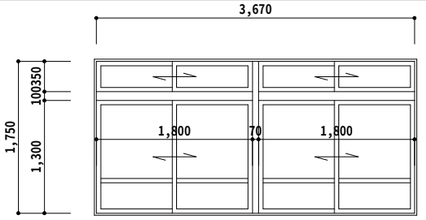
型式・場所	Fix窓付2枚引違い窓	2枚2段引違い連窓	片開き戸Fix窓付2枚引違い窓	両開き戸付2枚2段引違い窓	2枚2段引違い連窓
材質・見込	アルミ　　70	アルミ　　70	アルミ　　70	アルミ　　70	アルミ　　70
仕　　上	シルバー	シルバー	シルバー	シルバー	シルバー
ガ ラ ス	透明5mm	透明5mm	透明5mm	透明5mm	透明5mm
金　　物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
改修内容	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設

記　　号	AW-8　　4ヶ所	AW-9　　1ヶ所	AW-10　　1ヶ所	AW-11　　1ヶ所
姿　　図	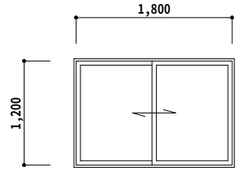	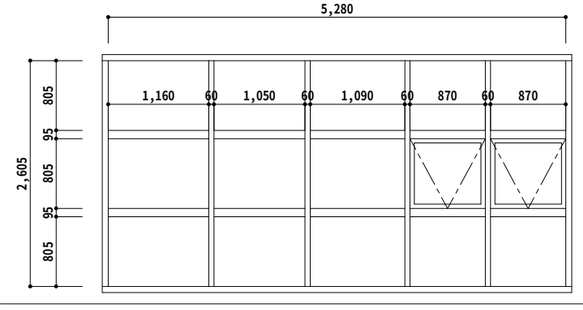	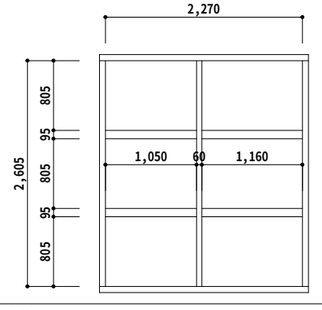	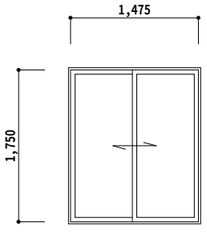
型式・場所	2枚引違い窓	外倒し窓付Fix窓	Fix窓	2枚引違い窓
材質・見込	アルミ　　70	アルミ　　70	アルミ　　70	アルミ　　70
仕　　上	シルバー	シルバー	シルバー	シルバー
ガ ラ ス	透明5mm	透明5mm	透明5mm	透明5mm
金　　物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
改修内容	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設

PROJECT TITLE

F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図

REMARKS

〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267
三重県知事登録第1-800号
株式会社エクシア
一級建築士登録第110742号　　服部厚生

MANAGER

DRAWN BY

DRAWING TITLE　建具表2

SCALE　1：50　1：

DATE　11・09・13

SHEET NO　A／31

axya

記　　号	AW-12　　1ヶ所	AW-13　　1ヶ所	AW-14　　1ヶ所	AW-15　　1ヶ所
姿　　図	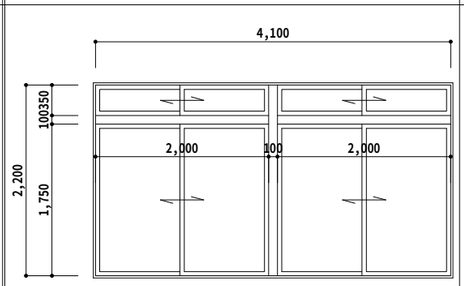	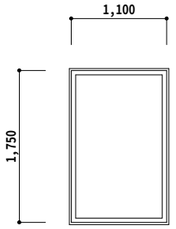	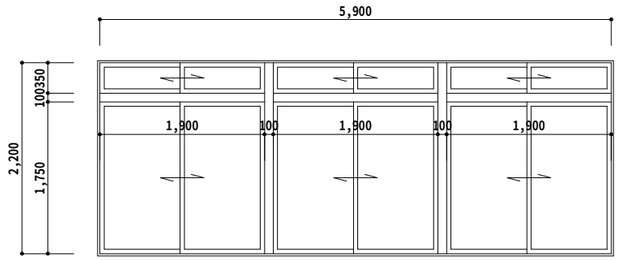	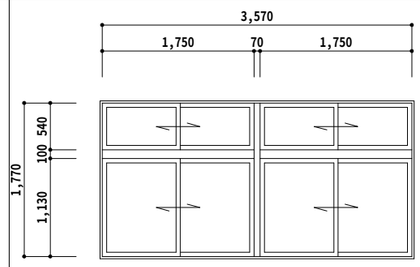
型式・場所	2枚2段引違い連窓	Fix窓	2枚2段引違い3連窓	2枚2段引違い連窓
材質・見込	アルミ　70	アルミ　70	アルミ　70	アルミ　70
仕　　上	シルバー	シルバー	シルバー	シルバー
ガ ラ ス	透明5㎜	透明5㎜	透明5㎜	透明5㎜
金　　物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
改修内容	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	撤去

記　　号	AW-16　　1ヶ所	AW-17　　1ヶ所	AW-18　　1ヶ所	AW-19　　1ヶ所
姿　　図	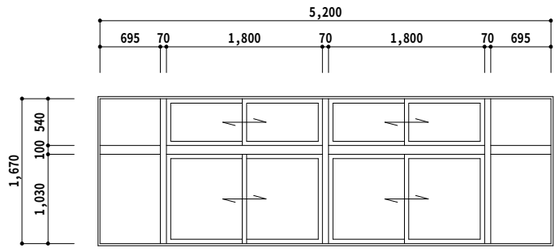	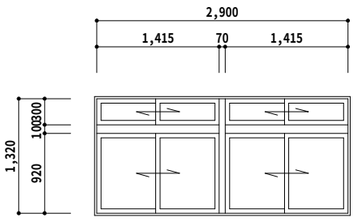	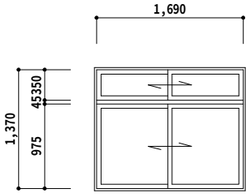	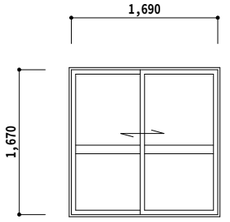
型式・場所	Fix窓付2枚2段引違い連窓	2枚2段引違い連窓	2枚2段引違い窓	2枚引違い窓
材質・見込	アルミ　70	アルミ　70	アルミ　70	アルミ　70
仕　　上	シルバー	シルバー	シルバー	シルバー
ガ ラ ス	透明5㎜	透明5㎜	透明5㎜	透明5㎜
金　　物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
改修内容	撤去	撤去	撤去	撤去

記　　号	AW-20　　1ヶ所	AW-21　　1ヶ所	AW-22　　1ヶ所	AW-23　　2ヶ所	AW-24　　1ヶ所
姿　　図	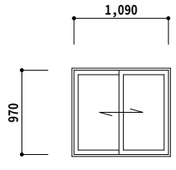	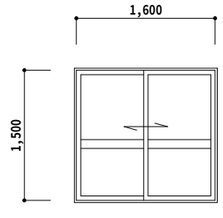	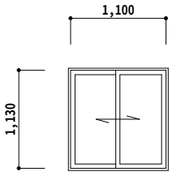	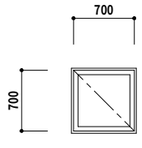	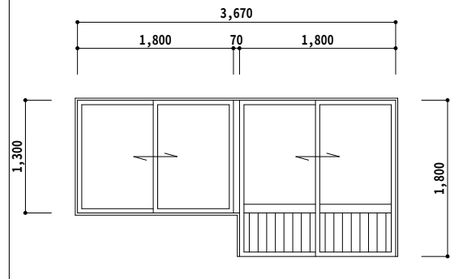
型式・場所	2枚引違い窓	2枚引違い窓	2枚引違い窓	すべり出し窓	両開き戸付2枚引違い窓
材質・見込	アルミ　70	アルミ　70	アルミ　70	アルミ　70	アルミ　70
仕　　上	シルバー	シルバー	シルバー	シルバー	シルバー
ガ ラ ス	透明5㎜	透明5㎜	透明5㎜	透明5㎜	透明5㎜
金　　物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
改修内容	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去

PROJECT TITLE

F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図

REMARKS

〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267
三重県知事登録第1-800号
株式会社エクシア
一級建築士登録第110742号　服部厚生

MANAGER

DRAWN BY

DRAWING TITLE

建具表3

SCALE

1：50

1：

DATE

11・09・13

SHEET NO

A／32

axya

記　　号	SG-1　1ヶ所	SG-2　1ヶ所	SG-3　3ヶ所		
姿　　図	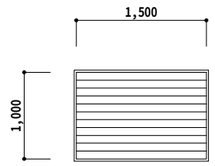	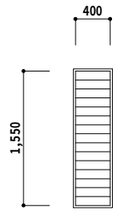	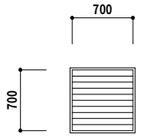		
型式・場所	ガラリ戸	ガラリ戸	ガラリ戸		
材質・見込	スチール　80	スチール　80	スチール　80		
仕　　上	SOP塗装	SOP塗装	SOP塗装		
ガ ラ ス					
金　　物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式		
改修内容	ポリウレタン樹脂塗替（枠共）	ポリウレタン樹脂塗替（枠共）	ポリウレタン樹脂塗替（枠共）		

記　　号	SSD-1　1ヶ所	SSD-2　1ヶ所	SSD-3　1ヶ所	SS-1　6ヶ所
姿　　図				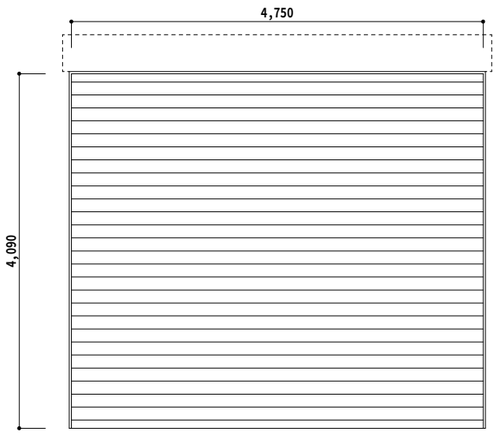
型式・場所	Fix窓付両開き自由戸	Fix窓	2枚引違い窓付Fix窓	一般重量シャッター（電動）
材質・見込	ステンレス　100	ステンレス　100	ステンレス　100	スチール
仕　　上	SUS　H.L	SUS　H.L	SUS　H.L	SOP塗装
ガ ラ ス	透明8mm、5mm	透明8mm、5mm	透明8mm、5mm	
金　　物	付属金物一式、フロアヒンジ	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
改修内容	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設	建具廻りシーリング（MS-2）撤去、新設 ポリウレタン樹脂塗替（枠共）

PROJECT TITLE

F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図

REMARKS

〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267
三重県知事登録第1-800号
株式会社エクシア
一級建築士登録第110742号　服部厚生

MANAGER

DRAWN BY

DRAWING TITLE

建具表4

SCALE

1：50

1：

DATE

11・09・13

SHEET NO

A／33

axya

記　　号	SW-4　　1ヶ所
姿　　図	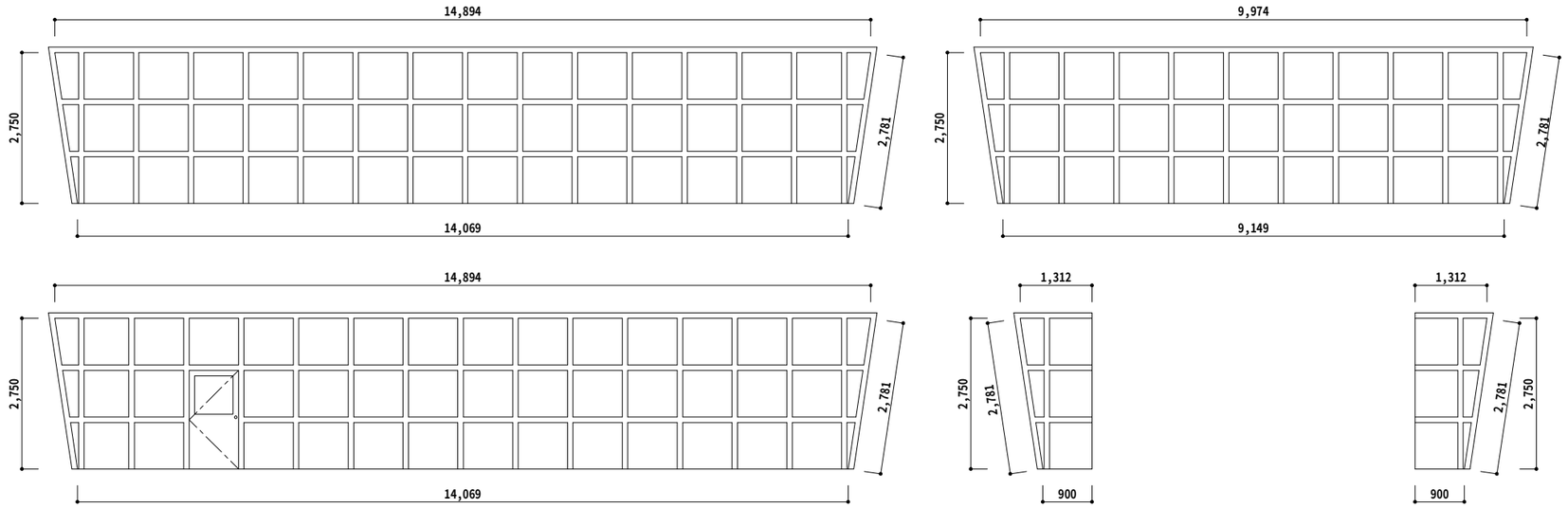
型式・場所	片開き戸付Fix窓
材質・見込	スチール　　80
仕　　上	SOP塗装
ガ ラ ス	透明5mm
金　　物	付属金物一式
改修内容	撤去

記　　号	SW-5　　1ヶ所
姿　　図	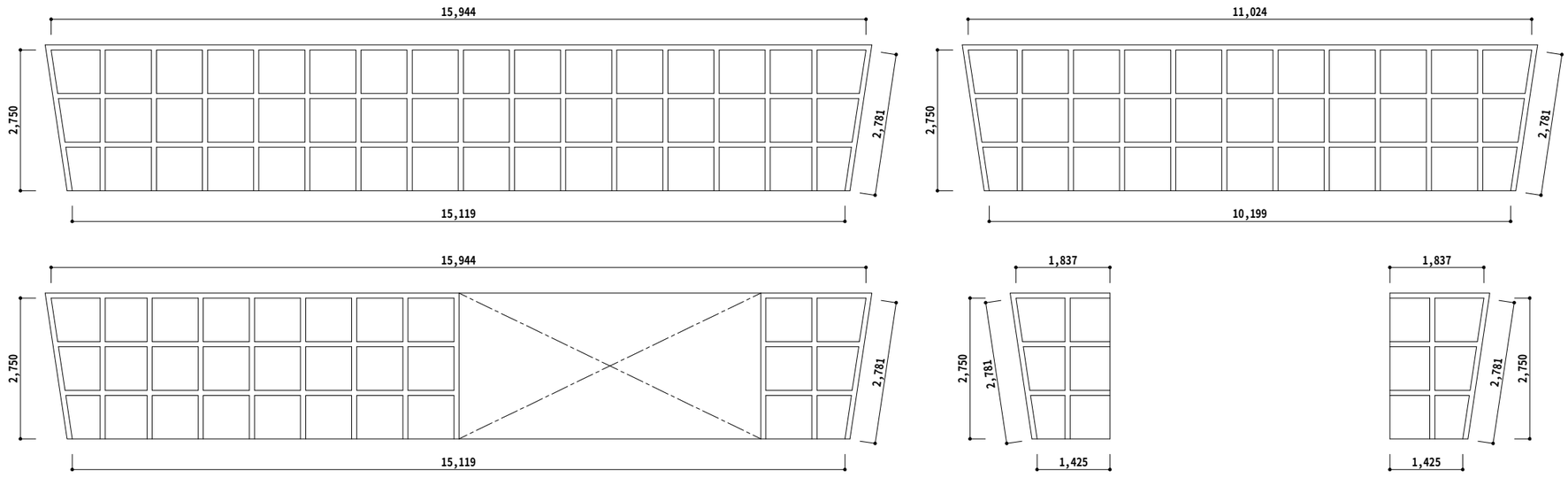
型式・場所	Fix窓
材質・見込	スチール　　80
仕　　上	SOP塗装
ガ ラ ス	透明5mm
金　　物	付属金物一式
改修内容	撤去

PROJECT TITLE

F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図

REMARKS

〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267
三重県知事登録第1-800号
株式会社エクシア
一級建築士登録第110742号　　服部厚生

MANAGER

DRAWN BY

DRAWING TITLE

建具表5

SCALE

1：50

1：

DATE

11 • 08 • 13

SHEET NO

A／34

axya

2階バルコニー手摺詳細図、バルコニー矩計図　1：30

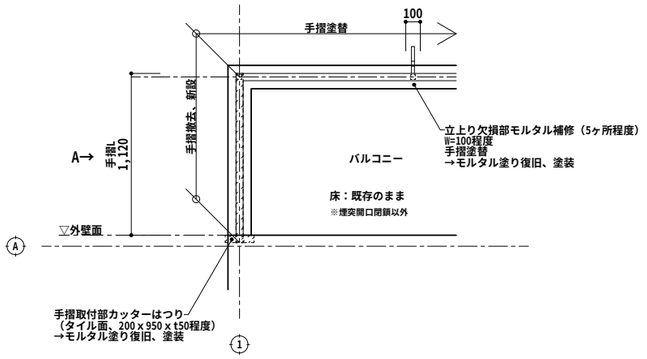

平面図

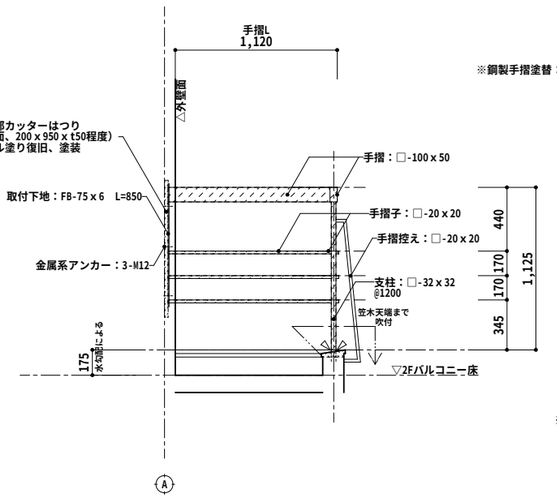

A正面図

※鋼製手摺塗替：ポリウレタン樹脂塗装

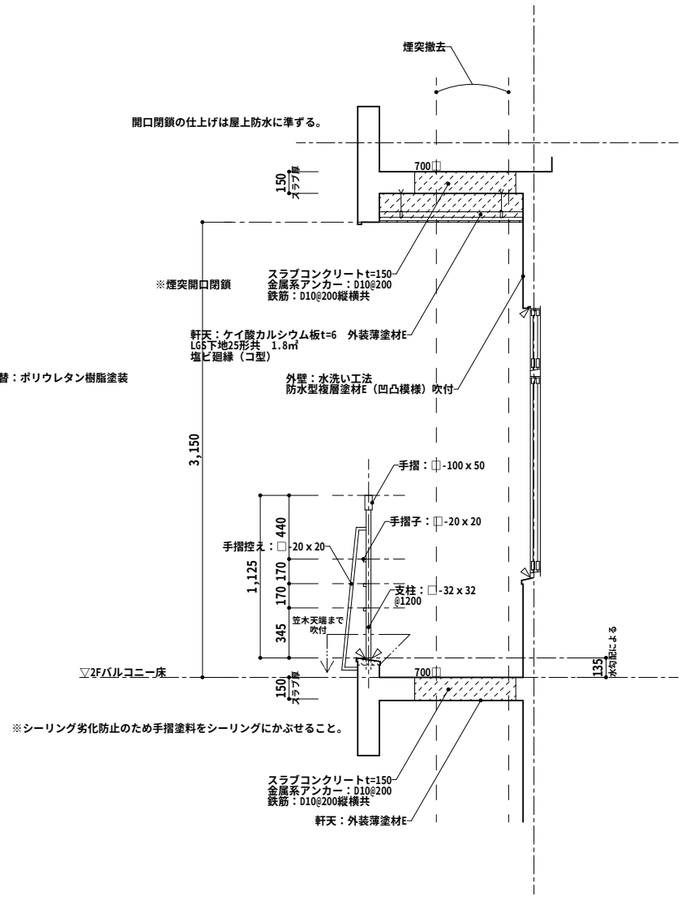

バルコニー廻り詳細図

△：シーリング（変成シリコーン）

1階倉庫スロープ床改修詳細図　1：30

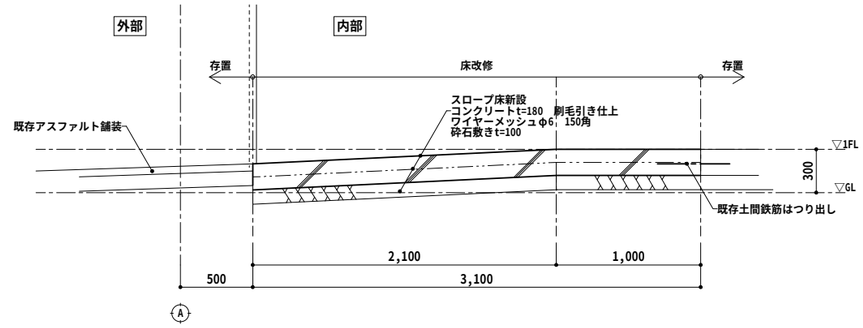

改修後断面図

中2階階段壁閉鎖詳細図　1：30

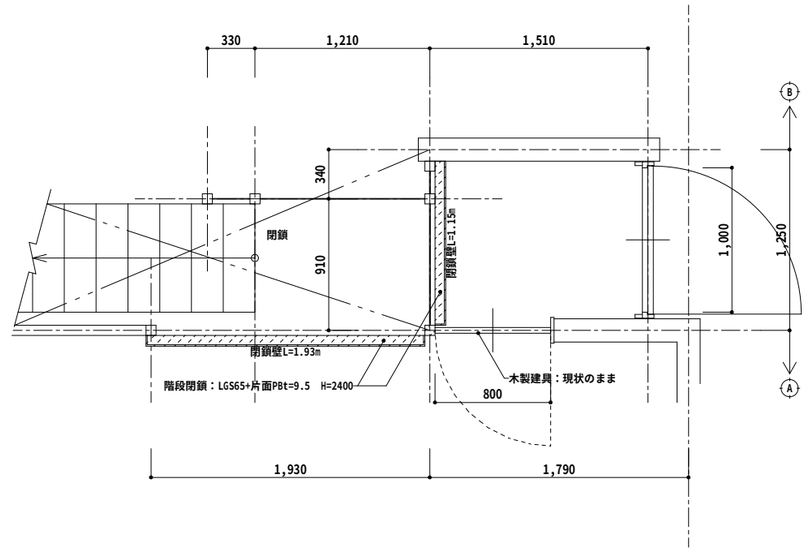

平面図

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 部分詳細図1	SCALE 1：30 1：	DATE 11・09・27 SHEET NO A／35

開口閉鎖要領図（EV、階段、煙突）（※A-1通り中2階開口閉鎖除く）　1：20

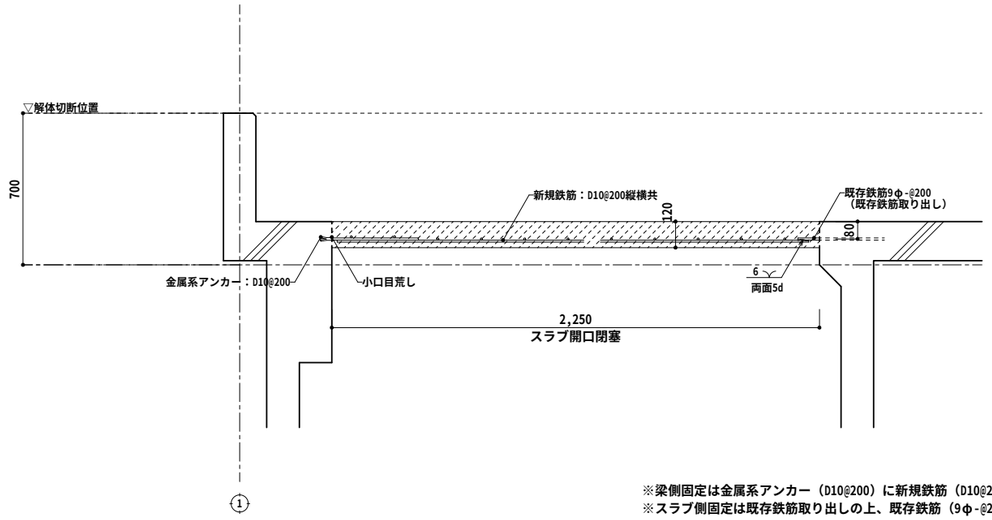

※梁側固定は金属系アンカー（D10@200）に新規鉄筋（D10@200縦横共）を緊結。
※スラブ側固定は既存鉄筋取り出しの上、既存鉄筋（9φ-@200）に新規鉄筋（D10@200縦横共）を溶接。

断面図（EV）

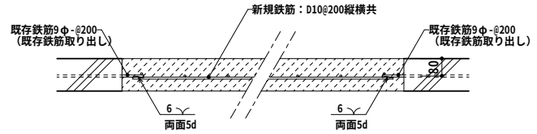

断面図（煙突等）

< 開口閉鎖箇所 >

スラブ	2、3階	煙突	700□程度
スラブ	3階	階段	5.1×1.95
スラブ	3階	EV	2.25×1.85
外壁	東面	煙突	700□程度　※煙突外壁開口閉鎖もこれに準ずる。

庇（新設）断面詳細図　1：15

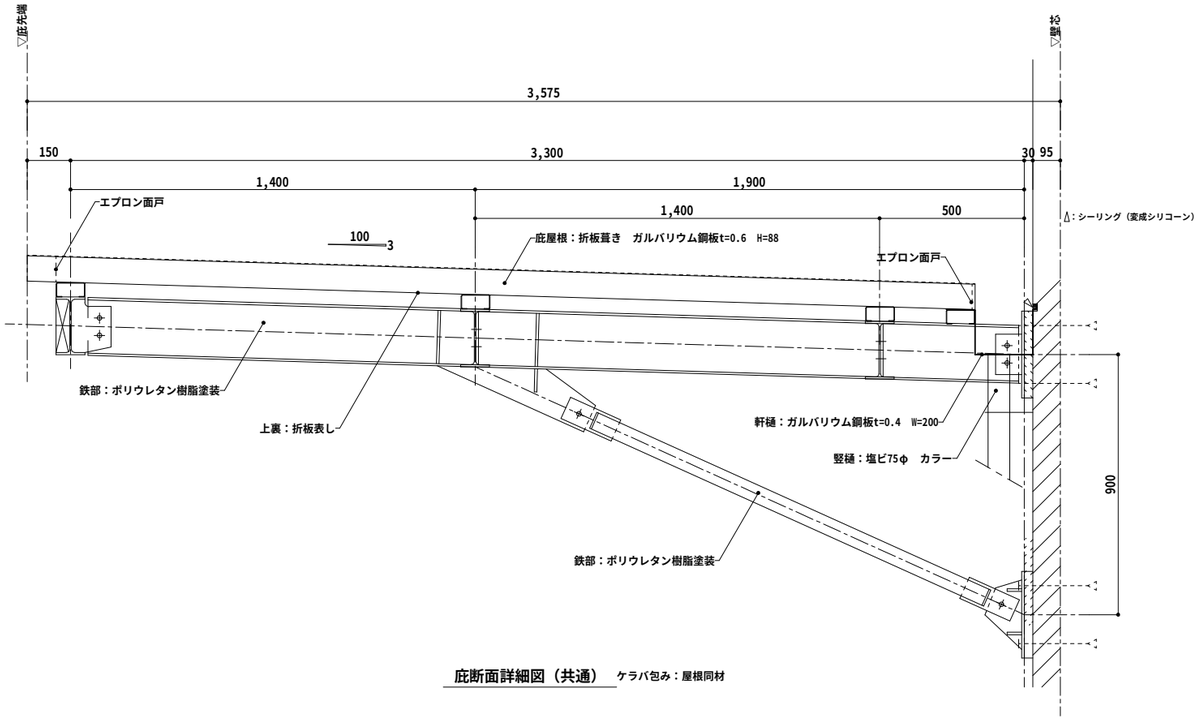

庇断面詳細図（共通）　ケラバ包み：屋根同材

※参考図　解体工事中の漏水対策要領図（EV、階段）　1：20

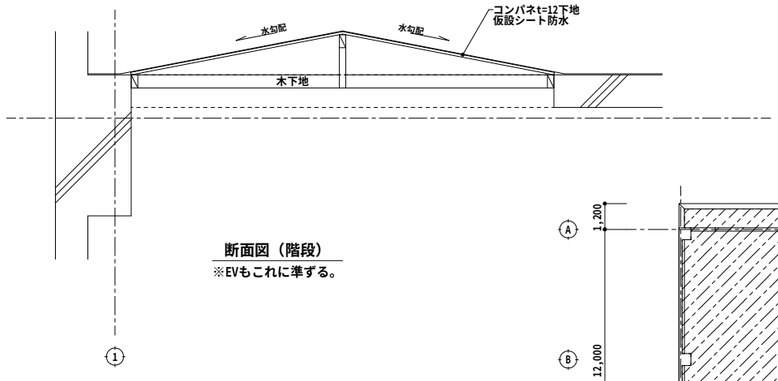

断面図（階段）
※EVもこれに準ずる。

※解体工事中に、屋根（スラブ開口部等）より漏水しない様に、屋根面へ仮設シート防水及び釜場を設置し漏水対策を行うこと。

※解体工事中に、仮設シート防水の上に人が乗らない様に、周囲をバリケード区画すること。

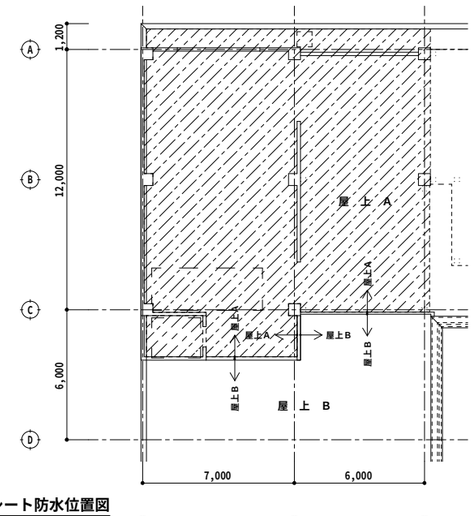

仮設シート防水位置図
斜線部：仮設シート防水

PROJECT TITLE	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図					部分詳細図2	1：20 1：15	12・03・28 SHEET NO A／36	axya

既設解体部屋根改修図　1：100

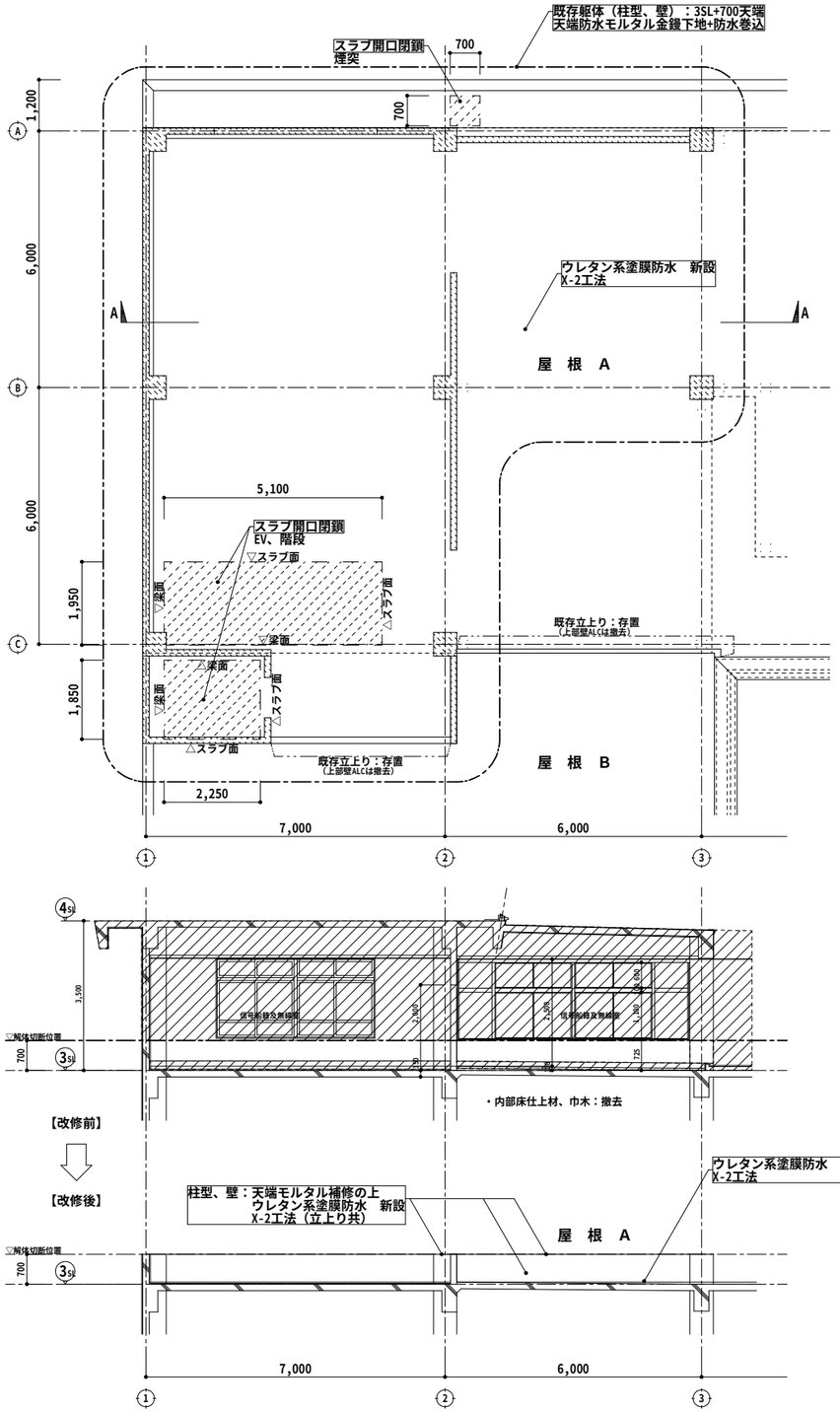

＜ 凡例 ＞

：屋根改修（柱型、立上り、スラブ閉塞）

A断面図

＜ 凡例 ＞

：撤去

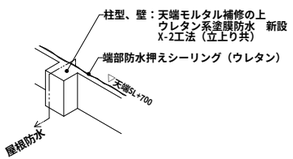

※解体切断位置はSL+700程度とし、既存腰壁高さ合わせとすること。

2階中庭タラップ取付図　1：40

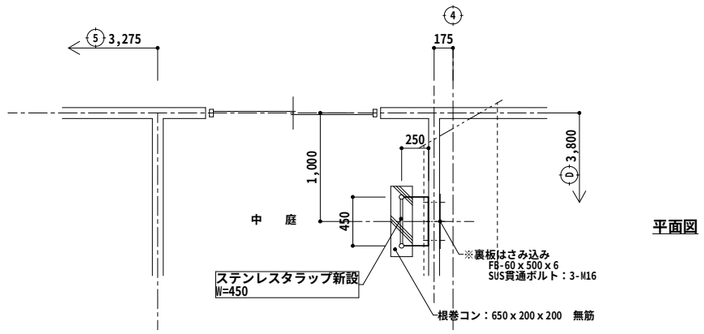

平面図

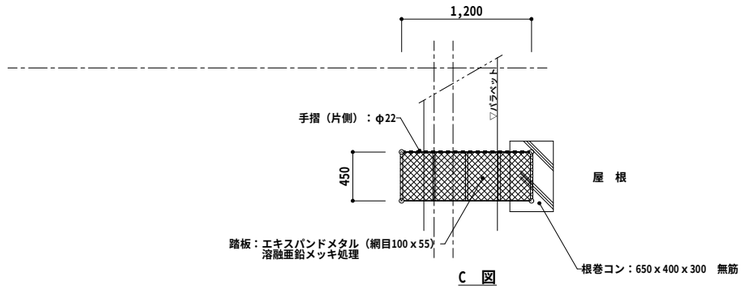

C　図

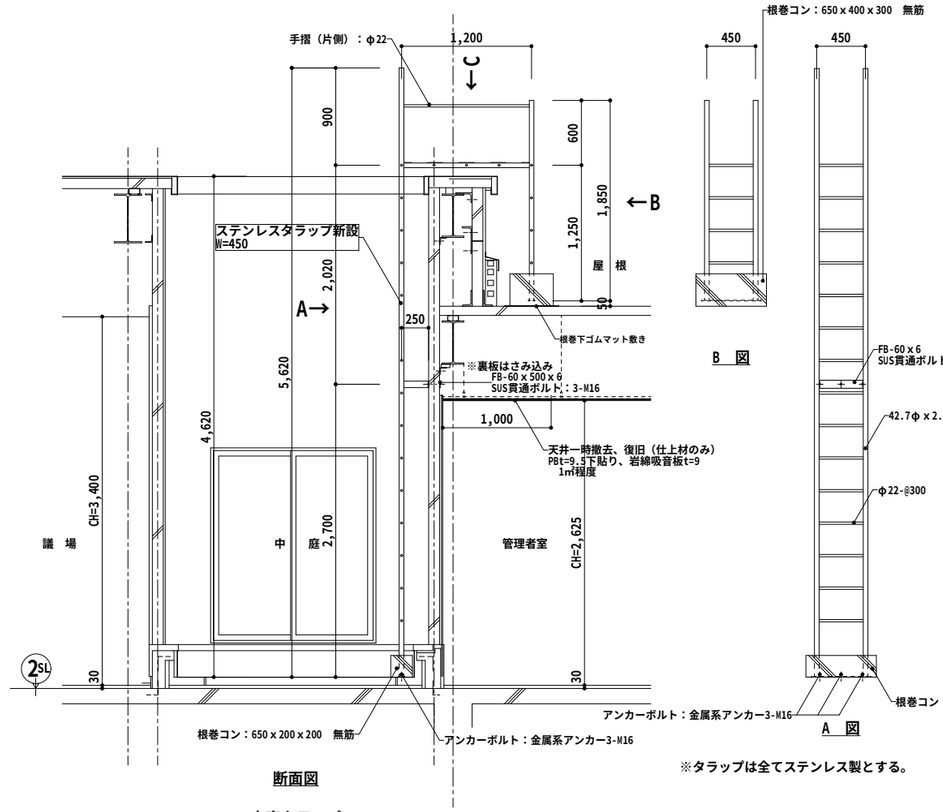

B　図

A　図

断面図

中庭タラップ

※タラップは全てステンレス製とする。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部　厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 部分詳細図3	SCALE 1：30 1：	DATE 12・03・28 SHEET NO A／37 axya

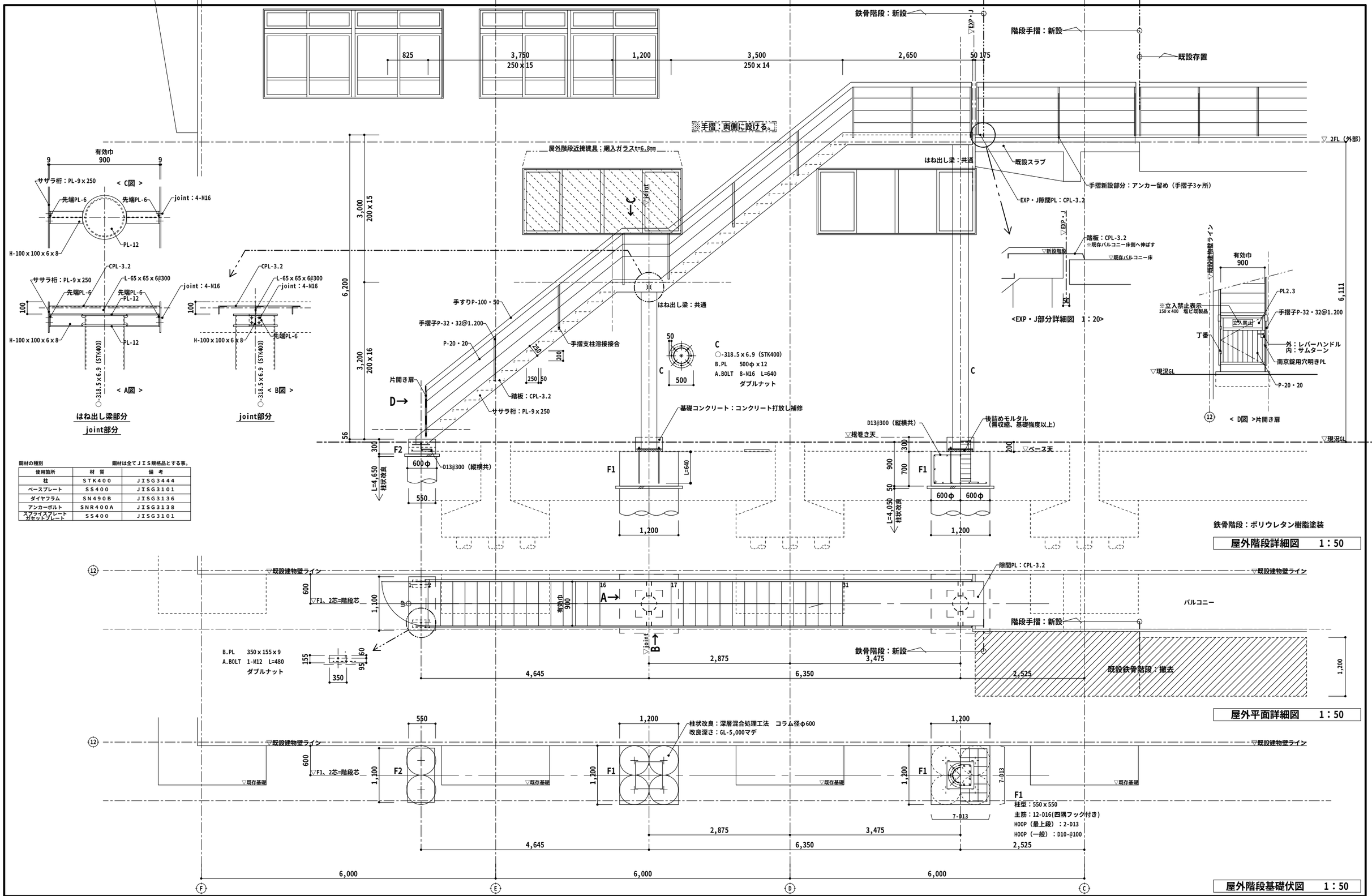

鋼材の種別　　鋼材は全てＪＩＳ規格品とする事。

使用箇所	材質	備考
柱	ＳＴＫ４００	ＪＩＳＧ３４４４
ベースプレート	ＳＳ４００	ＪＩＳＧ３１０１
ダイヤフラム	ＳＮ４９０Ｂ	ＪＩＳＧ３１３６
アンカーボルト	ＳＮＲ４００Ａ	ＪＩＳＧ３１３８
スプライスプレート ガセットプレート	ＳＳ４００	ＪＩＳＧ３１０１

PROJECT TITLE	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図					屋外階段詳細図　【改修後】	1：30 1：	12・06・02 SHEET NO A／38

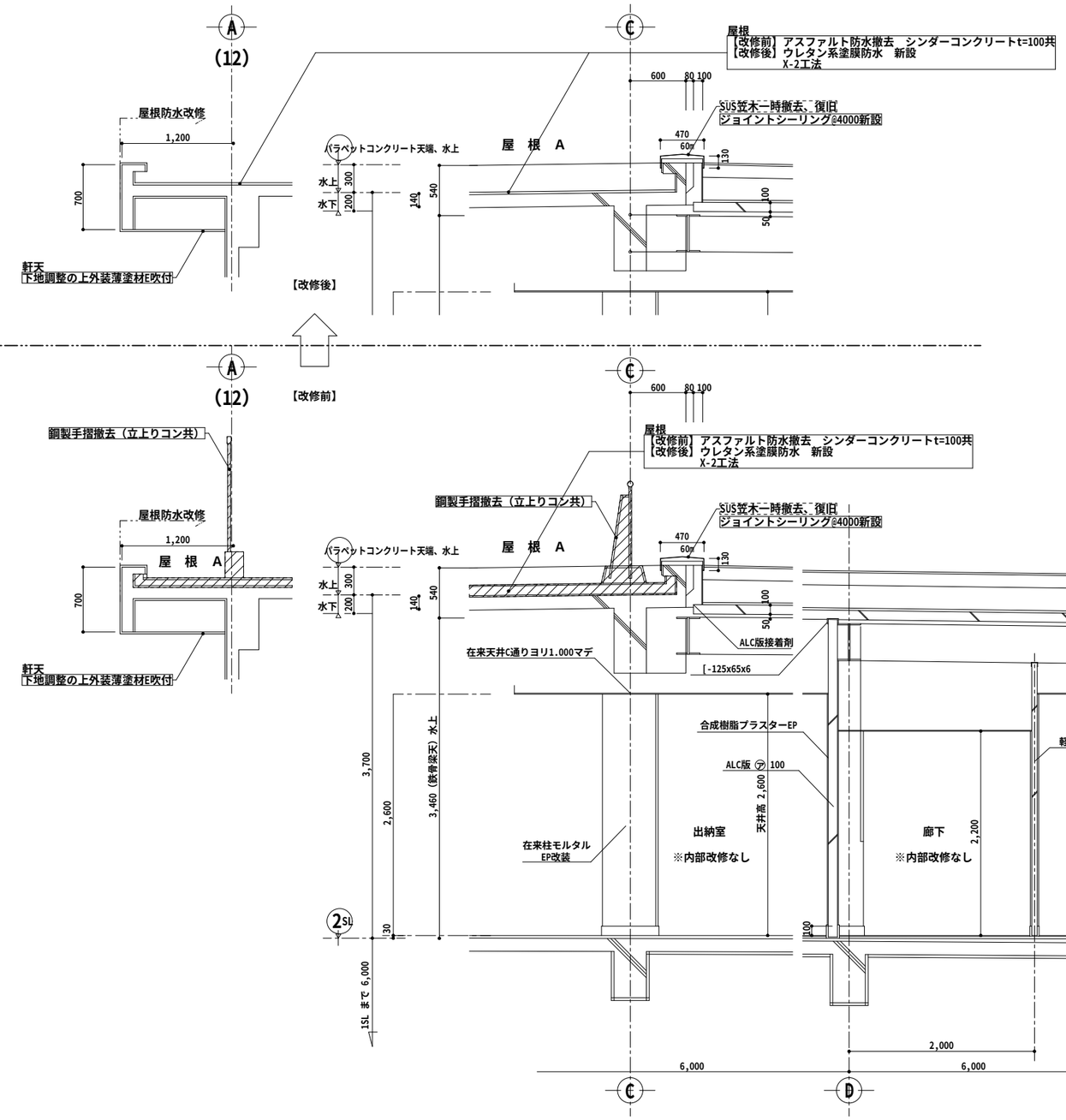

< 凡例 >

：撤去

文字…
文字…
文字…
囲み文字：改修内容

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 矩計図（大会議室屋根）　【改修前・後】	SCALE 1：40 1：	DATE 12・05・21 SHEET NO A／39

※立上りは全てX-2工法とする。

※共通：平場、立上り面下地処理（エポキシ樹脂系ポリマーセメント）

※共通：立上り面下地処理（エポキシ樹脂系ポリマーセメント）

外壁
【改修後】水洗い工法
防水型複層塗材E（凹凸模様）吹付

屋根防水改修

SUS水切一時撤去、復旧

屋根
【改修前】断熱露出改質アスファルト防水撤去
※断熱材以上を撤去
【改修後】ウレタン系塗膜防水　新設
X-1工法

屋　根　I

屋　根　II

ALC版受
[-100x50x20x1.6

PL6加工頭ツナギ

L-65x65x6

L-65x65x6 @1,800

C.L

クロス貼込

外壁改修

中　庭

【改修前・後】白玉石敷t=80　一時撤去、復旧

【改修前】塩ビ系シート防水撤去
【改修後】塩ビ系シートt=2.0防水新設（立上り共）
端部押えアルミ押えアングル

四方木製
C.L
50x30

竪木CL
50x30

屋根防水改修

2SL

4,000Φ
CL（室内仕上間）

議　場　※内部改修なし

板@18 OSV

巾木・木製C.L

廊　下
※内部改修なし

軽量コンクリート打エ@80　伸縮目地エラスタイトP25@2000
シート防水層
均シモルタル　勾配付　平均30

9Φ@1,200

モルタルコテ押エ

3MMベニア下地クロス貼R

アルミコーナー

6MMベニア下地クロス貼D

[-125x65x6

L-50x50x6

ジュウタン敷
モルタル塗

軽量コンクリート打

オリメタ28＃

オリメタ28＃100Φ

受金物 PL2.3製

セメントレンガ
モルタル塗

※共通（屋根II立上り廻り、外壁）

軒天
【改修後】水洗い工法
防水型複層塗材E
（凹凸模様）吹付

フレキシブル板 ㋐4MM
底目地貼 VP
A通側底もこれに準ずる
軽量鉄骨下地

天井高≧2,600

事　務　室
※内部改修なし

軽量コンクリート打

< 凡例 >

文字…　囲み文字：改修内容
文字…
文字…

PROJECT TITLE	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図					矩計図（議場、中庭屋根）【改修前・後】	1：43 1：	12・05・19 SHEET NO A／40

axya

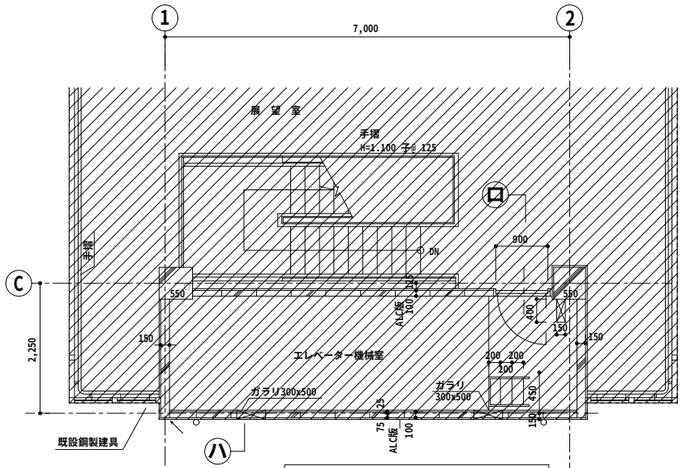

5　階　平　面　図

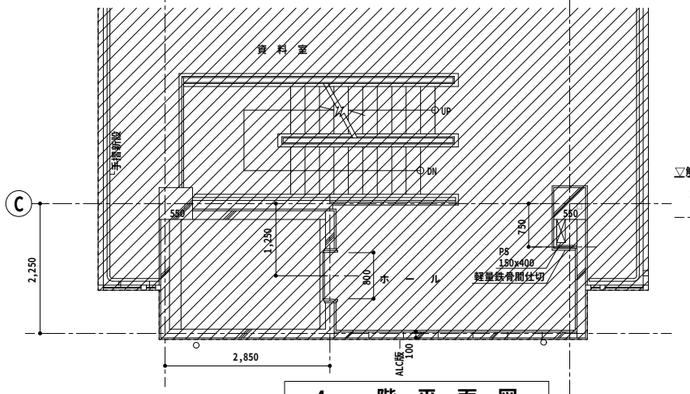

4　階　平　面　図

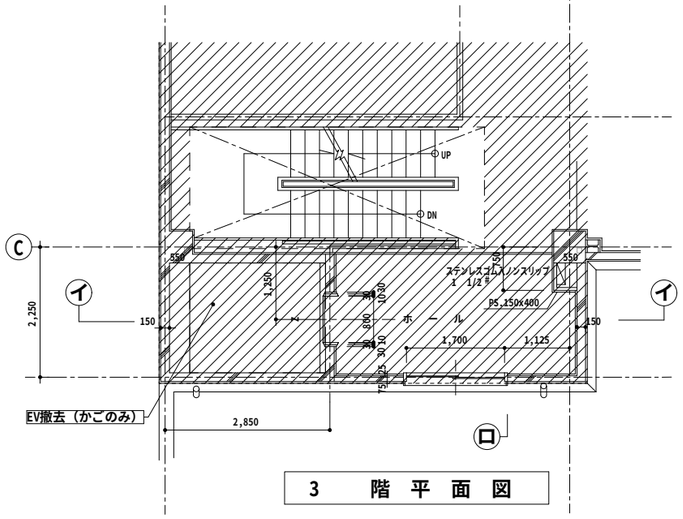

3　階　平　面　図

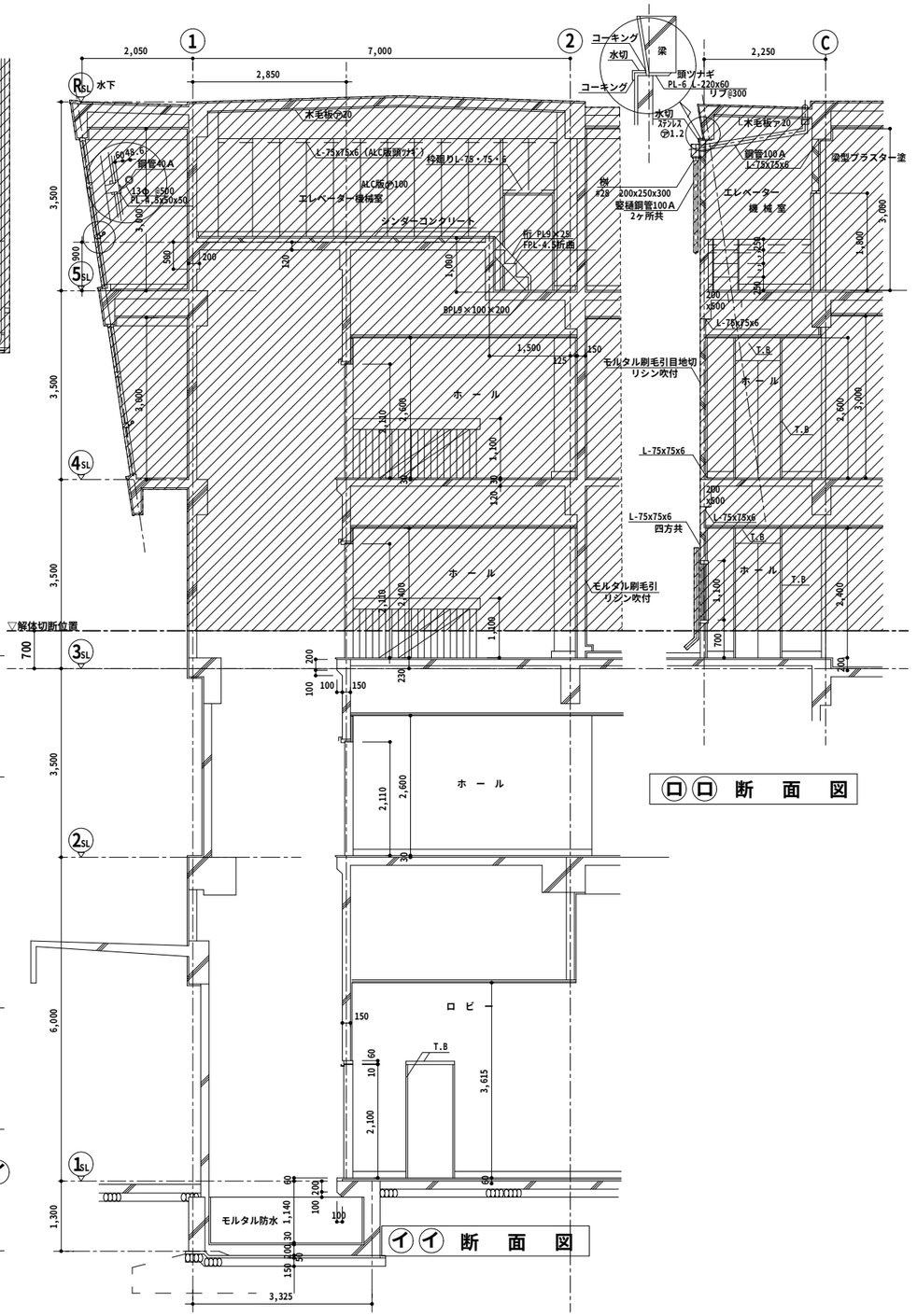

口口　断　面　図

イイ　断　面　図

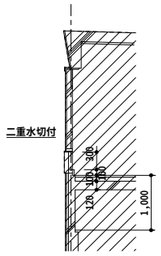

ハ　断　面

< 既存部仕上表 >

展望室	
床	V.A.T 貼
巾木	木製 O.P H=100
壁	モルタル EP
天井	P.B OP.S　回廊部　軽量鉄骨下地
	一般部　吸音テックス
・	パイプ手摺 OP塗
エレベーター	機　械　室
床	モルタル　塗
巾木	モルタル塗　H=100
壁	コンクリート打ち放し 及 ALC版現し
天井	木毛セメント板　ア20
資　料　室　及　ホ　ー　ル	
床	V.A.T貼
巾木	木製　OP　H=100
壁	モルタル塗　E.P　一部合板EP（軽量鉄骨下地）
天井	PB　EP
但し高さFL+1,100 子@125とする	
ALC版取付	
頭ツナギ及足元L-75×75×6 コンクリート鉄筋に溶接	
AW廻りは右図による	

< 凡例 >

：撤去

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生			階段、エレベーター詳細図　【既設解体】	1：75 1：	12・05・19 SHEET NO A／41	axya

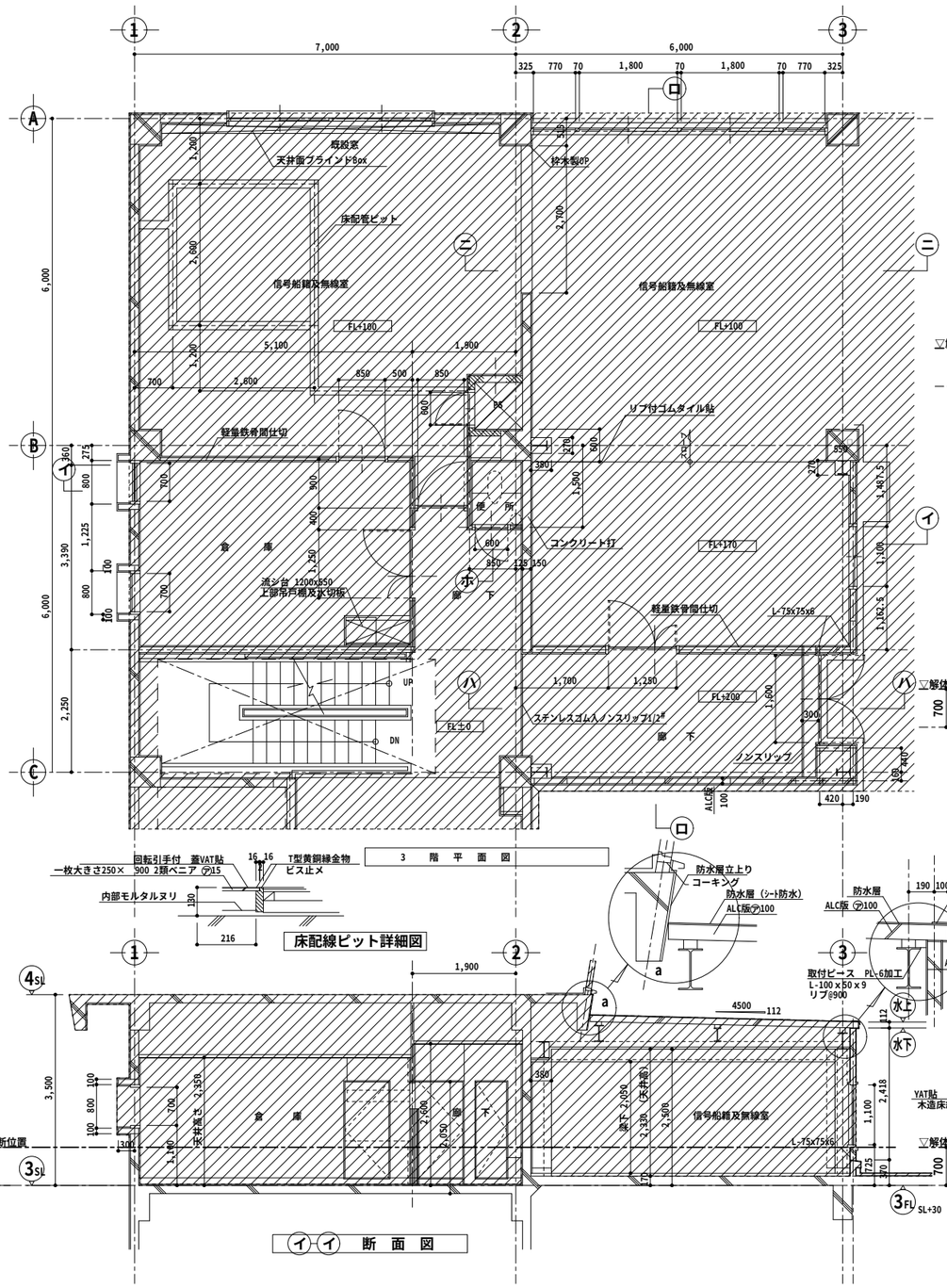

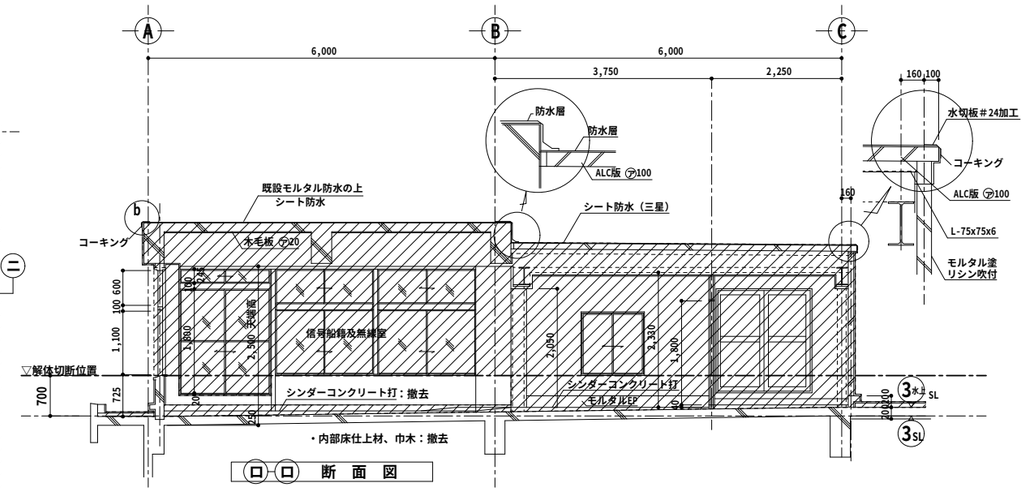

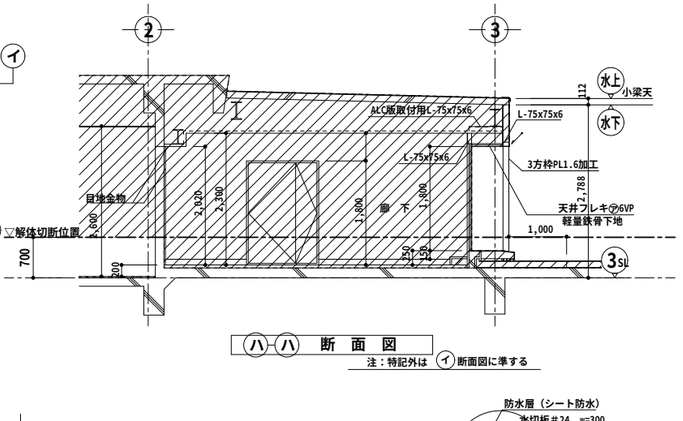

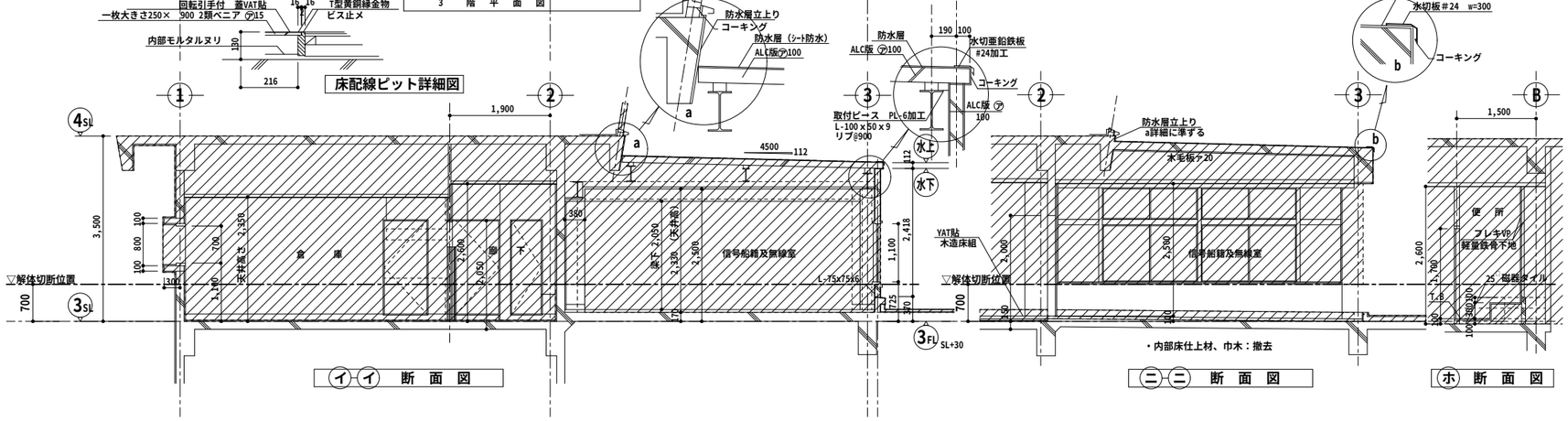

< 既存部仕上表 >

信号船舶及無線室仕様		
床	V.A.T 貼	（一部木造床組）一部リブ付ゴムタイル貼
巾木	木製 OP	H=100
壁	パーライトプラスター塗（コンクリート及ラスモルタル下地）	ALC版
	合板 EP	鉄骨柱型共（軽量鉄骨下地）
天井	吸音テックス貼	（ 〃 ）
	鉄骨梁型	合板 EP
その他	木造床組仕様 大引90×45@900 根太40×50@450	
	ブナフローリング貼㋐18の上耐水ベニア4MM捨貼VAT貼	
倉庫仕様		
床	VAT貼	
巾木	木製 OP H=100	
壁	モルタル EP 及 合板 ㋐6 EP	
	流し前（W=1200）のみフレキシブルボード㋐6VP	
天井	P.B ㋐9 EP	（軽量鉄骨下地）
ソノ他	流し台 1200×550×800 サンウェブSAS40-22R程度	
	吊戸棚. 水切棚（1段） W=1.200	
	流し前 水切 ステンレス	
廊下仕様		
床	VAT 貼	
巾木	木 製 OP H=100	
壁	コンクリート下地 モルタル EP塗	
	ALC 版下地 合成樹脂プラスター（㋐2）EP塗	
	軽量鉄骨下地 合板㋐6 EP塗	
天井	P.B ㋐9 EP	
	鉄骨梁型 合板 ㋐6 EP	
便所仕様		
床	25□磁器タイル貼（モルタル防水下地）	
腰	SL+500まで 25□磁器タイル貼	
壁	フレキシブルボード ㋐6 V.P 一部モルタル EP	
天井	同 上	

< 凡例 >

：撤去

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事 設計図	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号 服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 信号船籍室、無線室詳細図 【既設解体】	SCALE 1：75 1：	DATE 11・09・13 SHEET NO A／42

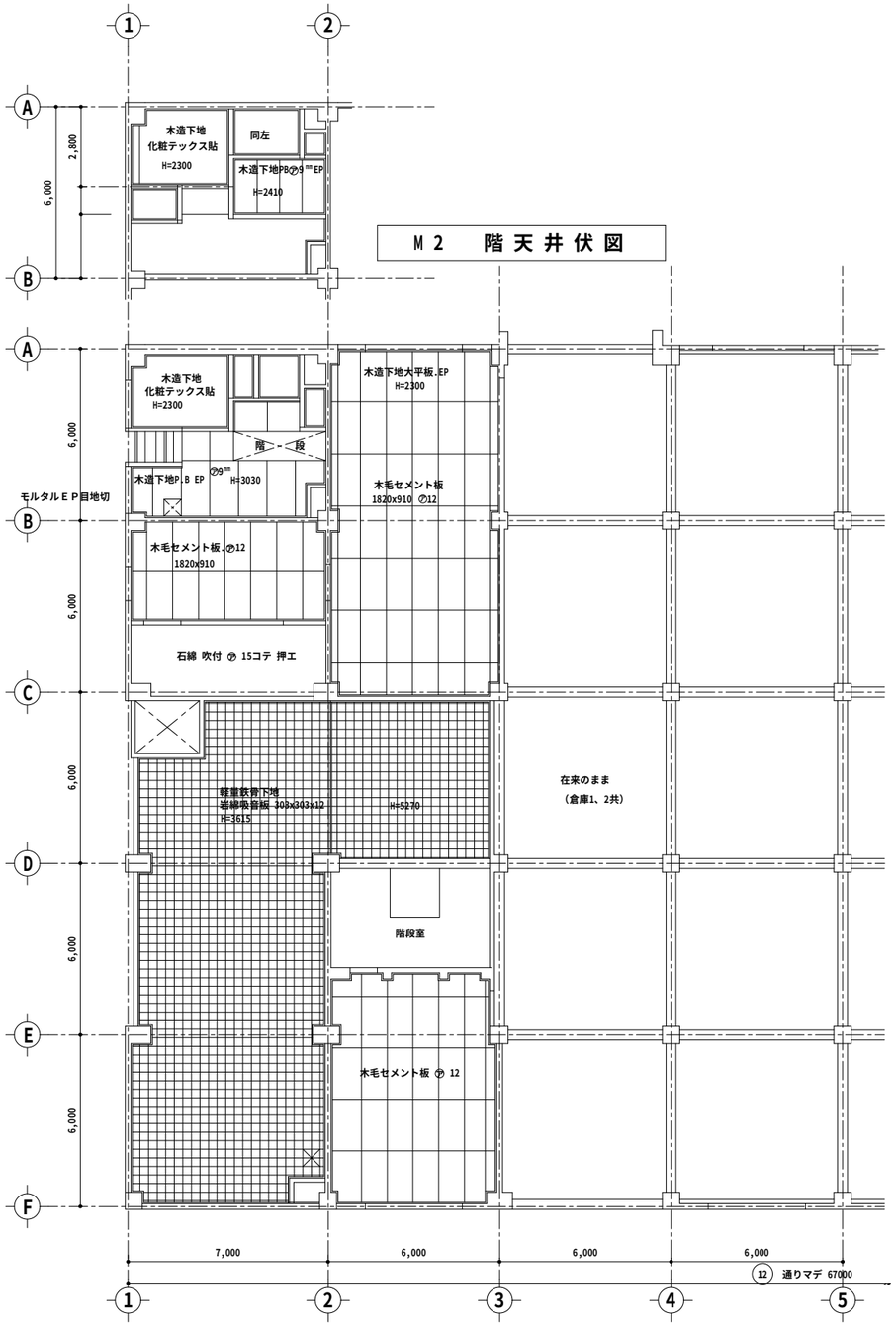

1　階　天　井　伏　図

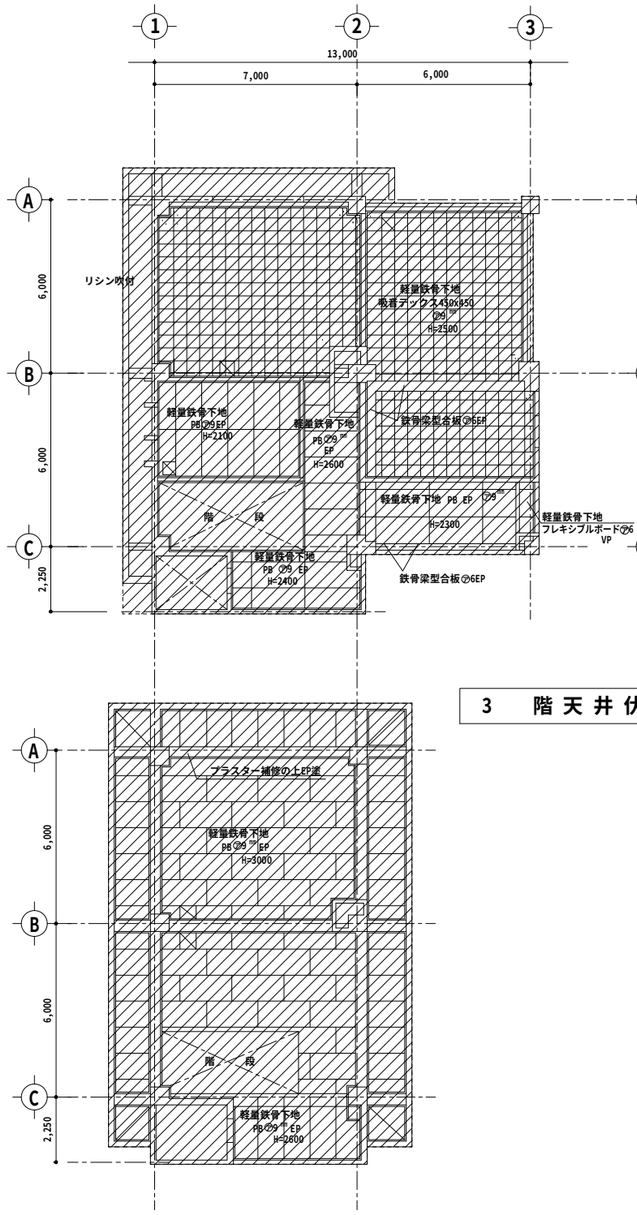

3　階　天　井　伏　図

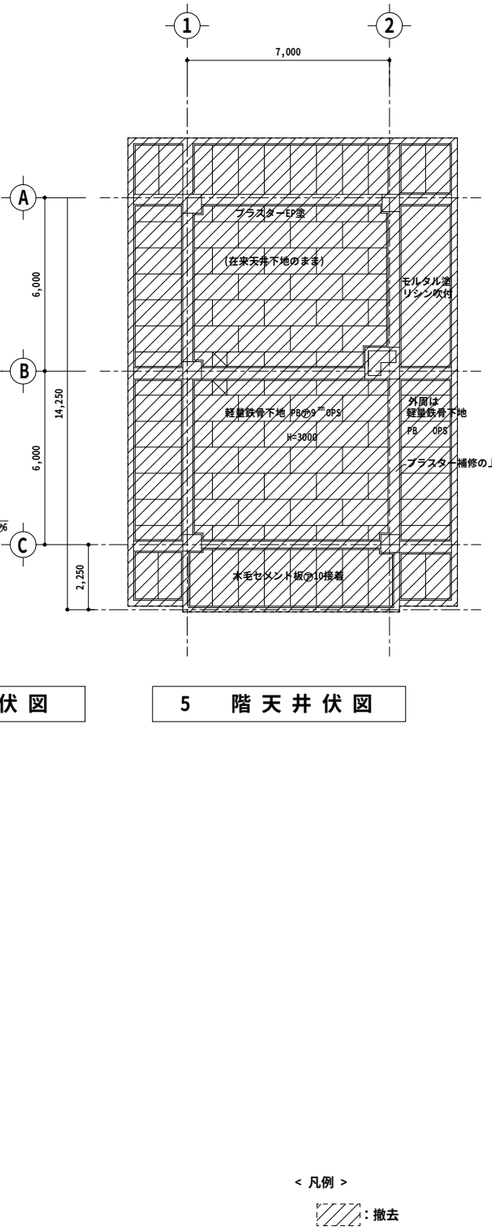

5　階　天　井　伏　図

4　階　天　井　伏　図

< 凡例 >

: 撤去

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 天井伏図　【既設解体】	SCALE 1：150 1：	DATE 11・09・13 SHEET NO A／43

信号所鉄塔詳細図

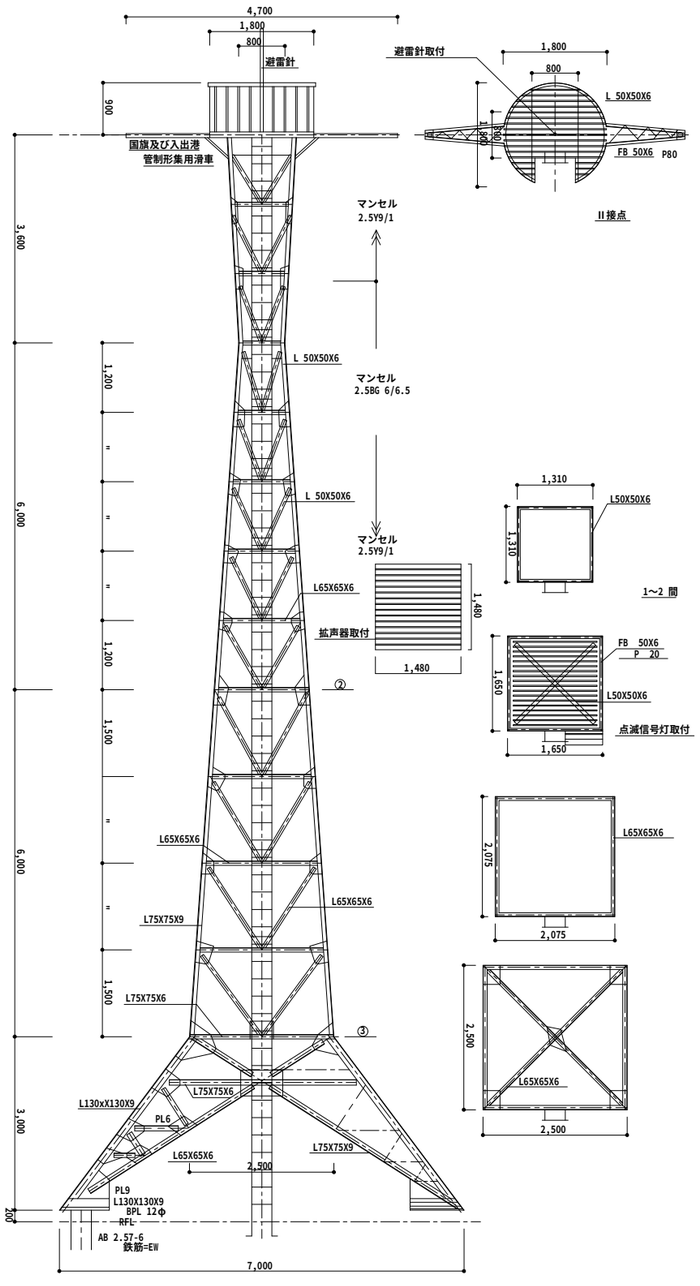

無線アンテナ鉄柱（信号所鉄塔横）

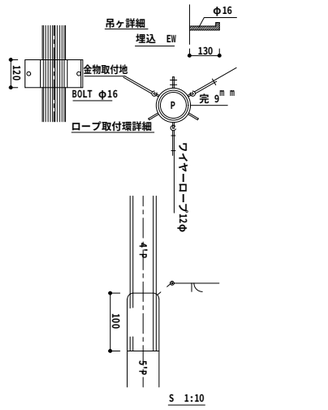

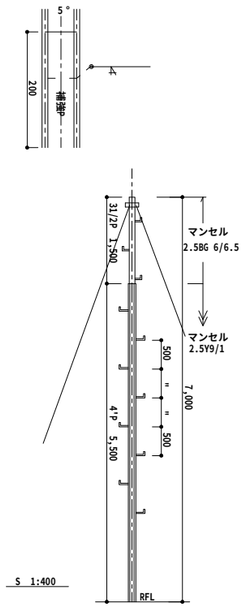

7ｍ柱

< 凡例 >

~~撤去~~

※全て解体、撤去とする。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 信号鉄塔詳細図　【既設解体】 無線アンテナ鉄柱詳細図	SCALE 1：75 1：	DATE 12・05・19 SHEET NO A／44

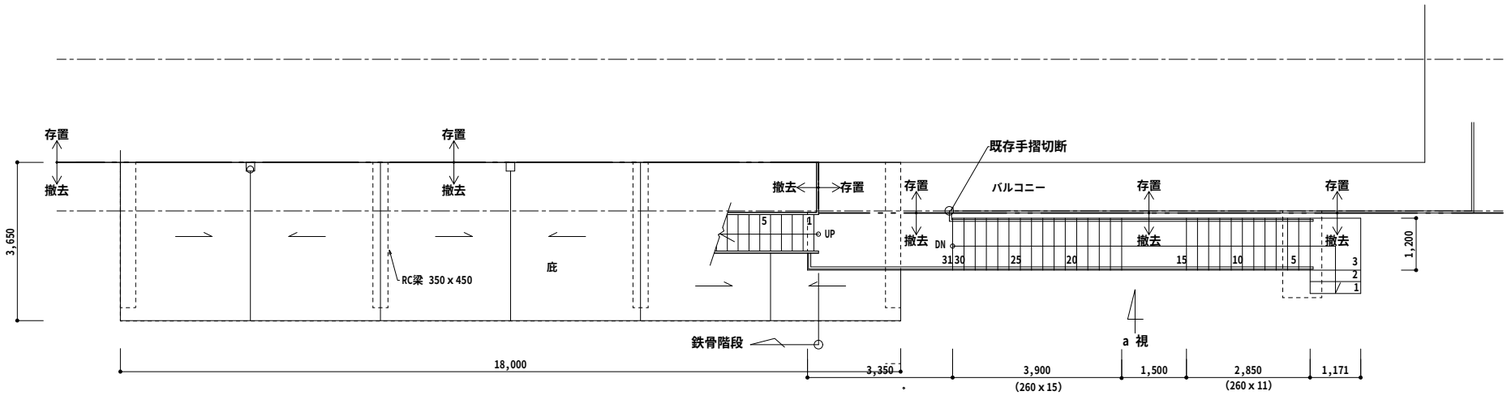

外部A階段 2階平面図 S=1：100

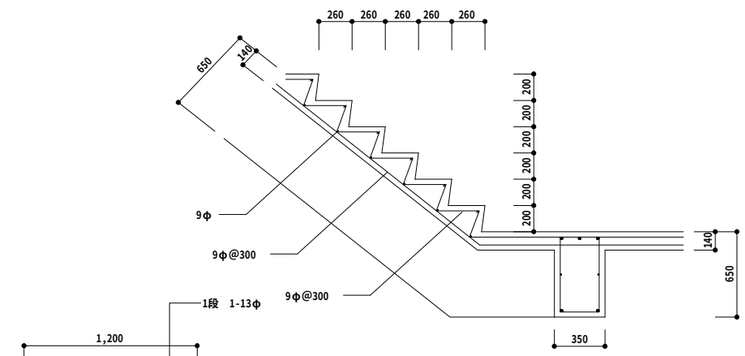

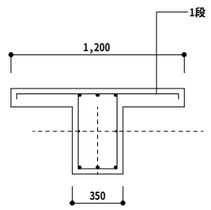

上	3-19φ
下	2-19φ
ST	□9φ@150
ハラ筋	2-9φ

上	3-19φ
下	3-19φ
ST	□9φ@150
ハラ筋	2-9φ

外部階段 配筋図 S:1/30

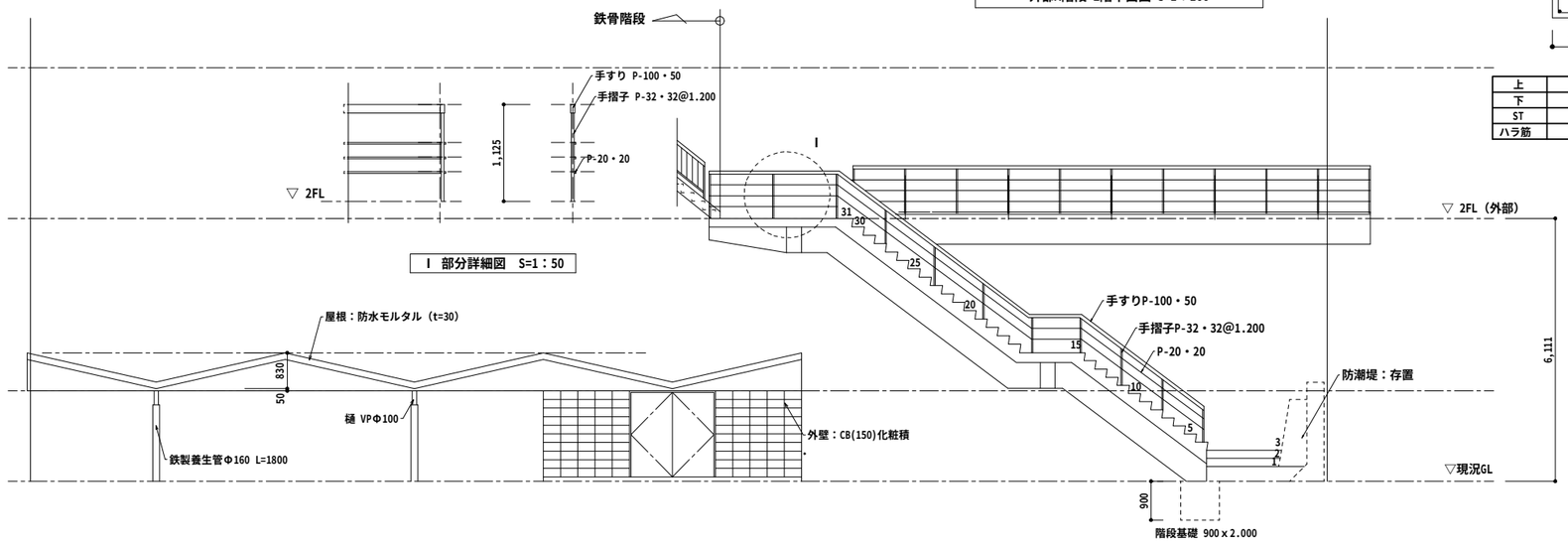

I 部分詳細図 S=1：50

外部階段・倉庫 立面図 S=1：100

a 視 姿図 S=1：100

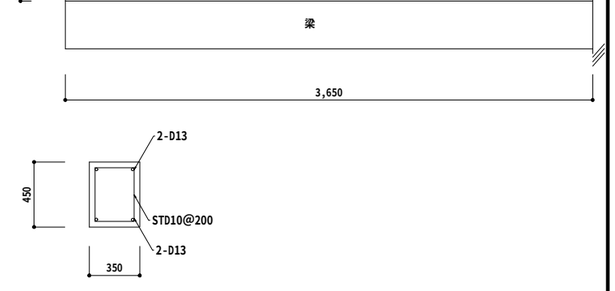

倉庫庇 配筋図 S=1：30

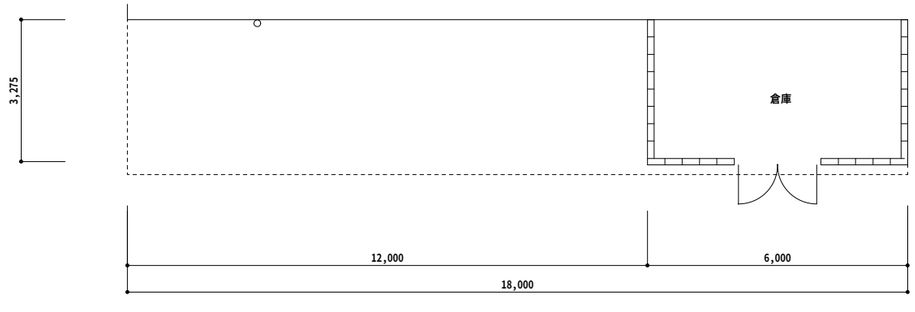

倉庫 平面図 S=1：100

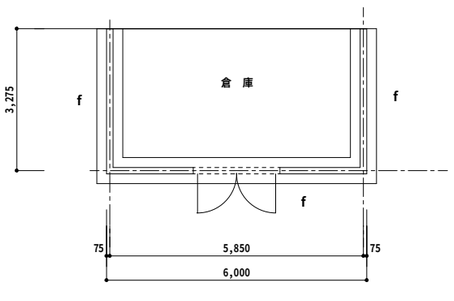

基礎伏図 S=1：100

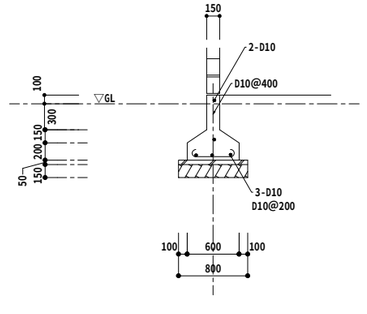

f 基礎配筋図 S=1：50

< 凡例 >

撤去

※2階バルコニー以外全て解体、撤去とする。
（基礎共）

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事 設計図	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号 服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 外部階段図(1) 【既設解体】	SCALE 1：100 1：30・50	DATE 11・09・13 SHEET NO A／45

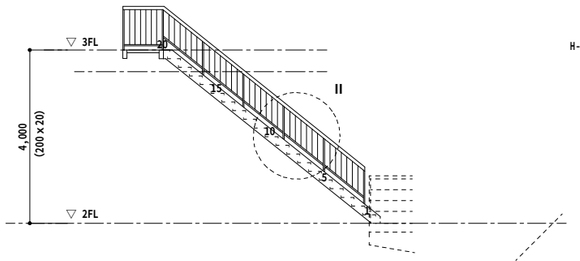

b 視　姿図 S=1：100

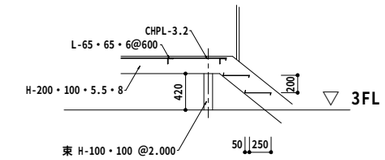

III 部分断面詳細図　S=1：50

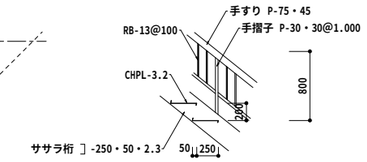

II 部分断面詳細図　S=1：50

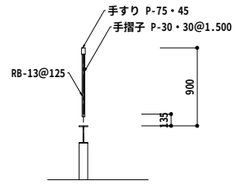

IV 部分断面詳細図　S=1：50

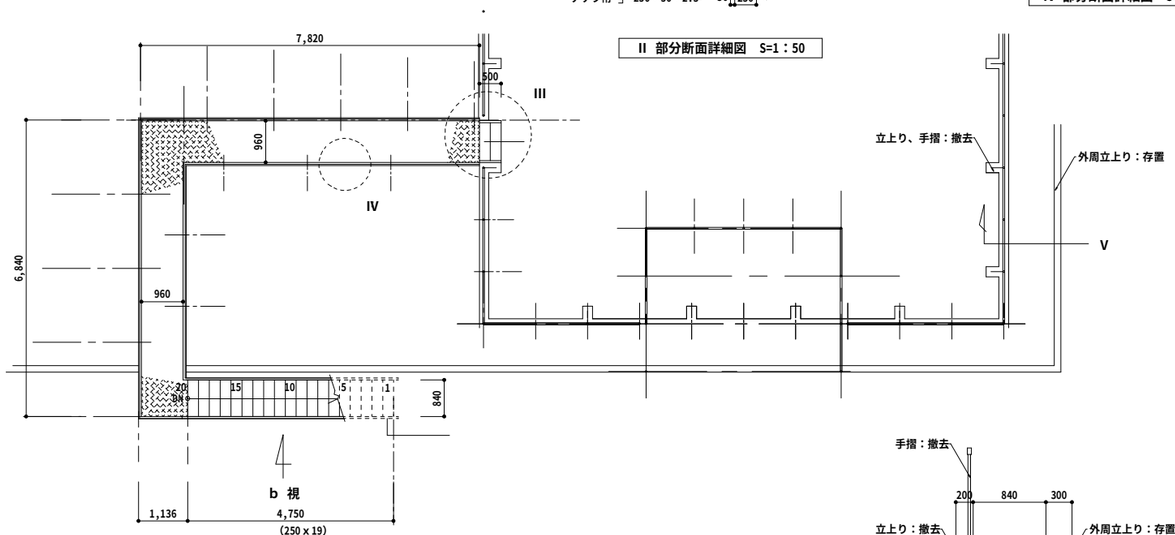

外部A階段 3階平面図 S=1：100

V 部分断面詳細図　S=1：50

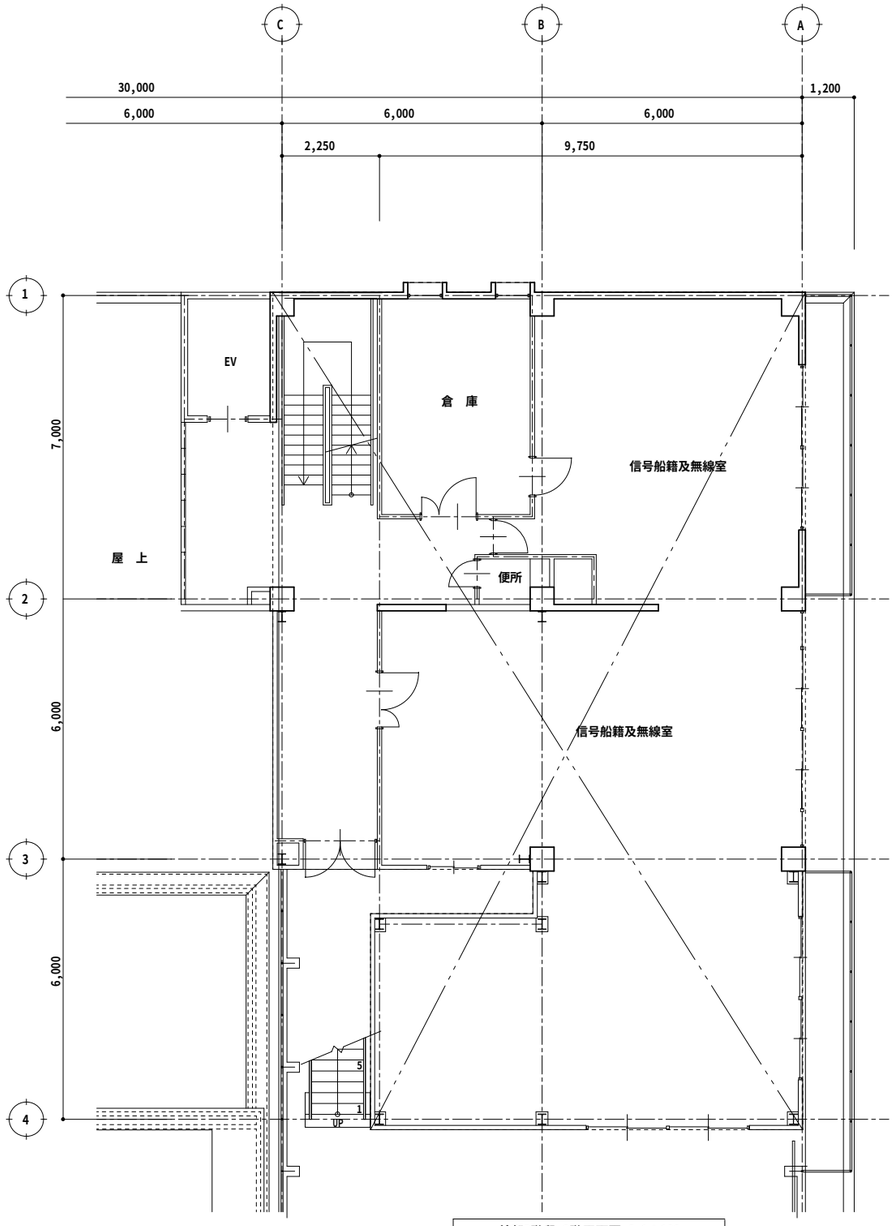

外部B階段 3階平面図 S=1：100

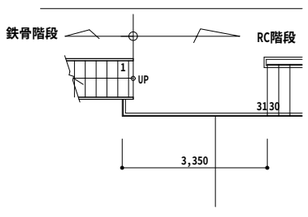

外部A階段 2階平面図 S=1：100

< 凡例 >

撤去

※全て解体、撤去とする。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 外部階段図(2)　【既設解体】	SCALE 1：100 1：50	DATE 11・09・13 SHEET NO A／46

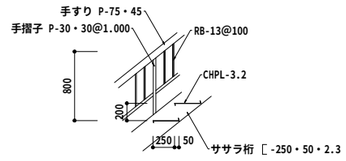

VI 部分断面詳細図 S=1：50

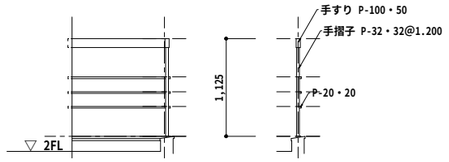

VII 部分断面詳細図 S=1：50

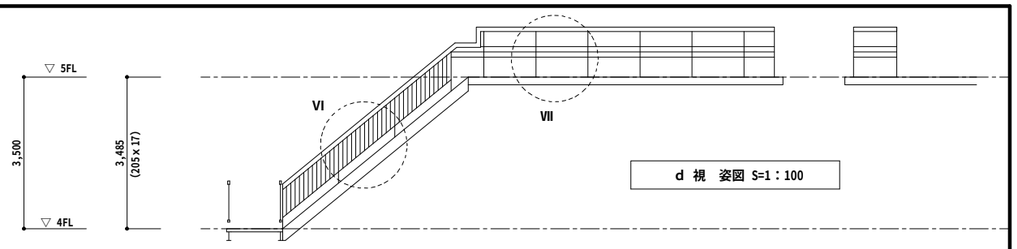

d 視 姿図 S=1：100

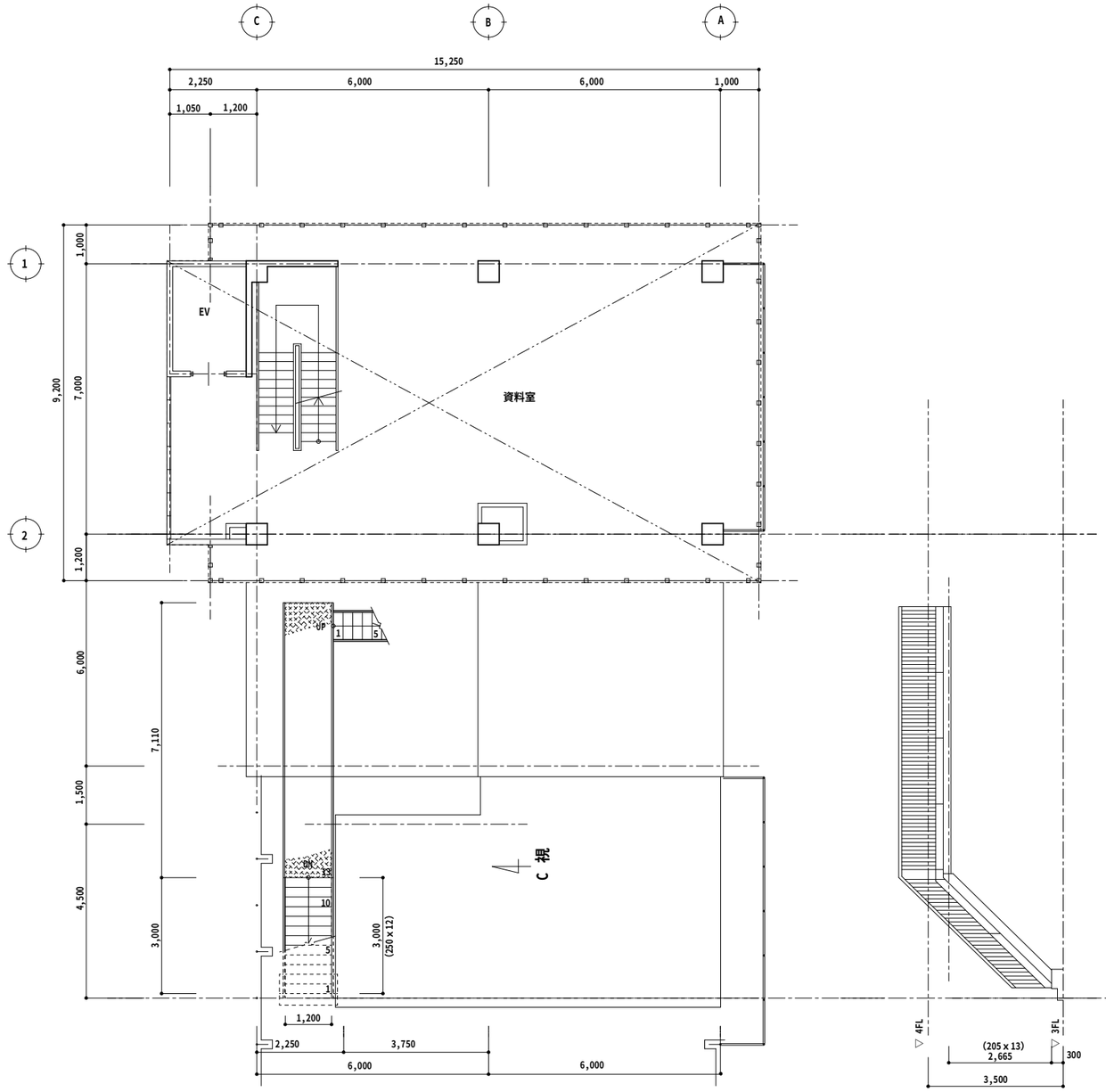

C 視 姿図 S=1：100

外部B階段 4階平面図 S=1：100

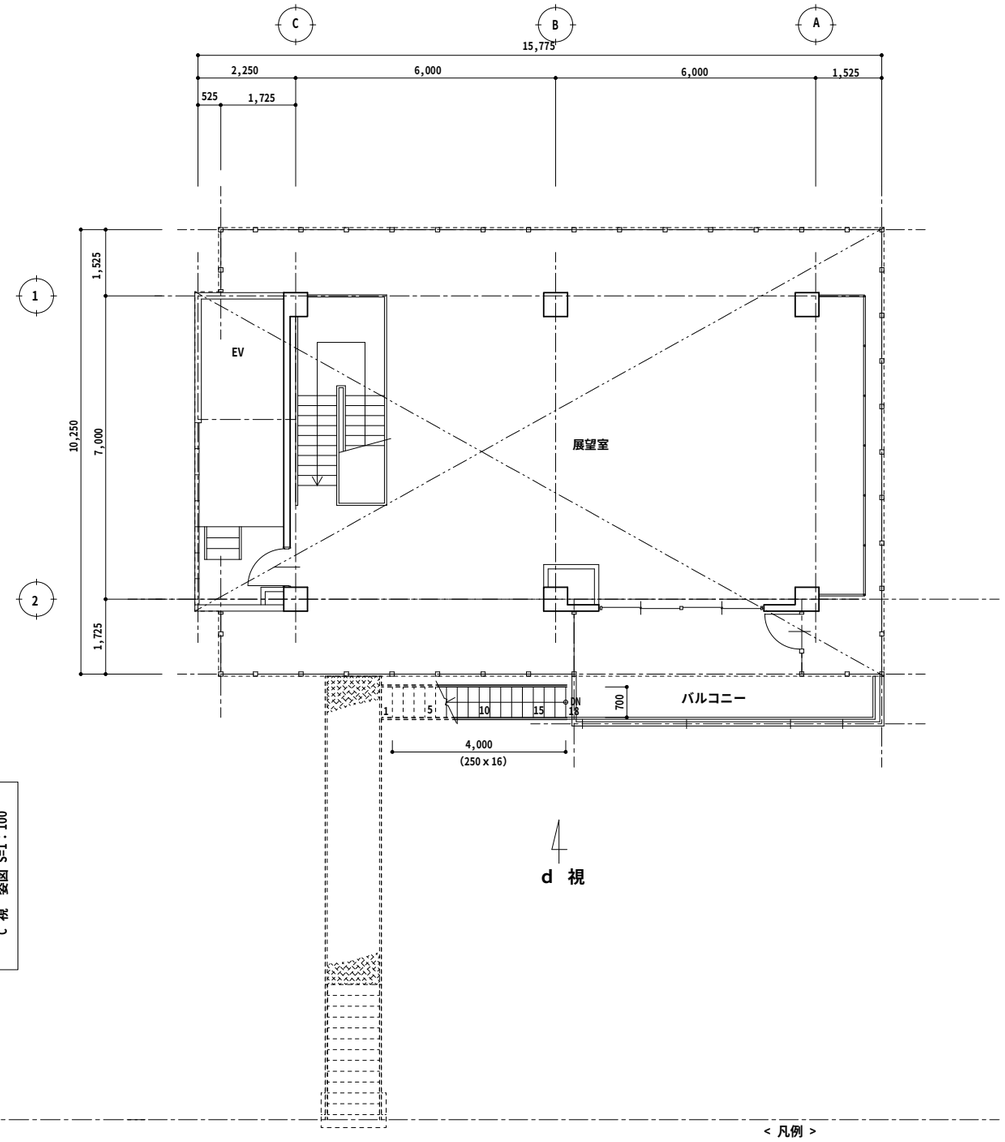

< 凡例 >

~~撤去~~

※全て解体、撤去とする。

外部B階段 5階平面図 S=1：100

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事 設計図		〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号 服部厚生			外部階段図(3) 【既設解体】	1：100 1：50	11・09・13 SHEET NO A／47

axya

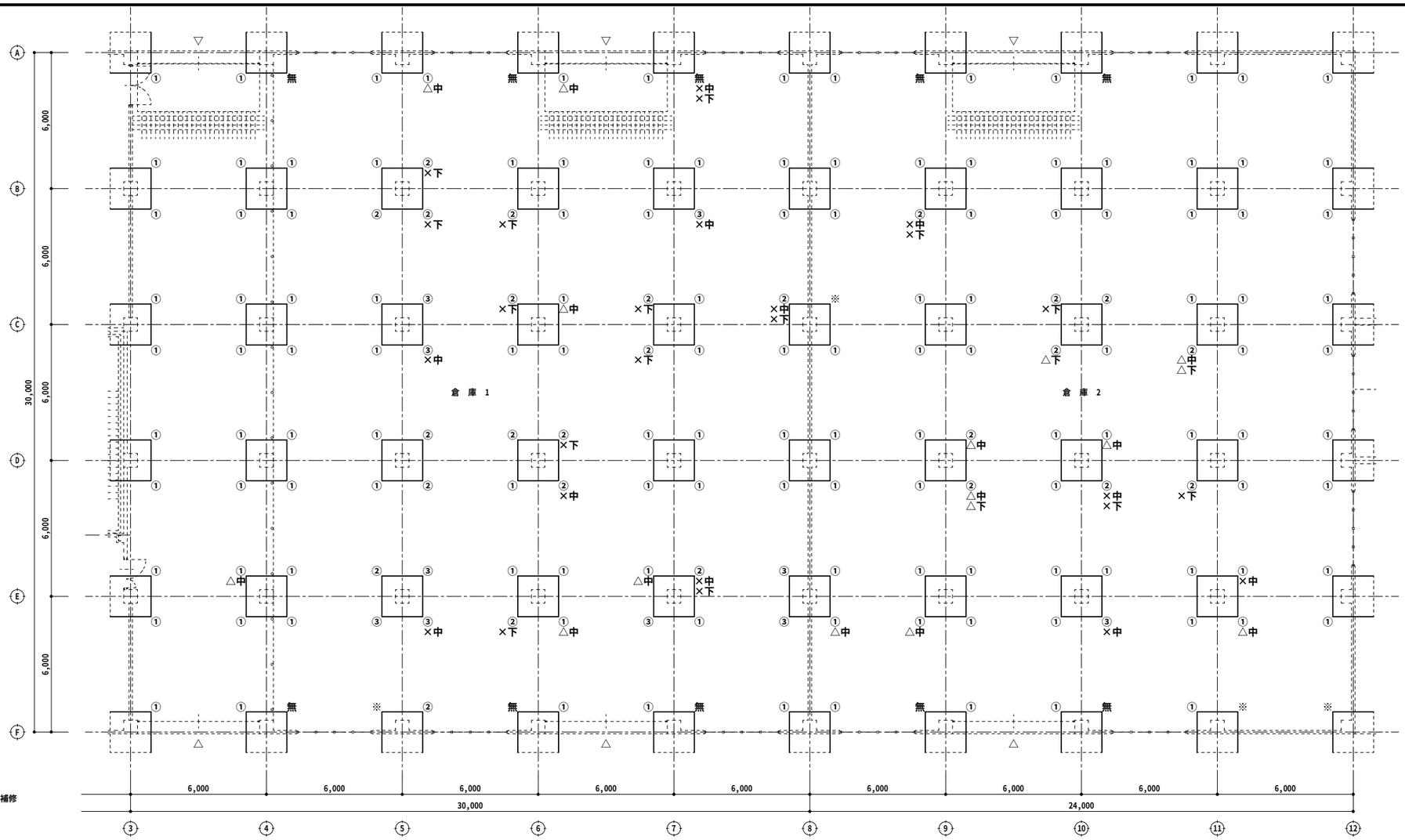

1階平面図　1：150　・柱型のみ拡大して作図（柱実寸法600角）

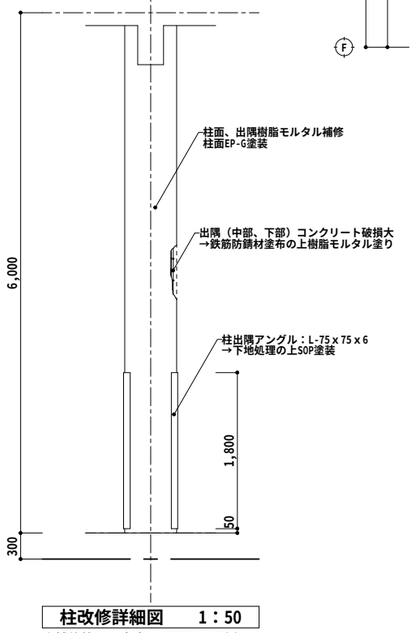

柱改修詳細図　1：50

○補修箇所、内容は平面図・凡例による。

< 凡例 >

【共通】
- ・柱面・出隅素地調整の上樹脂モルタル補修、柱面EP-G塗装（600□、H　5.8m、下地調整共）は全柱面及び全出隅部分について行う。
- ・柱出隅アングル：L-75×75×6　L=1800（FL+50より取付）　→下地処理の上SOP塗装

【箇所別】
- ①　出隅アングル現況利用
- ②　出隅アングル新設
- ③　出隅アングル撤去、新設

×中 ×下　出隅（中部、下部）コンクリート破損大　→鉄筋防錆材塗布の上樹脂モルタル塗り

△中 △下　出隅（中部、下部）コンクリート破損大　→樹脂モルタル塗り

無　出隅アングル無し（現状のまま）

※　調査不可箇所

---柱補修工法は下記による。---

< 鉄筋腐食補修工法（柱）>
- ・回復目標レベル：恒久
- ・錆鉄筋の処理：二種ケレン以上
- ・鉄筋防錆材：ポリマーセメント系、合成樹脂塗料系、無機塗料系、錆転換塗料系のいずれか
- ・断面修復材：軽量エポキシ樹脂モルタル又はポリマーセメント系のいずれか

注）工事前には全範囲再調査を行い、監督職員の確認・承認を受けること。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 1階倉庫　柱補修箇所調査図	SCALE 1：150 1：	DATE 12・05・29 SHEET NO A／48

A通り展開図　1：150

ひび割れ補修：なし

F通り展開図　1：150

ひび割れ補修：なし

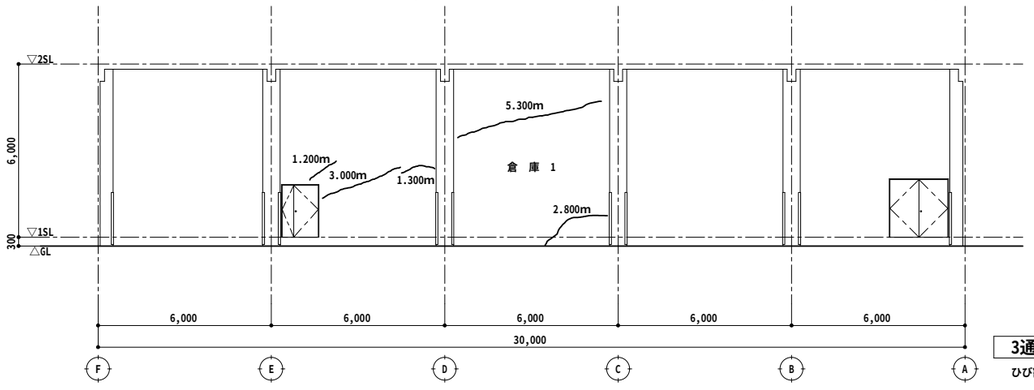

3通り展開図　1：150

ひび割れ補修：13.60m

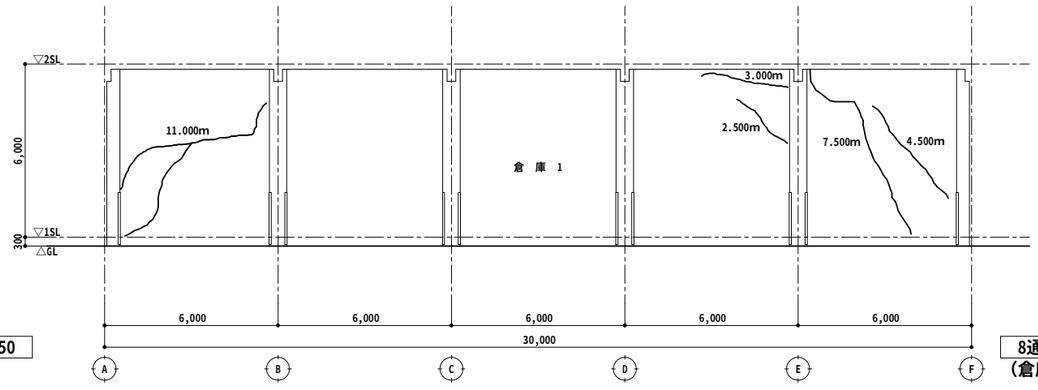

8通り展開図　1：150

（倉庫1側）　ひび割れ補修：28.50m

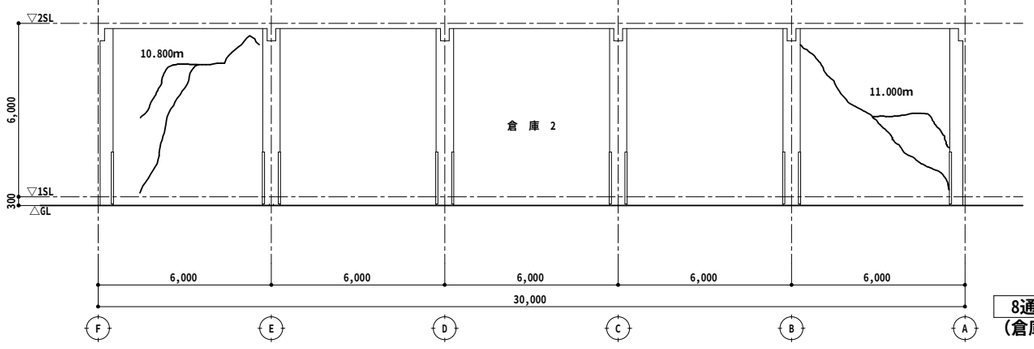

8通り展開図　1：150

（倉庫2側）　ひび割れ補修：26.60m

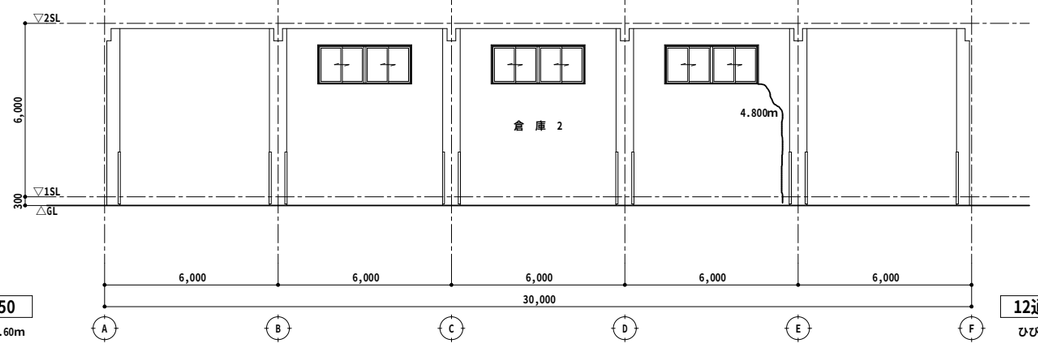

12通り展開図　1：150

ひび割れ補修：4.80m

・ひび割れ補修（共通）：Uカットシール材充填工法

注）工事前には全範囲再調査を行い、監督職員の確認・承認を受けること。

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生			1階倉庫　壁補修箇所調査図	1：150 1：	12・05・07 SHEET NO A／49

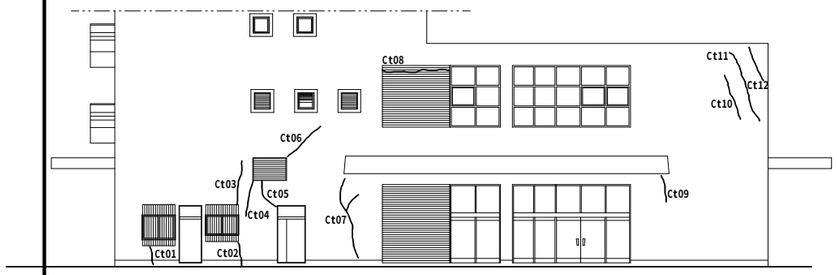

北　立面図　　1：200

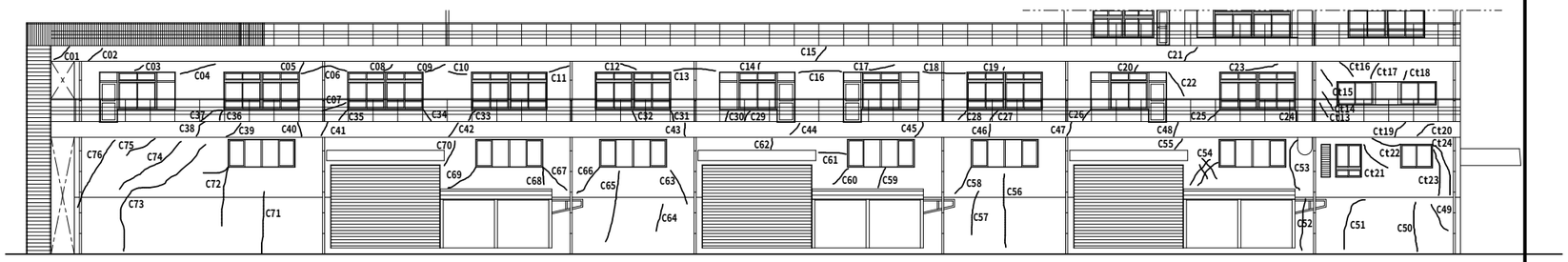

東　立面図　　1：200

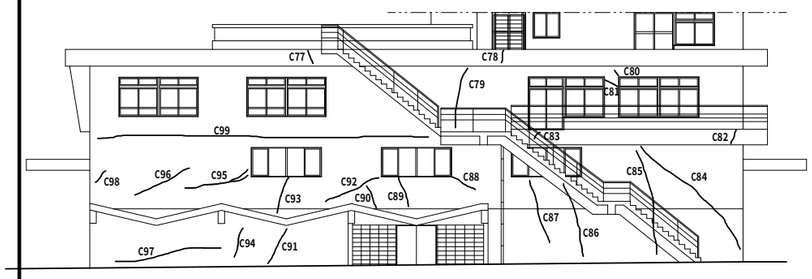

南　立面図　　1：200

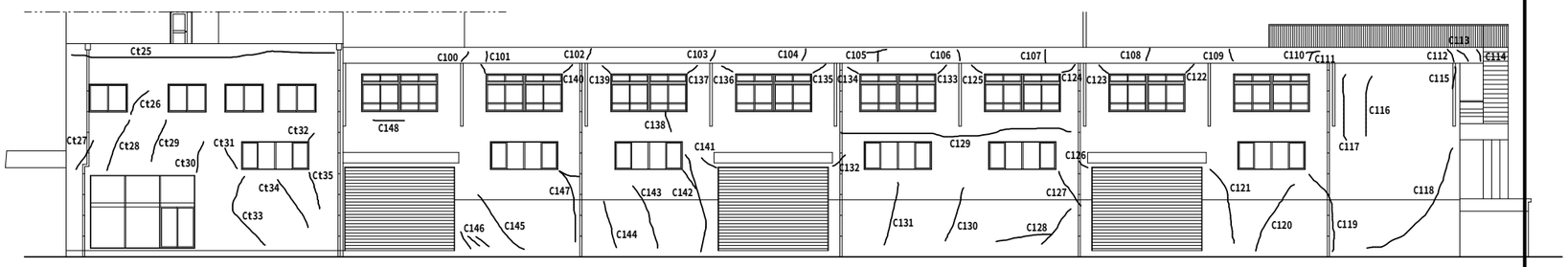

西　立面図　　1：200

＜ 凡例 ＞

C01　　：ひび割れ　幅0.2mm以上1.0mm未満（モルタル面）

Ct01　　：ひび割れ　幅0.2mm以上1.0mm未満（タイル面）

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 外壁劣化調査図（ひび割れ）	SCALE 1：200 1：	DATE 12 ・ 05 ・ 19 SHEET NO A／50

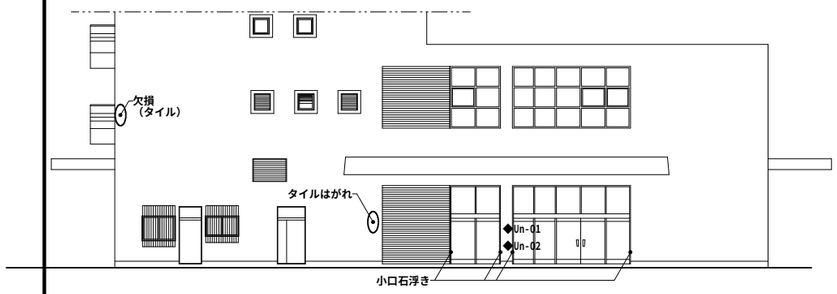

北　立面図　　1：200

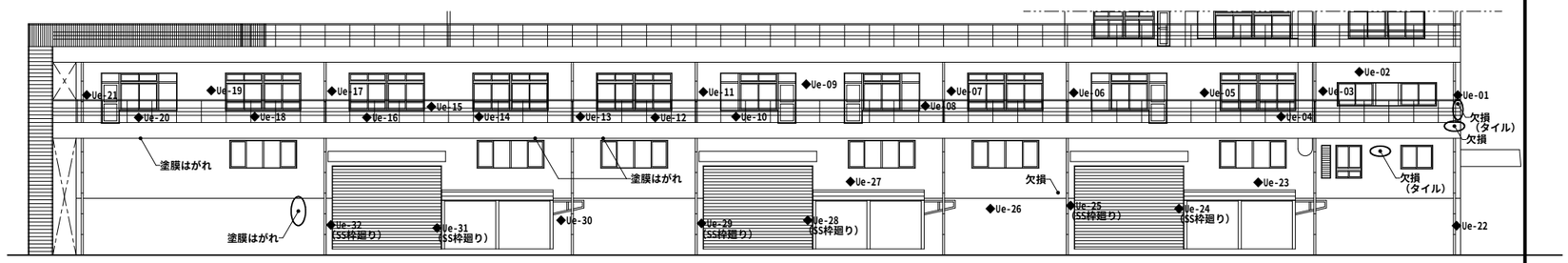

東　立面図　　1：200

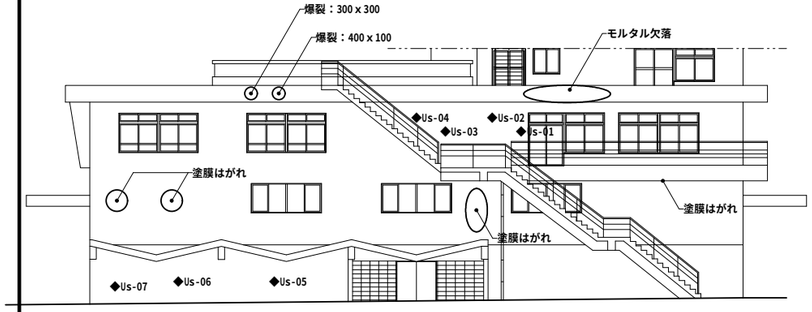

南　立面図　　1：200

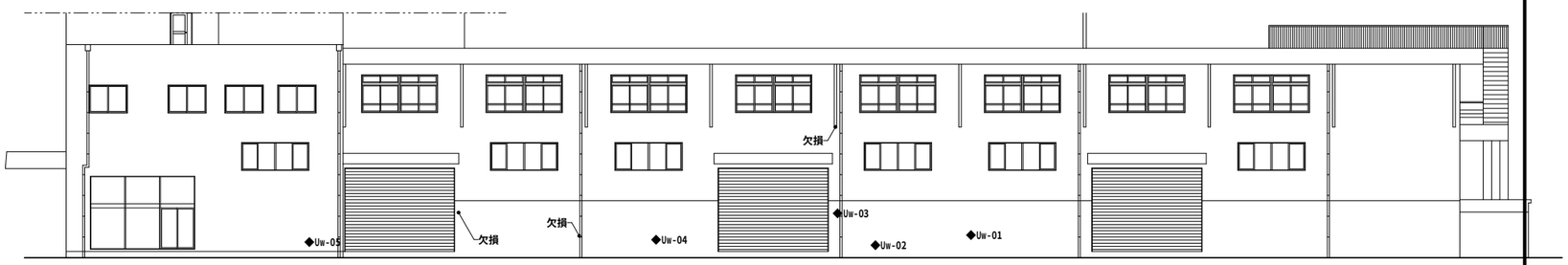

西　立面図　　1：200

＜ 凡例 ＞

◆Ue-01　　：浮き（タイル、モルタル面）

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 外壁劣化調査図（爆裂、欠損及び浮き）	SCALE 1：200 1：	DATE 12・05・19 SHEET NO A／51

C：ひび割れ　　幅0.2㎜以上1.0㎜未満（モルタル面）

面	番号	幅（㎜）ｘ長さ（m）	m数	面	番号	幅（㎜）ｘ長さ（m）	m数
-	C-01	-	= 0.8 m	-	C-75	-	= 2.4 m
	C-02	-	= 0.8 m		C-76	-	= 5.4 m
	C-03	-	= 0.4 m		C-77	-	= 0.8 m
	C-04	-	= 1.2 m		C-78	-	= 0.8 m
	C-05	-	= 0.6 m		C-79	-	= 3.4 m
	C-06	-	= 3.5 m		C-80	-	= 0.3 m
	C-07	-	= 1.1 m		C-81	-	= 0.7 m
	C-08	-	= 0.4 m		C-82	-	= 0.9 m
	C-09	-	= 1.6 m		C-83	-	= 0.2 m
	C-10	-	= 1.1 m		C-84	-	= 5.9 m
	C-11	-	= 1.3 m		C-85	-	= 4.2 m
	C-12	-	= 0.8 m		C-86	-	= 5.8 m
	C-13	-	= 2.5 m		C-87	-	= 3.8 m
	C-14	-	= 0.6 m		C-88	-	= 1.2 m
	C-15	-	= 0.8 m		C-89	-	= 1.8 m
	C-16	-	= 3.6 m		C-90	-	= 2.4 m
	C-17	-	= 1.8 m		C-91	-	= 2.2 m
	C-18	-	= 2.5 m		C-92	-	= 0.7 m
	C-19	-	= 0.2 m		C-93	-	= 2.8 m
	C-20	-	= 0.4 m		C-94	-	= 1.5 m
	C-21	-	= 0.8 m		C-95	-	= 1.0 m
	C-22	-	= 0.9 m		C-96	-	= 1.5 m
	C-23	-	= 1.2 m		C-97	-	= 7.5 m
	C-24	-	= 0.9 m		C-98	-	= 0.4 m
	C-25	-	= 0.9 m		C-99	-	= 13.0 m
	C-26	-	= 0.9 m		C-100	-	= 0.8 m
	C-27	-	= 0.9 m		C-101	-	= 0.8 m
	C-28	-	= 0.9 m		C-102	-	= 0.8 m
	C-29	-	= 0.9 m		C-103	-	= 0.8 m
	C-30	-	= 0.9 m		C-104	-	= 0.8 m
	C-31	-	= 0.9 m		C-105	-	= 0.8 m
	C-32	-	= 3.0 m		C-106	-	= 0.8 m
	C-33	-	= 1.5 m		C-107	-	= 0.8 m
	C-34	-	= 0.9 m		C-108	-	= 0.8 m
	C-35	-	= 3.0 m		C-109	-	= 0.8 m
	C-36	-	= 2.4 m		C-110	-	= 0.8 m
	C-37	-	= 1.0 m		C-111	-	= 0.8 m
	C-38	-	= 0.8 m		C-112	-	= 0.8 m
	C-39	-	= 0.8 m		C-113	-	= 0.8 m
	C-40	-	= 0.8 m		C-114	-	= 0.8 m
	C-41	-	= 0.8 m		C-115	-	= 2.7 m
	C-42	-	= 0.8 m		C-116	-	= 2.7 m
	C-43	-	= 0.8 m		C-117	-	= 2.3 m
	C-44	-	= 0.8 m		C-118	-	= 4.9 m
	C-45	-	= 0.8 m		C-119	-	= 4.5 m
	C-46	-	= 0.8 m		C-120	-	= 3.5 m
	C-47	-	= 0.8 m		C-121	-	= 5.5 m
	C-48	-	= 0.8 m		C-122	-	= 0.5 m
	C-49	-	= 1.0 m		C-123	-	= 0.5 m
	C-50	-	= 2.2 m		C-124	-	= 0.5 m
	C-51	-	= 3.8 m		C-125	-	= 0.5 m
	C-52	-	= 2.2 m		C-126	-	= 0.5 m
	C-53	-	= 3.0 m		C-127	-	= 1.2 m
	C-54	-	= 3.2 m		C-128	-	= 3.0 m
	C-55	-	= 0.7 m		C-129	-	= 13.0 m
	C-56	-	= 4.2 m		C-130	-	= 2.5 m
	C-57	-	= 2.0 m		C-131	-	= 4.6 m
	C-58	-	= 2.4 m		C-132	-	= 0.5 m
	C-59	-	= 1.6 m		C-133	-	= 0.5 m
	C-60	-	= 1.8 m		C-134	-	= 0.5 m
	C-61	-	= 1.8 m		C-135	-	= 0.5 m
	C-62	-	= 0.7 m		C-136	-	= 0.5 m
	C-63	-	= 2.5 m		C-137	-	= 0.5 m
	C-64	-	= 2.0 m		C-138	-	= 0.5 m
	C-65	-	= 4.5 m		C-139	-	= 0.5 m
	C-66	-	= 1.8 m		C-140	-	= 0.5 m
	C-67	-	= 1.8 m		C-141	-	= 0.5 m
	C-68	-	= 1.6 m		C-142	-	= 6.1 m
	C-69	-	= 1.8 m		C-143	-	= 3.0 m
	C-70	-	= 1.7 m		C-144	-	= 2.2 m
	C-71	-	= 2.3 m		C-145	-	= 2.6 m
	C-72	-	= 5.8 m		C-146	-	= 0.1 m
	C-73	-	= 8.7 m		C-147	-	= 5.8 m
	C-74	-	= 2.8 m		C-148	-	= 0.8 m
						モルタル 計	285.7 m

Ct：ひび割れ　　幅0.2㎜以上1.0㎜未満（タイル面）

面	番号	幅（㎜）ｘ長さ（m）	m数
-	Ct-01		= 1.1 m
	Ct-02		= 1.1 m
	Ct-03		= 1.5 m
	Ct-04		= 2.2 m
	Ct-05		= 1.8 m
	Ct-06		= 1.5 m
	Ct-07		= 5.5 m
	Ct-08		= 3.6 m
	Ct-09		= 0.7 m
	Ct-10		= 2.0 m
	Ct-11		= 2.4 m
	Ct-12		= 1.0 m
	Ct-13		= 0.6 m
	Ct-14		= 0.8 m
	Ct-15		= 0.7 m
	Ct-16		= 1.1 m
	Ct-17		= 1.1 m
	Ct-18		= 0.3 m
	Ct-19		= 0.8 m
	Ct-20		= 0.8 m
	Ct-21		= 1.5 m
	Ct-22		= 1.0 m
	Ct-23		= 2.5 m
	Ct-24		= 2.5 m
	Ct-25		= 13.5 m
	Ct-26		= 1.2 m
	Ct-27		= 1.5 m
	Ct-28		= 4.5 m
	Ct-29		= 2.3 m
	Ct-30		= 1.7 m
	Ct-31		= 1.3 m
	Ct-32		= 0.3 m
	Ct-33		= 4.2 m
	Ct-34		= 3.0 m
	Ct-35		= 1.8 m
		タイル 計	73.4 m

U：浮き（タイル、モルタル面）

面	番号	面	WｘH（m）	㎡数
東	Ue-01	タイル	0.8 x 1.3	= 1.04 ㎡
	Ue-02	タイル	0.1 x 0.1	= 0.01 ㎡
	Ue-03	タイル	0.6 x 1.6	= 0.96 ㎡
	Ue-04	モルタル	1.0 x 0.8	= 0.80 ㎡
	Ue-05	モルタル	1.3 x 0.4	= 0.52 ㎡
	Ue-06	モルタル	0.8 x 0.3	= 0.24 ㎡
	Ue-07	モルタル	0.4 x 1.0	= 0.40 ㎡
	Ue-08	モルタル	0.3 x 0.2	= 0.06 ㎡
	Ue-09	モルタル	1.3 x 2.0	= 2.60 ㎡
	Ue-10	モルタル	2.7 x 0.5	= 1.35 ㎡
	Ue-11	モルタル	0.2 x 0.7	= 0.14 ㎡
	Ue-12	モルタル	1.2 x 0.2	= 0.24 ㎡
	Ue-13	モルタル	1.4 x 0.2	= 0.28 ㎡
	Ue-14	モルタル	1.3 x 0.8	= 1.04 ㎡
	Ue-15	モルタル	0.8 x 0.8	= 0.64 ㎡
	Ue-16	モルタル	1.0 x 0.3	= 0.30 ㎡
	Ue-17	モルタル	1.8 x 2.5	= 4.50 ㎡
	Ue-18	モルタル	2.3 x 0.7	= 1.61 ㎡
	Ue-19	モルタル	0.8 x 0.7	= 0.56 ㎡
	Ue-20	モルタル	2.7 x 0.8	= 2.16 ㎡
	Ue-21	モルタル	1.1 x 1.3	= 1.43 ㎡
	Ue-22	モルタル	0.4 x 2.2	= 0.88 ㎡
	Ue-23	モルタル	5.4 x 0.8	= 4.32 ㎡
	Ue-24	モルタル	0.5 x 2.5	= 1.25 ㎡
	Ue-25	モルタル	0.5 x 0.6	= 0.30 ㎡
	Ue-26	モルタル	0.2 x 0.2	= 0.04 ㎡
	Ue-27	モルタル	5.4 x 0.8	= 4.32 ㎡
	Ue-28	モルタル	0.5 x 2.5	= 1.25 ㎡
	Ue-29	モルタル	0.5 x 2.5	= 1.25 ㎡
	Ue-30	モルタル	5.4 x 0.8	= 4.32 ㎡
	Ue-31	モルタル	0.5 x 2.5	= 1.25 ㎡
	Ue-32	モルタル	0.5 x 0.6	= 0.30 ㎡
			モルタル 東面 計	38.35 ㎡
			タイル 東面 計	2.01 ㎡
西	Uw-01	モルタル	0.2 x 0.3	= 0.06 ㎡
	Uw-02	モルタル	0.2 x 0.6	= 0.12 ㎡
	Uw-03	モルタル	2.0 x 0.5	= 1.0 ㎡
	Uw-04	モルタル	0.2 x 0.7	= 0.14 ㎡
	Uw-05	タイル	0.1 x 0.6	= 0.06 ㎡
			モルタル 西面 計	1.32 ㎡
			タイル 西面 計	0.06 ㎡
北	Un-01	タイル	0.2 x 1.5	= 0.3 ㎡
	Un-02	タイル	0.2 x 0.3	= 0.06 ㎡
			タイル 北面 計	0.36 ㎡
南	Us-01	モルタル	0.5 x 0.5	= 0.25 ㎡
	Us-02	モルタル	0.5 x 0.5	= 0.25 ㎡
	Us-03	モルタル	0.5 x 0.5	= 0.25 ㎡
	Us-04	モルタル	0.5 x 1.5	= 0.75 ㎡
	Us-05	モルタル	0.3 x 0.3	= 0.09 ㎡
	Us-06	モルタル	0.6 x 1.1	= 0.66 ㎡
	Us-07	モルタル	0.5 x 1.4	= 0.7 ㎡
			モルタル 南面 計	2.95 ㎡
合計			モルタル 計	42.62 ㎡
			タイル 計	2.43 ㎡

総合集計表（参考数量）

名称	改修仕様・形状	数量				
打診調査面積比率	外壁全面積に対する外壁打診面積	%	70	40	30	20
U：浮き（モルタル面）	アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法　（一部ピンネット工法）	㎡数	( )	42.62 ( )	( )	( )
U：浮き（タイル面）	ピンネット工法	㎡数	( )	( )	( )	2.43 ( )
C：ひび割れ（モルタル面） 幅0.2㎜以上1.0㎜未満	自動式エポキシ樹脂注入工法　（一部ピンネット工法）	m数	285.7 ( )	( )	( )	( )
Ct：ひび割れ（タイル面） 幅0.2㎜以上1.0㎜未満	ピンネット工法	m数	( )	( )	( )	73.4 ( )
爆裂、欠損	防錆処理+エポキシ樹脂モルタル充填工法	ヶ所	( )	20 ( )	( )	( )

※工事前には全範囲再調査を行い、監督職員の確認、承認を受けること。

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生			外壁劣化調査数量表（参考数量）	1：200 1：	12・05・11 SHEET NO A／52

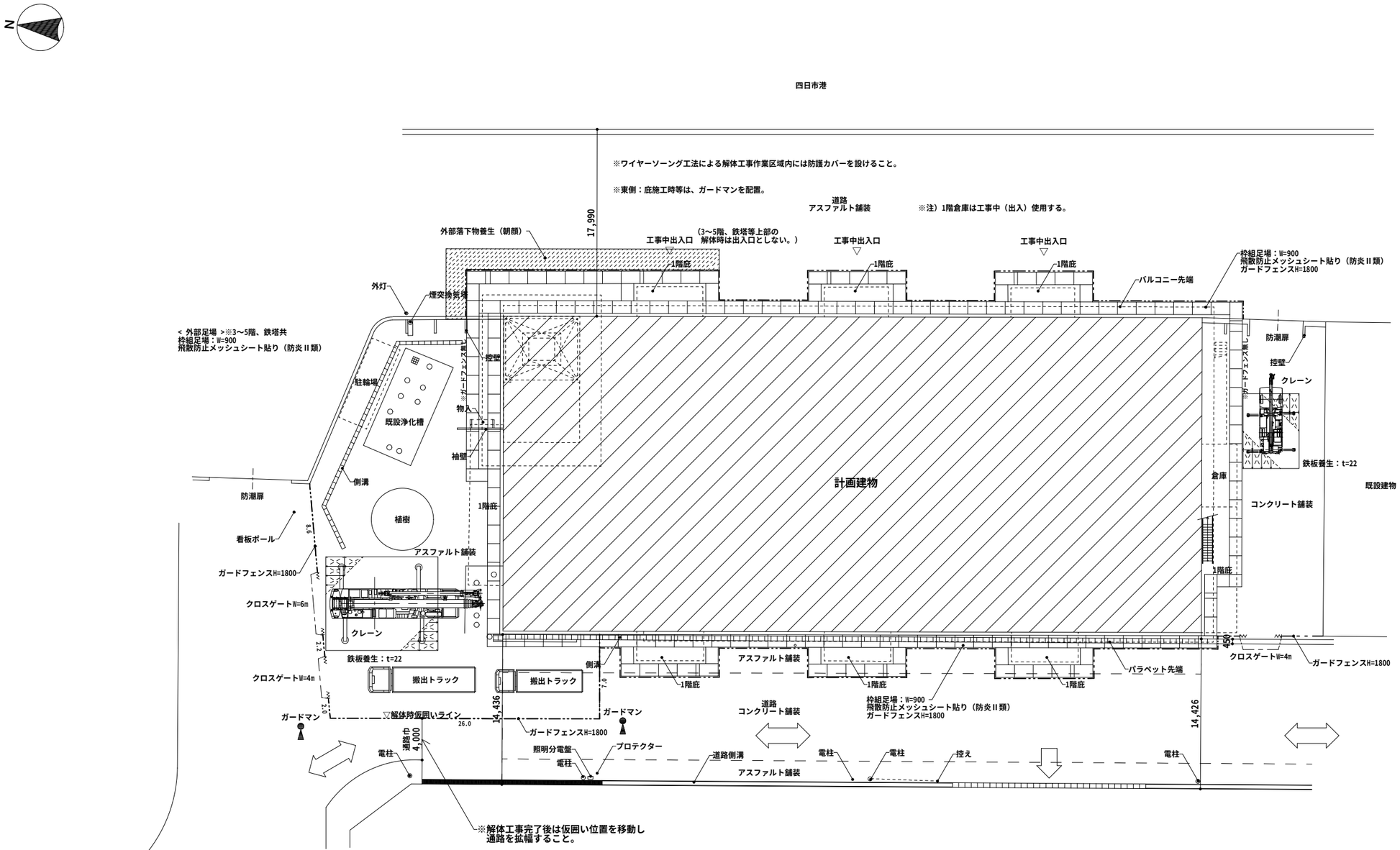

仮設計画図（参考）　1：300

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生			仮設計画図（参考図）	1：300 1：	12・06・07 SHEET NO A／53

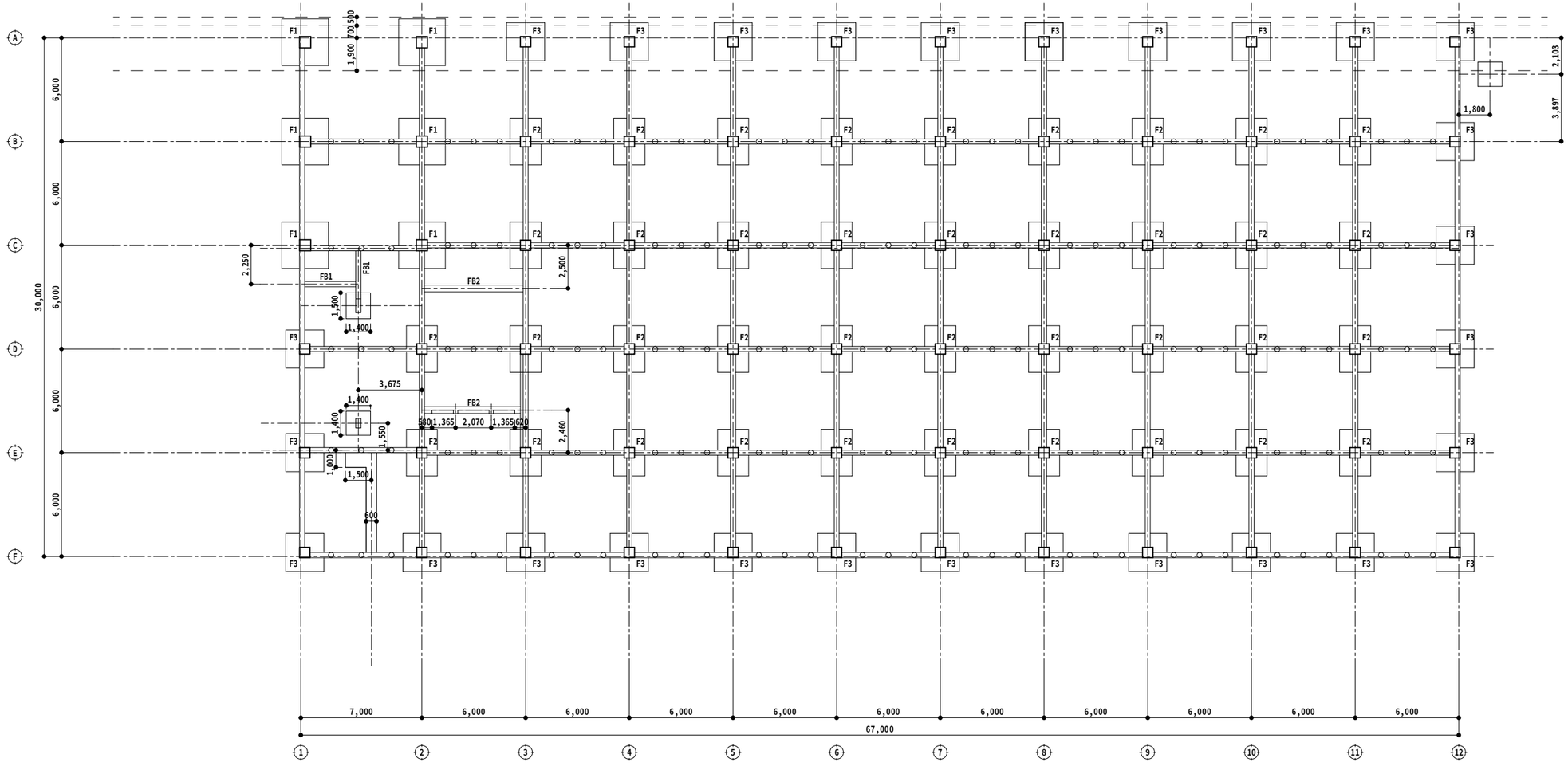

基礎伏図　S:1/200

F１	6ヶ所	F２	38ヶ所	F３	28ヶ所
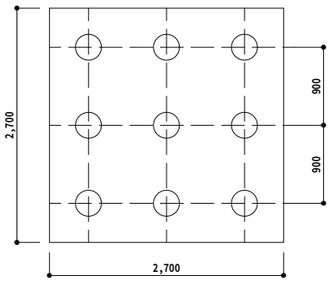	杭数 9本	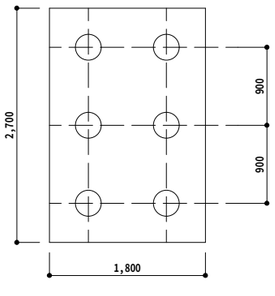	杭数 6本	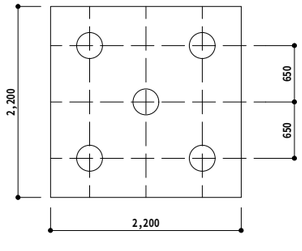	杭数 5本
	杭長 5,000		杭長 5,000		杭長 5,000
	杭径 武智三角杭		杭径 武智三角杭		杭径 武智三角杭

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部　厚生			基礎伏図　【改修前】	1：200 1：50	12・05・21 SHEET NO K／01

基 礎 詳 細 図

S=1/50

符　号	F1	F2	F3	F4
形　状	650×650	600×600	600×600	600×600
主　筋				
HOOP				
断　面	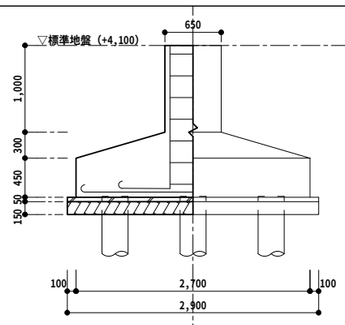	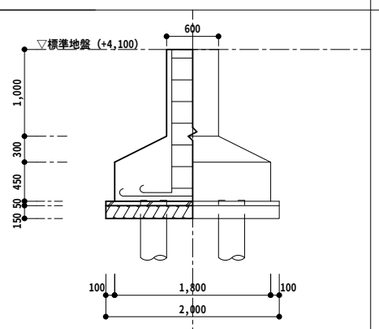	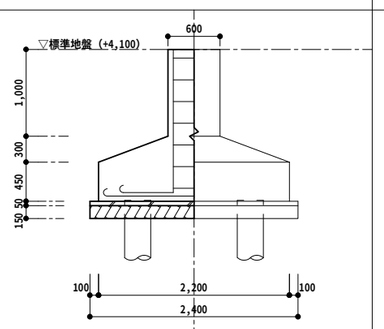	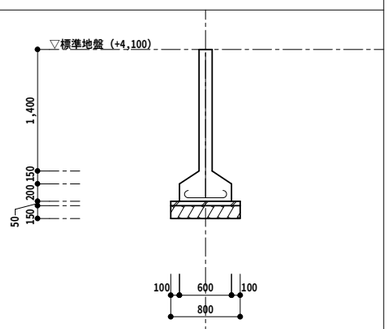
床　面	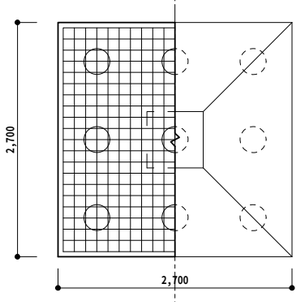	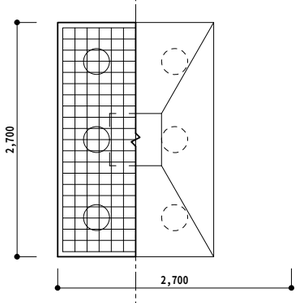	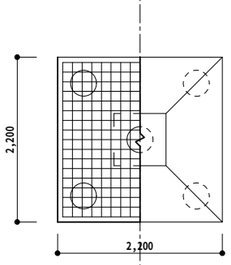	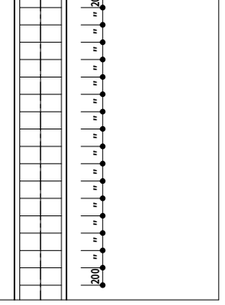

※コンクリートパイル　φ300　L=7,000

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生			基礎詳細図　【改修前】	1：50 1：	11・08・31 SHEET NO K／02

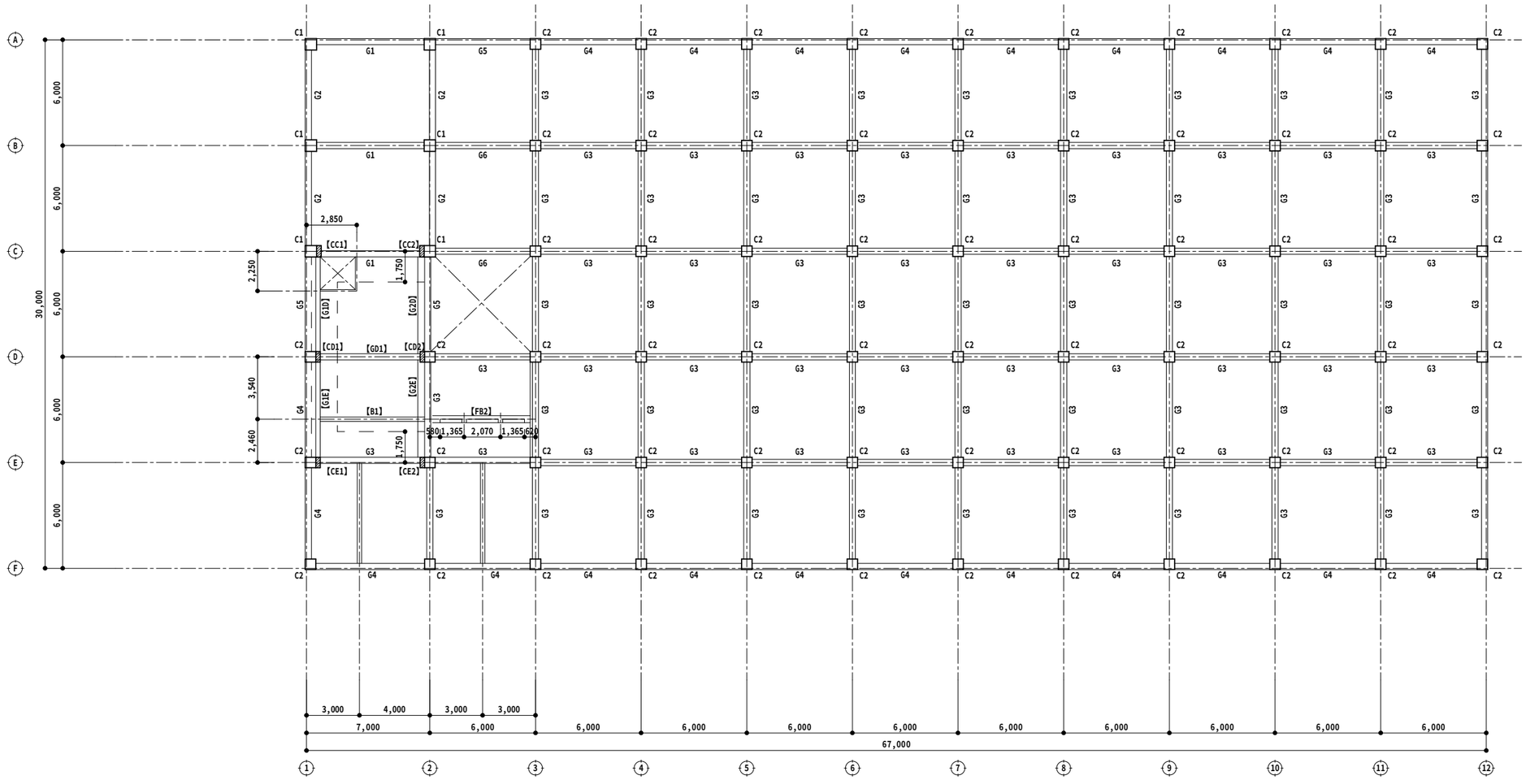

2階梁伏図　S:1/200

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 2階梁伏図　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 11・08・31 SHEET NO K／03

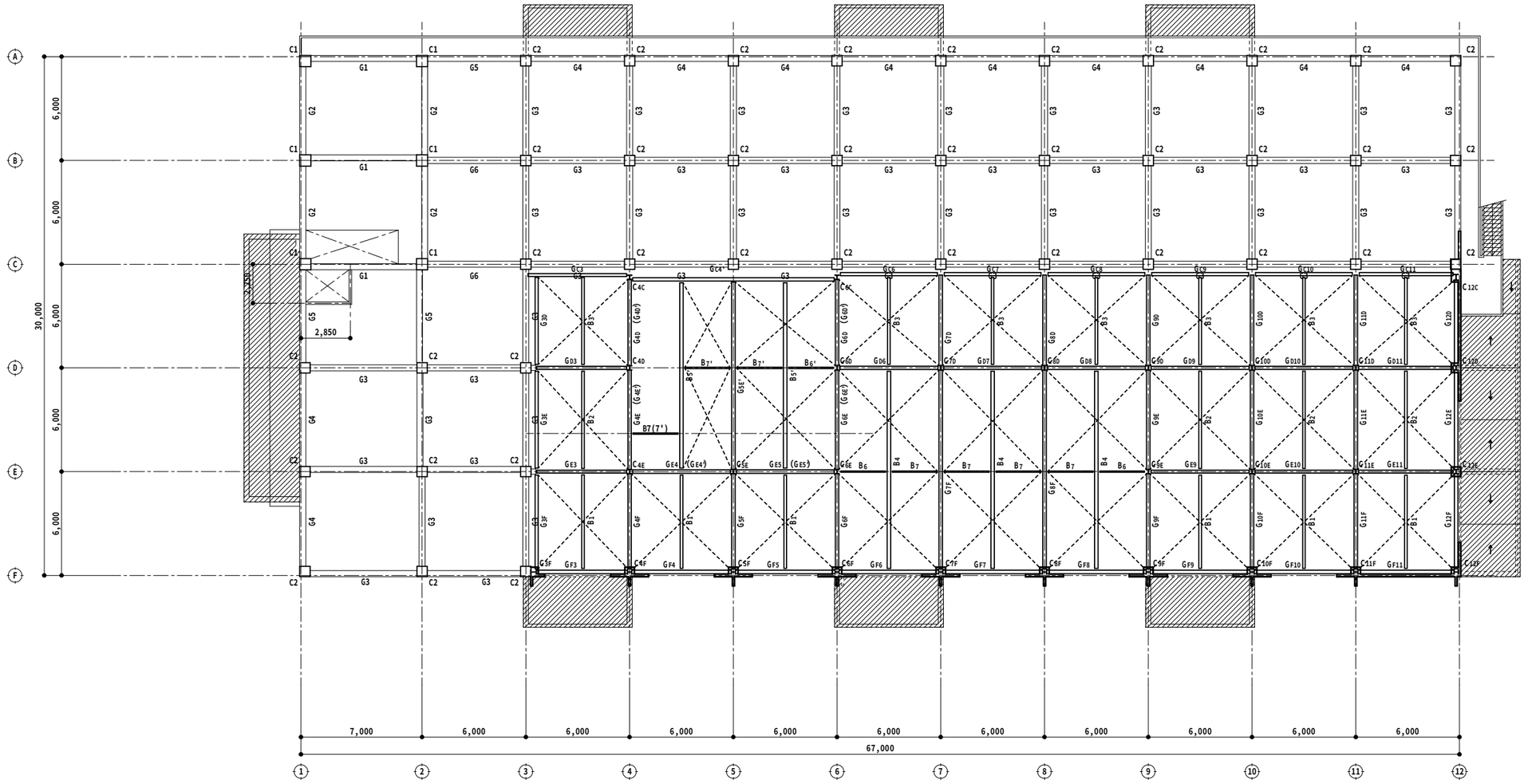

3階梁伏図　S:1/200

< 凡例 >

: 撤去（RC造庇）

PROJECT TITLE	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図					3階梁伏図　【改修前】	1：200 1：	11・08・31 SHEET NO K／04

axya

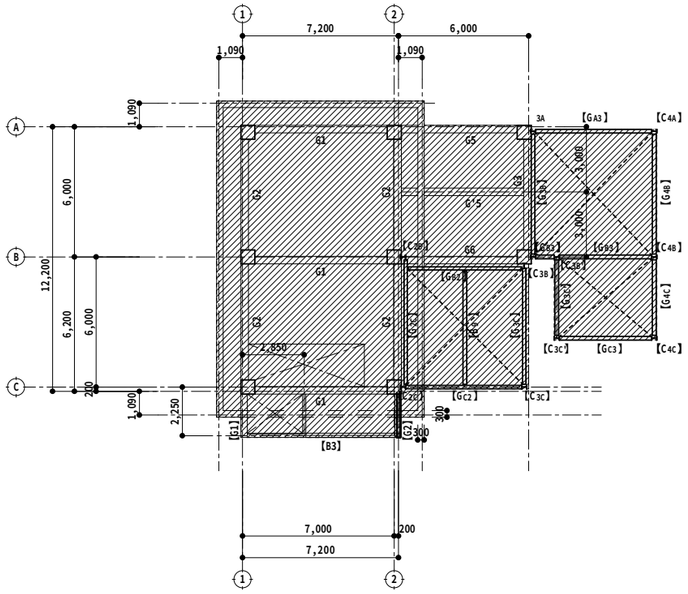

4階梁伏図　S:1/200

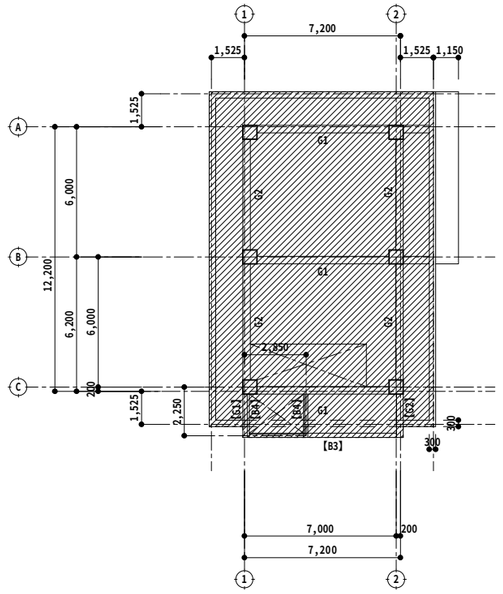

5階梁伏図　S:1/200

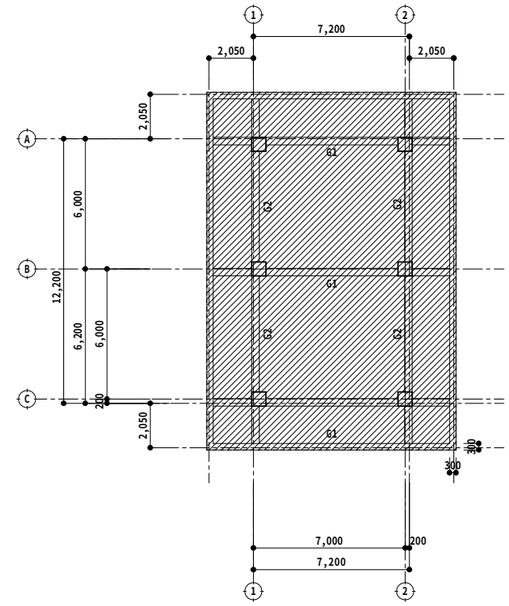

R階梁伏図　S:1/200

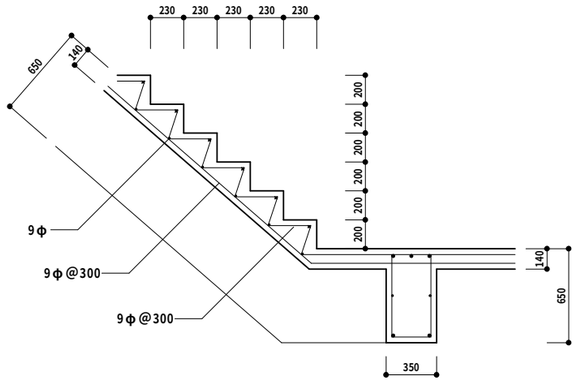

上	3-19φ
下	2-19φ
ST	□9φ@150
ハラ筋	2-9φ

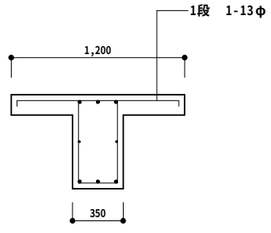

上	3-19φ
下	3-19φ
ST	□9φ@150
ハラ筋	2-9φ

外階段配筋図　S:1/30

< 凡例 >

：撤去（3～5階、鉄塔）

PROJECT TITLE	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図					4、5、R階梁伏図　外階段配筋図【改修前】	1：200 1：30	11・09・09 SHEET NO K／05

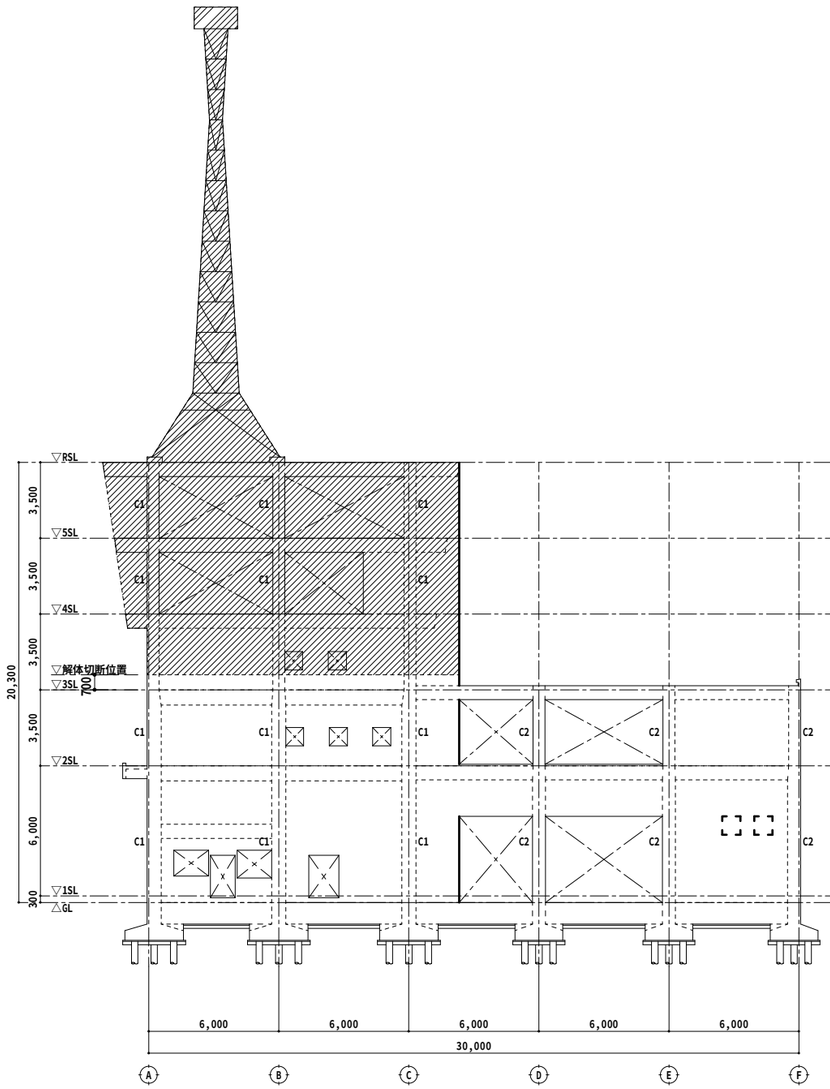

1通り軸組図　S:1/200

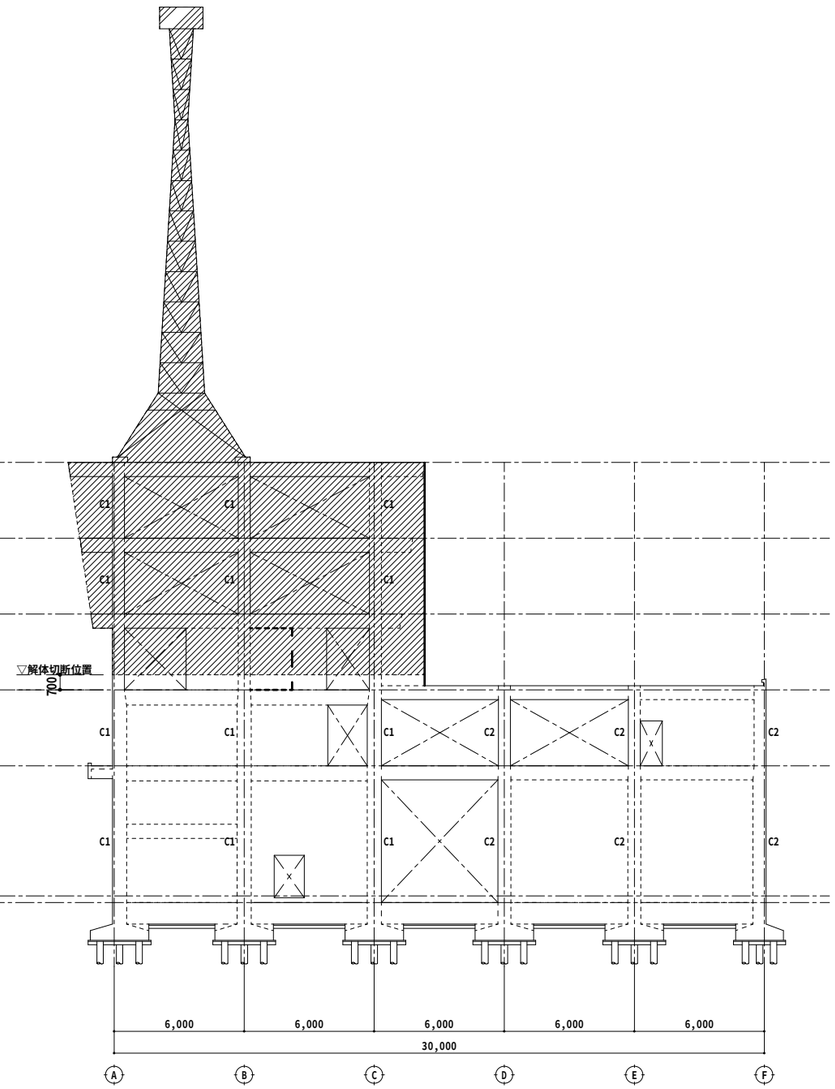

2通り軸組図　S:1/200

< 凡例 >

：撤去（3～5階、鉄塔）

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 軸組図1　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 11・08・31 SHEET NO K／06

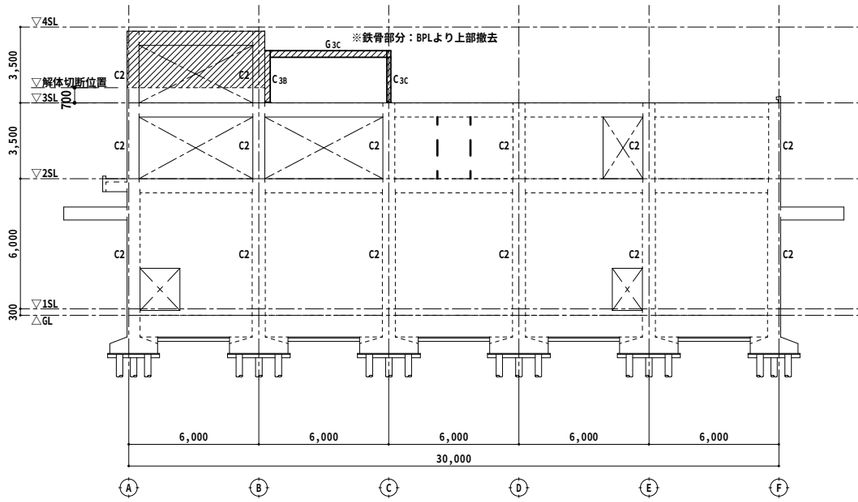

3通り軸組図　S:1/200

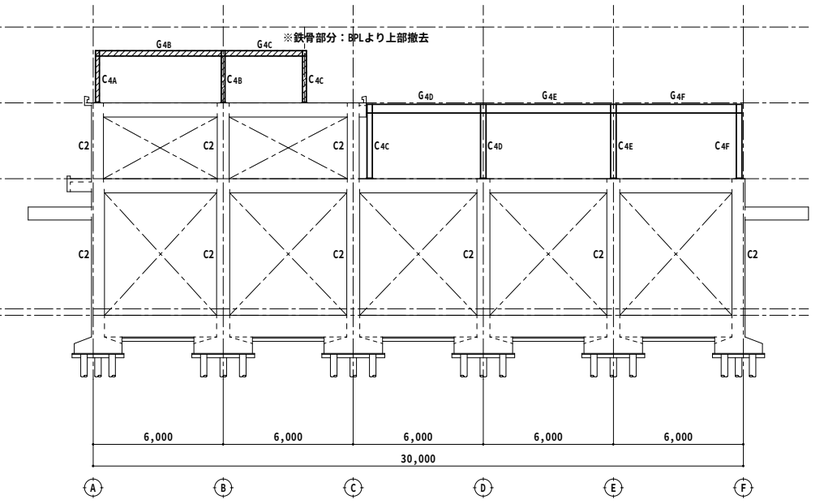

4通り軸組図　S:1/200

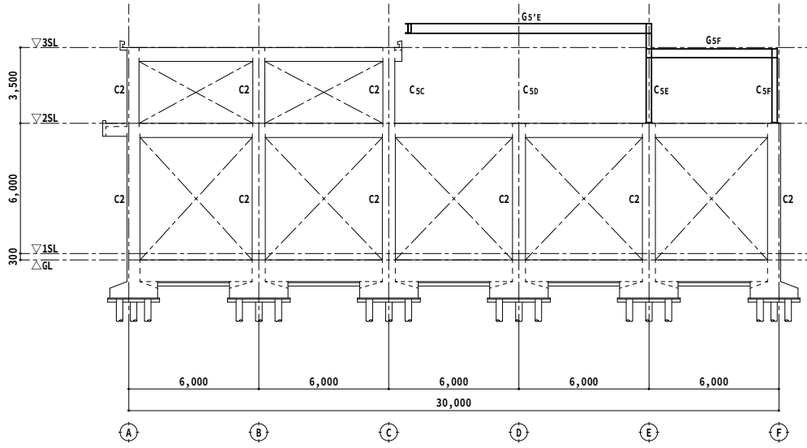

5通り軸組図　S:1/200

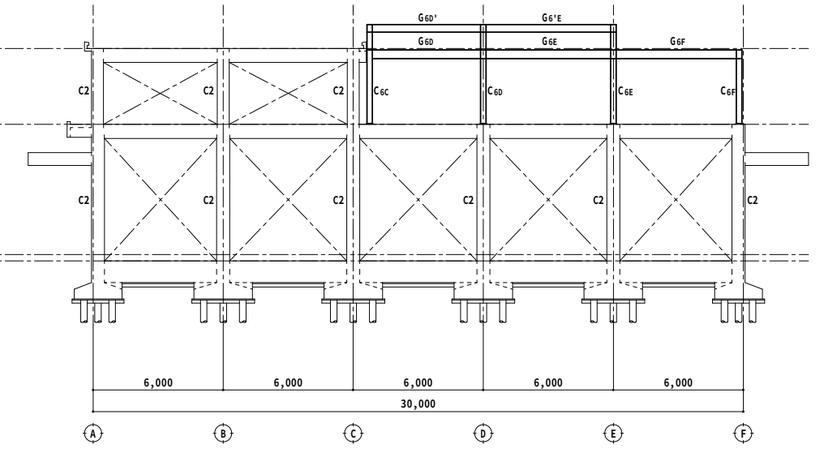

6通り軸組図　S:1/200

< 凡例 >

：撤去（3～5階、鉄塔）

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 軸組図2　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 11・09・06 SHEET NO K／07

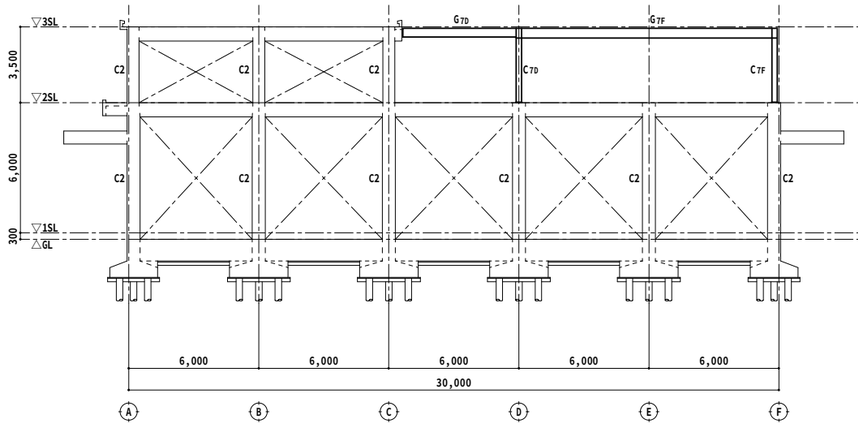

7通り軸組図　S:1/200

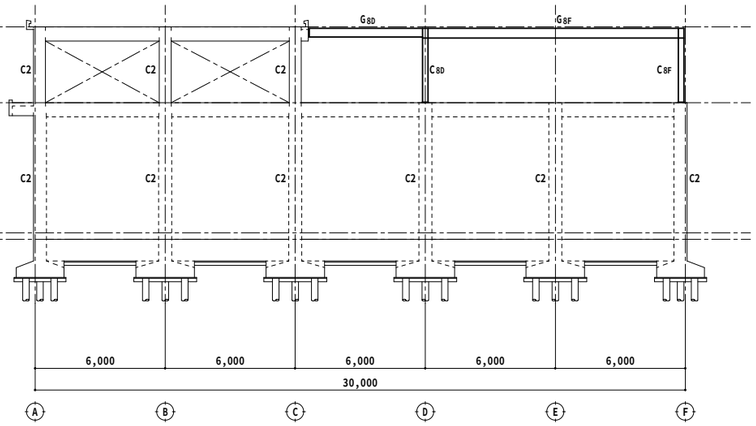

8通り軸組図　S:1/200

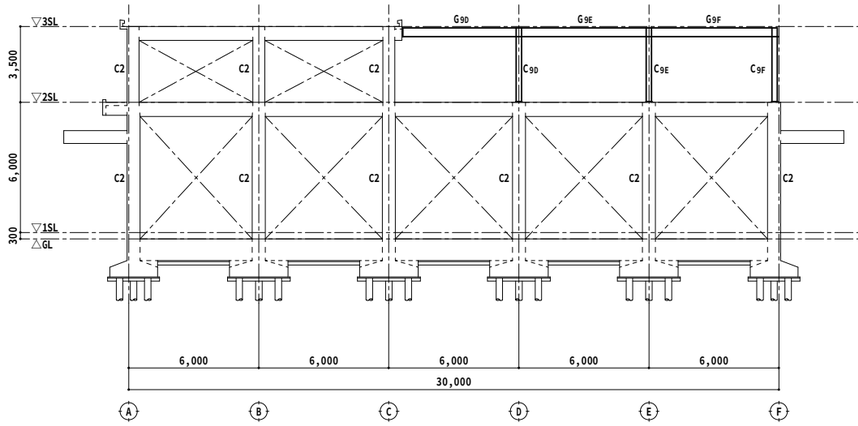

9通り軸組図　S:1/200

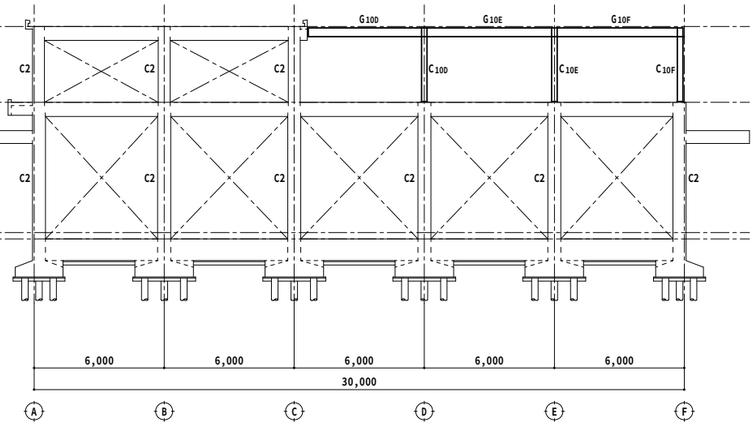

10通り軸組図　S:1/200

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 軸組図3　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 11・08・31 SHEET NO K／08

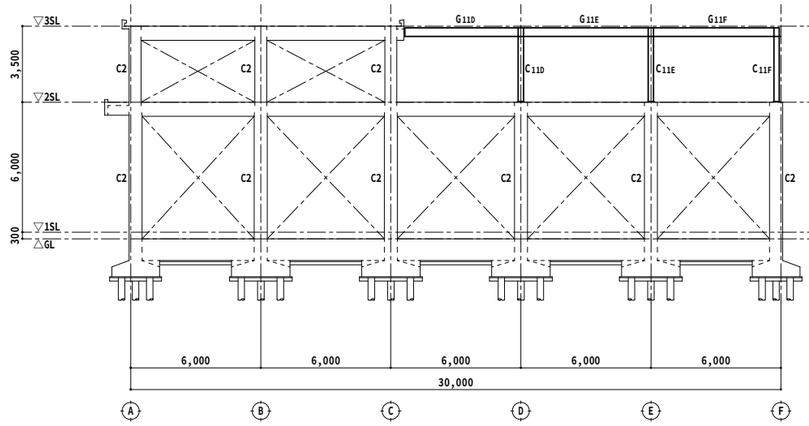

11通り軸組図　S:1/200

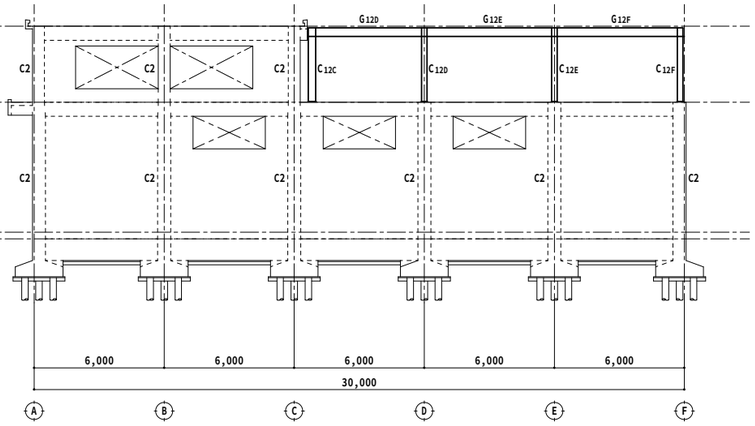

9〜12通り軸組図　S:1/200

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 軸組図4　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 11・08・31 SHEET NO K／09

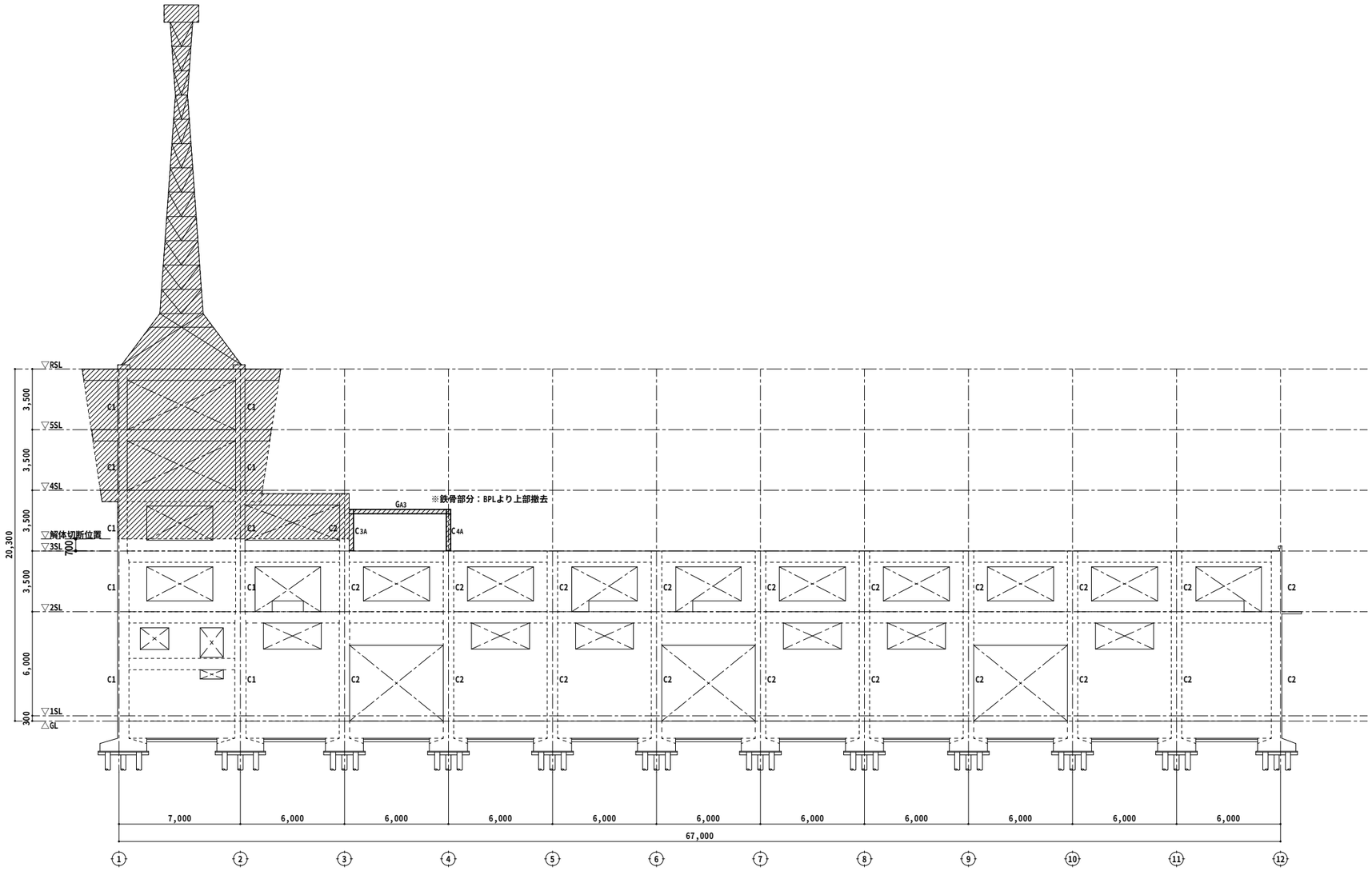

A通り軸組図　S:1/200

< 凡例 >

：撤去（3～5階、鉄塔）

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 軸組図5　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 11・09・06 SHEET NO K／10

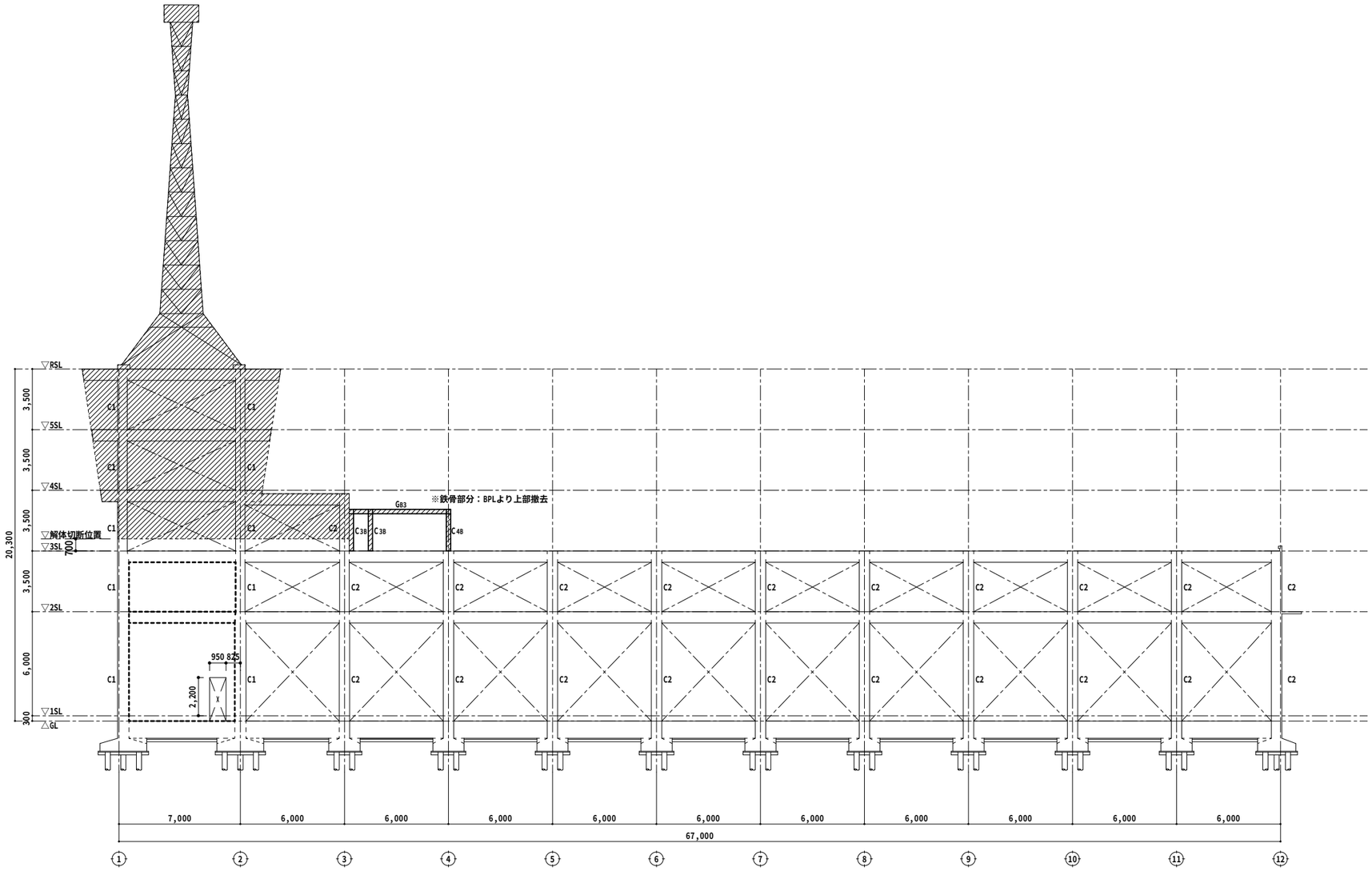

B通り軸組図　S:1/200

< 凡例 >

：撤去（3〜5階、鉄塔）

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 軸組図6　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 11・08・31 SHEET NO K／11

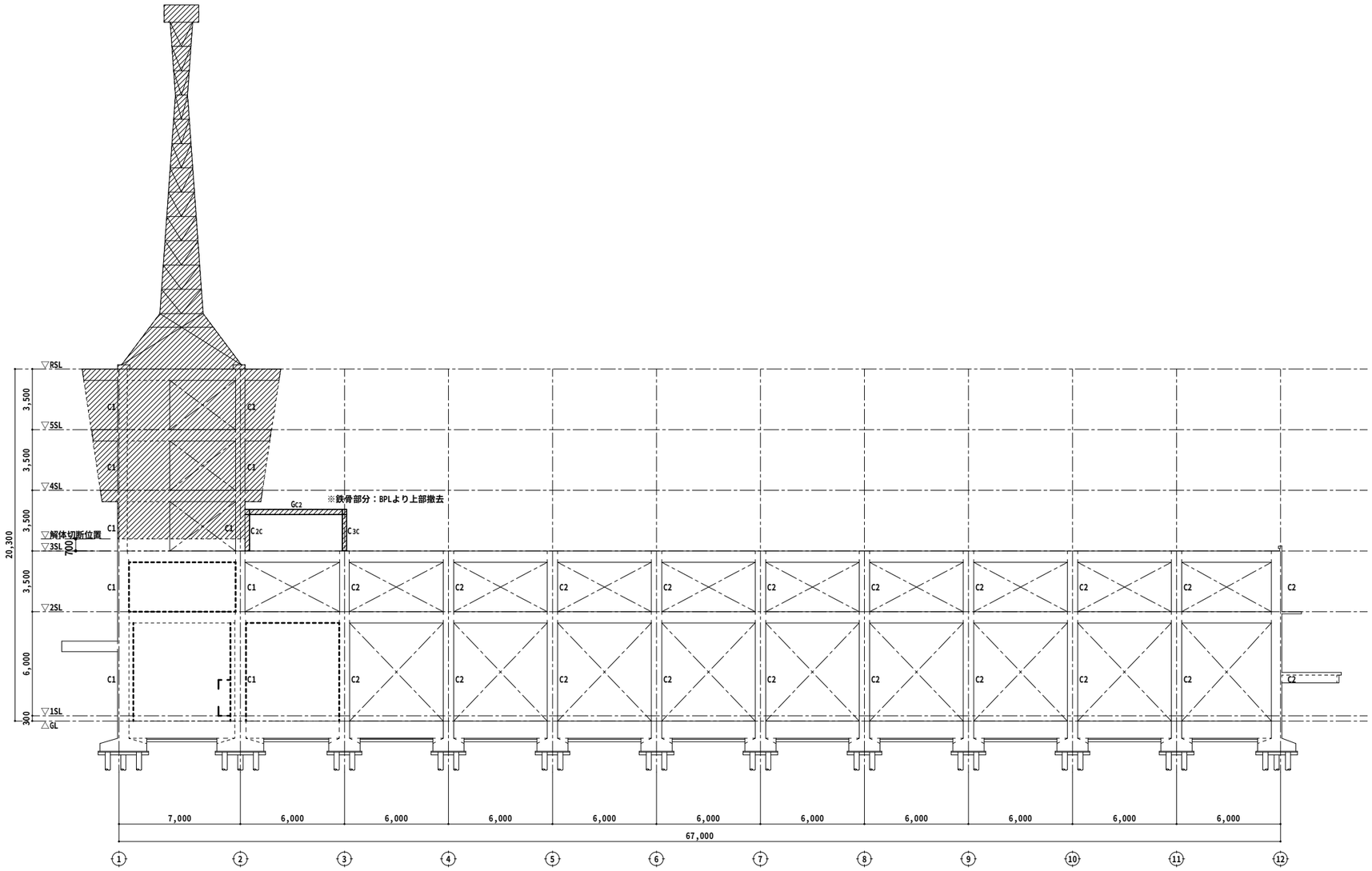

C通り軸組図　S:1/200

< 凡例 >

：撤去（3〜5階、鉄塔）

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 軸組図7　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 11・08・31 SHEET NO K／12

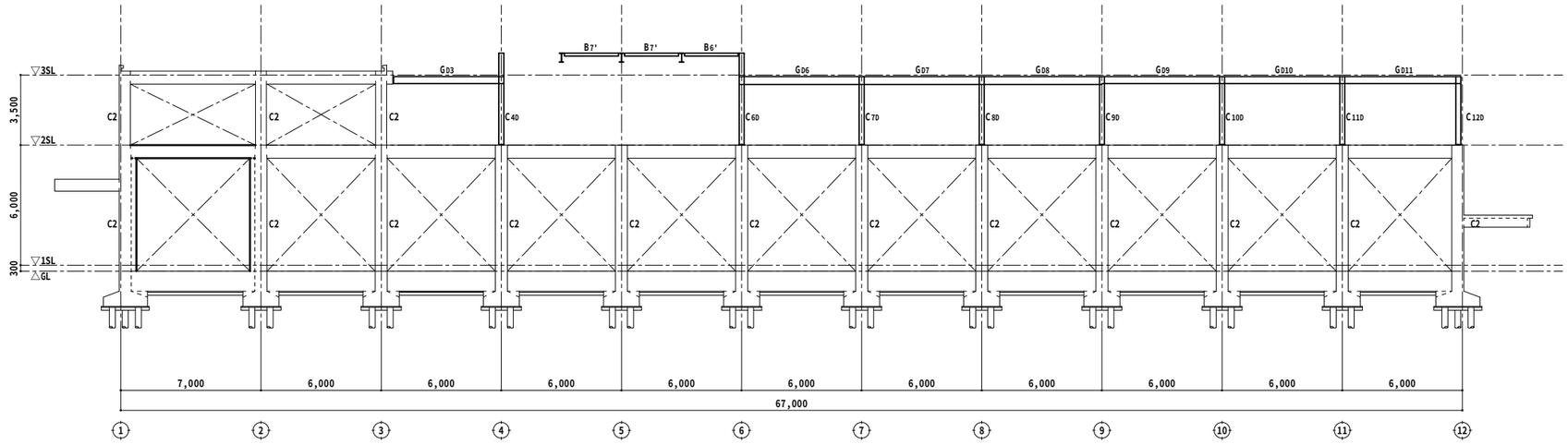

D通り軸組図　S:1/200

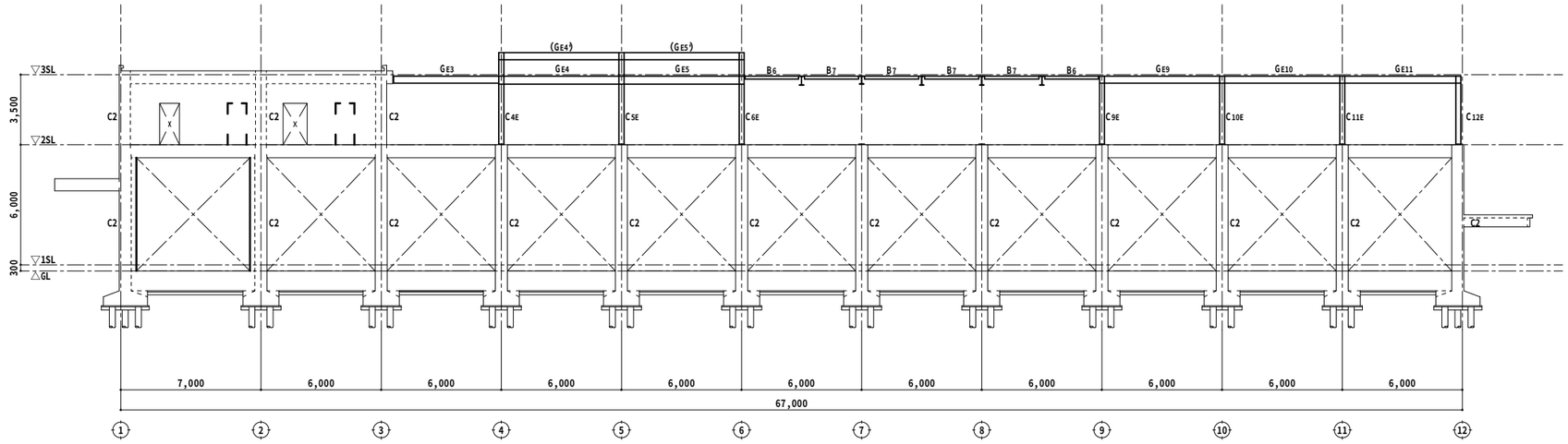

E通り軸組図　S:1/200

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 軸組図8　【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 11・08・31 SHEET NO K／13

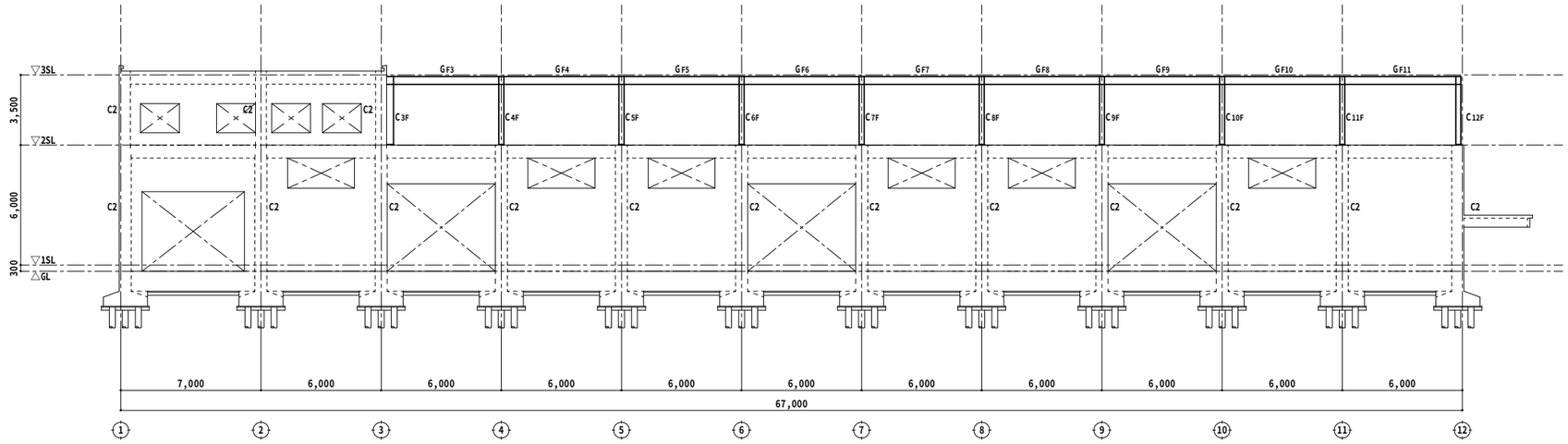

F通り軸組図　S:1/200

PROJECT TITLE	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図					軸組図9　【改修前】	1：200 1：	11・08・31 SHEET NO K／14

柱リスト

階	符　号	C１	C２
5	全断面	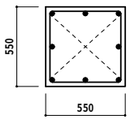	
	主　筋	8-19φ	
	HOOP	9φ @250	
	D･HOOP	9φ @750	
4	全断面	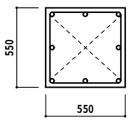	
	主　筋	8-22φ	
	HOOP	9φ @250	
	D･HOOP	9φ @750	
3	全断面	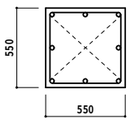	
	主　筋	8-22φ	
	HOOP	9φ @250	
	D･HOOP	9φ @750	
2	全断面	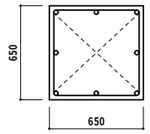	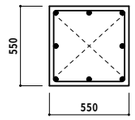
	主　筋	8-22φ	8-19φ
	HOOP	9φ @250	9φ @250
	D･HOOP	9φ @750	9φ @750
1	全断面	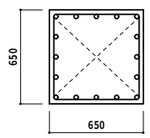	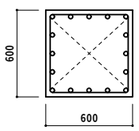
	主　筋	16-22φ	16-22φ
	HOOP	9φ @250	9φ @250
	D･HOOP	9φ @750	9φ @750

梁リスト

	地中梁		便所間仕切梁		バルコニー受梁	バルコニー先端	中2階受梁		上屋入口庇受梁		上屋入口庇先端
	端部	中央部	端部	中央部			端部	中央部	内端	外端	
断面	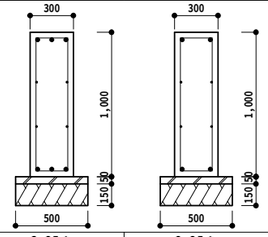		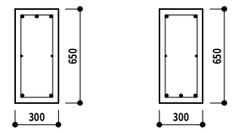		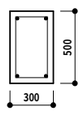	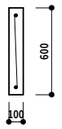	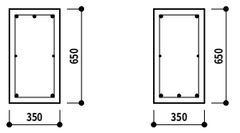		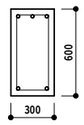	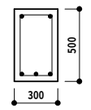	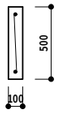
上	3-25φ	2-25φ	3-19φ	2-19φ	2-19φ	1-19φ	3-19φ	2-19φ	3-22φ	2-19φ	1-19φ
下	3-25φ	2-25φ	2-19φ	3-19φ	2-19φ	1-19φ	2-19φ	3-19φ	2-22φ	3-19φ	1-19φ
ST	□9φ@250	□9φ@250	□9φ@250	□9φ@250	□9φ@250	9φ@250	□9φ@250	□9φ@250	□9φ@250	□9φ@250	9φ@250
ハラ筋	4-9φ	4-9φ	2-9φ	2-9φ			2-9φ	2-9φ			
	玄関庇元梁		玄関庇受梁		玄関庇先端	R、4、5階庇梁	R、4、5階庇先端				
	端部	中央部	内端	外端							
断面	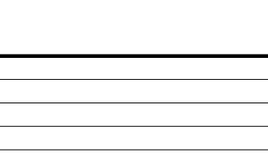				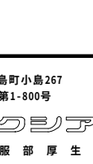		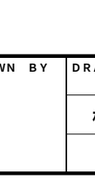				
上	3-22φ	2-22φ	3-22φ	2-19φ	1-19φ	主筋は連結する	2-19φ				
下	2-22φ	3-22φ	2-22φ	3-19φ	1-19φ	G1、G2に準ずる（架構図による）	2-19φ				
ST	□9φ@150	□9φ@250	□9φ@250	□9φ@250	9φ@250	□9φ@250	□9φ@250				
ハラ筋	2-9φ、4-16φ	2-9φ、2-16φ	2-9φ	2-9φ		2-9φ	2-9φ				

			短　辺		長　辺	
			端	中央	端	中央
S1,S2 (7000×6000 / 6000×6000)	柱間	上	13φ@200			13φ@200
		下	9φ@400	13φ、9φ交互@200	13φ、9φ交互@200	9φ@400
	柱列	上	13φ@400	13φ@400	13φ@400	13φ@400
		下	9φ@400	9φ@400	9φ@400	9φ@400
その他	柱間	上	9φ@200			9φ@200
		下	9φ@400	9φ@200	9φ@200	9φ@400
	柱列	上	9φ@400	9φ@400	9φ@400	9φ@400
		下	9φ@400	9φ@400	9φ@400	9φ@400

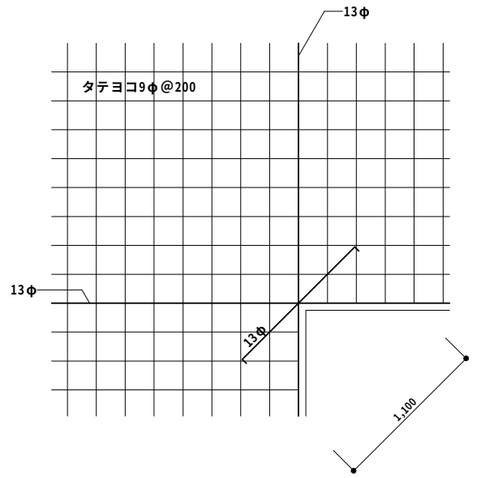

壁配筋図　S=1/30

鉄筋凡例

◦	×	✓	●	○	●	●
9φ	13φ	16φ	19φ	22φ	25φ	28φ

PROJECT TITLE

F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図

REMARKS

〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267
三重県知事登録第1-800号
株式会社エクシア
一級建築士登録第110742号　服部厚生

MANAGER

DRAWN BY

DRAWING TITLE

柱リスト、梁リスト1　【改修前】

SCALE

1：30

1：

DATE

11・08・31

SHEET NO

K／15

axya

柱リスト

階	符　号	【1CC1】【1CC2】	【1CD1】【1CD2】【1CE1】【1CE2】	【2C3F】【2C12C】	【2C4F～11F】【2C12D】【2C12E(12F)】
	全断面	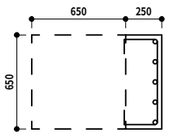 ※1CC2は方向が逆	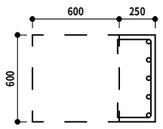 ※1CD2、1CE2は方向が逆	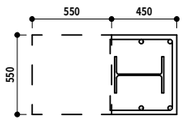 ※2C12Cは90°回転	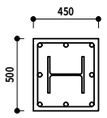
	主　筋	5-22φ	5-22φ	4-22φ	8-22φ
	HOOP	9φ @250	9φ @250	9φ @250	9φ @125

鉄筋凡例

◦	×	⌀	●	○	●	●
9φ	13φ	16φ	19φ	22φ	25φ	28φ

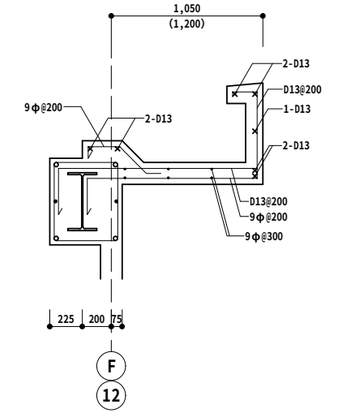

庇配筋図　S=1/30

梁リスト

	【2G1D】【2G1E】	【2G2D】【2G2E】	【2GD1】		【4G1】【4G2】【5G1】【5G2】	【B3】【B4】
	端部中央部共	端部中央部共	端部	中央部	端部中央部共	端部中央部共
断面	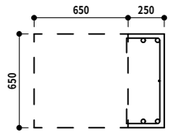	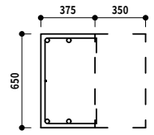	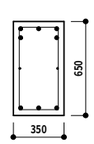	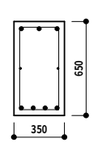	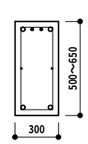 ※（ ）内は4G1、4G2を示す	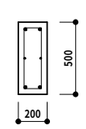
上	2-D22	2-D22	5-D25	3-D25	2-22φ、2-19φ（4-25φ）	2-D19
下	2-D22	2-D22	3-D25	4-D25	2-22φ（2-25φ）	2-D19
ST	9φ@250	9φ@250	9φ@250	9φ@250	9φ@250	9φ@250
ハラ筋	9φ	9φ	9φ	9φ	9φ	9φ

	【3GF3～11】【3G12D～12F】	【B1（B2）】		【FB1】		【FB2】	
	端部中央部共	端部	中央部	端部	中央部	端部	中央部
断面	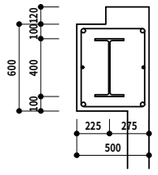	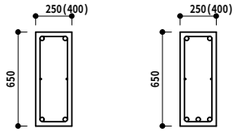 ※（ ）内はB2を示す		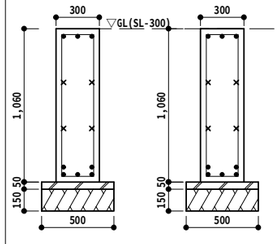		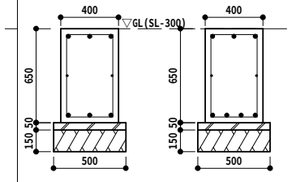	
上	2-D22	(3)2-D22	(3)2-D22	3-D25	3-D25	3-D25	3-D25
下	2-D22	(3)2-D22	(3)3-D22	5-D25	5-D25	3-D25	4-D25
ST	□9φ@100	9φ@200		□13φ@200		9φ@200	
ハラ筋	2-D19	9φ		13φ		9φ	

壁版配筋表

壁厚	位置	配筋	開口隅角補強筋
100		ﾀﾃ3共 9φ@250S	1-D13
120		ﾀﾃ3共 9φ@250S	1-D13
150	内壁	ﾀﾃ3共 9φ@200S	1-D13
	外壁	ﾀﾃ3共 13φ@200S	1-D16
180		ﾀﾃ3共 13φ@200D	2-D16

註

1.配筋記号SはｼﾝｸﾞﾙﾝDはﾀﾞﾌﾞﾙﾝ配筋を示す

2.特記無き限り上記による

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生			柱リスト、梁リスト2　【改修前】	1：30 1：	11・08・31 SHEET NO K／16

梁リスト

	G１		G２		G３		G４		G５			G６		
	端部	中央部	端部	中央部	端部	中央部	端部	中央部	端部	中央部	中央部	端部	中央部	中央部
R	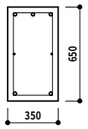	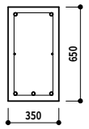	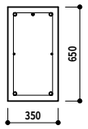	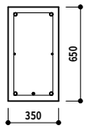					梁共通事項 ＳＴ　□-9φ@250 ハラ筋　　2-9φ					
上	3-22φ	2-22φ	2-22φ、1-19φ	2-22φ										
下	2-22φ	3-22φ	2-22φ	2-22φ、1-19φ										
5	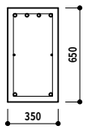	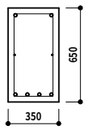	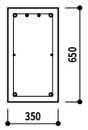	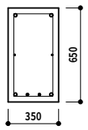										
上	4-22φ	2-22φ	2-22φ、2-19φ	2-22φ										
下	2-22φ	4-22φ	2-22φ	2-22φ、2-19φ										
4	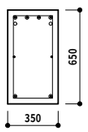	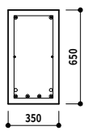	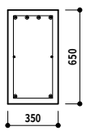	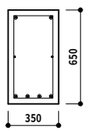					G'５ 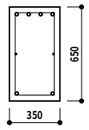	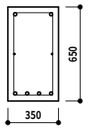	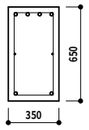			
上	4-25φ、2-22φ	2-25φ	4-25φ	2-25φ					4-22φ	2-22φ	4-22φ			
下	2-25φ	4-25φ、2-22φ	2-25φ	4-25φ					2-22φ	4-22φ	2-22φ			
3	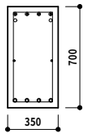	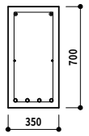	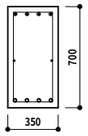	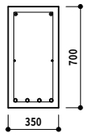	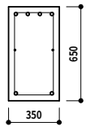	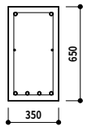	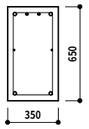	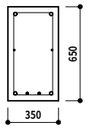	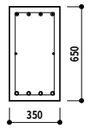	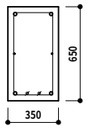	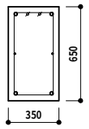	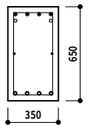	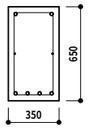	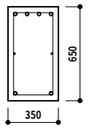
上	4-25φ、2-22φ	2-25φ	4-25φ	2-25φ	4-22φ	2-22φ	2-22φ、2-19φ	2-22φ	4-25φ	2-22φ	2-22φ、2-19φ	4-25φ、2-22φ	2-22φ	4-22φ
下	4-22φ	4-22φ	4-22φ	4-22φ	4-22φ	4-22φ	2-22φ	2-22φ、2-19φ	4-22φ	2-22φ、2-19φ	2-22φ	4-22φ	4-22φ	2-22φ
2	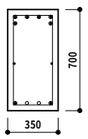	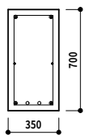	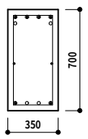	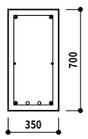	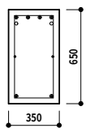	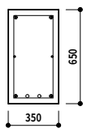	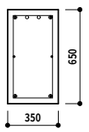	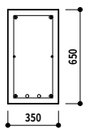	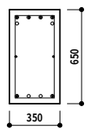	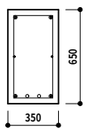	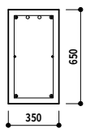	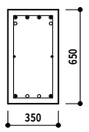	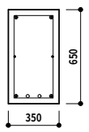	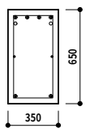
上	6-25φ	2-25φ	4-25φ、2-22φ	2-25φ	4-25φ、2-22φ	2-25φ	2-25φ、2-22φ	2-25φ	4-25φ、2-22φ	2-25φ	2-25φ、2-22φ	6-25φ	2-25φ	4-25φ、2-22φ
下	2-25φ、2-22φ	2-25φ、2-22φ	2-25φ、2-22φ	2-25φ、2-22φ	2-25φ	2-25φ、2-22φ	2-25φ	2-25φ、2-22φ	2-25φ、2-22φ	2-25φ、2-22φ	2-25φ	2-25φ、2-22φ	2-25φ、2-22φ	2-25φ

鉄筋凡例

∘	×	⌀	●	○	●	●
9φ	13φ	16φ	19φ	22φ	25φ	28φ

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 梁リスト3　【改修前】	SCALE 1：30 1：	DATE 12・03・28 SHEET NO K／17

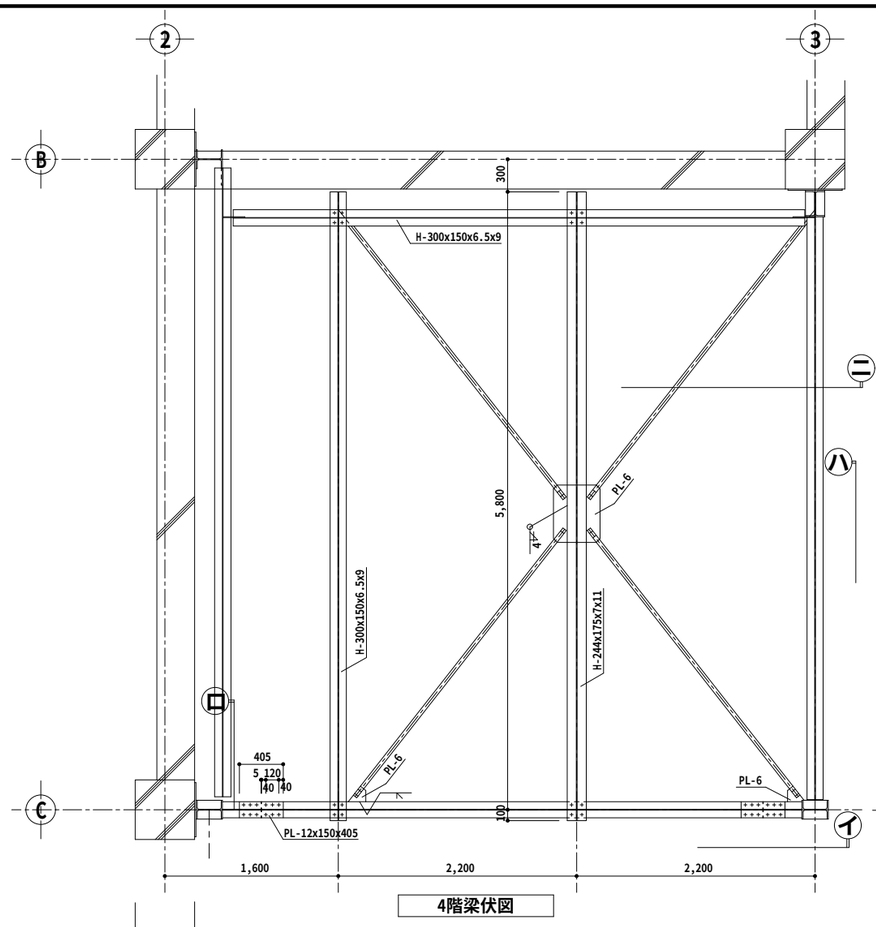

4階梁伏図

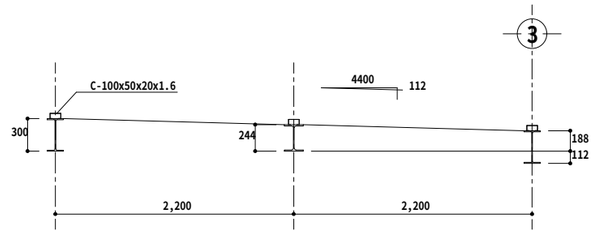

二 断 面 図

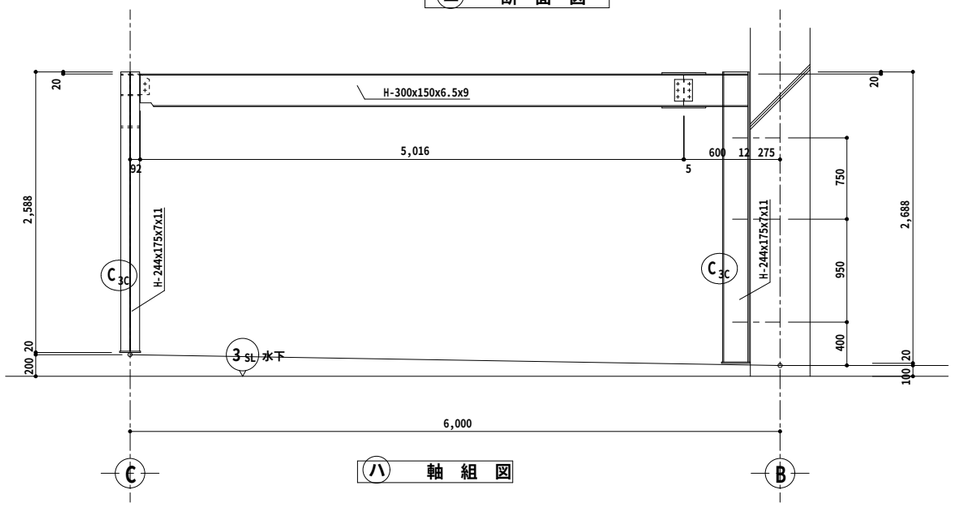

ハ 軸 組 図

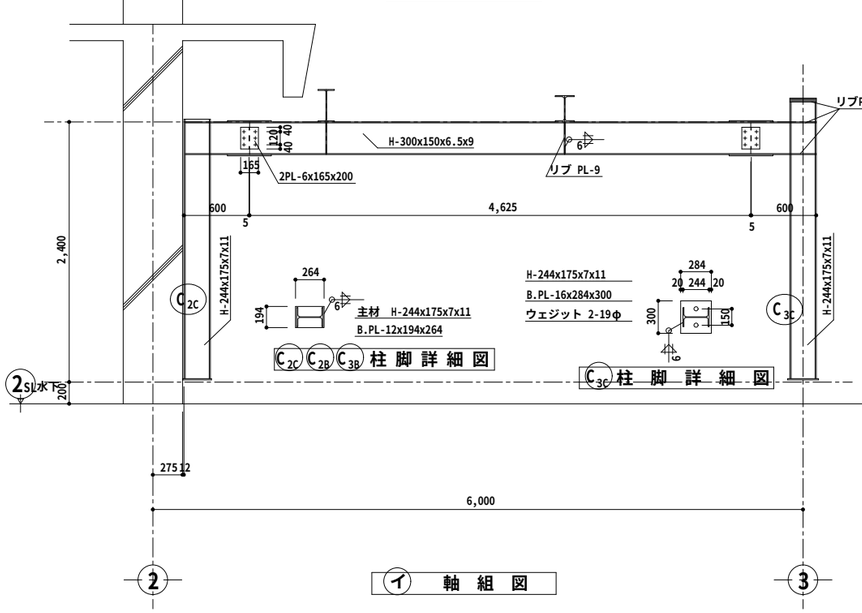

C2C C2B C3B 柱 脚 詳 細 図

C3C 柱 脚 詳 細 図

イ 軸 組 図

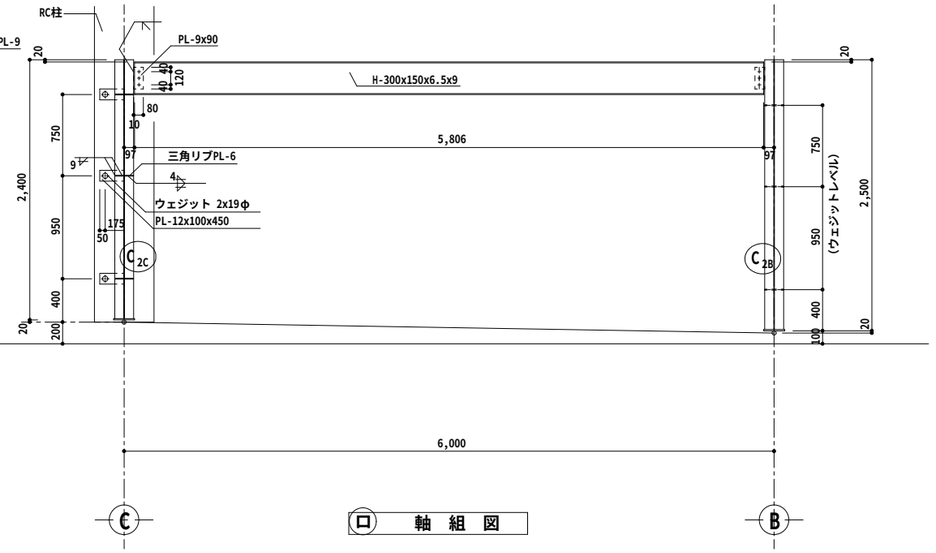

ロ 軸 組 図

註

1 特記なき事項は鉄骨一般事項による

1 特記なきPLはPL-9

< 凡例 >

※全て解体、撤去とする。
（鉄骨部分BPLより上部撤去 ）

3 階 信号船箱室 無 線 室 鉄 骨 詳 細 図

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事 設計図	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号 服部 厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 鉄骨詳細図（3階） 【既設解体】	SCALE 1：40 1：	DATE 12 • 03 • 28 SHEET NO K／18

共通事項

1. 使用材料

コンクリート軽量コンクリート28Fc=180kg/cm²

種別：1種　細骨材：砂

粗骨材：膨張頁岩

設計用コンクリート比重1.8～1.9ton/m³

人工軽量骨材：メサライト

ライオナイト　いずれか

セイライト　とする

ビルトン

コンクリート：混和材ジプトン

鉄筋丸鋼SR24

異形鋼SD30

1. 鉄筋の定着及び継手長さ 45d

1. 上記以外の事項で特記なき限り

日本建築家協会「建築工事共通

仕様書」による。

壁版配筋表

壁厚	位置	配筋	開口隅段補強筋	
100		タテヨコとも 9Φ-@250S	1-D13	参考
120		タテヨコとも 9Φ-@250S	1-D13	メサライト：三井金属鉱業株式会社
150	内壁	タテヨコとも 9Φ-@200S	1-D13	ライオナイト：大阪セメント株式会社
	外壁	タテヨコとも 13Φ-@200S	1-D16	セイライト：三菱鉱業株式会社
180		タテヨコとも 13Φ-@200D	2-D16	ビルトン：住友金属鉱山株式会社

註

1.配筋記号Sはシングル Dはダブル配筋とする

1.特記なき限り上記による

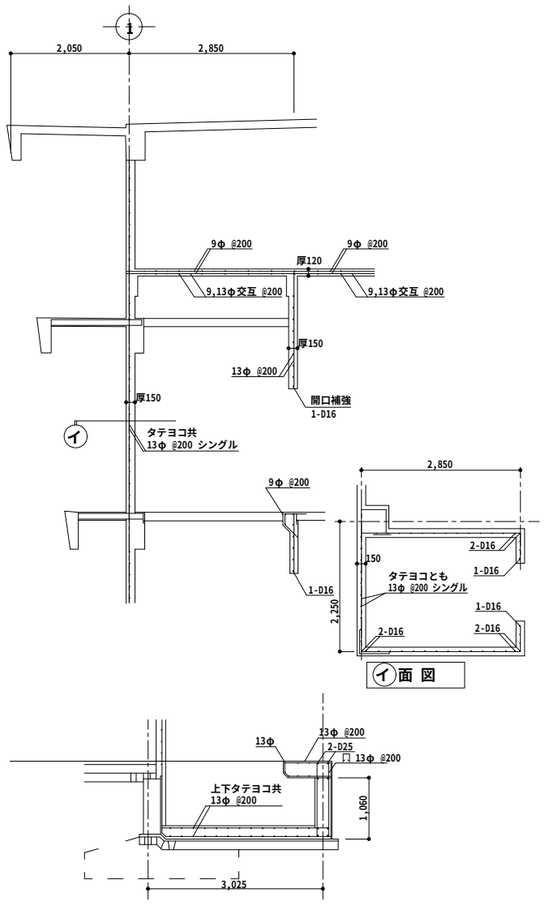

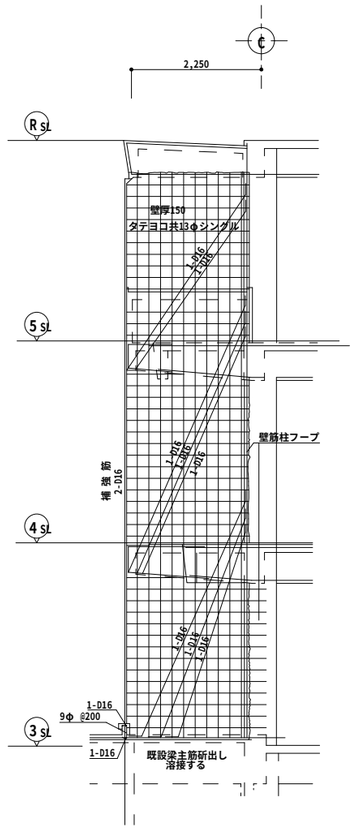

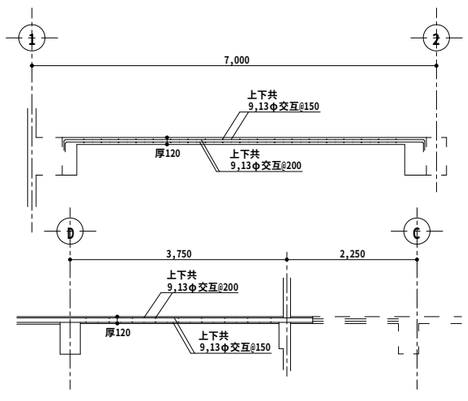

2 階 床 配 筋 図

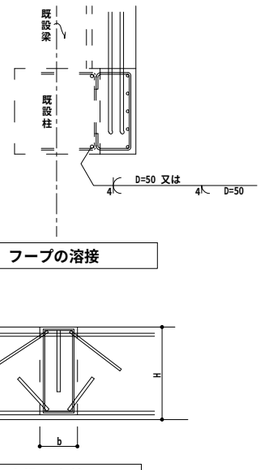

フープの溶接

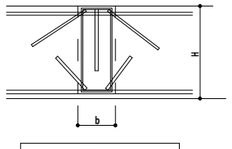

小梁の定着

定着長さは40d以上とする

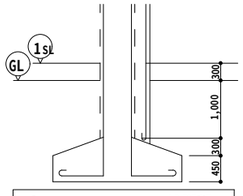

C C1.C2 D1 D2 E1 E2 柱脚部

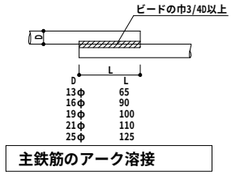

主鉄筋のアーク溶接

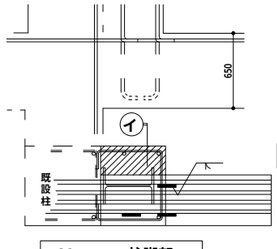

2C 3F,12F 柱脚部

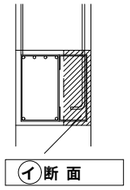

イ 断 面

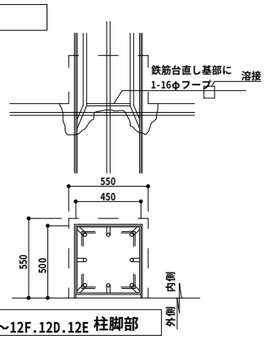

1C 4F～12F.12D.12E 柱脚部

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER / DRAWN BY	DRAWING TITLE / SCALE / DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生		雑配筋図　【既設解体】 SCALE 1：75 / 1： DATE 11・08・31 SHEET NO K／19

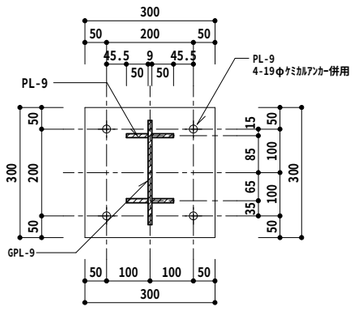

既存RC柱取付PL　S=1/10

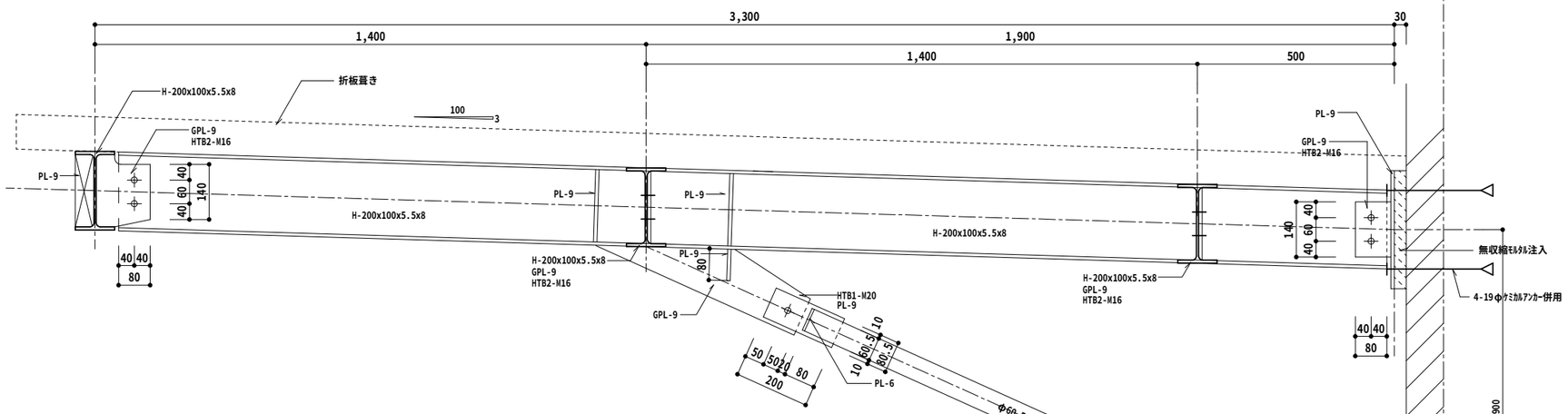

庇取付要領図　S=1/10

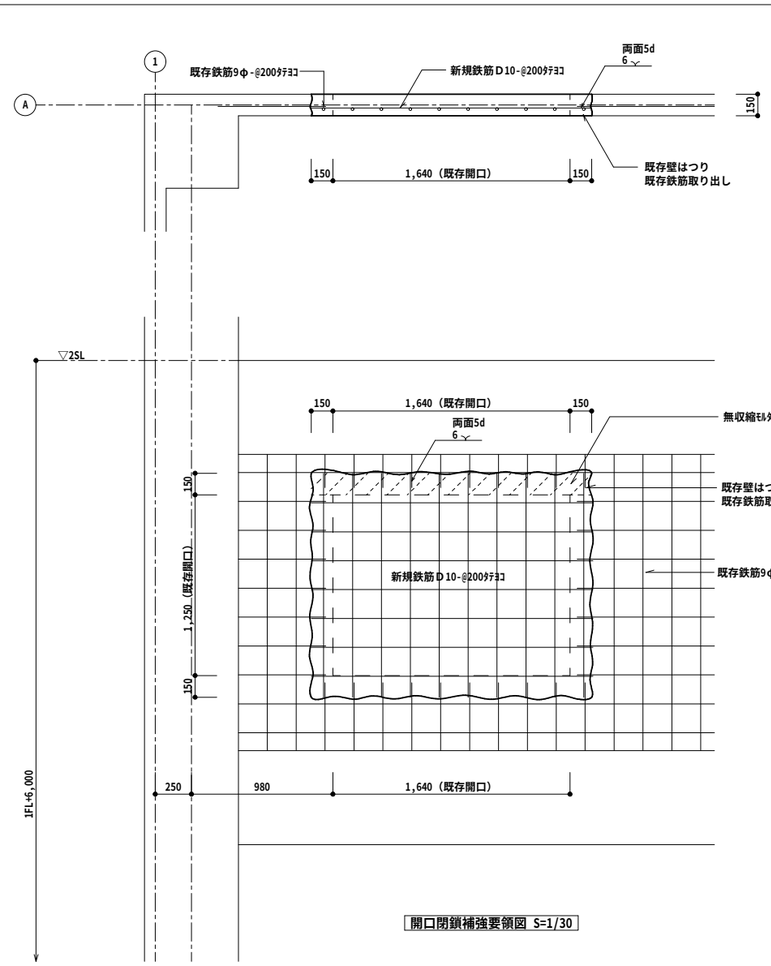

開口閉鎖補強要領図　S=1/30

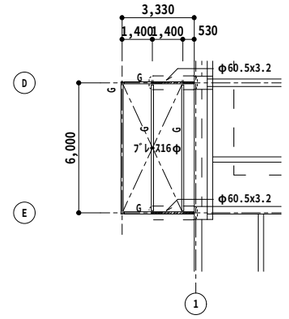

庇梁伏図　S=1/200

※特記なき部材はG：H-200x100x5.5x8

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 開口閉鎖補強要領図 庇梁伏図、庇取付要領図	SCALE 1：30 1：200	DATE 11・09・06 SHEET NO K／20

深層混合処理工法特記仕様書

1.工事概要
本地業は、深層混合処理工による地盤改良地業である。深層混合処理工は、スラリー状のセメント系固化材(以下、固化材液と称す)を地盤に注入しながら、共回り防止翼を装着した撹拌装置を用いて、原地盤土と機械的に撹拌混合し、固化材の固化反応により所要の強度を持つ改良柱体(以下、コラムと称す)を築造するものである。

2.一般事項
本工事は、本特記仕様書によるほか、「改訂版建築物のための改良地盛の設計及び品質管理指針（平成14年11月)」（日本建築センター）による。

3.特記事項
(1)コラムの径、掘削深度(設計コラム長+空掘長)、本数配置等は設計図書による。ただし、コラムの径・長さ・本数・位置及び固化材液の配合等について土質や地盤状況により変更した方が適切だと判断される場合は.監督員の承諾の下に変更することができる。
(2)コラムの設計基準強度はFc=　600kN/m2　とする。
(3)設計の要求する性能を確係するため、適切な配合管理および品質検査を実施する。
(4)本工事工法は、技術審査証明取得工法とする。又、事前にその証明書を監理者に提出し、承諾を得ることとする。

4.施工計画
(1)本工事施工業者は、本工法の施工技術に精通したものとする。
(2)施工計画書
工事に先立ち、施工計画書を監督員に提出する。施工計画書は、次の事項を明記する。
①地盤概要
②コラム仕様（コラム径・掘削深度(設計コラム長+空掘長)・本数・設計基準強度）
③工事期間及び工程
④工事要領（使用固化材・配合）
⑤施工機器
⑥施工管理の方法
⑦品質管理の方法
⑧仮設設備とその配置
⑨各種作業の主たる従事者の組織表
⑩施工記録の方法
⑪環境の保全対策
⑫安全対策
⑬建築請負業者の本工事責任者名
⑭本工事施工業者名及び責任者名
⑮技術審査証明書(写)

5.施工
(1)作業地盤は、施工機械が傾斜・転倒しないよう養生する。
(2)基本的な施工手順を以下に示す。施工の障害になる事項が出現した場合は、別途検討する。
a.撹拌装置をコラム芯にセットする。
b.所定の空掘り深度まで堀削する。
c.固化材液を吐出しながら撹拌混合する。
d.所定深度に到達したら、固化材液の吐出を停止し、撹拌混合しながら引き上げる。
e.撹拌装置を回転させながら引き上げる。
(3)実施コラム長は、設計図書で示された支持地盤に定着する長さとする。
(4)本工事により排出される発生残土は場外処分とする。

6.施工機械
(1)共回り現象を防止する機構を有し、固化材と原位置土を確実に撹拌混含ができる撹拌装置を用いること。
(2)所定の施工管理項目を計測、記録できる管理装置を用いること。
(3)改良機本体は本工事の施工仕様を満足させる施工制御機器を装備したもので、自走式とする。
(4)ミキシングプラントは、所定吐出量を十分供給できるものとする。

7.配合管理
(1)固化材液に使用する材料は、セメント又はセメント系固化材とする。
(2)配合強度
変動係数を25%と想定し、「9.品質検査」に規定する抜取ヶ所数N、合格確率80%とした下表を用いて設定する。

N	1	2	3	4～6	7～8	9～
α	2.163	1.918	1.815	1.719	1.651	1.594

Xf=α・Fc[α:割り増し係数、Xf:配合強度]

(3)室内配合試験
固化材液の配合(W/C)と使用量(添加量)は、室内配合試験の結果に基づいて、現場室内強度比を考慮して、配合強度を満足するように決定する。あるいは正確に土質を把握し、かつその土質に対する既存データがある場合は、その結果を用いて添加量を決定する。

8.施工管理
(1)施工の安定性を確保するため下記に示す項目について施工管理する。
①形状・寸法:鉛直性　　改良機本体のリーダー内に設置された傾斜計で管理する
コラム芯　　事前にコラム芯にマークを設ける
掘削深度　　深度計で計測し記録する
コラム径　　撹拌装置の形状・寸法を記録する
②固化材　:材料計量　　水や固化材の重量
固化材液の密度　マッドバランス等
固化材の添加量　　施工管理を行い、記録する
③撹拌混合度:撹拌混合回数　　施工管理を行い、記録する
④支持地盤　:仕事量　　施工管理を行い、記録する
（着底判定仕事量は、先行コラムの施工状況により、監督員と協議して決定する。
(2)コラムの芯ズレ
コラムの芯ズレが許容値(100㎜)を超えた場合は、監督員（監理者）と協議し、設計検討により応力照査を行った上、安全であると判断した場合、設計図書で示された仕様を満足しているものとする。
(3)施工の立会い
建築工事の請負者は、本地業責任者（請負業者の中から選定）及び施工責任者を定め、同者は本地業の施工中は立ち会うものとする。

9.品質検査
(1)検査対象群、検査対象層及び調査ヶ所数
①検査対象群は概ねコラム300本を1単位とする。土層毎に検査対象層を決める紙最小層厚を0.5mとする.
②検査対象層は　　粘土層　　であり　設計対象層を　　粘土層　　とする。
設計対象層の平均強度は他の検査対象層の平均強度を超えないこと。
超えている場合は、最も低い平均強度の層を設計対象層とする。
③調査ケ所数
頭部コア　　100コラムを1単位とし、1単位ごとに1ヶ所
深度コア　　100コラムを1単位とし、1単位ごとに1ヶ所
(2)コア採取率による調査
コアボーリング調査の内、検査対象群に1ヶ所の割合でコア採取率を調査する。
コア採取率が、全長に対して粘性土で90%、砂質土で95%以上、深さ1m毎に、粘性土で85%、砂質土で90%以上あることを確認する。
（3）合否の料定
①設計対象層についての抜取ヶ所数をNとする。1ヶ所あたりは3個の供試体を採取し、その平均強度をその箇所の強度とする。
②一軸圧縮試験は公的機関あるいは検査員立会いの下に行うものとする。
③検査手法は品質のバラツキを想定する場合の検査手法Aによる。
④検査手法Aによる品質検査
合否の判定は検査射象層におけるNヶ所(抜取ヶ所数)の一軸圧縮試験結果が、下式を満足すれば合格とする。
$\bar{X}N \geqq XL = Fc + ka \cdot \sigma$
$\bar{X}N$:Nヶ所の一軸圧縮強度の平均値（N/㎟、kN/㎡）
XL：合格判定値（N/㎟、kN/㎡）
Fc:設計基準強度（N/㎟、kN/㎡）
ka:合格判定係数
σ・・標準偏差（N/㎟、kN/㎡）$= v \cdot \bar{q}\,ud$　　v：変動係数、品質確認書より想定する。
$\bar{q}\,ud$：想定した平均一軸圧縮強さ（N/㎟、kN/㎡）

抜き取りヶ所数N	1	2	3	4～6	7～8	9～
合格判定係数ka	1.9	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3

10.報告
工事完了後、次の項目について報告書をまとめ、3部監督員に提出する。
①コラムの伏図及び番号
②コラムの施工日
③コラムの径及び実施コラム長
④掘削深度
⑤撹拌混合回数
⑥仕事量
⑦固化材液の配合と固化材の使用量
⑥コア供試体の一軸圧縮強度試験結果
⑨合格判定結果

11.その他
施工にあたっては、セメント系固化材等からの六価クロム溶出試験を実施し、環境庁告示第46号の基準値を満足する様、必要な措置を講じること.
試験方法、試験個数等に関しては、平成13年4月20日付国官技第16号国営建第1号「セメントおよびセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要綱(案)の一部変更について」による。
※)本工事における試験種別および個数　：　配合設計の段階で実施する溶出試験、検体数については「実施要綱(案)」に準ずる。

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生			深層混合処理工法特記仕様書	1：- 1：	12・06・02 SHEET NO K／21

電気設備工事特記仕様書
（包含工事の場合、◆印の項目及び事項については元請業者の業務内容に含むものとする。）

Ⅰ.工事概要

1．工事名称　　F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事

2．工事場所　　四日市市千歳町9番地他

3．建物概要

建物概要	構造	階数	延べ面積(㎡)	用途区分
				消防法施行令別表第一
F上屋(千歳庁舎)	RC	5	4,572.65	
計			4,572.65	

（延べ面積は建築基準法による表記）

4．工事種目
主な工事種目は、下記の○印のついたものである。

工事種目		工事場所 F上屋						
電力設備	電灯設備							
	動力設備	○						
	雷保護設備							
	接地設備							
受変電設備								
電力貯蔵設備	直流電源設備							
	交流無停電電源設備							
発電設備	ディーゼル発電設備							
	ガスエンジン発電設備							
	ガスタービン発電設備							
	太陽光発電設備							
	風力発電設備							
通信	構内情報通信網設備							
情報設備	構内交換設備							
	情報表示設備							
	映像・音響設備							
	拡声設備							
	誘導支援設備							
	テレビ共同受信設備							
	テレビ電波障害防除設備							
	監視カメラ設備							
	駐車場管制設備							
	防犯・入退室管理設備							
	自動火災報知設備	○						
	自動閉鎖設備							
	非常警報設備							
	ガス漏れ火災警報設備							
中央監視制御設備								
構内配電線路								
構内通信線路								
その他								

◆5．県内企業優先使用
本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

◆6．主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間（国総建第７４号　平成２１年６月３０日　国土交通省総合政策局建設業課長）
（1)現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
（2)検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

Ⅱ．共通仕様

1．適用
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）
・三重県公共工事共通仕様書
・三重県建設工事実務必携
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」
・電気設備に関する技術を定める省令（電気設備技術基準）
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電気工事士法
・労働安全衛生法
・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）
・電力会社供給約款
・その他関連法令、関連諸基準

2．一般共通事項
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項目	特記事項
1．一般事項	(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 (2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 (3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。
◆2．施工体制台帳等の提出	工事を施工するために締結した下請契約の代金の総額が３,０００万円以上になる工事及び低入札価格で請負った工事は、施工体制台帳、施工体系図を提出する。
3．施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
◆4．工事保険等	(1)建設業退職金共済に加入（請負代金５００万円以上の工事） 1）建退共制度の発注者用掛金収納書を契約後１ヶ月以内に契約者に提出する。 2）当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。 3）未加入下請業者に対して加入を指導する。 (2)建設労災補償共済に加入 建設労災補償制度への加入証明書等を契約後１ヶ月以内に契約者に提出する。
◆5．足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省　平成21年４月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行占用足場方式により行うこと。
◆6．三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
7．電気工作物の種類	・一般電気工作物　●自家用電気工作物　・事業用電気工作物
8．電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が５００kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
9．有資格者の配置	(1)非常用予備発電設備の工事別責任者は、発電設備自家用発電設備専門技術者据付工事部門(K)の有資格者とする。 また、非常用予備発電工事に従事する者は、非常用予備発電装置の工事に係る「特殊電気工事資格者認定証」の交付を受けた者とする。 (2)太陽光発電設備の設置工事等に従事する者は、太陽光発電システム設置工事に関する研修事業（一般社団法人太陽光発電協会）の受講及び太陽光発電設備の製造者が実施する施工の資格を有する者とする。 (3)消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 (4)電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
10．電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
11．電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。
◆12．現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書を備え付ける。 ①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書　平成22年版」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ②国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図　平成22年版」（電気設備工事編・機械設備工事編） ③国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書　平成22年版」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ④国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」　平成22年版 ⑤工事写真の撮り方（改訂第3版）－建築設備編－ ⑥三重県公共工事共通仕様書 ⑦三重県建設工事実務必携 ⑧その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書
13．施工計画等	請負者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。書類の作成において、関連する関係者と充分に調整する行うこと。 ①総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ②工種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器、3tx2起過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④耐震計算書、幹線計算書等 ⑤照度分布図、センサー動作範囲図など
14．品質計画	品質計画については、監督員の承認を受けること。
15．測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は校正証明書（写）又は精度保証書（写）等を提出する。校正は２年以内とする。
16．機材等	工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ①使用機材届出書 ②機器明細図 仕様機材届出書に記載のものの他、監督員の指示による。 ③各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。 ④機材の品質・性能証明 機器及び材料等の選定にあたっては後述の「電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」（平成22年版）又はこれらと同等以上のものとする。 なお、設備機材については、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料（「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（(社)公共建築協会）による場合は評価書の写し）を監督員に提出する。 また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。
17．機器類の能力等	機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする。
18．鋼材検査証明書	本工事に使用する鋼材は鋼材検査証明書を提出すること。
◆19．工程表	関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。なお月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
◆20．工事写真	建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（改訂第3版）－建築設備編－」によるほか、監督員の指示により撮影し電子納品及び以下のものを提出する。なおＣＤの提出部数は「電子納品」を参照とする。 ①全写真をサムネールにて印刷（Ａ４版用紙に両面印刷にて１５枚程度／ページ）　１部 ②代表写真（不可視部分や材料、寸法写真、拡大写真、撤去処分品、搬出状況等）を抽出しし判相当サイズで印刷。（Ａ４版用紙に両面印刷にて３枚／ページ）　１部 ③黒板抜きの完成写真をＬ判相当サイズで印刷。（Ａ４版用紙に両面印刷にて３枚／ページ）　１部
◆21．施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1）施工可能日 ・指定なし ●一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定日（・施設の休業日　●打ち合わせによる　・その他（　　）） 2）施工可能時間帯 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定時間（・（　）時～（　）時　●打ち合わせによる　・その他（　　）） 3）概成工期 ・適用する（工事期日より（　　）日前）　●適用しない 4）その他 （　　）
◆22．埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・発掘調査等の実施あり ●発見された場合、発掘調査等の実施あり
◆23．部分引渡し等	部分引渡し等がある場合は協力すること。 ・部分引渡しあり　・部分使用あり 該当部分（　　）
◆24．事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
◆25．建設副産物	(1)請負額１億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、請負者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に組込んで監督員に提出する。また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。計画書及び実施書の提出とともにＪＡＣＩＣが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)請負額１億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。
◆26．発生材の処理等	(1)引き渡しを要するもの （　　） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 (2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器　・コンデンサ ・その他（　　） 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、ＰＣＢ等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は請負者にて含有の確認を行い、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他（　　） (4)再資源化を図るもの ・アスファルトコンクリート塊　・セメントコンクリート塊　・建設発生木材 (5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 (6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。（マニフェストＡ、Ｂ２、Ｄ票は監督員に提示し、Ｅ票は写しを提出する）
◆27．電子納品	(1)工事写真は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき電子媒体も提出すること。 提出部数　●２部　・（　　）部 (2)工事完成図書は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」等に基づき電子媒体も提出すること。 提出部数　●２部　・（　　）部 (3)竣工図・施工図のＣＡＤデータ（オリジナルと「ｄｘｆ」または「ｐ２１」）及びＰＤＦを格納する。 また、機器完成図と取扱説明書のＰＤＦを格納すること。
28．官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。なお、当該手続きに係る費用は請負者の負担とする。 ●消防設備関係　・電気工作物関係　・受電関係　・通信関係　・建設工事関係 ・その他（　　）
29．防火対象物使用開始届等	(1)消火器の設置届については、電気設備にて設置届を提出する必要がある場合は、消火器についても併せて届出すること。ただし機械設備にて設置届を提出する必要がある場合は機械設備に含めるものとする。 (2)防火対象物使用開始届については書類の作成（電気設備図面の用意及び電気設備に関する部分の記述）を行うこと。
30．既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工及び改造は、本工事とする。
◆31．工事用仮設物	構内への設置　●できる（施設管理者と協議）　・できない
◆32．工事用電力、水、その他	(1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は請負者の負担とする。 (2)本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
33．工事中等の保安管理	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
34．搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
35．製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
36．機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
37．完成確認及び完成検査時等の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
38．完成時の操作説明	オートリフター、タイマー、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて簡易な操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
39．その他	設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

Ⅲ．工事仕様

1．工事範囲
主な工事範囲は、下記の○印のついたものである。

工事範囲＼機器等	配管等 金属管 設置	脱着	撤去	合成樹脂管 設置	脱着	撤去	ダクト・ラック 設置	脱着	撤去	埋設 設置	脱着	撤去	配線等 金属管 設置	脱着	撤去	合成樹脂管 設置	脱着	撤去	ダクト・ラック 設置	脱着	撤去	架空等 設置	脱着	撤去
電力設備 電灯設備																								
電力設備 動力設備	○			○									○									○		
電力設備 雷保護設備																								
電力設備 接地設備																								
受変電設備																								
電力貯蔵設備 直流電源設備																								
電力貯蔵設備 交流無停電電源設備																								
発電設備 ディーゼル発電設備																								
発電設備 ガスエンジン発電設備																								
発電設備 ガスタービン発電設備																								
発電設備 太陽光発電設備																								
発電設備 風力発電設備																								
通信 構内情報通信網設備																								
情報設備 構内交換設備																								
情報設備 情報表示設備																								
情報設備 映像・音響設備																								
情報設備 拡声設備																								
情報設備 誘導支援設備																								
情報設備 テレビ共同受信設備																								
情報設備 テレビ電波障害防除設備																								
情報設備 監視カメラ設備																								
情報設備 駐車場管制設備																								
情報設備 防犯・入退室管理設備																								
情報設備 自動火災報知設備	○			○									○									○		
情報設備 自動閉鎖設備																								
情報設備 非常警報設備																								
情報設備 ガス漏れ火災警報設備																								
中央監視制御設備																								
構内配電線路																								
構内通信線路																								
その他																								

注　・「機器等」には、スイッチ、コンセント等の器具類を含む。
・「配管等」及び「配線等」の「金属管」には、金属線ぴを含む。
・「配管等」の「埋設」には、金属管埋設、合成樹脂管埋設を含む。
・「配線等」の「架空等」は、ケーブルの「ちょう架」、「吊り」、「ころがし」、「架空」等による配線及びケーブル、ＤＶ線等による架空配電線とする。
・「機器等」、「配管等」及び「配線等」の「脱着」には、移設、取外し保管を含む。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 特記仕様書１	SCALE	DATE 12 05 19 SHEET NO E／1 axya

2．施工仕様

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項　目	特　記　事　項
1．既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 (1)地中埋設管路 1）項　目　●埋設配管　●構造物　・その他（　　） 2）調査範囲　●埋設ルート　・その他（　　） (2)貫通及びはつり 1）項　目　●鉄筋　●配管　・その他（　　） 2）調査範囲　●施工部分　・その他（　　） (3)既設との取合い 1）項　目　●接続箇所　●増設箇所　・その他（　　） 2）調査範囲　●施工部分　・その他（　　）
2．施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。
3．耐震施工	(1)想定される地震に対応するものとする。 (2)耐震計算書を監督員に提出するものとする。
4．耐震基準	(1)適用 耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説　平成8年版」（建設大臣官房長官庁営繕部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針（2005年版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修）による。 (2)設計用水平地震力 機器の重量（kgf）に、設計用水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度(Ks)

設置場所	機器種別	耐震安全性の分類			
		特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階の最上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

	(3)重要機器 ・配電盤　・自家発電設備　・交流無停電電源装置　・直流電源装置　・交換機　・火災報知受信機 ・中央監視設備　・情報通信ラック　・（　　） (4)上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階 7～9階建の場合は上層2階 10～12階建の場合は上層3階 (5)重量が100kg以下の軽量な機器(標準仕様書の運用を受けるものは除く)については、取付下地を入念に施工し、機器製造者の指定する方法で取付けを行うこと。 (6)地域係数は1.0とする。
5．はつり	既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。
6．インサート	インサートの取付けに使用した釘等は除去し、錆止め塗装を行う。
7．あと施工アンカー	(1)種類　・接着系アンカー（・カプセル方式　・注入方式） ●金属系アンカー（●打込み方式　・締付け方式） ・その他のアンカー類（　　） (2)性能及び施工確認　・行う　●行わない
8．基礎の配筋ピット	基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法は△設するケーブル径の最大のものの曲げ半径、条数、将来増設の作業性、事故時の対応、排水等を考慮する。
9．防火区画等の貫通	防火区画等の貫通部は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合した方法で、防火処理を行う。
10．管路等の外壁貫通	外壁を貫通する管路等は、屋内に水が浸入しないように防水処置を施す。
11．引込部の耐震処置	建物への配管引き込み部の耐震処置　・行う　・行わない
12．最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。
13．露出配管	(1)雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2)附属品は、ねじ込み形を使用する。 (3)屋面貫通管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (4)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (5)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。
14．屋上の露出配管等	屋上の露出配管は、防水層を傷つけないようにふ設する。
15．合成樹脂管	(1)合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。（PF管）
16．金属製電線管等の塗装	(1)露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1）屋外、屋内（電気室、機械室、EPS、屋裏、扉下）、その他建築意匠上必要な箇所。 2）図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のボール及びアームは塗装しなくてもよい。但し、図面に指示がある場合はその指示による。 3）湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。） 4）仮枠貫通部の金属製管には錆止め塗装を施すこと。 (2)塗装はエッチングプライマー1種の下地処理の上、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。
17．屋外ボックスへの配管接続	屋外で露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。但し、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
18．予備配管等	(1)埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は（PF22）を1本、5回路以上は（PF22）を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200㎜まで立上げ、位置ボックスを取付ける。二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。 (2)防犯主装置、自動火災報知受信機、MDF、警報盤等の間に移報のための空配管を行う。
19．呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管等には、1.2㎜以上のビニール被覆鉄線を挿入する。
20．予備スリーブ	梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。なお、防火区画貫通スリーブは防火区画処理を行うこと。
21．ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。
22．軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。
23．プルボックス	(1)屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいものは、製作図を提出すること。大きいものとは一辺が600mm以上のものとする。 (2)屋外形プルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。但し、既設プルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。 (3)屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。
24．ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス　・溶融亜鉛メッキ仕上げ
25．環境に配慮した電線採用	電線、ケーブル及び通信線はEM（エコマテリアル）ケーブルを使用すること。
26．ケーブル及び記線	(1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 変電所内のケーブル引出し部分 ④ 分電盤、実験盤、端子盤、拡声アンプ及び防災盤等の引込み部分 ⑤ 屋内の直線部分は、30mごと ⑥ プルボックス内 ⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑧ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑨ マンホール及びハンドホールごと (2)余長 1）地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所　・4箇所　・（　　）箇所 2）架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所　・4箇所　・（　　）箇所
27．開口部布設のケーブル保護	貫通穴等の開口部にケーブルを通す場合には、ケーブル損傷を防ぐためシール材を充填するなどのケーブル保護を行うこと。
28．高圧ケーブル端末処理	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板（屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。）を取り付ける。
29．配線器具の設置	(1)配線器具（コンセント、スイッチ等）には電圧、用途などの表示を行う。表示内容については、監督員と調整を行う。 (2)特殊コンセントはプラグ付とする。 (3)電源の種類により色を区別する。 (4)公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイドスイッチとする。 (5)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (6)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (7)カバープレートは、原則として新金属製とする。なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (8)フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。
30．照明器具の設置	(1)コードペンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。（乾燥した場所のコンパクト形器具（27W以下）を除く。） (2)接地線は電灯配線と同一太さのケーブルの1芯（緑色）を使用する。但し、監督員の指示により1.6㎜の絶縁電線（単線）を使えることもできる。 (3)照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承諾を得ること。 (4)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形AA級とする。 (5)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6)照明器具には、製造年及び安定器の種類の表示を行う。 例　2010年　初期照度補正型　→　2010／PK (7)パイプ吊りの照明器具は揺れ止めを施工する。
31．照明制御装置の設置	照明器具の人感センサー制御を行う部屋には、注意プレートを設置する。
32．換気扇	手や物が届く箇所やカーテン等が付く箇所には、格子ガードを付けること。また、金属製パネルに設置する場合は絶縁枠等を使用する。
33．分電盤、制御盤、キュービクル等	(1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は図面を修正するものとする。 (2)屋外キャビネットで露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。但し、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
34．受変電設備、発電設備の設置場所	(1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3)屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求め、地盤の許容地耐力を確認し、結果を監督員に提出する。なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。 (4)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (5)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。
35．発電設備の燃料配管	(1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
36．非常放送設備のスピーカー設置	(1)放送区域の各部からスピーカーまでの水平距離は10m以内とする。 (2)階段等にスピーカーを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。 (3)増幅器からスピーカーまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。
37．電波関係の計算及び測定	(1)計算書の提出 電界強度測定結果による計算書を提出 ・施工前　・躯体上がり時　・その他（　　） (2)測定の実施 1）項目 全受信チャンネルの電界強度、受像画質、等価C／N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 2）測定時期 ・施工前　・躯体上がり時　●施工後　・その他（　　） 3）報告書提出部数（　　）部
38．土工事	(1)掘削、埋戻し 1）掘　削　・機械堀り　・手堀り 2）埋戻し　・山砂　・根切り土（良質土を使用、配管周りは山砂） ・A種　●B種　・C種　・D種 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、GL－600mm以上とする。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつば掘りとする。 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。
39．ハンドホール、マンホールの沈下対策	地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。
40．地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個

3．機器仕様

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項　目	特　記　事　項
【電力設備】 1．電灯設備 (1)電気方式	1）種別 ①幹線　・単相3線式（200／100V） ②分岐　・単相3線式（200／100V） ・単相2線式（・100V　・200V　・（　　）V） 2）周波数　・60Hz　・50Hz
(2)既設との取り合い	・無し　・盤改造　・配線接続　・その他（　　）
(3)機器類	・一般照明器具　・照明制御装置　・外灯　・コンセント等　・分電盤等 ・その他（　　）
(4)一般照明器具	1）形式　・公共型　・一般型 2）灯具　・Hf蛍光灯　・LED灯　・HID灯　・その他（　　） 3）用途　・屋内用　・屋外用　・防災用 4）環境　・普通地域　・塩害地域 5）照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6）蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7）HIDランプを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散により怪我を生ずる恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。
(5)照明制御装置	1）センサー類　・明るさセンサー　・人感センサー　・タイマー　・調光スイッチ ・その他（　　） 2）調光方式　・連続調光　・段階調光　・ON／OFF制御 ・その他（　　）
(6)外灯（単独設置）	1）照明用ポール ①材質　・アルミニウム製　・鋼製　・溶融亜鉛メッキ　・その他（　　） ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。 2）基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　） 3）灯具　・水銀灯　・ナトリウム灯　・Hf蛍光灯　・その他（　　） 4）安定器　・一般形高力率形（BH）　・低始動電流形　・その他（　　） 5）電源　・200V　・100V　・60Hz　・50Hz ・太陽電池式（点灯時間（　　）時間、不日照保証日数（　　）日） 6）制御　・FEスイッチ　・タイマー　・その他（　　） 7）接地　・単独接地（・本工事　・別途工事　・既設利用）　・共用　・その他（　　）
(7)ハイテンションアウトレット	・固定型　・上下動型（アップ式を含む）
(8)分電盤、制御盤等	1）銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2）図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
2．動力設備 (1)電気方式	1）種別 ①幹線　・三相3線式（・200V　・（　　）V） ②分岐　・三相3線式（・200V　・（　　）V） 2）周波数　・60Hz　・50Hz
(2)既設との取り合い	・無し　・盤改造　・配線接続　・その他（　　）
(3)負荷設備	・給水　・排水　・消火　・空調　・換気　・排煙　・昇降機 ・その他（　　）
(4)負荷設備への接続	図面に特記事がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。
(5)電動機等の接地	・専用接地　・金属管接地（7.5kΩ以下）
(6)電動機等の力率の改善	本工事に含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。
(7)分電盤、制御盤等	1）銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2）図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7）電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。
(8)保護継電器	過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。
3．雷保護設備 (1)避雷針	1）受雷部　・突針　・棟上導体　・笠木等の別途施工物 2）避雷導線　・引下げ導体　・建築構造体利用 3）接地極　・接地極埋設　・建築構造体利用　・測定用補助接地極 4）接地抵抗の測定 ①測定方法　・電位差計方式　・電圧降下法 ②測定回数　・3回　・（　　）回 5）接地埋設標を設置する。
(2)雷サージ保護	1）耐雷トランス　・設置（・単相用　・動力用）　・設置しない 2）SPD　・低圧用（・クラスⅠ　・クラスⅡ）　・通信用（・カテゴリC　・カテゴリD）
(3)電源回路の保護	(1)低圧用SPDに使用する配線用遮断器は管報接点付とする。 (2)主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。
(4)通信回線の保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。
4．接地設備 (1)接地工事	1）種別　・A種　・B種　・C種　・D種 2）施工　・各種単独　・共用有り（　　）
(2)接地抵抗の測定	1）測定方法　・電位差計方式　・電圧降下法 2）測定回数　・3回　・（　　）回
(3)接地埋設標等	接地には接地埋設標等を施工し、接地極の位置がわかるようにする。
【受変電設備】 5．受変電設備 (1)電気方式	1）種別　・三相3線式（・6.6kV　・200V） ・単相3線式（200／100V）　・単相2線式（100V） 2）周波数　・60Hz　・50Hz
(2)盤形式	1）形式　・閉鎖型（・キュービクル式配電盤(JIS) ・高圧閉鎖配電盤(JEM)（・CW　・PW　・MW）） ・開放型　・壁面型 2）中通路　・有　・無 3）特記事項　（　　）
(3)交流遮断器	1）真空遮断器（VCB） ①操作方式　・手動ばね操作　・電動ばね操作　・電磁操作 ②引外し方式　・コンデンサ引外し　・直流電圧引外し 2）主遮断器の定格遮断電流は、電気事業者の計算値以上とする。
(4)断路器	1）極数　・3極　・単極 2）形式　・双投　・単投
(5)変圧器	1）形式　・油入　・モールド 2）設置　・屋外型　・屋内型 3）その他　・温度計付（・置き指針付　・置き指針なし）　・温度計なし
(6)進相コンデンサ	1）形式　・低圧　・高圧 2）容量　・6%リアクトル　・13%リアクトル 3）その他　・警報接点付　・警報接点なし
(7)直列リアクトル	1）形式　・放電抵抗　・放電コイル（力率制御がある場合は必須） 2）容量　・6%リアクトル　・13%リアクトル 3）その他　・警報接点付　・警報接点なし
(8)配線用遮断器	定格遮断容量は、短絡電流値以上のものとする。
(9)低圧電磁接触器	低圧進相コンデンサ制御用電磁接触器の定格使用電流は、コンデンサ定格電流の1.5倍以上とする。
(10)高圧気中開閉器	1）制御電源用変圧器及び避雷器内蔵 2）開閉器及び地絡方向継電器外箱　・ステンレス製　・鋼板製 3）定格電流　・200A　・（　　）A 4）定格投入遮断電流　・12.5kA　・（　　）A
(11)設備不平衡	高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が30%以下となるようにする。
(12)キュービクル等	1）筐板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2）図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。
(13)基礎	・本工事（・21N/mm2　・18N/mm2）　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
(14)配線ピット及び蓋	1）施工　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　） 2）ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。
(15)設置場所	・屋内　・屋外（・地上　・屋上）
(16)消火器	・有（ABC10型　収納箱共）　・無　・その他（　　）
【電力貯蔵設備】 6．直流電源設備 (1)用途	・非常用照明器具電源　・受電変設備制御電源　・その他（　　）
(2)容量	（　　）kVA
(3)整流装置	整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。
(4)蓄電池	1）種類　・鉛蓄電池（・HS　・MSE　・長寿命形MSE） ・アルカリ蓄電池（・AH　・AMH） ・その他（　　） 2）最低蓄電池温度　・5℃　・15℃　・25℃　・－5℃　・（　　）℃
(5)仕様詳細	仕様詳細については、別図（直流電源設備仕様）による。
7．交流無停電電源設備 (1)用途	（　　）
(2)容量	（　　）kVA
(3)給電方式	・常時インバータ給電方式　・ラインインタラクティブ方式　・常時商用給電方式 ・その他（　　）
(4)整流装置等	整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。
(5)蓄電池	1）種類　・鉛蓄電池（・HS　・MSE　・長寿命形MSE） ・アルカリ蓄電池（・AH　・AMH） ・その他（　　） 2）最低蓄電池温度　・5℃　・15℃　・25℃　・－5℃　・（　　）℃
(6)仕様詳細	仕様詳細については、別図（交流無停電電源設備仕様）による。
【発電設備】 8．燃料式発電設備 (1)用途	1）用途　・防災電源専用（防災認定品）　・防災電源兼用（防災認定品）　・一般用 2）区分　・常用　・非常用
(2)設置場所	・屋内　・屋外（・普通地域　・塩害地域）
(3)機器	・発電装置　・燃料槽　・給油ボックス　・燃料配管 ・その他（　　）
(4)発電装置	1）発電装置の選定にあたっては、設置場所及び過去の気象データを考慮し選定する。 2）種類　・ディーゼル発電装置　・ガスエンジン発電装置　・ガスタービン発電装置 3）形式　・簡易形　・オープン式　・キュービクル式（・85dB(A)/1m　・75dB(A)/1m） 4）始動時間（停電検出後）　・10秒以内　・40秒以内　・（　　）秒以内 5）連続運転時間　・2時間以上　・10時間以上　・24時間以上　・72時間以上 ・その他（　　） 6）発電機 ①電気方式　・三相3線式（・6.6kV　・200V　・（　　）V） ・単相3線式（200／100V） ・単相2線式（・100V　・200V　・（　　）V） ②定格周波数　・60Hz　・50Hz ③定格出力　（　　）kVA 7）原動機 ①定格出力　・（　　）kW以上　・（　　）ps以上 ②冷却方式　・ラジエター方式　・冷却水循環式　・その他（　　）
(5)燃料	1）種類　・軽油　・灯油　・A重油　・その他（　　） 2）引渡時燃料　・満タン　・指定なし　・その他（　　）
(6)燃料槽	1）形式及び容量　・パッケージ搭載タンク（　　）リットル ・燃料小出槽（　　）リットル　・主燃料槽（　　）リットル 2）燃料小出槽　・屋外型（・ステンレス製　・鋼板製）　・屋内型（・ステンレス製　●鋼板製） 3）主燃料槽 ①設置場所　・屋内　・屋外（地上）　・地下埋設（●タンク室内埋設　・直埋設） ②形式　・二重殻タンク　・一重殻タンク ・その他（　　） ③設置工事　・本工事　・別途工事　・その他（　　） ④タンク室工事　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
(7)給油ボックス	1）材質　・ステンレス製　・鋼板製　・その他（　　） 2）油量指示計　・有　・無
(8)基礎	・本工事（・21N/mm2　・18N/mm2）　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
(9)消火器	・有（ABC10型　収納箱共）　・無　・その他（　　）
(10)仕様詳細	仕様詳細については、別図（発電設備仕様）による。
9．太陽光発電設備 (1)機器	・太陽電池アレイ　・パワーコンディショナ　・系統連係保護装置　・情報処理装置 ・その他（　　）
(2)太陽電池アレイ	1）発電能力　公称出力（　　）kW 2）架台は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。
(3)パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	1）電気方式　・三相3線式（・200V　・（　　）V） ・単相2線式（・200V　・100V　・（　　）V） 2）定格周波数　・60Hz　・50Hz 3）設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　） 4）設置方式　・壁掛型　・自立型　・その他（　　） 5）機能　・系統連系　・自立運転

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 特記仕様書2	SCALE	DATE 11 06 21 SHEET NO E／2 axya

（4）系統連系　1）系統連系　・有（・高圧連系　・みなし低圧連系　・低圧連系）　・無
2）系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。

（5）情報処理装置　1）装置　・情報表示板　・情報記録装置　・気温計　・日射量計
・その他（　　）
2）情報表示盤表示項目　・発電電力　・日発電電力量　・日射量　・気温
・その他（　　）
3）情報記録装置
①処理項目　・発電電力量　・日射量　・気温
・その他（　　）
②記録作成　・日報　・月報　・年報
・その他（　　）

（6）仕様詳細　仕様詳細については別図（太陽光発電設備仕様）による。

10. 風力発電設備
（1）機器　・風車　・制御盤　・系統連係保護装置　・情報処理装置
・その他（　　）

（2）風車　1）発電能力　定格出力（　　）kW
2）架台は、積載荷重、風圧荷重等に耐えるものとする。

（3）制御盤　1）電気方式　・三相３線式（・２００Ｖ　・（　　）V）
・単相２線式（・２００Ｖ　・１００Ｖ　・（　　）V）
2）定格周波数　・６０Hz　・５０Hz
3）設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
4）設置方式　・壁掛型　・自立型　・その他（　　）
5）機能　・系統連系　・自立運転

（4）系統連系　1）系統連系　・有（・高圧連系　・みなし低圧連系　・低圧連系）　・無
2）系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。

（5）情報処理装置　1）装置　・情報表示板　・情報記録装置　・気温計　・風向計　・風速計
・その他（　　）
2）情報表示盤表示項目　・発電電力量　・日発電電力量　・気温　・風向　・風速
・その他（　　）
3）情報記録装置
①処理項目　・発電電力量　・気温　・風向　・風速
・その他（　　）
②記録作成　・日報　・月報　・年報
・その他（　　）

（6）仕様詳細　仕様詳細については別図（風力発電設備仕様）による。

【通信・情報設備】
11. 構内情報通信網設備
（1）伝送速度　・１０BASE　・１００BASE　・１０００BASE
・その他（　　）

（2）機器　・リピータ　・スイッチ　・HUB　・ルータ　・メディアコンバータ　・ファイアーウォール
・時刻同期装置　・ネットワーク管理装置　・無線ＬＡＮ　・機器収納ラック　・アウトレット
・その他（　　）

（3）ネットワーク網　・広域網（WAN）　・構内網（LAN）

（4）ケーブル　1）幹線系　・ＵＴＰケーブル　・光ファイバーケーブル　・その他（　　）
2）支線系　・ＵＴＰケーブル　・光ファイバーケーブル　・その他（　　）
3）フロア系　・ＵＴＰケーブル　・その他（　　）

（5）アウトレット　・ローテンションアウトレット（・固定型　・上下動型（アップ式を含む））　・壁コンセント
・その他（　　）

（6）仕様詳細　仕様詳細については別図（構内情報通信網設備仕様）による。

12. 構内交換設備
（1）機器　・交換装置　・電話機　・端子盤類　・アウトレット
・その他（　　）

（2）交換装置　1）種別　・構内交換装置（・デジタルＰＢＸ　・ＩＰ－ＰＢＸ　・ＶｏＩＰサーバ
・その他（　　））
・ボタン電話装置
・その他（　　）
2）方式　・局線応答方式　・局線中継台方式　・分散中継台方式　・ダイヤルイン方式
・その他（　　）
3）停電保障時間　・３０分以上　・（　　）時間以上
4）保安用接地　・本工事　・別途工事　・その他（　　）
5）本配電盤（ＭＤＦ）　・自立フレーム（・片面形　・両面形）　・交換機一体型　・壁掛型
・その他（　　）
6）電源装置　・別置型　・一体形　・その他（　　）

（3）電話機　・一般電話機　・多機能電話機　・コードレス電話機　・ＰＨＳ
・その他（　　）

（4）端子盤類　1）端子盤　・中継端子盤（ＩＤＦ）　・室内端子盤
2）中継端子盤には実装数の２０％以上、室内端子盤には１０Ｐ以上の接続端子板スペースを見込む。

（5）アウトレット　・ローテンションアウトレット（・固定型　・上下動型（アップ式を含む））　・壁コンセント
・その他（　　）

（6）仕様詳細　仕様詳細については別図（構内交換設備）による。

13. 情報表示設備
（1）設備　・マルチサイン装置　・時刻表示装置　・警報等表示装置

（2）マルチサイン装置　1）機器　・情報表示盤　・操作制御装置
・その他（　　）
2）情報表示盤　・発光ダイオード式　・プラズマ式　・液晶式
・その他（　　）
3）操作制御装置は、入力制御、表示制御、電源制御等の機能を有する。
4）通信方式　・専用通信線　・ＴＣＰ／ＩＰ　・その他（　　）
5）仕様詳細については別図（マルチサイン装置仕様）による。

（3）時刻表示装置　1）機器　・親時計　・子時計　・単独時計
・その他（　　）
2）親時計
①形式　・壁掛型　・自立型　・ラックマウント型（ラック架組込）
②時刻修正　・ＦＭ放送受信（・アンテナ設置　・既設利用）
・長波標準電波受信（・アンテナ設置　・既設利用）
・その他（　　）
③回線数　（　　）回線
④機能　・電子チャイム（　　）曲　・時報　●プログラムタイマー（・年間　・週間）
（引違し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。）
3）子時計
①方式　・アナログ式　・デジタル式
②設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
4）電源装置　運転可能時間（・１０時間　・（　　）時間）
5）単独時計
①方式　・アナログ式　・デジタル式
②設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
③時刻修正機能　・有り　・無し
6）仕様詳細については別図（時刻表示装置仕様）による。

（4）警報等表示装置　1）機器　・表示盤　・検出装置
・その他（　　）
2）表示盤　・表示窓式　・その他（　　）
3）検出装置　・電極　・無電圧接点　・その他（　　）
4）図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。
5）仕様詳細については別図（警報表示装置仕様）による。

14. 映像・音響設備
（1）設備　・映像機器　・音響機器　・操作装置

（2）映像機器　1）表示機器　・プロジェクタ（●前面投射式　・背面投射式）
・スクリーン（・反射マット形　・反射ビーズ形　・反射ストライプ形　・透過形
・その他（　　））
・スクリーン巻上装置（・電動式　・手動式）
・プラズマディスプレイ
・液晶ディスプレイ
2）付属機器　・録画再生装置（・ＨＤＤ　・ＤＶＤ　・ＶＨＳ　・その他（　　））
・テレビチューナー（・ＵＨＦ　・ＢＳ　・ＣＳ　・その他（　　））
・カメラ　・パソコン
・その他の機器（　　）

（3）音響機器　1）増幅器
①出力　（　　）Ｗ
②方式　・ステレオ　・モノラル
③出力インピーダンス　・Ｌｏ形　・Ｈｉ形
2）付属機器　・グラフィックイコライザー　・オーディオミキサー　・電源制御器
・録音再生装置（・ＣＤ　・カセットテープ　・その他（　　））
・ラジオチューナー（・ＦＭ　・ＡＭ　・その他（　　））
・マイクロホン（・コード式　・ワイヤレス式）
・その他の機器（　　）
3）スピーカー　・天井分散配置方式　・集中配置方式　・併用方式　・その他（　　）

（4）操作装置　1）形状　・卓型　・キャビネットラック型　・その他（　　）
2）設置　・固定式　・可動式　・その他（　　）

（5）仕様詳細　仕様詳細については別図（映像・音響設備仕様）による。

15. 拡声設備
（1）機器　1）増幅器
①出力　（　　）Ｗ
②出力インピーダンス　・Ｌｏ形　・Ｈｉ形
2）付属機器　・オーディオミキサー　・リモコンマイク　・電源制御器
・録音再生装置（・ＣＤ　・カセットテープ　・その他（　　））
・アナウンスレコーダ（・チャイム　・独自メッセージ　・プログラムタイマ
・その他（　　））
・ラジオチューナー（・ＦＭ　・ＡＭ　・その他（　　））
・マイクロホン（・コード式　・ワイヤレス式）
・その他の機器（　　）
3）操作装置　・卓型　・キャビネットラック型　・壁掛型　・その他（　　）
4）スピーカー
①結線　・１Ｗ　・３Ｗ　・（　　）Ｗ
②出力インピーダンス　・Ｌｏ形　・Ｈｉ形
③設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）

（2）用途　・一般放送専用　・非常放送兼用

（3）仕様詳細　仕様詳細については別図（拡声設備仕様書）による。

16. 誘導支援設備
（1）設備　・音声誘導装置　・インターホン　・トイレ等呼出装置

（2）音声誘導装置　1）検出方式　・磁気式　・無線式　・画像認識式　・その他（　　）
2）設置場所　・屋外（防雨形）　・屋内
3）機能　・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する
・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする
・その他（　　）
4）仕様詳細については別図（音声誘導装置仕様書）による。

（3）インターホン　1）用途　・内部受付用　・外部受付用　・夜間訪問用　・身体障害者用　・保守用
・その他（　　）
2）機能　・音声通話　・映像モニタ
3）通話網　・親子式　・相互式　・複合式
4）通話方式　・同時通話式　・交互通話式　・その他（　　）
5）親機
①形状　・壁掛型　・卓上形　・複合組込　・その他（　　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　　）
6）子機
①形状　・壁掛形　・卓上形　・埋込形　・その他（　　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　　）
7）仕様詳細については別図（インターホン仕様書）による。

（4）トイレ等呼出装置　1）用途　・トイレ呼出　・受付呼出　・非常通報　・ナースコール
・その他（　　）
2）呼出スイッチ　・押ボタン式　・引紐式　・その他（　　）
3）警報　・光　・音声　・ブザー　・ベル　・その他（　　）
4）親機　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）
5）仕様詳細については別図（トイレ等呼出装置仕様書）による。

17. テレビ共同受信設備
（1）受信放送　・ＵＨＦ　・ＢＳ　・ＣＳ　・ＦＭ　・ＣＡＴＶ　・その他（　　）

（2）機器　・増幅器　・混合分波器　・分岐分配器　・機器収容箱　・アンテナ
・その他（　　）

（3）アンテナ　1）放送　・ＵＨＦ　・ＢＳ　・ＣＳ　・ＦＭ　・その他（　　）
2）マスト　・地上波用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・衛星用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・その他（　　）
3）自立用基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）

（4）仕様詳細　仕様詳細については別図（テレビ共同受信設備仕様）による。

18. テレビ電波障害防除設備
（1）対象戸数　（　　）戸

（2）機器　・増幅器　・混合分波器　・分岐分配器　・機器収容箱　・アンテナ　・ヘッドエンド装置
・その他（　　）

（3）アンテナ　1）放送　・ＵＨＦ　・ＢＳ　・ＣＳ　・ＦＭ　・その他（　　）
2）マスト　・地上波用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・衛星用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・その他（　　）
3）自立用基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）

（4）仕様詳細　仕様詳細については別図（テレビ電波障害防除設備仕様）による。

19. 監視カメラ設備
（1）機器　・カメラ　・モニタ装置　・録画装置
・その他（　　）

（2）カメラ　1）色方式　・白黒　・カラー
2）駆動方式　・固定式　・遠隔可動式
3）撮影条件　・昼間　・薄明時　・夜間
4）設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）

（3）モニタ装置　1）色方式　・白黒　・カラー
2）モニタ　・液晶　・プラズマ　・ＰＣ　・その他（　　）
3）設置　・自立型　・卓上型　・壁掛型　・その他（　　）

（4）録画装置　1）記録媒体　・ビデオテープ　・ビデオディスク　・ハードディスク
・その他（　　）
2）録画時間
①時間　（　　）時間
②間隔　・連続　・間欠（（　　）分間隔）
3）機能　・時刻修正機能
・その他（　　）

（5）伝送方式　・アナログ伝送方式　・ネットワーク伝送方式　・その他（　　）

（6）仕様詳細　仕様詳細については別図（監視カメラ設備仕様）による。

20. 駐車場管制設備
（1）機器　・管制盤　・検知器　・信号警報灯　・発券機　・カーゲート　・カードリーダー
・その他（　　）

（2）管制盤　1）機能　・入場管理　・退場管理　・発券管理　・その他（　　）
2）形式　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・その他（　　）

（3）検知器　1）方式　・赤外線式　・ループコイル式　・アンテナ式　・その他（　　）
2）検知器外箱　・ステンレス製　・鋼板製
3）検出対象車両　・普通車　・大型車　・その他（　　）
4）検出対象速度　（　　）km以下

（4）信号警報灯　1）信号灯　・発光ダイオード　・その他（　　）
2）警報灯　・回転灯　・表示灯　・その他（　　）
3）警報音　・音声　・ブザー　・その他（　　）
3）外箱　・ステンレス製　・鋼板製

（5）発券機　1）発行券　・磁気式　・ＩＣカード式　・パンチカード式　・ＲＦ－ＩＤ式
・その他（　　）
2）発券方式　・入場時発行　・事前発行　・その他（　　）

（6）カーゲート　・バー式（・グラスファイバー製　・アルミ製　・鋼製（防錆処理））
・その他（　　）

（7）仕様詳細　仕様詳細については別図（駐車場管制設備仕様）による。

21. 防犯・入退室管理設備
（1）設備　・防犯装置　・入退室管理装置

（2）防犯装置　1）センサー　・パッシブセンサー　・赤外線センサー　・画像センサー　・マグネットセンサー
・ガラス破壊センサー　・その他（　　）
2）機能　・警報　・記録　・監視カメラ連動制御　・センサー入切制御
・その他（　　）
3）監視制御装置　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）

（3）入退室管理装置　1）認識装置　・バイオメトリックス　・音声　・暗証番号　・カード
・その他（　　）
2）機能　・遠隔施解錠制御　・スケジュール設定制御　・照明制御　・空調制御
・センサー入切制御　・警報　・記録　・監視カメラ連動
・その他（　　）
3）監視制御装置　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）

（4）仕様詳細　仕様詳細については別図（防犯・入退室管理設備仕様）による。

22. 自動火災報知設備
（1）機器　・受信機　●副受信機（表示装置）　・中継器　・発信機　・感知器
・その他（　　）

（2）受信機　1）型式　・Ｐ型１級　・Ｐ型２級　・Ｒ型
2）回線数　・（　　）回線　・（　　）アドレス
3）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
4）盤形式　・複合盤組込　・自立型　・壁掛型　・その他（　　）

（3）副受信機（表示装置）　1）盤形式　・自立型　・壁掛型　・その他（　　）
2）回線数　・（　　）回線　・（　　）アドレス

（4）中継器　試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能

（5）発信機　1）型式　・アドレス付　・Ｐ型１級　・Ｐ型２級
2）消火栓ポンプ起動　特記なき場合は、発信機連動方式とする。その場合、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。
3）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込　・消火栓ボックス（別途）に組込
・その他（　　）

（6）感知器　1）型式　・アドレス付　・一般型
2）種類　・熱感知器　・煙感知器　・炎感知器
2）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
3）設置場所　・屋内（・一般　・防水　・防爆　・防食　・その他（　　））
・屋外（・防水　・その他（　　））

（7）仕様詳細　仕様詳細については別図（自動火災報知設備仕様）による。

23. 自動閉鎖設備
（1）機器　・連動制御器　・感知器　・自動閉鎖装置　・自動開錠装置
・その他（　　）

（2）連動制御器　1）制御対象　・防火戸　・防火シャッター　・防排煙ダンパー　・非常口等の扉
・その他（　　）
2）回線数　（　　）回線（遠方復帰機構（　　）回路）
3）設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機等との複合盤

（3）自動閉鎖装置　1）方式　・電磁式　・ラッチ式　・その他（　　）
2）施工　・本工事　・別途施工　・既設　・その他（　　）

（4）自動開錠装置　1）方式　・電気錠　・その他（　　）
2）施工　・本工事　・別途施工　・既設　・その他（　　）

（5）仕様詳細　仕様詳細については別図（自動閉鎖設備仕様）による。

24. 非常警報設備
（1）設備　・非常放送装置　・非常ベル

（2）非常放送装置　1）消防法基準適合マーク品とする。
2）増幅器
①出力　（　　）Ｗ、Ｈｉ形
②形式　・ロングラック型　・スタンダードラック型　・壁掛型　・その他（　　）
③機能　・マイク放送　・自動火災報知設備連動放送　・緊急地震速報設備連動放送
・その他（　　）
④用途　・拡声設備兼用　・非常放送専用
3）スピーカー
①結線　・１Ｗ　・３Ｗ　・（　　）Ｗ
②出力インピーダンス　・Ｌｏ形　・Ｈｉ形
③設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
4）用途　・拡声設備兼用　・非常放送専用
4）非常用リモコンマイク
型式　・壁掛形　・ラック収納形　・卓上形　・その他（　　）
5）仕様詳細については別図（非常放送装置仕様書）による。

（3）非常ベル（自動式サイレンを含む）　1）機器　・起動装置　・非常ベル　・表示灯　・その他（　　）
2）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込　・消火栓ボックス（別途）に組込
・その他（　　）

25. ガス漏れ火災警報設備
（1）機器　・受信機　・副受信機　・中継器　・検知器
・その他（　　）

（2）受信機　1）回線数　（　　）回線
2）種類　・都市ガス用　・液化石油ガス用
3）設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機などとの複合盤
・その他（　　）

（3）副受信機　設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機などとの複合盤
・その他（　　）

（4）検知器　1）動作　・単独（単独動作）　・連動（受信機に伝送）
2）定格電圧　・ＡＣ１００Ｖ　・ＤＣ２４Ｖ（受信機等から供給）　・その他（　　）
3）ガス検知出力信号　・有電圧出力方式　・無電圧接点方式

（5）仕様詳細　仕様詳細については別図（ガス漏れ火災警報装置仕様書）による。

【中央監視設備】
26. 監視制御設備
（1）機器　・監視操作装置　・信号処理装置　・記録装置　・伝送装置　・端末装置
・その他（　　）

（2）監視制御対象設備　・動力設備　・受変電設備　・発電設備　・火災報知設備
・その他（　　）

（3）監視操作装置　1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・その他（　　）
2）表示装置　・グラフィックパネル　・ミニグラフィックパネル　・プラズマディスプレイ
・液晶ディスプレイ　・指示計器
・その他（　　）
3）操作装置　・操作スイッチ　・キーボード　・マウス
・その他（　　）

（4）信号処理装置　1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・ラック型　・卓上型　・その他（　　）
2）設置　・単独　・監視操作装置に組込　・その他（　　）

（5）記録装置　1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・ラック型　・卓上型　・その他（　　）
2）設置　・単独　・監視操作装置に組込　・その他（　　）
3）装置　・プリンタ　・記録メディア（　　）
・その他（　　）

（6）仕様詳細　仕様詳細については別図（監視制御設備仕様書）による。

【構内配電線路】
27. 構内配電線路
（1）電気方式　1）種別　・三相３線式（・６.６kV　・２００Ｖ　・（　　）V）
・単相３線式（２００V／１００V）　・単相２線式（・１００Ｖ　・（　　）V）
2）周波数　・６０Hz　・５０Hz

（2）配線方式　・地中線式（・直埋　・管路）　・架空線式（・直接　・ちょう架線添架）
・建築物等添架式（・露出配管　・隠蔽配管　・その他（　　））
・その他（　　）

（3）建柱　1）施工　・本工事　・既設柱利用　・その他（　　）
2）電柱　・コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　　）
3）支持材　・根かせ　・根はじき　・根巻き　・底板　・支線（保護ガード　・有　・無）
4）装柱材料　・有（電力仕様）　・無
5）銘板　・有　・無

（4）装柱機器（高圧用）　1）機器　・開閉器　・避雷器　・カットアウト　・碍子
・その他（　　）
2）耐環境性　・一般用　・耐塩用
3）開閉器
①形式　・気中形　・ガス形　・真空型
②地絡継電器　・方向性　・無方向性
③制御電源用変圧器及び避雷器内蔵とする。
④開閉器及び装置の外箱はステンレス製とする。

（5）装柱機器（低圧用）　1）機器　・開閉器　・開閉器箱　・避雷器　・カットアウト　・碍子
・その他（　　）
2）耐環境性　・一般用　・耐塩用

（6）ハンドホール、マンホール　1）形式　・ブロック式　・現場打ち
2）施工　・本工事　・別途工事　・既設
3）地耐力
①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。
②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。
4）ケーブル支持金物の取付　・２箇所　・４箇所　・（　　）箇所
5）高さ９００mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。タラップの取付は４５０mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。

（7）鋳鉄蓋　1）鋳鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。
2）雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。

（8）地中ケーブル保護材料　1）種類　・ＦＥＰ　・ＧＬＴ（ＰＥライニング管）　・ＶＥ　・ＨＩＶＥ　・ＳＧＰ
・厚鋼電線管　・その他（　　）
2）標示杭埋設　・コンクリート製　・鉄製（アスファルト部分）
3）埋設標示シート　・一重　・２倍長　・３.５倍長　・（　　）
4）埋設表示シートの表記は電力用であることがわかるものとする。

【構内通信線路】
28. 構内通信線路
（1）用途　・電話用　・拡声用　・時刻表示用　・火災報知用　・非常警報用　・インターホン用
・テレビ共同受信設備用　・その他（　　）

（2）配線方式　・地中線式（・直埋　・管路）　・架空線式（・直接　・ちょう架線添架）
・建築物等添架式（・露出配管　・隠蔽配管　・その他（　　））
・その他（　　）

（3）建柱　1）施工　・本工事　・既設柱利用　・構内配電線柱に添架　・その他（　　）
2）電柱　・コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　　）
3）支持材　・根かせ　・根はじき　・根巻き　・底板　・支線（保護ガード　・有　・無）
4）装柱材料　・有　・無
5）銘板　・有　・無

（4）ハンドホール、マンホール　1）形式　・ブロック式　・現場打ち
2）施工　・本工事　・別途工事　・既設　・その他（　　）
3）地耐力
①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。
②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。
4）ケーブル支持金物の取付　・２箇所　・４箇所　・（　　）箇所
5）高さ９００mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。タラップの取付は４５０mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。

（5）鋳鉄蓋　1）鋳鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。
2）雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。

（6）地中ケーブル保護材料　1）種類　・ＦＥＰ　・ＧＬＴ（ＰＥライニング管）　・ＶＥ　・ＨＩＶＥ　・ＳＧＰ
・厚鋼電線管　・その他（　　）
2）標示杭埋設　・コンクリート製　・鉄製（アスファルト部分）
3）埋設標示シート　・一重　・２倍長　・３.５倍長　・（　　）
4）埋設表示シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。

【その他】
29. 消火器　1）設置　・本工事　・別途工事
2）消火器　種別（　　）、数量（　　）本
3）消火器収納箱　材質（　　）、数量（　　）面

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 特記仕様書３	SCALE	DATE 11 06 21 SHEET NO E／3 axya

4．電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト

分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
電線	電線、ケーブル類（エコ電線・ケーブルを優先使用）	一般配線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●ＪＣＳ(日本電線工業会規格)規格適合品
		上記以外の一般配線工事に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	●登録認定機関（(社)電線総合技術センター）または指定認定機関（(社)日本電線工業会（耐火・耐熱電線認定業務委員会））により認定または評定されたもの ●(社)日本電線工業会により自主認定（評定）されたもの
	圧着端子 裸圧着スリーブ	一般配線工事に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品
電線保護物類	金属管、ＶＥ、ＰＦ、ＨＩＶＥ、ＦＥＰ、ＣＤ、合成樹脂製可とう管、可とう電線管、フロアダクト、各付属品	一般配線工事に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
照明器具	蛍光灯器具（省エネ型を優先使用）		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社)日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	非常用照明器具		●指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製造者認証、を受けたもの ●(社)日本照明器具工業会の自主評定を受け、ＪＩＬ５５０１の適合マークが貼付されたもの
	誘導灯		●登録認定機関（(社)日本電気協会（ＪＥＡ誘導灯認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	その他の照明器具		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社)日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品
	安定器	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		上記以外のもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●(社)日本電球工業会規格（ＪＥＬ）適合品
照明制御装置	センサ、照明制御部等		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
インバータ装置	可変速運転用インバータ装置	可変速電動機用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
換気扇	窓用換気扇		●ＪＩＳ規格適合品
雷保護装置	避雷針設備（突針、支持管、引下げ導線、試験用接続端子箱、他）		●ＪＩＳ規格適合品
サージ保護デバイス	アレスタ（避雷器）	低圧用ＳＰＤ	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		通信用ＳＰＤ	●ＪＩＳ規格適合品
盤類	分電盤、実験盤		●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	制御盤		●(社)日本配電制御システム工業会規格（ＪＳＩＡ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	消防防災用制御盤	消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に使用するもの、火災通報装置、総合操作盤等の消防用設備等の認定対象品目	●登録認定機関（(財)日本消防設備安全センター（消防用設備等認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
		不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備操制御盤、非常通報装置等の消防防災用設備機器の性能評定対象品目	●(財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
	キュービクル式配電盤		●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	高圧スイッチギヤ	ＣＷ形、ＰＷ形	●(社)日本電機工業会規格（ＪＥＭ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧機器	高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧避雷器		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	断路器		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
遮断器	高圧交流遮断器		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	配線用遮断器、漏電遮断器		●ＪＩＳ規格適合品
変圧器	高圧変圧器	特定機器	●(社)日本電機工業会規格（ＪＥＭ）適合品のトップランナー変圧器 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		特定機器以外の変圧器	●ＪＩＳ規格適合品 ●(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
コンデンサ	高圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	●ＪＩＳ規格適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による
	低圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	●ＪＩＳ規格適合品
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力計、電力量計（無検定、検定付）、他		●ＪＩＳ規格適合品
継電器	保護継電器		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による

分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	整流装置	防災電源用以外に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品
		防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	●登録認定機関（(社)日本電気協会（ＪＥＡ蓄電池設備認定委員会））の認定をうけ、認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置	交流無停電電源装置（ＵＰＳ）	定格出力３００ｋＶＡ以下のもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
発電設備	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの	●発電機及び原動機（ディーゼル機関）はＪＩＳ規格又は(社)日本電機工業会規格（ＪＥＭ）の適合品
	ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの	●発電機及び原動機（ガス機関）はＪＩＳ規格又は(社)日本電機工業会規格（ＪＥＭ）の適合品
		防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	●登録認定機関（(社)日本内燃力発電設備協会）の認定を受け、認定証票（長時間形）が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナ	出力１０ｋＷ未満のもの（系統連係保護機能を有するものを含む）	●ＪＩＳ規格適合品
		出力１０ｋＷ以上のもの（系統連係保護機能を有するものを含む）	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価事業名簿」による
	太陽電池アレイ（太陽電池モジュール及びアレイ接続箱）		●ＪＩＳ規格適合品で高効率型のもの
	架台		●太陽電池アレイの製造者が推奨するもの ●太陽電池アレイの製造者が同等と認めたもの ●上記と同等であると認められるもの
構内交換装置	交換機、局線中継台、電源装置、電話機		●登録認定機関（(財)電気通信端末機器審査協会（ＪＡＴＥ））の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
拡声装置	非常用放送設備	非常用放送設備として使用するもの	●登録認定機関（日本消防検定協会）の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
テレビ共同受信装置	アンテナ、ブースター、混合器、分波器、分岐器、分配器、テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	●優良住宅部品（ＢＬ部品）の認定を受けたもの、ＢＬマーク証紙が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ●ＮＨＫ共同受信設備使用機材仕様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ●ＪＥＩＴＡデジタルハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、ＤＨマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ●上記と同等であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニタ、録画装置、他		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器		●登録検定機関（日本消防検定協会）の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの
中央監視制御設備	中央監視制御装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
マンホールハンドホール	蓋	鋳鉄製	※メーカーは「設備機材等評価名簿（機械設備機材評価名簿・鋳鉄製ふた）」による
	桝	レディミクストコンクリート、セメント	●ＪＩＳ規格適合品
電柱	コンクリート柱		●ＪＩＳ規格適合品

注　・「ＪＩＳ規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づく適合の表示（製品・包装の外面、容器の外面、結束荷札ごとの納品書にＪＩＳマーク表示、またはＪＩＳ規格証明書等の添付）のあるものをいう。
　　・「設備機材等評価名簿」とは、国土交通省官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（電気設備機材・機械設備機材）」の最新版をいう。但し、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合にのみ有効とする。

◆Ⅳ　完成書類

引き渡し時には下記の書類を提出する。

名称	完成書類	部数
完成図（原図サイズ）	竣工図（製本）	2部
	施工図（製本）	2部
完成図（原図サイズＡ４折り）	ファイル綴	1部
完成図（Ａ３版縮小二つ折り）	竣工図（製本）	1部
	施工図（製本）	1部
機器完成図 ・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・各種計算・検討書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・検査済証 ・保証書 ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類の写し（表紙のみ） ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	1部
保全に関する資料 ・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・保証書の写し ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	1部
工事に関する書類 ・工事カルテ受領書の写し ・施工計画書 ・施工要領書 ・部分下請負通知書及び下請負契約書の写し ・施工体制台帳及び施工体系図 ・総合評価方式技術提案履行確認協議書及び確認書 ・工事進捗状況報告書 ・各種計画書及び報告書 ・排出ガス対策型建設機械使用報告書 ・工事日報 ・工事打合簿 ・段階確認書 ・工事事故報告書 ・安全管理関係書類 ・使用機材届出書 ・工事材料搬入報告書 ・機器明細図 ・機材の品質及び性能証明書 ・各種計算・検討書 ・工場試験成績書 ・試験結果報告書 ・計測機器類校正証明書又は精度保証書の写し ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 ・産業廃棄物処理集計表 ・マニフェストＥ票の写し ・現場発生品調書 ・再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 ・再資源化等完了報告書（特定建設資材廃棄物） ・工事写真（サムネール及び代表写真） ・足場施工写真 ・完成写真 ・検査立会者名簿 ・指示事項履行報告書 ・手直し結果等報告書 ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	1部
官公庁手続き書類 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類（本冊）	ファイル綴	1部
電子納品		3部
完成検査写真		1部
工事目的物引渡書 引渡目録 工事書類預かり書		3部

注　・保全に関する資料は、国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」を参照する。
　　・改修工事等は既存の完成図を修正すること。
　　・白焼き（青焼き不可）で文字潰れのないこと。表紙（可能な範囲で背表紙にも）に「年度、工事名、工期、竣工図（又は施工図）、請負者名」を印字（シール不可）すること。
　　・作成しがたい場合は、監督員との協議による。なお、完成書類の著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。
　　・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。
　　・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。
　　・ファイルはチューブファイル以上とする。

Ⅴ　機器標準取付高さ

標準的な高さであるり、詳細については監督員と協議する。（○印はバリアフリー対応）

	名称	側点	取付高さ（㎜）	備考
電力	接地端子盤	床上～下端		
	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,000	
電灯	分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900㎜
	スイッチ	床上～中心	1,300	○1,000㎜
	コンセント（一般）	床上～中心	300	○400㎜
	コンセント（和室）	床上～中心	200	
	コンセント（台上）	床上～中心	150	
	コンセント（ＷＰ）	床上～中心	1,000	
	コンセント（地下）	床上～中心	1,000	
	コンセント（土間）	床上～中心	500	
	ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300	
	ブラケット（鏡上）	鏡上端～中心	150	
	ブラケット（処理場）	床上～中心	2,500	
動力	壁掛型制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900㎜
	手元開閉器	床上～中心	1,500	
	操作スイッチ	床上～中心	1,300	
電話	端子盤	床上～下端	300	
	保安器盤	床上～中心	2,000	
	壁位置ボックス	床上～中心	300	
	壁位置ボックス（和室）	床上～中心	200	
時計・拡声	壁掛型親時計	床上～中心	1,500	上端1,900㎜
	子時計	床上～中心	2,300	
	壁掛型スピーカ	床上～中心	2,300	2,500㎜
	アッテネータ	床上～中心	1,300	
表示	表示器	床上～中心	2,300	
	壁付発信器	床上～中心	1,300	
	ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
インターホン	壁付インターホン	床上～中心	1,300	
	壁位置ボックス	床上～中心	300	
	壁位置ボックス（和室）	床上～中心	200	
	子機（身障者用）	床上～中心	1,100	
	呼出しボタン（身障者用）	床上～中心	800～950	便座先端から後方へ100～200㎜ 2個目（高700㎜、便座先端から前方400㎜）
	表示灯（身障者用）	床上～中心	1,800	
テレビ	機器収容箱	床上～中心	2,000	
	直列ユニット	床上～中心	300	
	直列ユニット(和室)	床上～中心	200	
火災報知	受信機・副受信機	床上～中心	1,500	
	発信器	床上～中心	1,300	
	表示灯	床上～中心	1,800	
	ベル	床上～中心	2,300	

参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（最終改正　平成２１年国交省告示第９０６号）
　　ユニバーサルデザインのまちづくり施設　整備マニュアル　（平成２０年４月　三重県）

設計図書に関する情報欄

建築士法第２０条第５項の規定に基づく表示
□　建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いていない。
■　建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いた。

【氏名】	横井　和一
【資格】	建築設備士
【勤務先】	㈱ソーヨー設備設計
【登録番号】	第10D1-0152NA
【意見を聞いた設計図書（図面番号）】	Ｅ－01　～　Ｅ－14

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 特記仕様書４	SCALE	DATE 11 06 21 SHEET NO Ｅ／4 axya

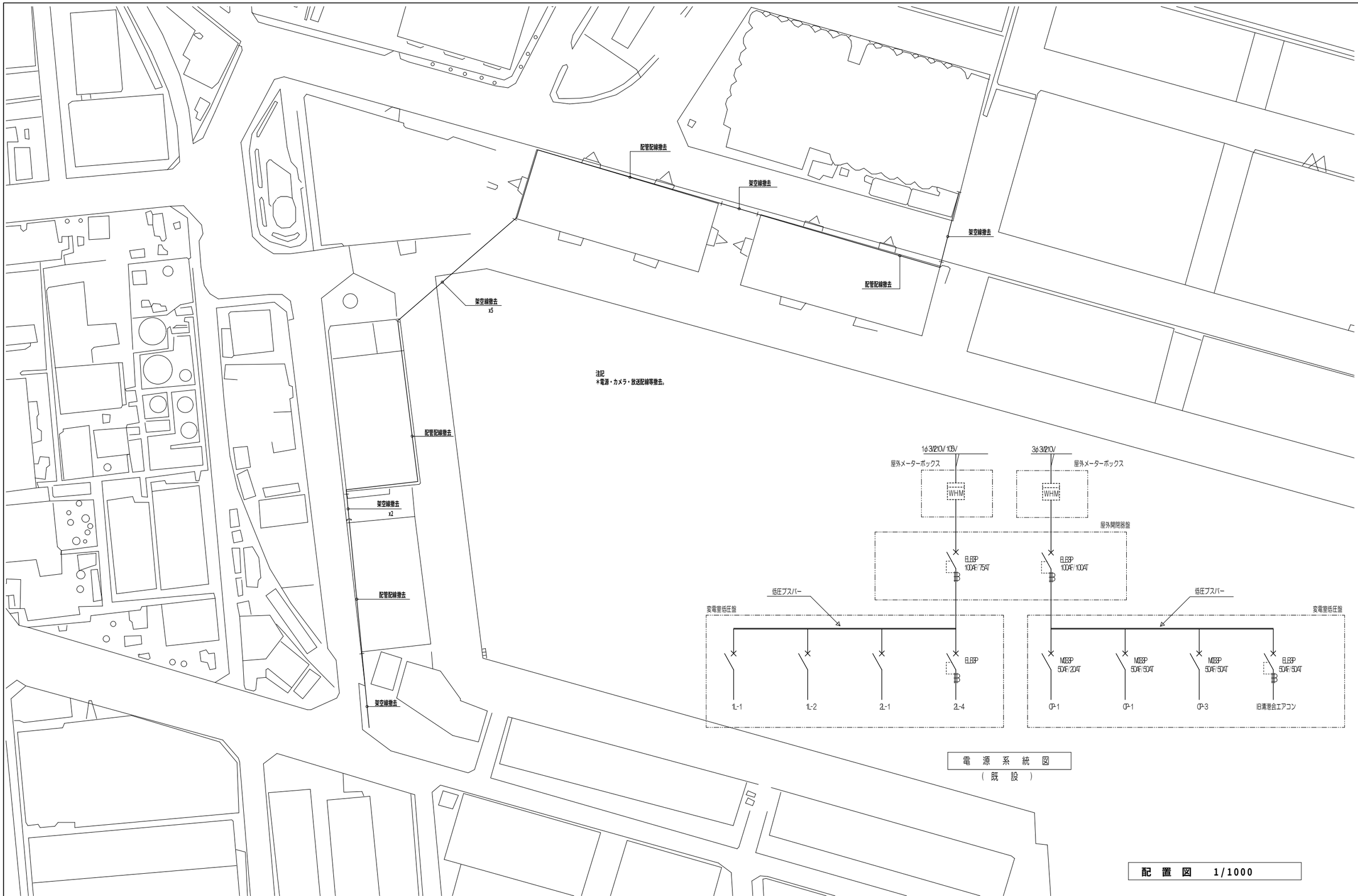

注記
＊電源・カメラ・放送配線等撤去。

電　源　系　統　図
（既　設）

配　置　図　1/1000

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 配置図 単線結線図	SCALE 1：1000	DATE 12 06 02 SHEET NO E／5

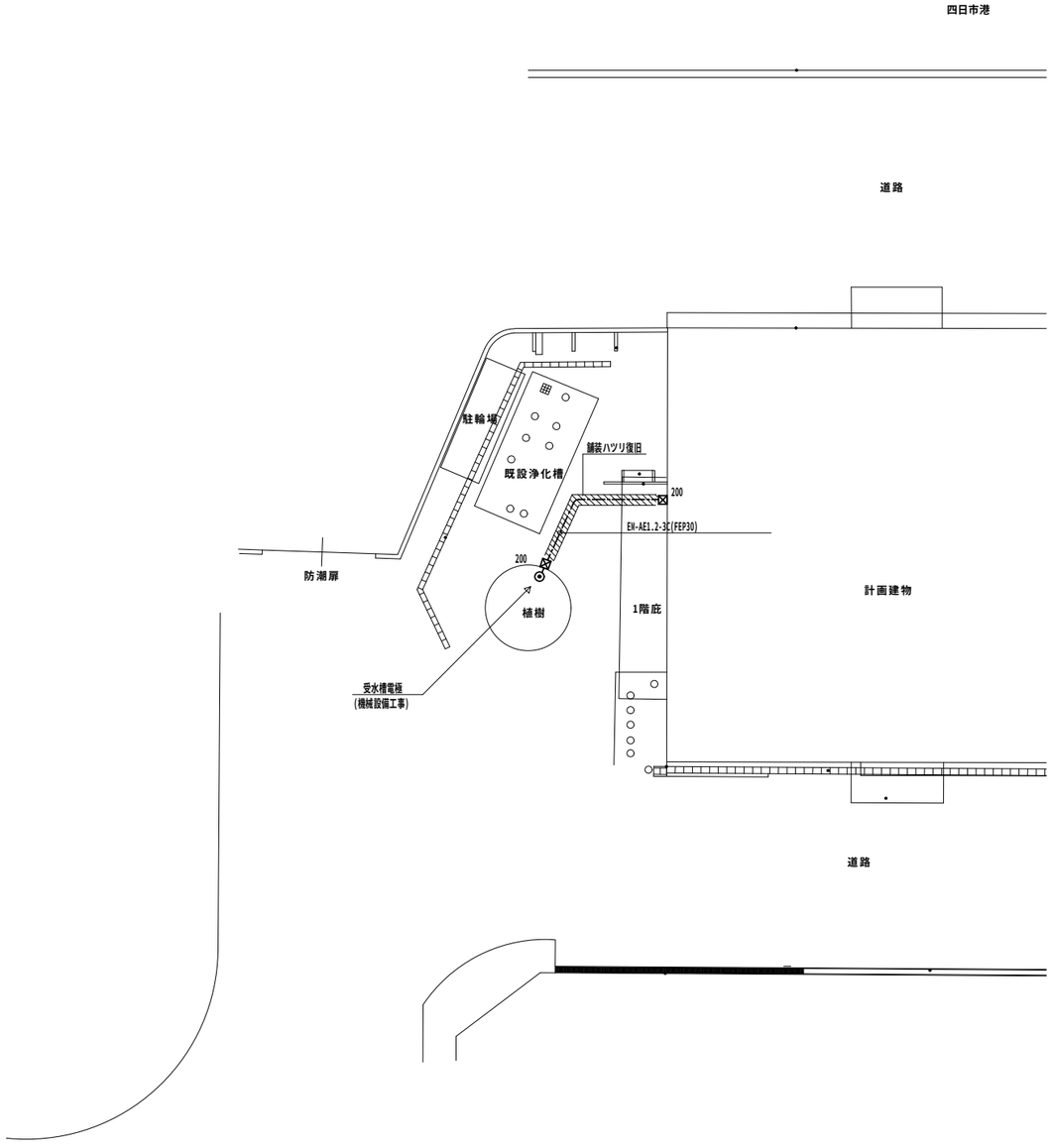

配置図　1：300

注記

＊⊠200　プルボックス　200x200x100　SUS.WP

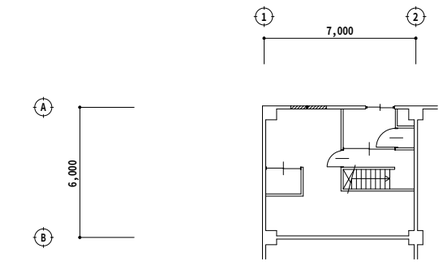

警報盤(10窓)

消火ポンプ　運転	
消火ポンプ　故障	
受 水 槽　満水	
受 水 槽　減水	
充 水 槽　満水	
充 水 槽　減水	
呼 水 槽　満水	
呼 水 槽　減水	
ヨ ビ x 2	

・メーカー標準品(停電補償付)

中2階平面図　1：200

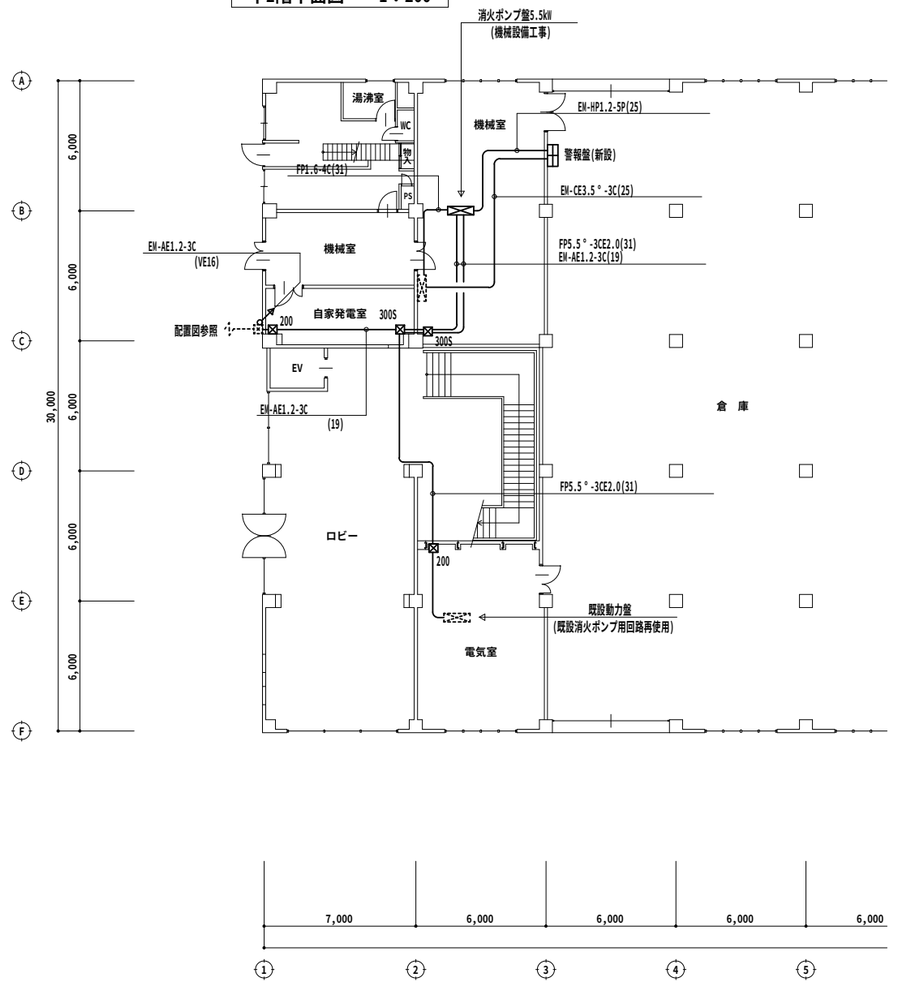

1階平面図　1：200

注記

＊⊠200　プルボックス　200x200x100

＊⊠300S　プルボックス　200x200x100　ｶﾊﾞｰﾄﾚｰﾗｰ付

PROJECT TITLE	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE 12 05 19
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図					配置図・1階動力設備図	1：300 1：200	SHEET NO E／6

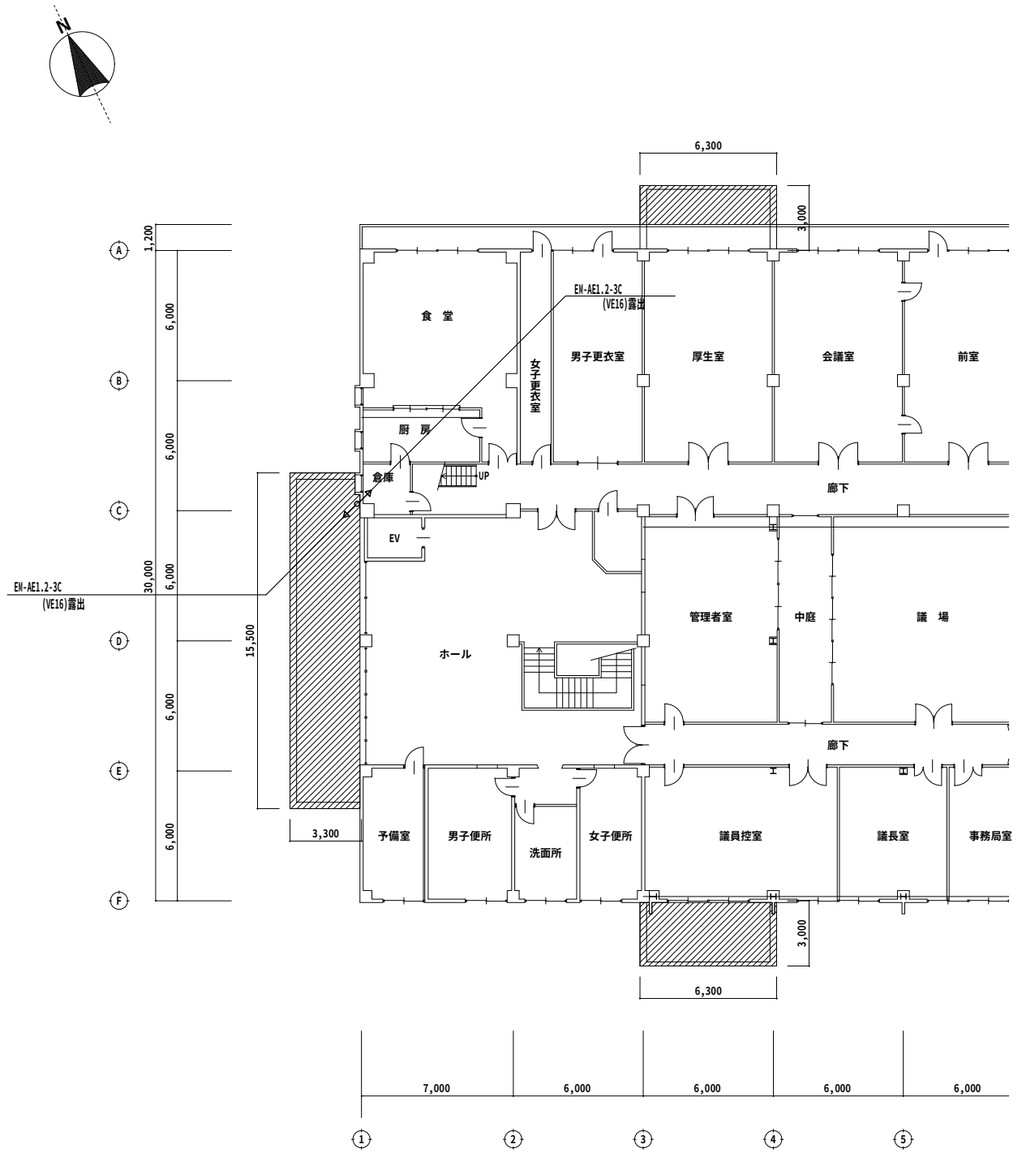

2階平面図　　1：200

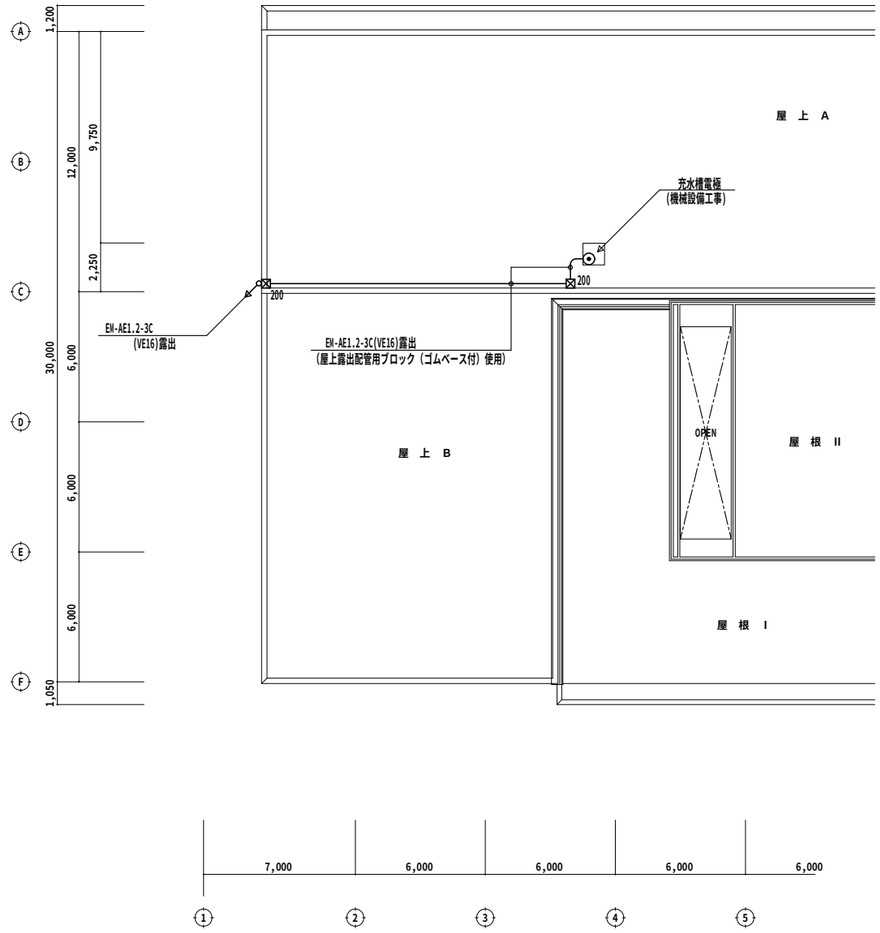

注記

＊ ☒200　プルボックス　200x200x100　　SUS.WP

屋根伏図　　1：200

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 2階・屋根　動力設備図	SCALE 1：200	DATE 11 06 21 SHEET NO E／7

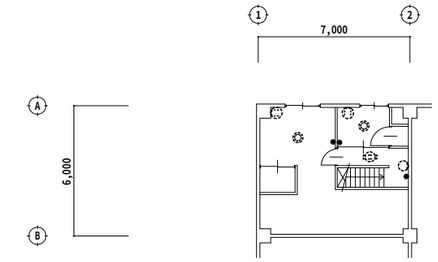

中2階平面図　1：200

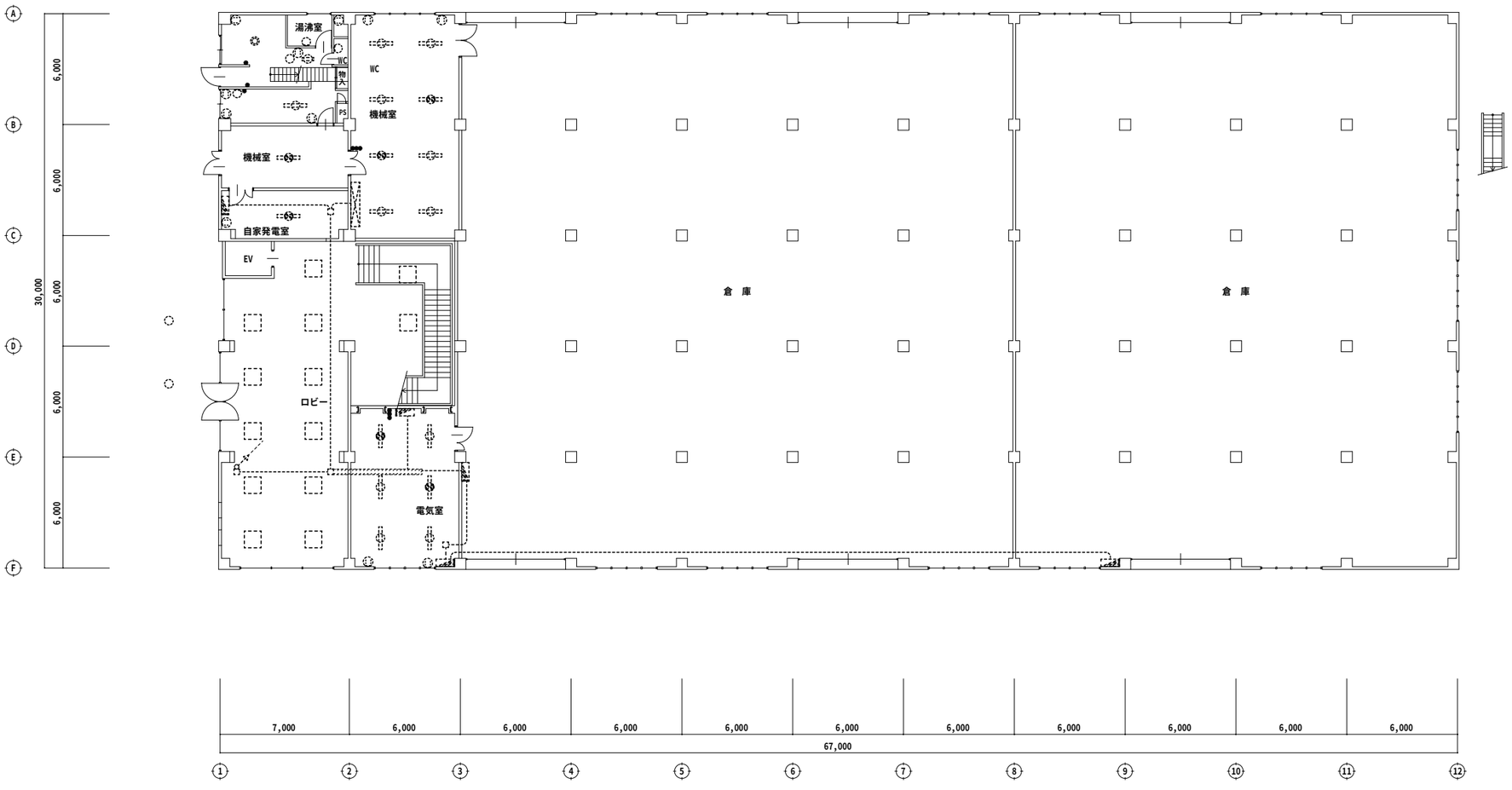

1階平面図　1：200

注記
＊点線は現況設備そのまま再使用。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部　厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 1階電気設備図	SCALE 1：200	DATE 11　06　21 SHEET NO E／8

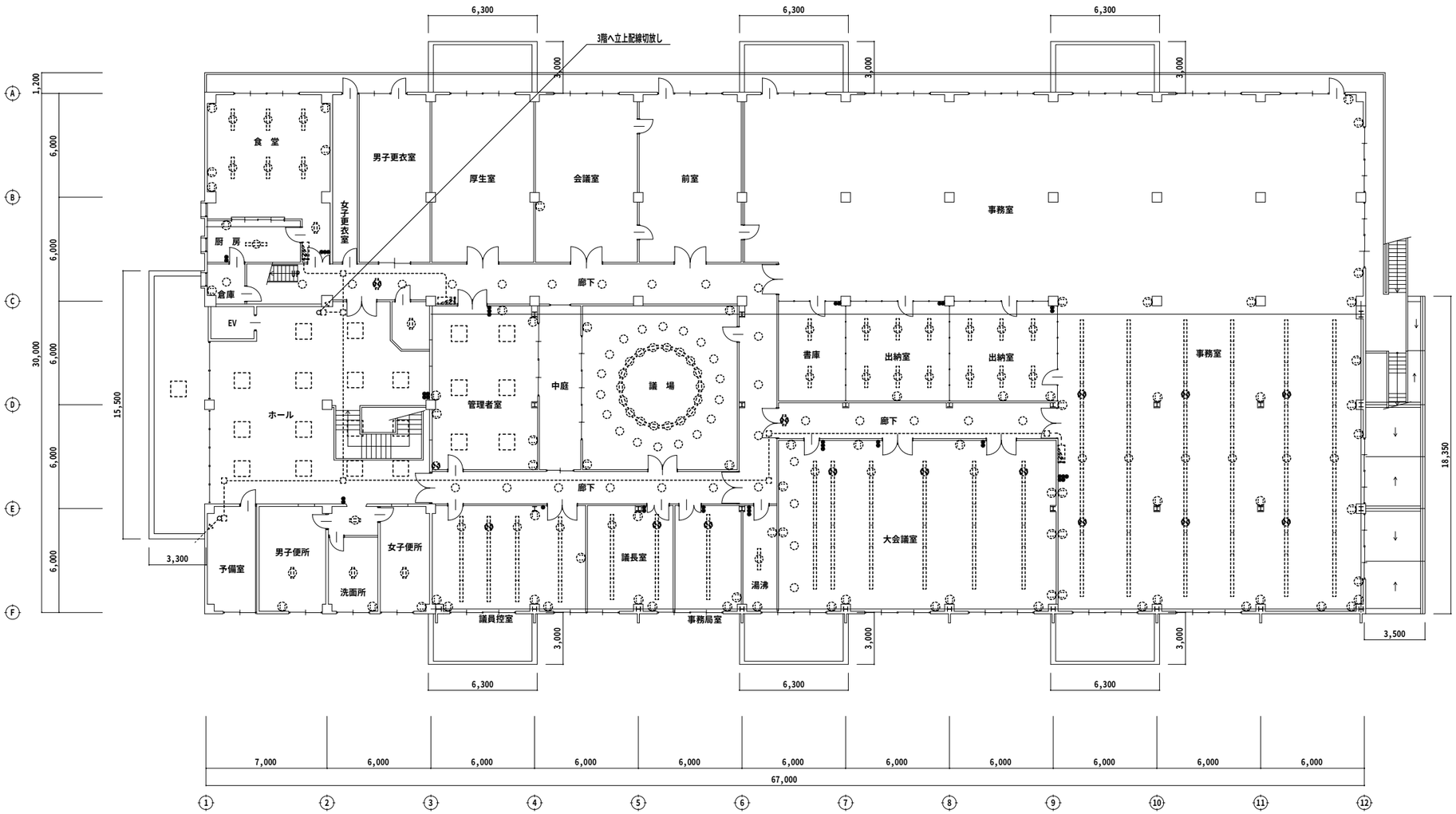

2階平面図　1：200

注記
＊点線は現況設備そのまま再使用。

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 2階電気設備図	SCALE 1：200	DATE 11 06 21 SHEET NO E／9

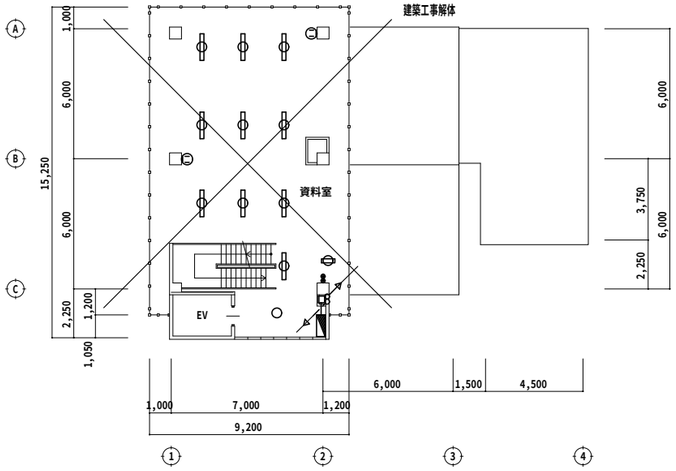

4階平面図　1：200

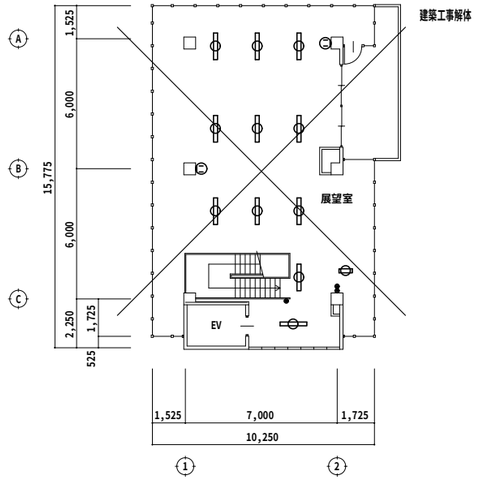

5階平面図　1：200

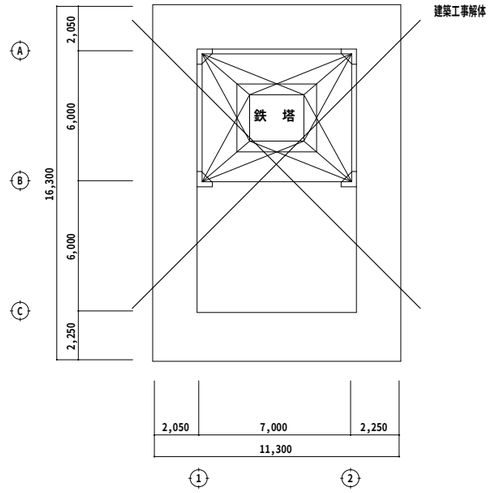

屋根伏図　1：200

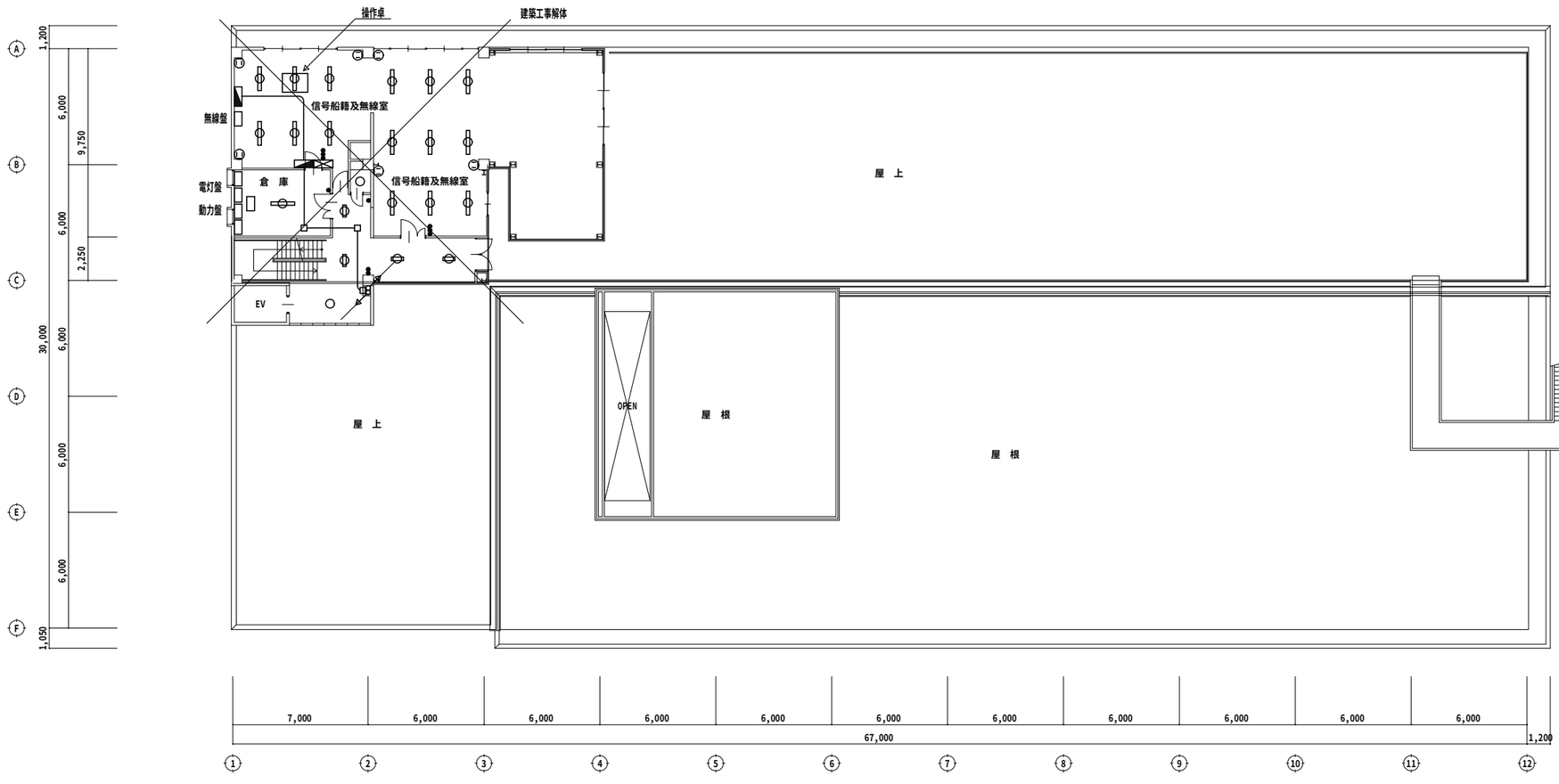

3階平面図　1：200

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 3、4、5階電気設備図、屋根伏図	SCALE 1：200	DATE 11 06 21 SHEET NO E／10

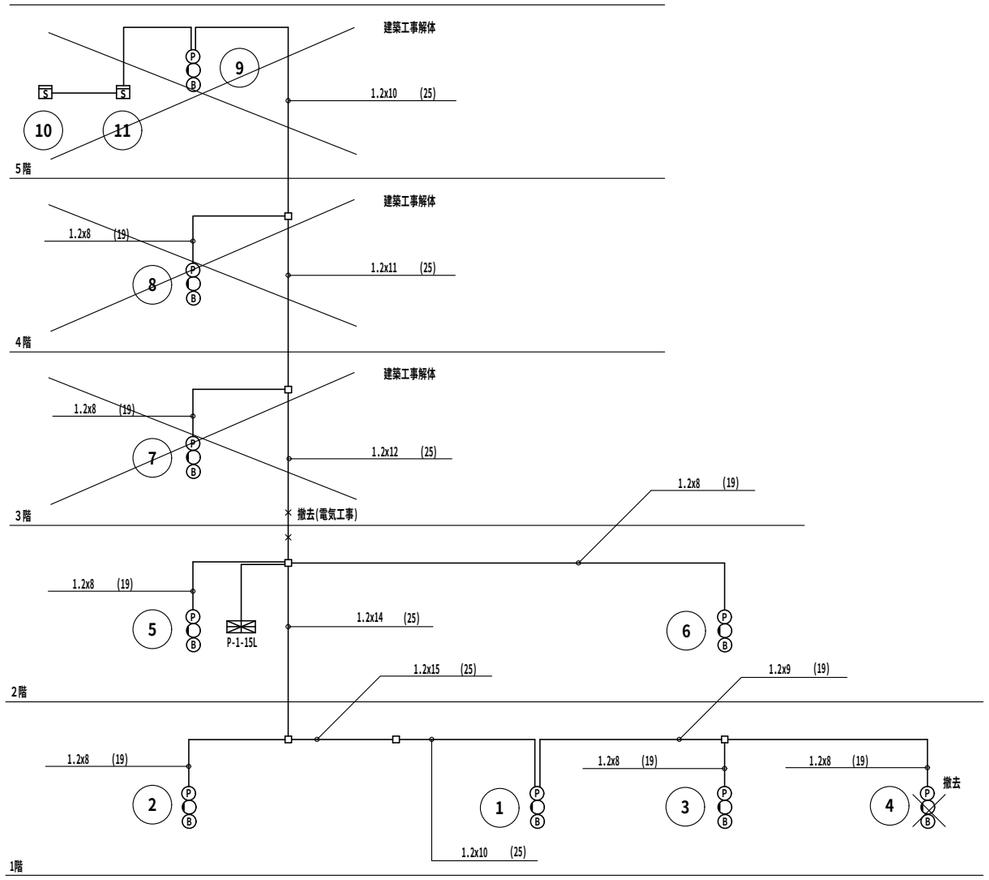

火 災 報 知 設 備 系 統 図

(改 修 前)

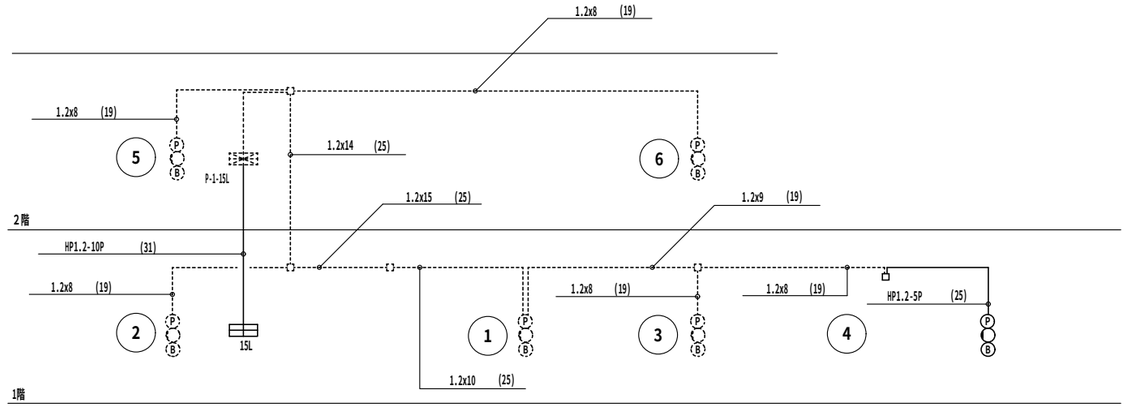

火 災 報 知 設 備 系 統 図

(改 修 後)

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事 設計図	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号 服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 火災報知設備系統図	SCALE	DATE 11 06 21 SHEET NO E/11

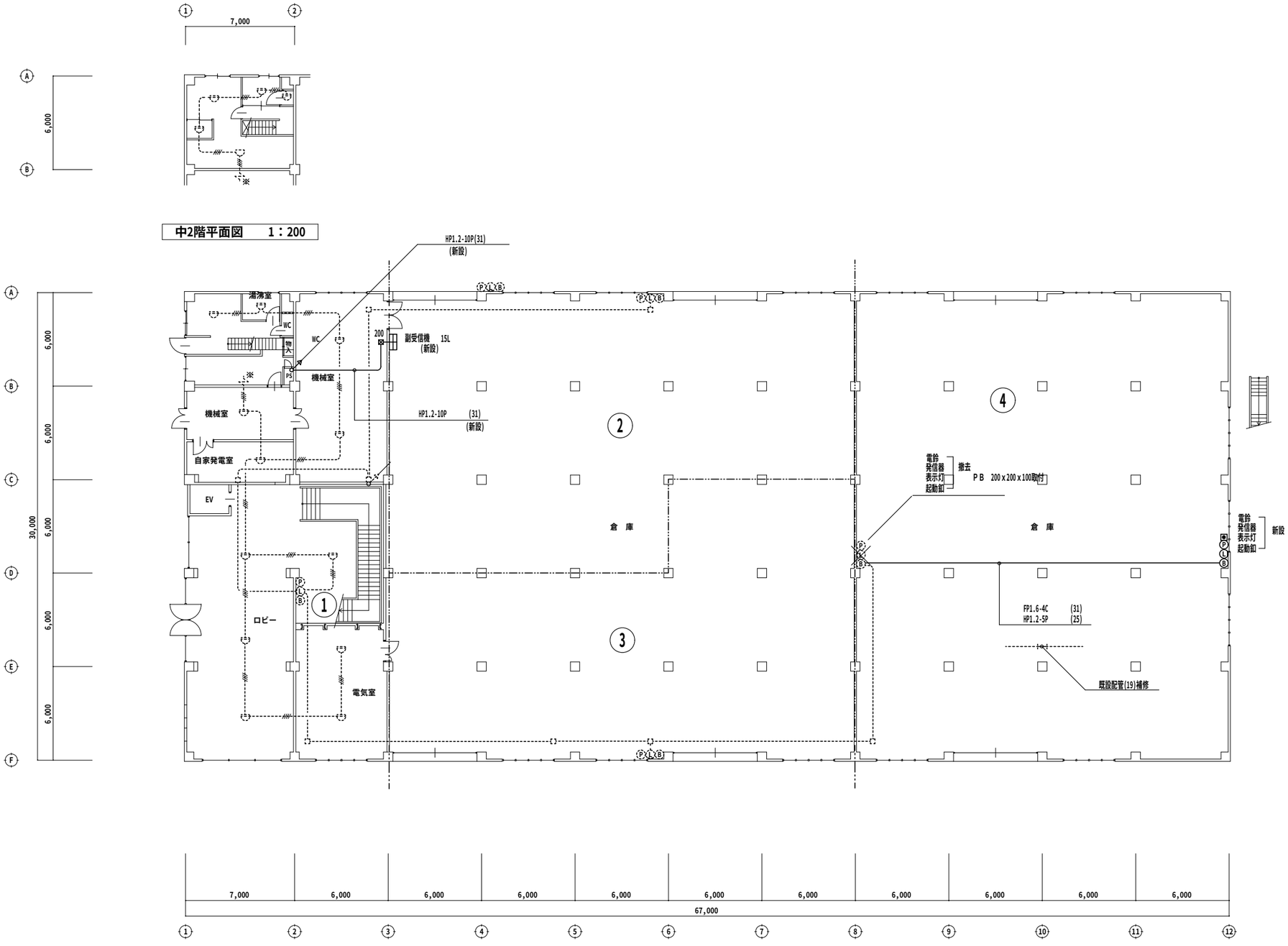

中2階平面図　1：200

1階平面図　1：200

注記
＊点線は現況設備そのまま再使用。
＊$\boxtimes_{200}$　プルボックス　200x200x100

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部　厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 1階火災報知設備図	SCALE 1：200	DATE 11　06　21 SHEET NO E／12

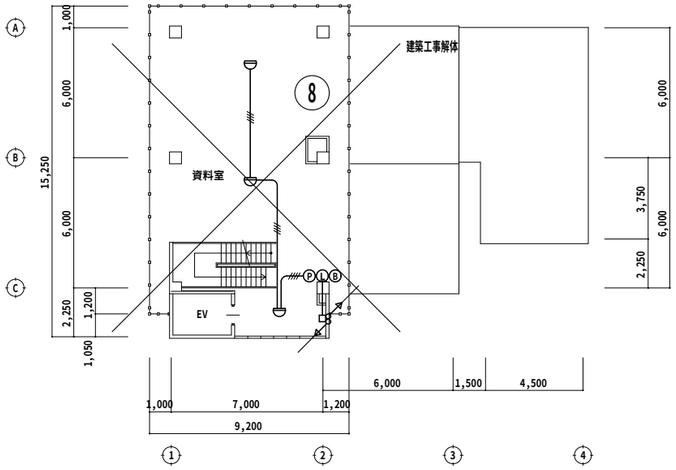

4階平面図　1：200

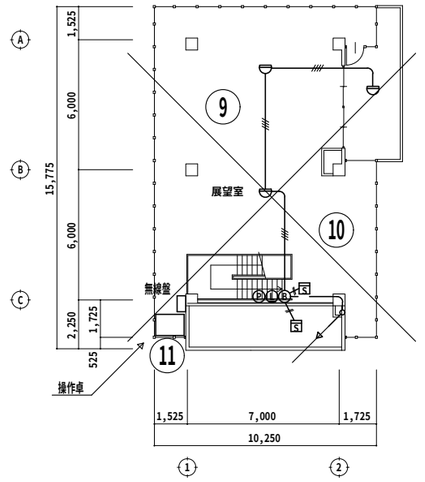

5階平面図　1：200

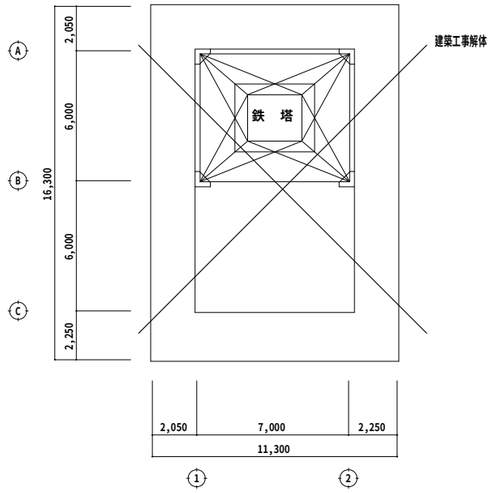

屋根伏図　1：200

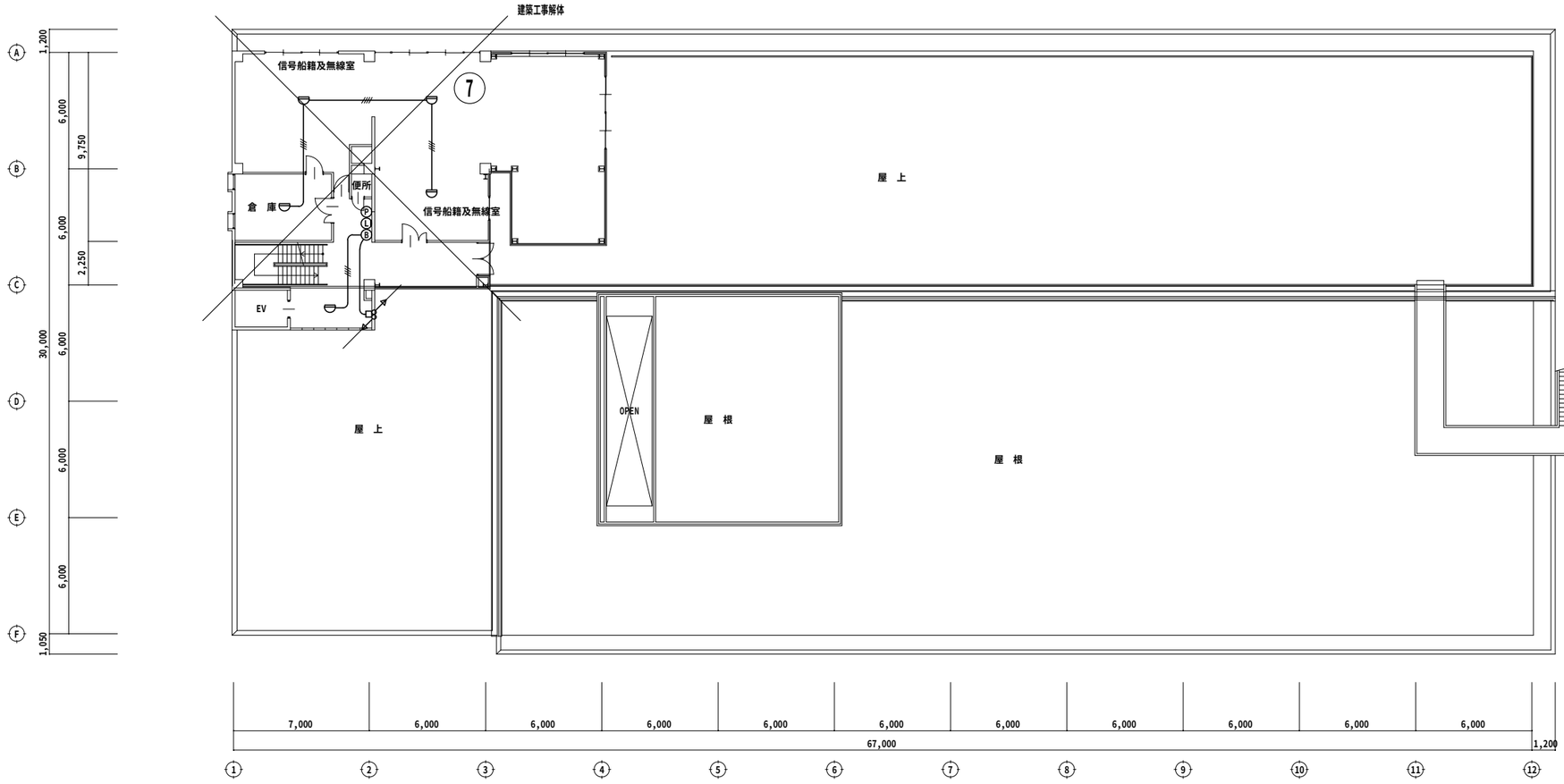

3階平面図　1：200

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 3、4、5階火災報知設備図、屋根伏図	SCALE 1：200	DATE 11 06 21 SHEET NO E／14 axya

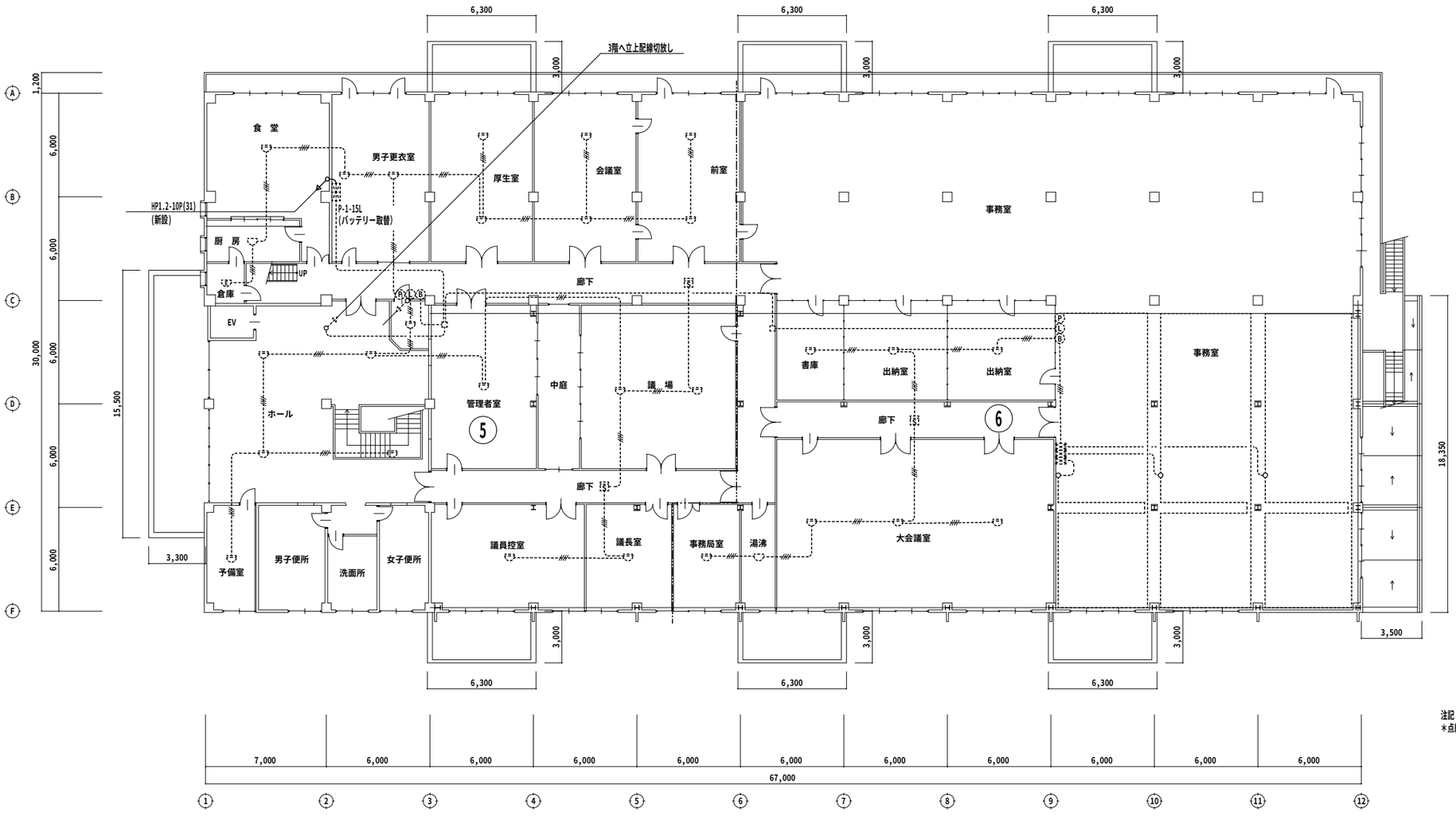

注記
＊点線は現況設備そのまま再使用。

2階平面図　1：200

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部 厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 2階火災報知設備図	SCALE 1：200	DATE 11 06 21 SHEET NO E／13 axya

機械設備工事特記仕様書

1　工事名称　　F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事

2　工事場所　　三重県四日市市千歳町9番地 他

3　建築概要　　事務所・倉庫　　ＲＣ造　５階建て
　　消施令の適用　16項ロ

4　施工基準　　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による

■ 三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）
■ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版」
「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版」
「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）平成22年版」
「機械設備工事監理指針平成22年版」
■ 国土交通省国土技術政策総合研究所監修
「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」

5　一般事項

工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。
設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施行することで将来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施行であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。
他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施行を行うこと。

(1) 提出図書
■ 工事書類　：　・施工計画書　・打合記録　・材料搬入報告書
各１部ずつ　・施工要領書　・工程表　・安全・訓練実施記録
・機器明細図　・工事日報　・品質確認書類
・工事写真
■ 工事完成図書：・完成図（竣工図（製本3(原寸1部,A3(見開き)2部）,施工図（製本1部）
・機器完成図（ファイル等1部）
・保守に関する説明書（取扱説明書・保証書）　1部
・機器性能試験成績書　1部
・総合調整測定表（試験結果・測定結果等）　1部
・官公署届出書類控、検査済証　1部
・出来形確認書類　1部
※　竣工図・施工図はＣＡＤにより作成すること。
※　工事書類はＣＡＬＳ電子納品マニュアル、デジタル写真管理情報基準（案）に基づき、工事完成図書は工事完成図書電子納品要領（営繕版）に基づき電子納品すること。
工事書類・完成図書　2部　工事写真2部
※　建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。

(2) 機器及び材料等
工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。
尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努める。
又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。

(3) 官公署等への届出手続
工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、請負者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。
・ 消火器の設置届については、機械設備にて設置届を提出する必要がある場合、届出を行うこと。
・ 防火対象物使用開始届については、書類の作成（機械設備図面の用意及び機械設備に関する部分の記述）を行うこと。

(4) 品質管理
工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。
チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。

(5) 出来形管理
以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。
1)　各種機器据付
・　耐震強度（設計標準震度・アンカー種類・サイズ確認・埋め込み深さ）
・　基礎寸法　・　水平、垂直等
2)　配管・ダクト工事
・　支持間隔　・　触れ止め支持間隔
3)　屋外排水工事
・　排水勾配　・　枡の深さ
4)　水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ

(6) 製品確認
発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をものとする。
□　適用する　■　適用しない

(7) 耐震安全性の分類
構造体（ ）類　建築非構造部材（ ）類　建築設備（ ）類

(8) 機器の地震力（主要機器）
機器名
設置階　（　　）　設計標準震度Ks（　　）地域係数　(1.0)
水槽類
設置階　（　　）　設計標準震度Ks（　　）地域係数　(1.0)
設置階
その他監督員が指示するもの

(9) 冷媒（フロン類）の回収　■適用する　□適用しない
冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２．１．２０により、次の書類の写しを監督員に提出する。
・フロン回収行程管理表
・特定家庭用機器廃棄物管理表（家電リサイクル券）
撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行う。
パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。

6．工事種目　給排水衛生設備工事
■　(1)　給水設備工事　　■　(2)　屋内消火栓設備工事
空調設備工事
■　(3)　空調設備工事

7．工事概要
(1) 給水設備工事
既設給水引込管(50A)を25Aに減径し、新設配管にて各所へ直圧で給水する。
給水箇所は、屋外散水栓・消火水槽・消火用補給水槽・呼水槽とする。
図示の既設管を撤去する。

(2) 屋内消火栓設備工事
既設の高置水槽を撤去し、屋上に消火用補給水槽を新設する。
既設消火ポンプの更新を行う。
既設屋内消火栓箱内の破損ホースの更新を行う（更新箇所は図示による）
図示の既設管を撤去する。

(3) 空調設備工事
既設空調設備の撤去を行う。撤去箇所は屋上・2階バルコニー・1階倉庫
天井配管（ダクト）とする。　新設は行わない。
3階以上の場所（建築解体部）の撤去は解体工事で行う。
図示以外の場所（機械室・2階建物内など）の撤去は行わない。

＊注記
本改修工事の機械設備では、本建物の1階倉庫のみを使用できるようにする。
ただし、法的に必要な設備（消火設備）は全館使用できるようにする。
2階事務所等の使用は予定していないが、将来使用することも考慮し、
今回の既設撤去は必要部分のみとする。

8　総合調整
(1)　風量調整
□　適用する　■　適用しない
(2)　水量調整
□　適用する　■　適用しない
(3)　室内外空気の温度測定
□　適用する　■　適用しない
(4)　室内外空気の湿度測定
□　適用する　■　適用しない
(5)　室内気流及びじんあいの測定
□　適用する　■　適用しない
(6)　騒音の測定
□　適用する　■　適用しない
(7)　飲料水の水質の測定(水道法施行規則第10条による水質検査)
□　適用する　■　適用しない
のうち　一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、
有機物（全有機炭素（TOC）の量）、ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度　について測定を行なう。
※遊離残留塩素　については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行なう。
(8)　その他（　）
□　適用する　□　適用しない

9．工事細目
(1) 配管材料

■　給水管	■　水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　JWWA K116 (一般；SGP-VA，VB　地中　；SGP-VD) □　フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管　WSP 011 (一般；SGP-FVA，FVB　地中　；SGP-FVD) □　水道用硬質塩化ビニル管　JIS K 6742 (一般・地中 ；HIVP) □　水道用ポリエチレン管　JWWA K 114（地中：PE） ※　地中埋設管VD は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち上げた所までとする。 ※　継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※　給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合(工場加工）とする。
□　雑排水管	□　配管用炭素鋼鋼管(白)　JIS G 3452（SGP-白） ※　継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、ＭＤ継ぎ手を使用 (地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） □　土間：　硬質塩化ビニル管　JIS K 6741（VP） □　土間：　下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 AS-62（RS-VU） □　土間：　建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管 AS-59（RF-VP） ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □　耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□　通気管	□　配管用炭素鋼鋼管(白)　JIS G 3452（SGP-白） ※　継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、ＭＤ継ぎ手を使用 (地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） □　硬質塩化ビニル管　JIS K 6741（VP） □　土間：　下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 AS-62（RS-VU） □　土間：　建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管 AS-59（RF-VP） ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □　耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□　汚水管	□　メカニカル型排水用鋳鉄管　JIS G 5525（1種） □　排水用塩ビライニング鋼管　WSP 042 ※　同上ＭＤ継ぎ手　MDJ 002 □　土間：　硬質塩化ビニル管　JIS K 6741（VP） □　土間：　下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 AS-62（RS-VU） □　土間：　建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管 AS-59（RF-VP） ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □　耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□　鉛管	□　排水用鉛管　SHASE-S203
□　給湯管	□　耐熱塩ビライニング鋼管　JWWA K 140 (一般　；SGP -HVA　地中　；　内外面耐熱塩ビライニング鋼管) □　一般配管用ステンレス鋼管、配管用ステンレス鋼管 （JIS G 3448,JIS G 3459）
□　ガス管	□　配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452（SGP- 白） □　土間：塩化ビニル被覆鋼管（黒） □　ガス用ポリエチレン管　JIS K 6774（地中：PE） ※　地中埋設管VS は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち上げた所までとする。
■　消火管	■　配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452（SGP- 白） □　消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白）WSP041（SGP-VS） ※　地中埋設管VS は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち上げた所までとする。
□　屋外埋設排水	□　硬質塩化ビニル管　JIS K 6741（VP） □　下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 AS-62（RS-VU） ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □　コンクリート管（プレキャスト鉄筋コンクリート製品 （1類水路用遠心力鉄筋コンクリート）
□　冷温水配管	□　配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452（SGP- 白） □　耐熱塩ビライニング鋼管　JWWA K 140 (一般　；SGP -HVA)
□　ドレン管	□　配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452（SGP- 白） □　硬質塩化ビニル管　JIS K 6741（VP） □　下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 AS-62（RS-VU） □　建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管 AS-59（RF-VP） ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □　耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□　冷却水管	□　配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452（SGP- 白） □　水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　JWWA K116 (一般；SGP-VA，VB) □　フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管　WSP 011 (一般；SGP-FVA，FVB)
□　冷媒管	□　銅及び銅合金継目無管　硬質、軟質または半硬質　JIS H3300 □　断熱材被覆銅管　原管はJIS H3300による。 製造者標準品 ただし、保温厚は　ガス管　20mm、液管　10mm とする。 ※　冷媒用銅管の肉厚は、冷凍保安規則関係基準の規定による。
□　油管	□　配管用炭素鋼鋼管（黒）　JIS G 3452　溶接接合
□　蒸気管	□　配管用炭素鋼鋼管（黒）　JIS G 3452
□　ブライン管	□　配管用炭素鋼鋼管（黒）　JIS G 3452

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部　厚　生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 機械設備工事特記仕様書-1	SCALE 1：NO 1：	DATE 12・05・19 SHEET NO M／01

※　弁類　　揚水ポンプまわり、消火ポンプまわり、水道直圧部　は　10kgf/cm2　とし、
それ以外は、　5kgf/cm²　とする。

塩ビライニング鋼管に使用する際は、管端防食コア付き、又は、
ライニング弁を使用すること。

※　横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下	ー	2m 以下
	125A以上	ー	3m以下
ビニル管 耐火二層管 銅管	80A以下	ー	1m 以下
	100A以上	ー	2m以下
鉛管			1.5m以下
鋳鉄管	直管及び異形管各1本につき１ヶ所		

※　横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管 鋳鉄管	-	65A～100A	125A～
ビニル管 耐火二層管 銅管	25A～40A	50A～100A	125A～

※　冷媒用銅管の横走り管の支持間隔
基準外径　9.52mm 以下　吊り間隔　1.5m以下　　※　液管・ガス管共吊りの場合は
基準外径　12.70mm 以上　吊り間隔　2.0m以下　　液管の外径を基準とする。
形鋼振れ止め支持間隔は、鋼管に準ずる。

(2) ダクト工事
短形ダクト　□　亜鉛鉄板　JIS G 3302 (SGCC 、 SGCCA)鍍金付着Z18以上
□　ステンレス鋼版　JIS G4305
工法　□　アングルフランジ工法
□　共板フランジ工法
□　スライドオンフランジ工法
形鋼補強　□　山形鋼　JIS G 3101　□　SUS鋼材　JIS G 4317
丸ダクト　□　スパイラルダクト
□　下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管　AS-62 (RS-VU)　（多湿箇所）

(3) 保温塗装工事
1)　材料

■　グラスウール保温材（屋内一般等）		保温筒　JIS A 9504 2号　40K 保温板、保温帯　JIS A 9504 2号　40K	
■　給水管	□　排水管	□　給湯管	□　温水管
□　蒸気管	□ 冷水・冷温水管	□　冷媒管	□
（屋外等）			
□　給湯管(70℃以上)	□　温水管	□　蒸気管	□　冷媒管

□　ロックウール保温材（防火区画貫通部等）		保温板、保温帯、ブランケット 1号JIS A 9504	
□　給水管	□　排水管	□　給湯管	□　温水管
□　蒸気管	□冷水・冷温水管	□　冷媒管	□　ブライン管
□　消火管	□	□	□

□　ポリスチレンフォーム保温材（屋内一般等）		保温筒　JIS A 9511 3号 保温板　JIS A 9511 3号	
□　給水管	□　排水管	□冷水・冷温水管	□　冷水管(2～4℃)
□　ブライン管	□	□	□
（屋外等）			
□　給水管	□　排水管	□　給湯管(70℃以下)	□冷水・冷温水管
□　ブライン管	□　消火管	□	□

2)　配管保温厚

・　グラスウール、ロックウール

保温厚　(mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン 給湯・温水・消火管	～80A	100～150A	-	200A～	-
蒸気管	～25A	-	32～50A	65A～	-
冷水・冷温水 冷媒・膨張管	-	-	～25A	32～200A	250A～

・　ポリスチレンフォーム

保温厚　(mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	～80A	100A～	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	～25A	32～200A	250A～	-
冷水管（冷水温度2～4°C）	-	-	～20A	25A～100A	125A～	-
ブライン管	-	-	-	～25A	32～80A	100A～

・　機器ダクト保温厚

保温厚	
25㎜	ダクト(屋内露出【機械室、書庫、倉庫】、隠蔽部)、消音チャンバー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)
50㎜	ダクト(屋内露出【一般居室、廊下】)、サプライチャンバー、貯湯タンク類 冷温水ヘッダー、排気筒隠蔽部（ロックウール）
75㎜	煙導（ロックウール）

給排水衛生設備配管の保温仕様

	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・ＰＳ内	アルミガラス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ		
床下・暗渠ピット内	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

※　1)　排水管については、上表床下・暗渠ピット内の仕様を防食テープ巻きに読み替える。
※　2)　サヤ管工法；架橋ポリエチレン・ポリブデン管使用の場合は、上表保温不要。
※　3)　消火管の保温は北勢・伊賀の山沿い寒冷地に限る。

空調設備配管の保温仕様

	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・ＰＳ内	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	アルミガラスクロス仕上	
床下・暗渠ピット内	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上	

※　1)　冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の保温種別
□　保温化粧ケース仕上
□　SUS鋼板仕上(屋外露出部分)

機器保温仕様

	1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク 鋼板製タンク 冷水・冷温水ヘッダ	鋲	保温板	アスファルト ルーフィング	鉄線	SUS鋼板仕上 カラー鉄板(屋内)
温水・膨張・還水 貯湯タンク 温水・蒸気ヘッダ 熱交換器	鋲	保温板	鉄線	SUS鋼板仕上 カラー鉄板(屋内)	

※　1）密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンバー・煙導保温仕様

			1	2	3	4
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	鋲	保温板	カラー鉄板	
		機械室	鋲	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内隠蔽、ＤＳ内		鋲	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出、多湿箇所		鋲	保温板	アスファルトルーフィング	SUS鋼板
スパイラルダクト	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー鉄板	
		機械室	アルミガラスクロス化粧保温帯		アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内隠蔽、多湿箇所		アルミガラスクロス化粧保温帯		アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出、多湿箇所		保温帯	鉄線	アスファルトルーフィング	SUS鋼板
サプライチャンバー			鋲	保温板	ガラスクロス	鋼亀甲金網
消音チャンバー、エルボ			鋲	保温板	ガラスクロス	
排煙ダクト長方形	屋内隠蔽		鋲	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
排煙ダクト　円形	屋内隠蔽		アルミガラスクロス化粧保温帯		アルミガラスクロス粘着テープ	
煙導			ブランケット	鉄線	カラー鉄板	

※　1）排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。
※　2）煙導ブランケットは、JIS G 3554（亀甲金網）による亜鉛鍍金を施した網目16線径0.55による防錆処理を施した平ラス0号で外面補強したものを使用。
※　3）鋼亀甲金網は、JIS H 3260 網目10、線径0.5

3）施工
ダクト保温施工範囲
1．SA
□ 保温あり　□保温なし　□図面による　□その他（　　）
2．EA
□ 保温あり　□保温なし　□図面による　□その他（　　）
3．RA
□ 保温あり　□保温なし　□図面による　□その他（　　）
4．OA
□ 保温あり　□保温なし　□図面による　□その他（ （例）外壁面から１m程度 ）

チャンバー内貼施工
□ 内貼あり（　　mm ）□内貼なし　□図面による　□その他（　　）

(4)　スリーブ工事
1.　管スリーブの径は、原則として、管の外径（保温されるものは、保温厚さを含む）より40㎜程度大（=2サイズUP)なるものとする。
箱抜きスリーブは、木枠又は鋼板(実管ダクト）とする。
2.　地中部分のスリーブは、塩化ビニル管(VU)とし、水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。
3.　請負代金額が1個を超える大規模工事については、地中梁以外の梁抜き
管スリーブは、亜鉛鉄板製とする。
4.　その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、配管前に必ず撤去のこと。

10.　共通事項
1)　陸上ポンプ、送排風機（エアハン含む）の電動機は、すべて全閉防まつ形とし、4極を原則とする(加圧給水ポンプユニットを除く）。
2)　配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にする。
3)　系統が分かるように、必要箇所（機械室、ＰＳ内等）に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行う。
4)　機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行う。
5)　配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続する。
6)　屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
7)　機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮する。
8)　雨がかり部に取り付けるガラリのチャンバーには、水抜きを設ける。
9)　屋外埋設管（給水、消火、ガス）には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設標を施工する。
10)　冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用する。
11)　水栓は、節水機構付きのものを使用する。
12)　冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行う。
13)　地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずるものとする。
・　管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。
・　接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。
・　土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
・　呼び径100A以下はM10、125A～250Aは M12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
14)　屋外露出及び多湿箇所（トレンチピット等）の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとする。
15)　全熱交換器のＯＡ側は保温を行う。
16)　屋外設置のマンホール類には用途名を入れる。

11.　指定資材及び参考見積りメーカー

分類	資材名		規格・メーカー等　（アイウエオ順）
管	塩ビライニング鋼管		「水」マーク表示品　WSP規格品
	配管用炭素鋼鋼管		JISマーク表示品
	塩化ビニル管		JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	リサイクル塩化ビニル管		塩化ビニル管・継手協会規格品
	鉛管		SHASE-S表示品
	銅管	冷媒用	㈱イノアックコーポレーション　㈱ユベ゛ルマテリアル銅管 住友軽金属工業㈱　因幡電機産業㈱　または同等品以上
	排水用鋳鉄管		JISマーク表示品
	ダクタイル鋳鉄管	水道用	「水」マーク表示品
	ステンレス鋼管		JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	耐火二層管		国土交通大臣認定品
継手	ライニング鋼管継手	管端防食	JPF規格品
		フランジ	WSP規格品
	鋼管継手	外面含む	JISマーク表示品
	ビニル管継手		JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	銅管継手	冷媒用	第イノアックコーポレーション 東洋フィッティング㈱ 因幡電機産業㈱　または同等品以上
	ステンレス鋼管継手		JISマーク表示品　SAS規格品
	耐火二層管継手		国土交通大臣認定品
	伸縮管継手（ベローズ形、スリーブ形）		設備機材等評価名簿による
	可とう継手		トーフレ㈱　東洋バルヴ㈱　日立金属㈱　㈱ベン ㈱ヨシタケ　または同等品以上
弁	青銅弁・鋳鉄弁		JISマーク表示品
	減圧弁・温度調整弁		設備機材等評価名簿による
	その他弁類		㈱キッツ　東洋バルブ㈱　日立金属㈱　㈱ベン ㈱ヨシタケ　または同等品以上
保温材	グラスウール保温材 ロックウール保温材 ポリスチレンフォーム保温材		JISマーク表示品
ポンプ類	横型遠心ポンプ 水中モーターポンプ （汚水用、雑排水用、汚物用） 立形遠心ポンプ		設備機材等評価名簿による。
電動機	電動機		ｼﾝﾌｫﾆｱﾃｸﾉﾛｼﾞｰ㈱　㈱東芝　㈱日立製作所 富士電機㈱　パナソニック㈱　三菱電機㈱ ㈱明電舎　または同等品以上
衛生器具	衛生陶器・水栓		JISマーク表示品
	衛生器具ユニット		設備機材等評価名簿による。
タンク	FRP製パネルタンク 密閉型鳳凰式膨張タンク（空調用・給湯用） ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形） ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形）		設備機材等評価名簿による。
桝	桝類	公団型	協和コンクリート工業㈱　桑名工業㈱ ㈱ネオジオ　(有)丸八産業　または同等品以上
		塩ビ桝	日本下水道協会、排水設備用樹脂製マス協会 規格対象品又は準拠品
鋳鉄製品	排水金物		㈱オオタケファンドリー　カネソウ㈱　ダイドレ㈱ ㈱中部コーポレーション　福西鋳物㈱ ㈱ホクキャスト　または同等品以上
	鋳鉄製蓋	マンホール蓋 弁桝蓋	設備機材等評価名簿による。
量水器	量水器		愛知時計電機㈱　㈱金門製作所 リコーエレメックス㈱　または同等品以上
ガス器具	ガス配管器具		伊藤工機㈱　㈱桂精機製作所　㈱藤井合金製作所 富士工器㈱　または同等品以上
	ガス給湯器	都市ガス	ガス供給者の承認する製造者の製品
		ＬＰＧガス	「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき省令による証票を付したもの
ガス警報	ガス警報システム		㈱金門製作所　富士工器㈱　富士電機㈱ ﾊﾟﾅﾆｯｸ電工㈱　矢崎総業㈱　または同等品以上
厨房機器	厨房システム		設備機材等評価名簿による。
濾過装置			オルガノ㈱　栗田工業㈱　サンエイ工業㈱　㈱三協 ㈱三進ろ過工業　㈱タクマ　理水化学工業㈱ または同等品以上
滅菌機			㈱磯村　㈱オーヤラックス　水道機工 日本冒達㈱　または同等品以上

消火装置	消火栓類		㈱立売堀製作所　㈱北浦製作所 ㈱村上製作所　㈱横井製作所　または同等品以上
	消火栓ホース		日本消防検定協会の合格表示品
	スプリンクラー消火システム 不活性ガス消火システム 泡消火システム		設備機材等評価名簿による。
	特殊ガス消火		エアー・ウォーター㈱　セコム㈱ 日信防災㈱　ニッタン㈱　能美防災㈱　または同等品以上
浄化槽	合併浄化槽	RC造	（株）神鋼環境ソリューション　ダイキアクシス（株） 西原ネオ工業（株）　フジクリーン工業（株） 藤吉工業（株）　または同等品以上
		FRP	国土交通大臣型式認定品
簡易水栓	クリーントイレ		㈱INAX　積水化学工業㈱　ネポン㈱ ハウステック㈱　パナソニック㈱　ロンシール㈱ または同等品以上
プロア			朝日機工　㈱アンレット　新明和工業㈱　㈱安永 エアポンプ　または同等品以上
阻集器	グリス・ガソリントラップ		カネソウ㈱　㈱栗本鐵工所　下田機工㈱ 積水プラントシステム㈱　または同等品以上
特殊ガス	特殊ガス設備		エア・ウォーター㈱　㈱セントラルユニー 日酸TANAKA㈱　テイサン㈱　または同等品以上
計測機器			㈱島津製作所　電気化学工業㈱　東亜DKK㈱ ㈱日立製作所　富士精密電機　横河電機㈱ または同等品以上
化学実験装置			愛知電機㈱　寿化工機㈱　㈱ダルトン ヤナコグループ　ヤマト化学　または同等品以上
製缶類	製缶類・熱交換		㈱島倉鉄工所　㈱広島鉄工　㈱ベルテクノ ㈱前田鉄工所　森松工業㈱ または同等品以上
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製） 無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）		設備機材等評価名簿による。
	電気温水器		愛知金属工業㈱　㈱東芝　㈱日本イトミック パナソニック㈱　三菱電機㈱　または同等品以上
ボイラー	鋼製簡易ボイラー 鋳鉄製ボイラー 鋼製小型ボイラー 銅製ボイラー		設備機材等評価名簿による。
冷凍機	チリングユニット 直焚吸収冷温水機 小型吸収冷温水機ユニット 遠心冷凍機		設備機材等評価名簿による。
空気調和機	ユニット形空気調和機 ファンコイルユニット カセット形ファンコイルユニット パッケージ形空気調和機 コンパクト形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		設備機材等評価名簿による。
冷却塔	冷却塔		設備機材等評価名簿による。
防振装置	防振材・防振装置		倉敷化工㈱　特許機器　㈱ブリヂストン 明治ゴム化成　または同等品以上
加湿器			ウェットマスター㈱　ビーエス工業㈱　㈱山武 または同等品以上
送風機	遠心送風機（多翼形送風機） 斜流送風機 軸流送風機 消音ボックス付送風機		設備機材等評価名簿による。
換気扇	換気扇類		栗田工業㈱　㈱東芝　㈱日立アプライアンス パナソニック㈱　三菱電機㈱　または同等品以上
全熱交換器	全熱交換器（回転形、静止形） 全熱交換ユニット		設備機材等評価名簿による。
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形・折込み形・袋形） 自動巻取形エアフィルター 電気集塵器		設備機材等評価名簿による。
ダクト付属品	吹出口・吸込口 風量ユニット（定風量、変風量）		設備機材等評価名簿による。
ダクト	亜鉛鉄板 ステンレス鋼板		JIS規格品 JIS規格品
	スパイラルダクト		大阪ラセン管工業　㈱栗本鐵工所　㈱新富士空調 フジモリ産業㈱　または同等品以上
	フレキダクト		アライ実業㈱　㈱オーツカ　㈱栗本鐵工所 または同等品以上
自動制御	自動制御システム		設備機材等評価名簿による。

【注記】　①　JISマーク、水マーク（JWWA:日本水道協会規格）、WSP(日本水道鋼管協会規格）、SHASE-S(空気調和・衛生工学会規格）、JPF(日本金属継手協会規格）
SAS(ステンレス協会規格）の番号については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。
②　JISマーク表示品と指定された資材は、工業標準化法施工規則に基づき、製品・包装の外面、容器の外面、結束荷札ごとの納品書にJISマーク表示のあるものとする。
③　評価事業名簿とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」設備機材等評価名簿（平成22年版）をいう。但し、評価事業名簿による場合、「納入地区及びアフターサービス地区」に中部地区が含まれていて、評価の有効期間内にある場合に有効とする。

設計図書に関する情報欄
建築士法第２０条第５項の規定に基づく表示
□建築設備の設計に関し建築設備士に意見を聴いていない
■建築設備の設計に関し建築設備士に意見を聴いた
（意見を聴いた者）

【氏名】	大浦敏昭
【資格】	建築設備士
【勤務先】	大浦設備設計一級建築士事務所
【登録番号】	第06D1-0123RZ号
【意見を聴いた設計図書（図面番号）】	M01～M11

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部　厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 機械設備工事特記仕様書-2	SCALE 1：NO 1：	DATE 11 ・ 08 ・ 24 SHEET NO M／02

機　器　表

記　号	名　　称	台　数	仕　　様	設　置　場　所	備　　考
ＦＴ－１	消 火 用 補 給 水 槽	1	ステンレス製単板パネル　　1,000×1,000×1,000H　　耐震＝1.0G　　点検用蓋・通気口・電極座・各配管取出口他付属品共	屋上	コンクリート基礎は建築工事
			平架台（ステンレス製）共		
ＦＰ－１	屋 内 消 火 栓 ポ ン プ	1	屋内消火栓ポンプユニット（消防認定品）　　50×40φ×300L/min×60m×5.5kw(3φ-200V)　　呼水槽・仕切弁・逆止弁・フレキシブル継手・性能試験管他付属品共	機械室	既設ポンプ撤去跡に設置
			制御盤（満減水警報３窓（呼水槽・消火水槽・消火用補給水槽）付）共		

工 事 内 容

工 事 項 目	新設	撤去	既設再利用 撤去しない	使用しない 撤去しない	備　　考
給水管	○	○一部		○	
高架水槽（消火用補給水槽兼用）（3階屋上）		○			
揚水ポンプ				○	
排水・通気管、給湯管、ガス管				○	倉庫天井配管のみ撤去
浄化槽（2基）				○	
消火管	○ 一部	○ 一部	○		
屋内消火栓			○		一部ホース取換え　　3階は建築工事で撤去
消火水槽			○		
消火用補給水槽（2階屋上）	○				
消火ポンプ	○	○			
衛生器具、ガス器具				○	
空調機器　（機械室内の冷凍機・ボイラー・ポンプ・エアハン等）				○	換気機器共
空調機器　（室内のパッケージ・ファンコイル等）				○	換気機器共
空調機器　（屋上のパッケージ室外機・冷却塔・膨張水槽等）		○			
空調機器　（2階バルコニーの室外機）		○			
冷媒管・冷温水管・ドレン管　（屋上等・撤去機器まわり）		○			
冷媒管・冷温水管・ドレン管　（建物内）				○	機械室内・天井内・露出配管・埋設配管共
冷媒管・冷温水管・ドレン管　（倉庫天井配管）		○			
ダクト　（建物内）				○	
ダクト　（倉庫天井）		○			
煙道		○ ＊			＊建築工事で撤去
3階より上の解体部の設備機器・配管等		○ ＊			＊建築工事で撤去

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生			機器表、工事内容	1：NO 1：	11・08・24 SHEET NO M／03

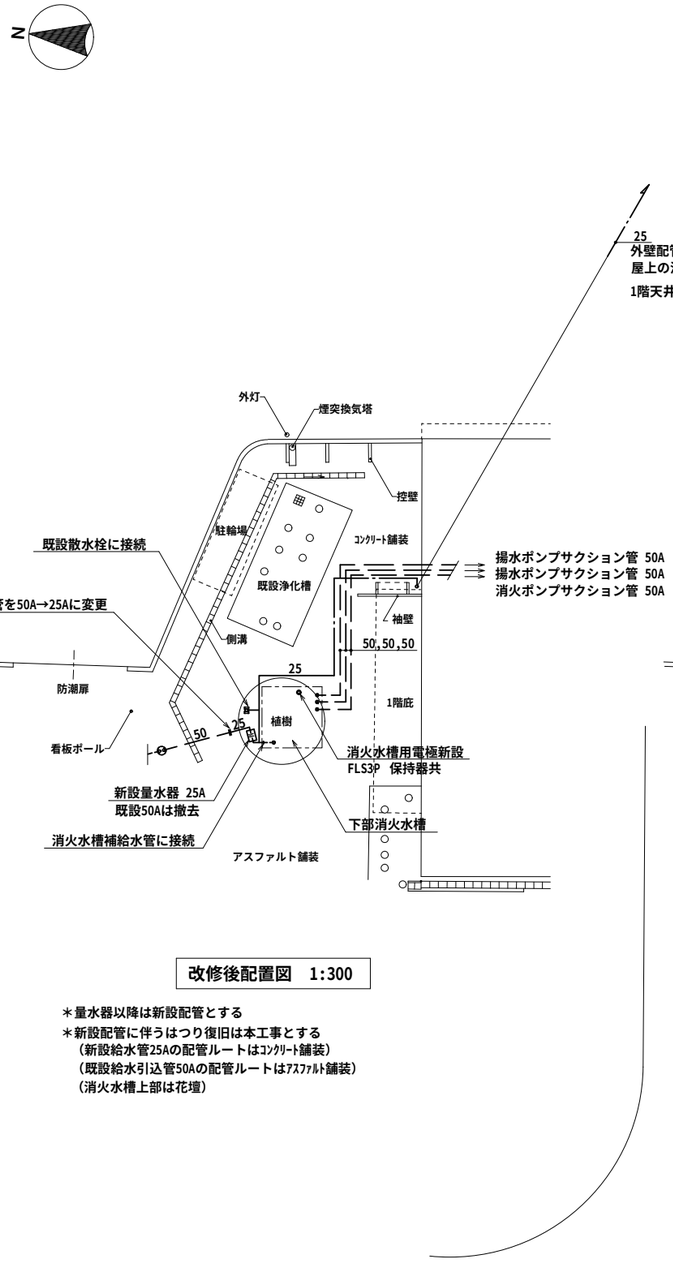

改修後配置図 1:300

＊量水器以降は新設配管とする
＊新設配管に伴うはつり復旧は本工事とする
（新設給水管25Aの配管ルートはｺﾝｸﾘｰﾄ舗装）
（既設給水引込管50Aの配管ルートはｱｽﾌｧﾙﾄ舗装）
（消火水槽上部は花壇）

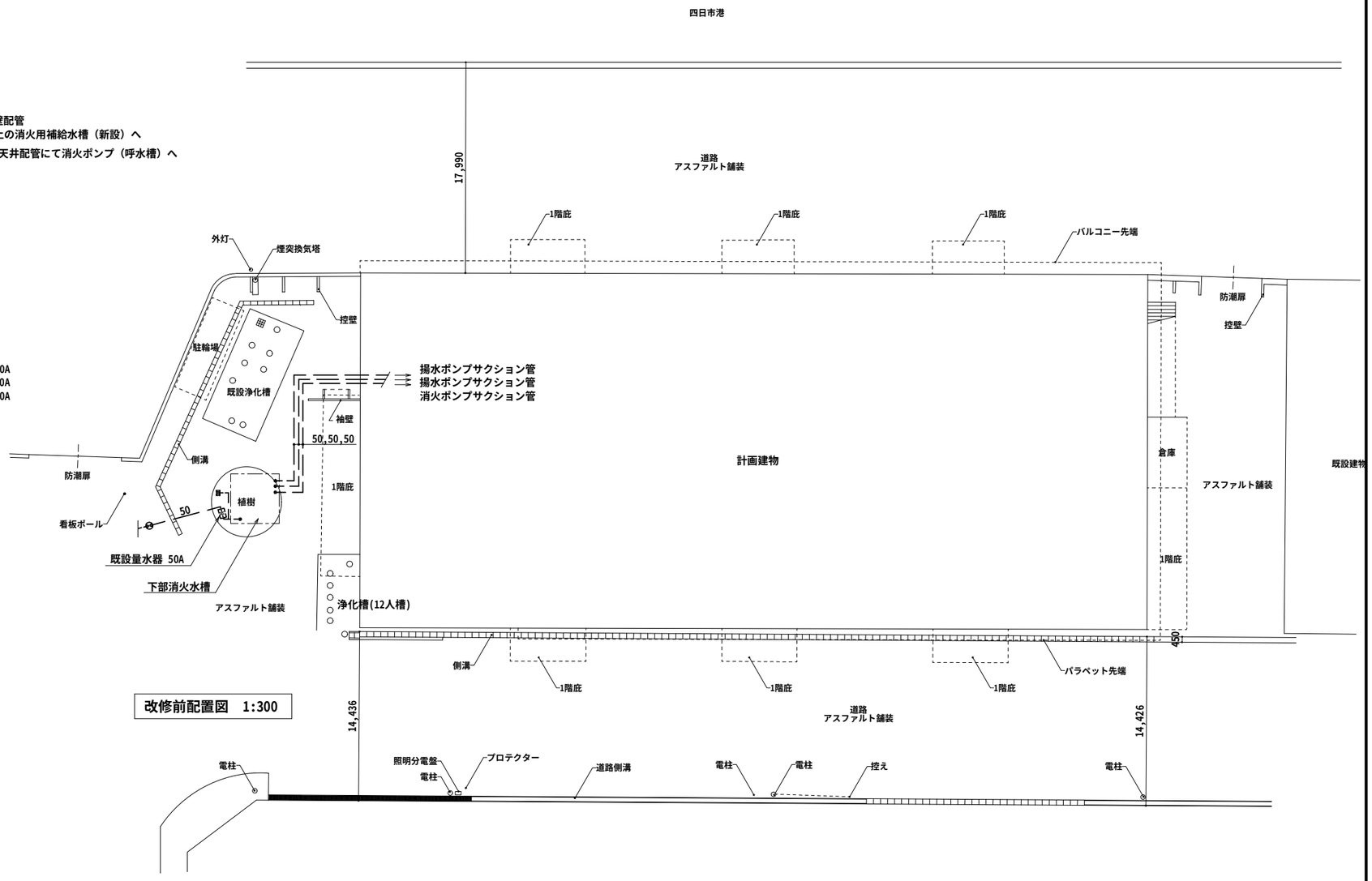

改修前配置図 1:300

配置図 1：300

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事 設計図	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号 服部 厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 配置図 給水・消火設備	SCALE 1：300 1：	DATE 12・05・19 SHEET NO M／04

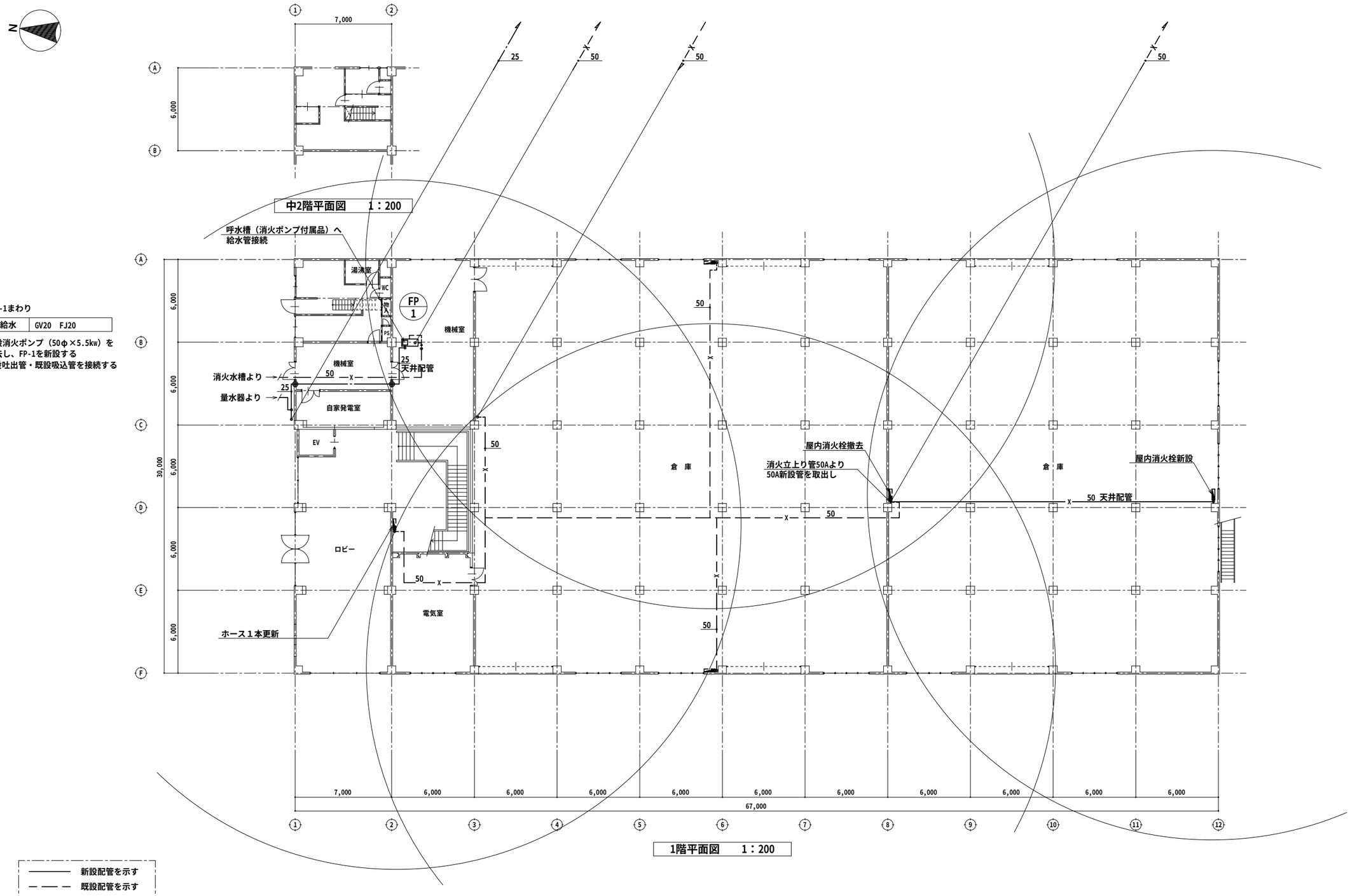

1階平面図　1：200

FP-1まわり

給水	GV20　FJ20

＊既設消火ポンプ（50φ×5.5kw）を
撤去し、FP-1を新設する
既設吐出管・既設吸込管を接続する

新設配管を示す
既設配管を示す
はつり箇所を示す
特記なき配管は床下配管を示す

PROJECT TITLE	REMARKS		MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図		〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生			1階平面図　給水・消火設備 【改修後】	1：200 1：	11・08・24 SHEET NO M／05

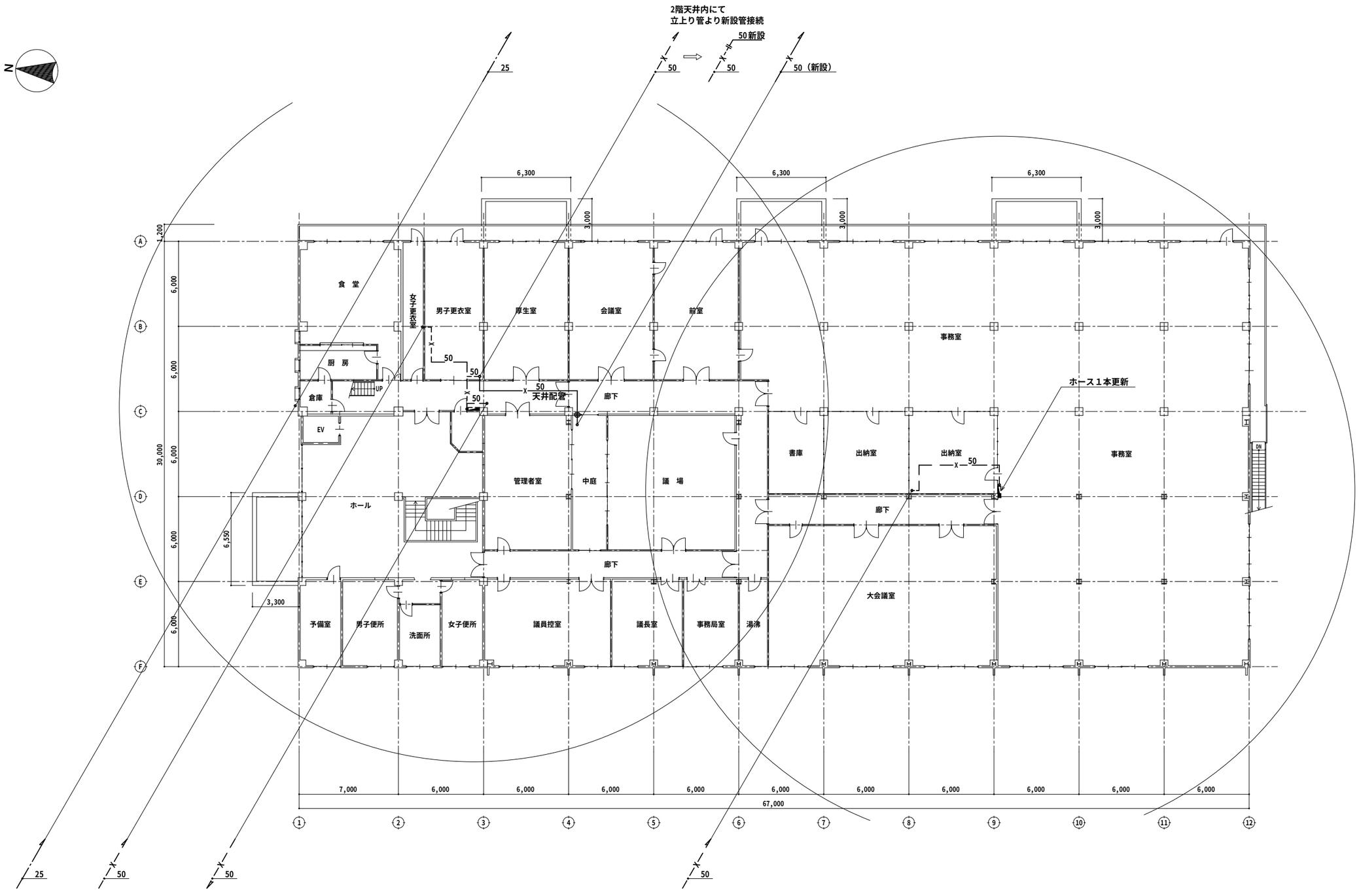

2階平面図　1：200

PROJECT TITLE	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部 厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE	SCALE	DATE
F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図					2階平面図　給水・消火設備 【改修後】	1：200 1：	12・03・28 SHEET NO M／06

N

FT-1まわり

給水	GV25　FJ25　BT25
消火	FJ40　GV40　CV40
ドレン	GV40
オーバー	防虫網80
電極	FLS3P

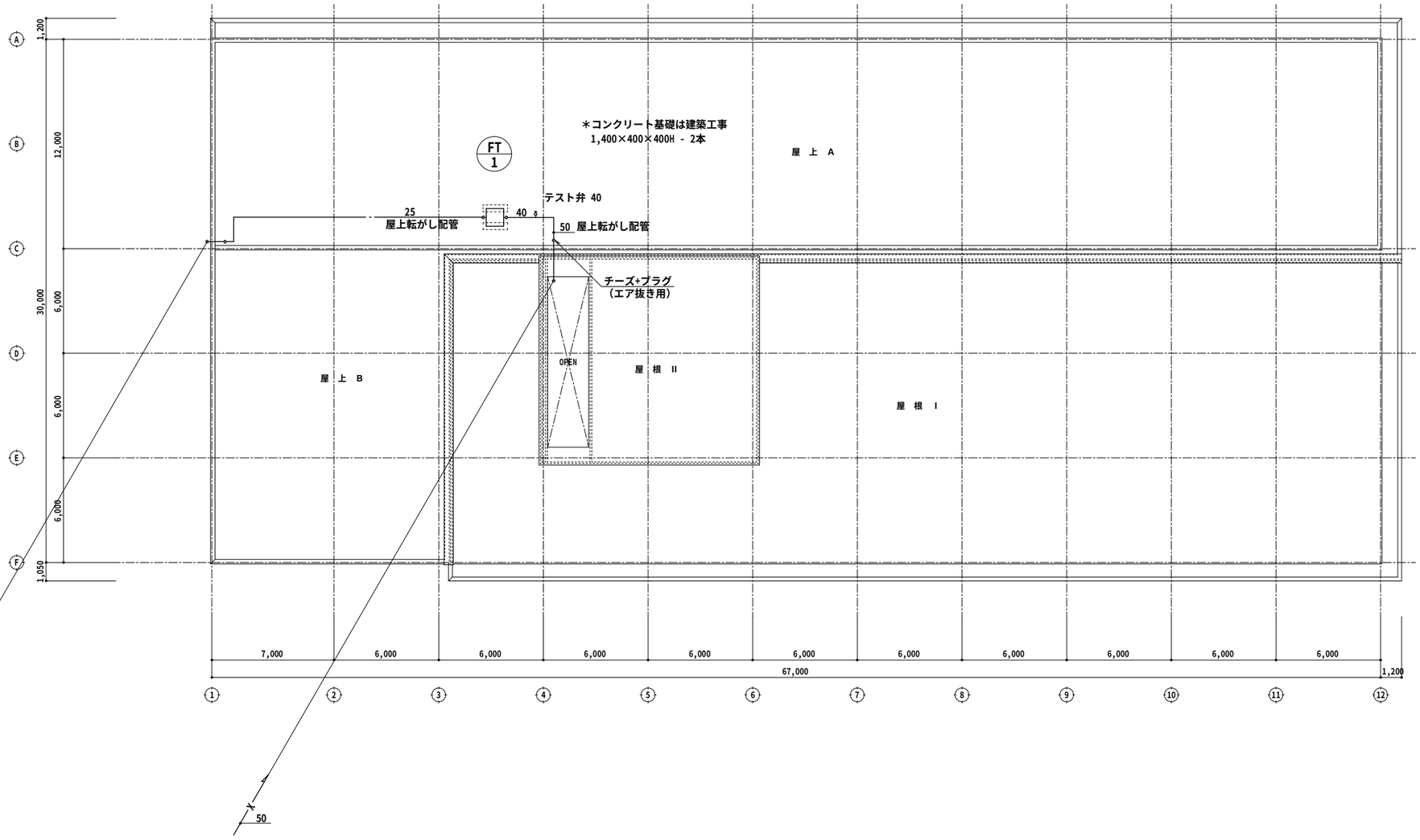

新設配管を示す
既設配管を示す
はつり箇所を示す
特記なき配管は床下配管を示す

屋根伏図　1：200

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 屋根伏図　給水・消火設備 【改修後】	SCALE 1：200 1：	DATE 11・08・24 SHEET NO M／07

１号屋内消火栓ポンプの算定

１．水源水量の算定

Ｖ ＝ 2.6Ｎ

Ｖ ： 水槽容量 （m3）
2.6 ： 屋内消火栓１個当たりの必要水量（m3/個）
Ｎ ： 屋内消火栓設置個数（最大２個）

Ｖ ＝ 2.6 m3/個 × 2 個 ＝ 5.2 m3 (以上)

２．ポンプ吐出量の算定

Ｑ ＝ 150n

Ｑ ： ポンプ吐出量 (L/min)
150 ： 屋内消火栓１個当たりの必要水量（L/min/個）
ｎ ： 屋内消火栓設置個数（最大２個）

Ｑ ＝ 150 L/min/個 × 2 個 ＝ 300 L/min

３．ポンプ揚程の算定

Ｈ ＝（ｈ1＋ｈ2＋ｈ3＋ｈ4）×1.1

Ｈ： 必要な落差 （ｍ）
ｈ1： 消防用ホースの摩擦損失水頭 （ｍ）
ｈ2： 配管の摩擦損失水頭 （ｍ）
ｈ3： 実 高 （ｍ）
ｈ4： 放水圧力 17.0 （ｍ）
安全率： 10 ％ （＝1.1 ）

ｈ1 ＝ 30.0 ｍ × 0.12 mH2O/m ＝3.6 ｍ （ 40Aゴム引きホース）

ｈ2 ＝ 18.65 → 19 ｍ （摩擦損失算定表より）

ｈ3 ＝ 9.5 ｍ

ｈ4 ＝ 17.0 ｍ

∴Ｈ ＝ （ 3.6 ＋ 19.0 ＋ 9.5 ＋ 17.0 ）×1.1 ＝ 54.0 → 60.0 ｍ

４．ポンプ電動機容量の算定

$$Ld = \frac{0.163 \times QH}{n} \times K$$

Ld ： 駆動機容量 （ kW ）
Ｑ ： 吐出量 （ m3/min ） 0.3 m3/min
Ｈ ： 揚程 （ ｍ ） 60.0 ｍ
ｎ ： ポンプ効率 0.5
Ｋ ： 伝達係数 1

$$Ld = \frac{0.163 \times 0.3\ \text{m3/min} \times 60.0\ \text{m}}{0.5} \times 1 = 5.87\ \text{kW}$$

→ 5.5 kW ポンプメーカーカタログより
KTK506C5.5 相当品

５．仕 様

ユニット型ポンプ（消防認定品）
（ 50 φ× 40 φ ）×300 L/min × 60 ｍ ×5.5 KW × 3 φ× 200 V

配管摩擦損失算定表

消火系統 （１号屋内消火栓用） 管材： 配管用炭素鋼鋼管（ねじ込み式）

区間	口径	直管長 (1)	相当管長(2) 口径	放水口 アングル型	180°玉型	90°玉型	ＧＶ	ＣＶ スイング型	エルボ 45°	エルボ 90°	チーズ 分流	その他 フート弁	小計 (2)	合計 (1)+(2)	流量 (L/min)	動水勾配 (mAq/m)	流速 (m/s)	区間摩擦損失水頭 (m)	備考
Ａ－Ｂ	50	30.80	m／個	8.90	17.60	21.00	0.30	4.40	0.70	1.60	3.20	5.60	16.8	47.60	300	0.12	2.28	5.71	
			個	0	0	0	0	0	0	7	0	1							
			小計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11.20	0.00	5.60							
Ｂ－Ｃ	50	47.60	m／個	8.90	17.60	21.00	0.30	4.40	0.70	1.60	3.20		23.9	71.50	300	0.12	2.28	8.58	
			個	0	0	0	1	1	0	12	0								
			小計	0.00	0.00	0.00	0.30	4.40	0.00	19.20	0.00								
Ｃ－Ｄ	50	16.20	m／個	8.90	17.60	21.00	0.30	4.40	0.70	1.60	3.20		4.8	21.00	300	0.12	2.28	2.52	
			個	0	0	0	0	0	0	3	0								
			小計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.80	0.00								
Ｄ－Ｅ	50	15.40	m／個	8.90	17.60	21.00	0.30	4.40	0.70	1.60	3.20		30.6	46.00	150	0.04	1.14	1.84	
			個	0	0	1	0	0	0	6	0								
			小計	0.00	0.00	21.00	0.00	0.00	0.00	9.60	0.00								

＊本図は１階天井配管の既設管を示す
＊本図の配管・ダクトは全て撤去する
（１階スラブ上から２階スラブ下まで撤去）
＊切断した鋼管の管端には錆止塗装を行う
＊撤去したダクトの開口部には蓋プレートを取り付ける

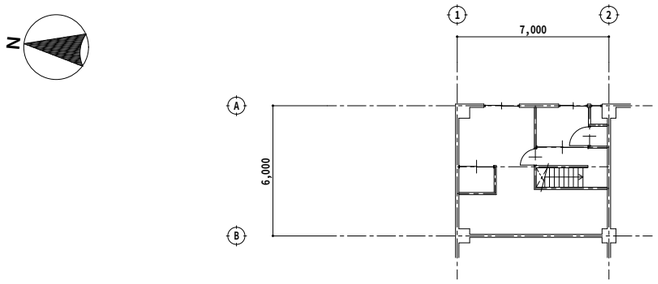

中2階平面図　1：200

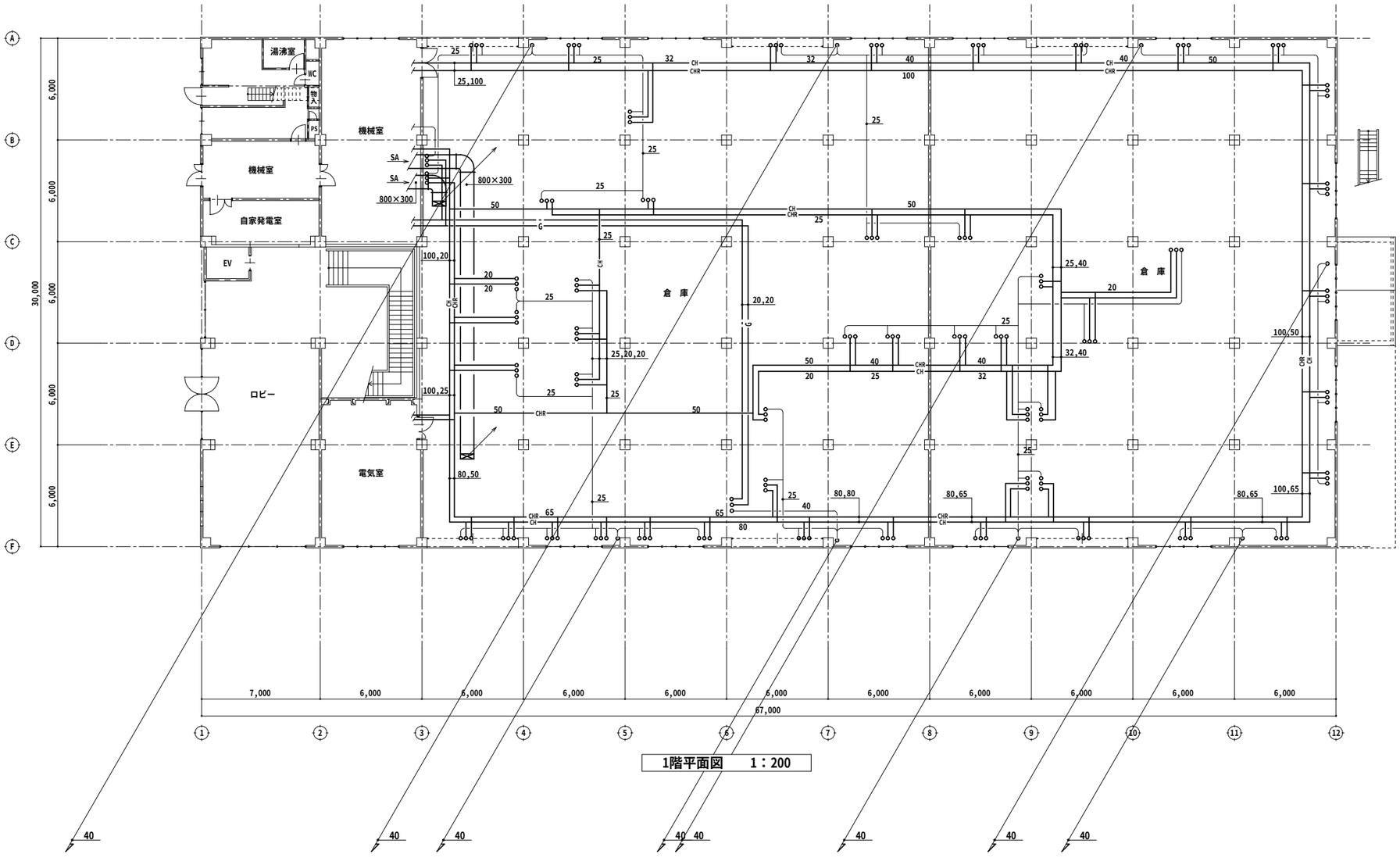

1階平面図　1：200

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 1階平面図　既設撤去図 【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 12・03・28 SHEET NO M／09

＊本図は既設設備を示す
＊バルコニーの室外機撤去時には、
(1) 冷媒管・ドレン管・連絡線も撤去する（屋外部分のみ）
(2) 配管撤去箇所(外壁貫通部)の雨仕舞を行う（プレート取付+シーリング）
(3) 電源線を切り離す
＊冷媒ガスは適切な回収を行う

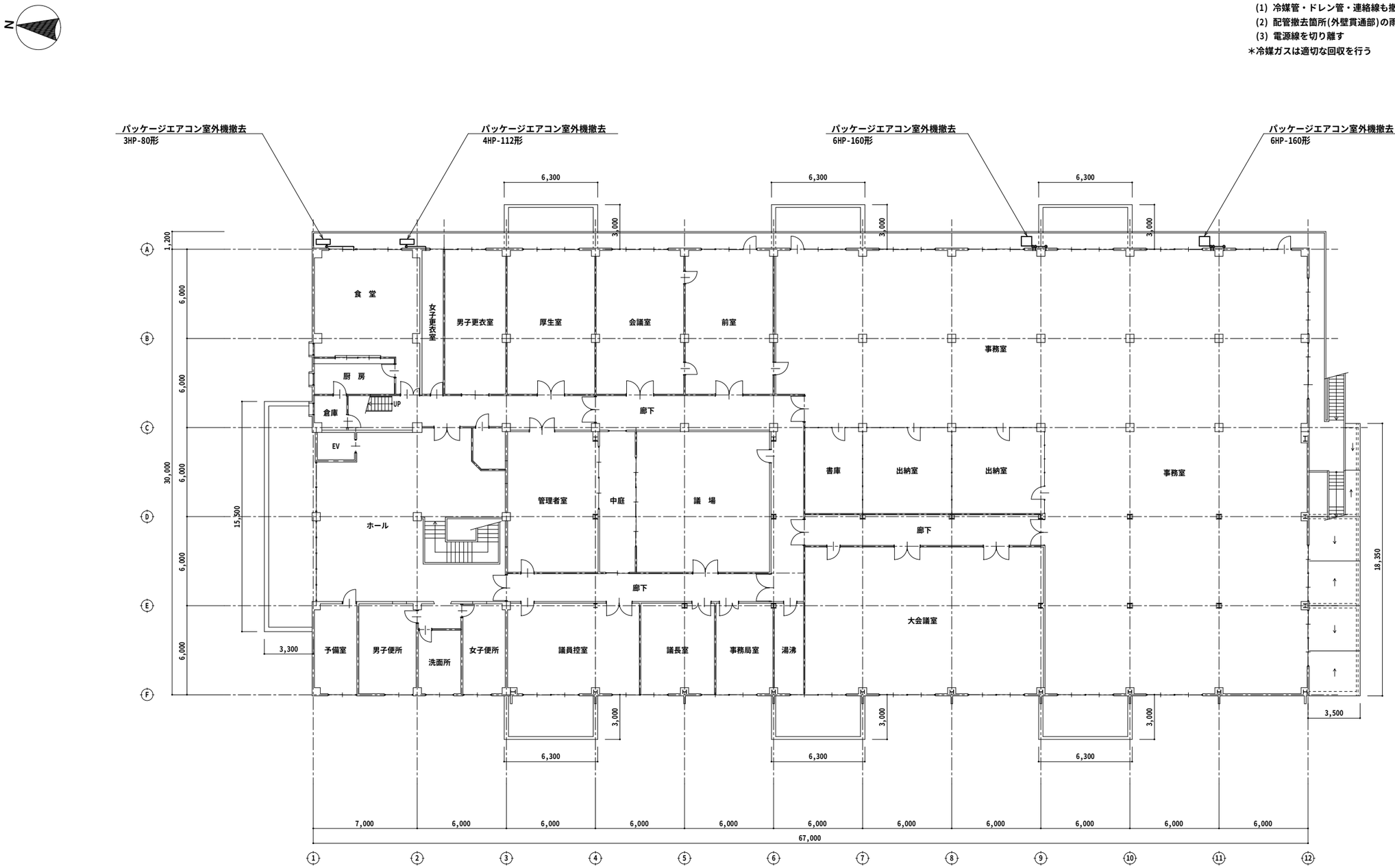

2階平面図　1：200

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111 三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部 厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 2階平面図　既設撤去図 【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 12・03・28 SHEET NO M／10

＊本図は既設設備を示す
＊特記なき配管は屋上転がし配管を示す
＊本図の機器・配管は全て撤去する
＊３階以上の建物内は建築工事で撤去するが、
　本工事で配管を３階床下で切断する（図示なき配管共）
　切断部は支障（臭気など）なきように処理を行う
＊冷媒ガスは適切な回収を行う

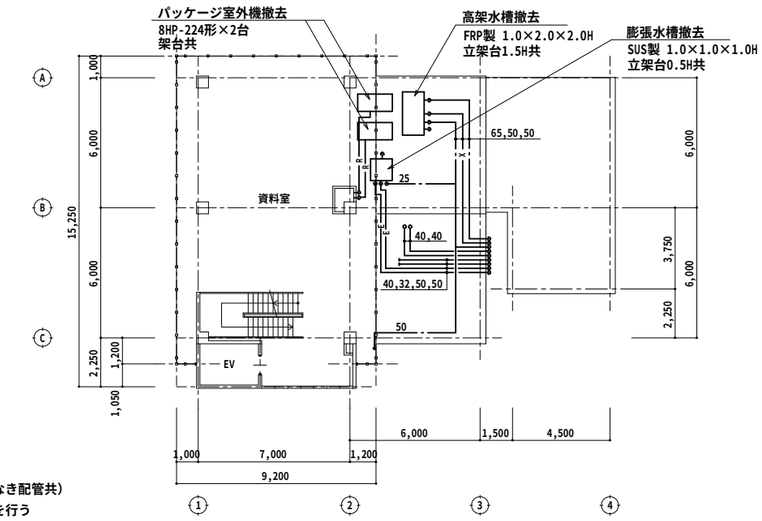

4階平面図　1：200

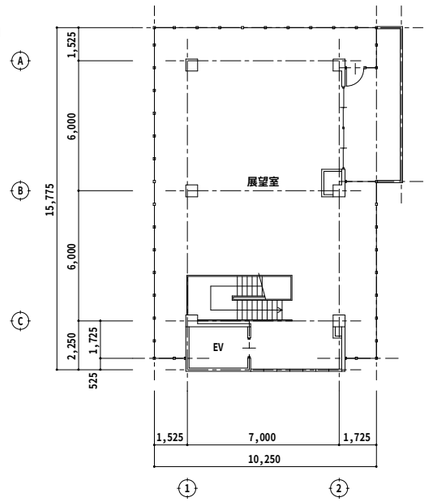

5階平面図　1：200

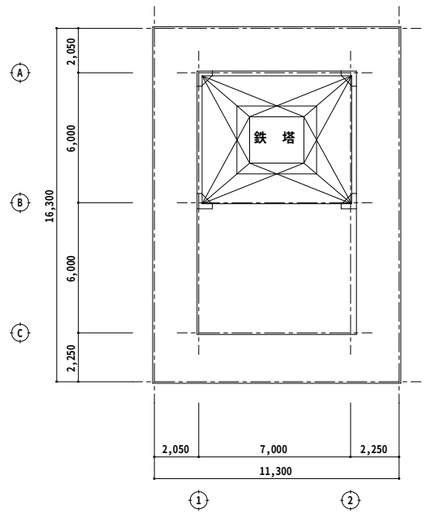

屋根伏図　1：200

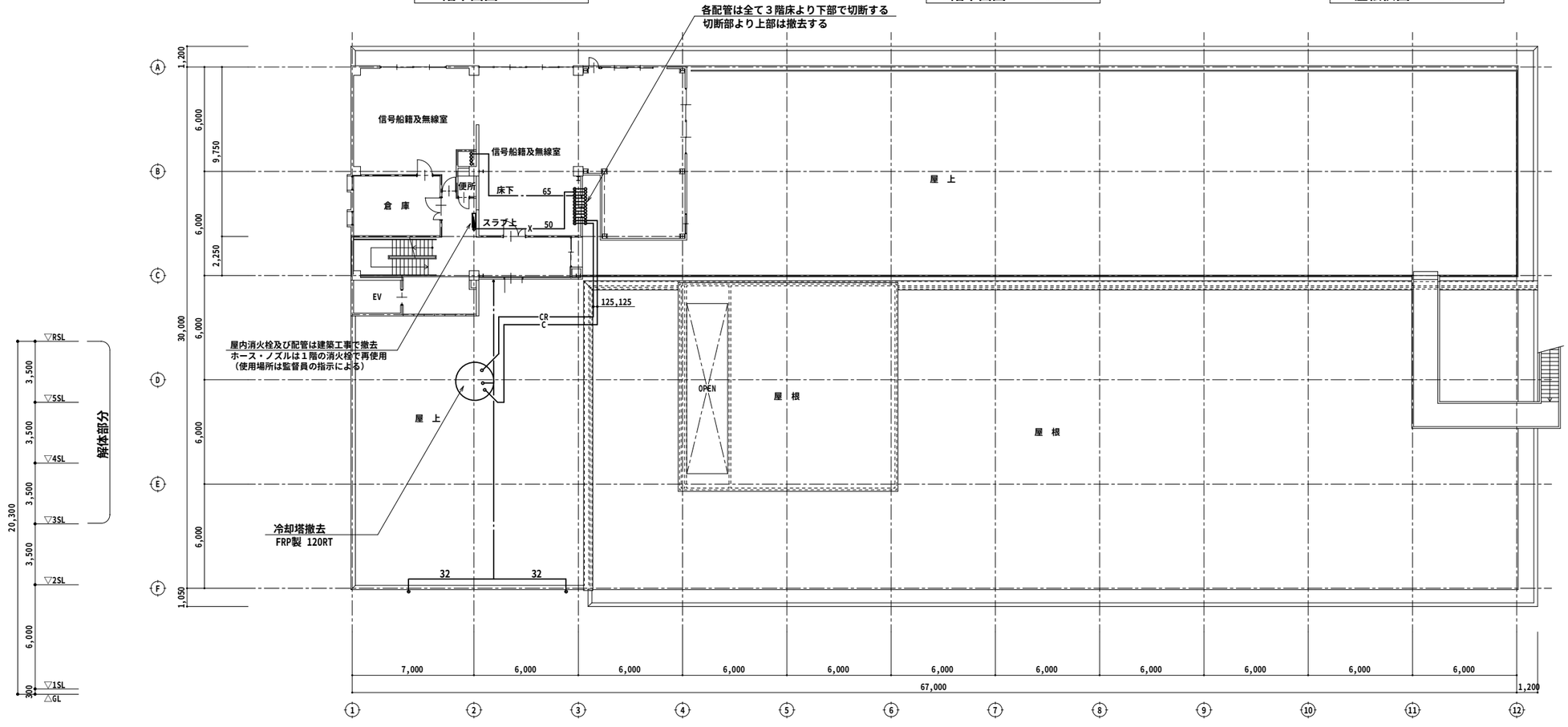

3階平面図　1：200

PROJECT TITLE F上屋（千歳庁舎）耐震補強及び改修工事　設計図	REMARKS	〒511-1111　三重県桑名市長島町小島267 三重県知事登録第1-800号 株式会社エクシア 一級建築士登録第110742号　服部厚生	MANAGER	DRAWN BY	DRAWING TITLE 3、4、5階平面図、屋根伏図　既設撤去図 【改修前】	SCALE 1：200 1：	DATE 12・03・28 SHEET NO M／11